

目 次
第1号（9月3日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	5
出席議員	7
欠席議員	8
事務局職員出席者	8
説明のため出席した者の職氏名	8
開 会	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	10
諸般の報告	10
町長提出第83号議案	12
町長提出第84号議案	12
町長提出第85号議案	12
町長提出第86号議案	12
町長提出第87号議案	12
町長提出第88号議案	12
町長提出第89号議案	12
町長提出第90号議案	12
町長提出第91号議案	12
町長提出第92号議案	18
町長提出第93号議案	18
町長提出第94号議案	18
町長提出第95号議案	18
町長提出第96号議案	18
町長提出第97号議案	18
町長提出第98号議案	18
町長提出第99号議案	18
町長提出第100号議案	18
町長提出第101号議案	31
町長提出第102号議案	31
町長提出第103号議案	31
町長提出第104号議案	31

町長提出第105号議案	31
町長提出第106号議案	31
町長提出第107号議案	31
町長提出第108号議案	31
町長提出第109号議案	31
町長提出第110号議案	45
町長提出第111号議案	45
町長提出報告第7号	51
町長提出報告第8号	52
町長提出報告第9号	54
町長提出報告第10号	56
散会	57
署名	58

第2号（9月6日）

議事日程	59
本日の会議に付した事件	59
出席議員	59
欠席議員	59
事務局職員出席者	59
説明のため出席した者の職氏名	60
開議	60
会議録署名議員の指名	60
一般質問	60
6番 丁 泰仁君	60
8番 三浦 英治君	78
11番 岡田 克也君	89
10番 後山 幸次君	106
4番 道信 俊昭君	119
散会	137
署名	138

第3号（9月7日）

議事日程	139
本日の会議に付した事件	139
出席議員	139

欠席議員	139
事務局職員出席者	139
説明のため出席した者の職氏名	140
開 議	140
会議録署名議員の指名	140
一般質問	140
3番 川田 剛君	140
9番 寺戸 昌子君	163
1番 草田 吉丸君	182
2番 米澤 宕文君	201
散 会	217
署 名	218

第4号（9月8日）

議事日程	219
本日の会議に付した事件	220
出席議員	221
欠席議員	221
事務局職員出席者	222
説明のため出席した者の職氏名	222
開 議	222
会議録署名議員の指名	222
町長提出第83号議案	223
町長提出第84号議案	224
町長提出第85号議案	226
町長提出第86号議案	227
町長提出第87号議案	228
町長提出第88号議案	229
町長提出第89号議案	230
町長提出第90号議案	231
町長提出第91号議案	232
町長提出第92号議案	234
町長提出第93号議案	242
町長提出第94号議案	243
町長提出第95号議案	244
町長提出第96号議案	245

町長提出第 97 号議案	246
町長提出第 98 号議案	247
町長提出第 99 号議案	248
町長提出第 100 号議案	249
散 会	250
署 名	251

第 5 号 (9 月 22 日)

議事日程	253
本日の会議に付した事件	254
出席議員	256
欠席議員	256
事務局職員出席者	256
説明のため出席した者の職氏名	256
開 議	257
会議録署名議員の指名	257
町長提出第 101 号議案	257
町長提出第 102 号議案	257
町長提出第 103 号議案	257
町長提出第 104 号議案	257
町長提出第 105 号議案	257
町長提出第 106 号議案	257
町長提出第 107 号議案	257
町長提出第 108 号議案	257
町長提出第 109 号議案	257
町長提出第 110 号議案	258
町長提出第 111 号議案	258
町長提出第 112 号議案	276
町長提出第 113 号議案	276
町長提出第 114 号議案	281
請願第 2 号	284
請願第 3 号	295
発委第 3 号	295
発議第 3 号	298
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	301
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	308

各委員会からの閉会中の継続調査の申出について	309
発議第4号	311
閉 会	312
署 名	313

津和野町告示第100号

令和3年第8回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年8月23日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 令和3年9月3日
- 2 場 所 津和野町役場本庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君
岡田 克也君	沖田 守君

○9月6日に応招した議員

○9月7日に応招した議員

○9月8日に応招した議員

○9月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和3年 第8回(定例)津和野町議会 会議録(第1日)

令和3年9月3日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年9月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第83号議案 津和野町原木・チップヤード施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 町長提出第84号議案 津和野町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第85号議案 津和野町手数料条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第86号議案 津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第87号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第88号議案 津和野町医療従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第89号議案 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第90号議案 町道和田支線の路線認定について
- 日程第12 町長提出第91号議案 町道四本松支線の路線認定について
- 日程第13 町長提出第92号議案 令和3年度津和野町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14 町長提出第93号議案 令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 町長提出第94号議案 令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 町長提出第95号議案 令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 町長提出第96号議案 令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 町長提出第97号議案 令和3年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 町長提出第98号議案 令和3年度津和野町診療所特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 20 町長提出第 99 号議案 令和 3 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 町長提出第 100 号議案 令和 3 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 町長提出第 101 号議案 令和 2 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 町長提出第 102 号議案 令和 2 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 町長提出第 103 号議案 令和 2 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 町長提出第 104 号議案 令和 2 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 町長提出第 105 号議案 令和 2 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 町長提出第 106 号議案 令和 2 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 町長提出第 107 号議案 令和 2 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 町長提出第 108 号議案 令和 2 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 町長提出第 109 号議案 令和 2 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 町長提出第 110 号議案 令和 2 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32 町長提出第 111 号議案 令和 2 年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33 町長提出報告第 7 号 令和 2 年度津和野町財政健全化判断比率等について
- 日程第 34 町長提出報告第 8 号 株式会社津和野開発の経営状況について
- 日程第 35 町長提出報告第 9 号 株式会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第 36 教育長提出報告第 10 号 令和 2 年度教育委員会事業点検評価報告書について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第83号議案 津和野町原木・チップヤード施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 町長提出第84号議案 津和野町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第85号議案 津和野町手数料条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第86号議案 津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第87号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第88号議案 津和野町医療従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第89号議案 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第90号議案 町道和田支線の路線認定について
- 日程第12 町長提出第91号議案 町道四本松支線の路線認定について
- 日程第13 町長提出第92号議案 令和3年度津和野町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 町長提出第93号議案 令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 町長提出第94号議案 令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 町長提出第95号議案 令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 町長提出第96号議案 令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 町長提出第97号議案 令和3年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 町長提出第98号議案 令和3年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 町長提出第99号議案 令和3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 町長提出第100号議案 令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 町長提出第101号議案 令和2年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 町長提出第102号議案 令和2年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 24 町長提出第 103 号議案 令和 2 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 町長提出第 104 号議案 令和 2 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 町長提出第 105 号議案 令和 2 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 町長提出第 106 号議案 令和 2 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 町長提出第 107 号議案 令和 2 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 町長提出第 108 号議案 令和 2 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 町長提出第 109 号議案 令和 2 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 町長提出第 110 号議案 令和 2 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32 町長提出第 111 号議案 令和 2 年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33 町長提出報告第 7 号 令和 2 年度津和野町財政健全化判断比率等について
- 日程第 34 町長提出報告第 8 号 株式会社津和野開発の経営状況について
- 日程第 35 町長提出報告第 9 号 株式会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第 36 教育長提出報告第 10 号 令和 2 年度教育委員会事業点検評価報告書について

出席議員（12 名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 草田 吉丸君 | 2 番 米澤 宏文君 |
| 3 番 川田 剛君 | 4 番 道信 俊昭君 |
| 5 番 板垣 敬司君 | 6 番 丁 泰仁君 |
| 7 番 御手洗 剛君 | 8 番 三浦 英治君 |
| 9 番 寺戸 昌子君 | 10 番 後山 幸次君 |
| 11 番 岡田 克也君 | 12 番 沖田 守君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
教育長	……………	世良 清美君	総務財政課長	……………	岩本 要二君
税務住民課長	……………				山本 慎吾君
つわの暮らし推進課長	……………				宮内 秀和君
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	清水 浩志君
農林課長	……………	益井 仁志君	商工観光課長	……………	堀 重樹君
環境生活課長	……………	野田 裕一君	建設課長	……………	安村 義夫君
教育次長	……………	齋藤 道夫君	代表監査委員	……………	水津 正君

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。なかなか新型コロナウイルスが変異株に置き換わったというようなこともあって、収束を見ることができず、これは当分の闘いが続くのではないかと、かようなことも思ったりする昨今ではありますが、本日、令和3年第8回津和野町議会定例会が招集されました。執行部をはじめ、議員各位にはおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員数は、全員の12名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第8回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番、後山幸次君、11番、岡田克也君を指名します。

それでは、先日議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。10番、後山幸次君。

○議会運営委員会委員長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を令和3年8月30日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日9月3日から9月22日までの20日間としたいと思います。

初日の3日金曜は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明を受け、決算認定については監査委員より審査意見の報告をいただき、監査委員に対する質疑終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とします。その後、町長からの報告を受け散会したいと思います。

6日月曜、7日火曜の2日間で一般質問を行います。今回の質問通告者は、9人の24件であります。

8日水曜は、決算議案を除く議案の質疑、討論、表決を行い散会したいと思います。

9日木曜から21日までは、休会とします。

休会中に決算審査特別委員会を開催していただきたいと思っております。

22日水曜に本会議を再開し、決算審査特別委員長の報告を受け、質疑、討論、表決を行い、請願等の所定の処理及び各委員会の報告を受けて全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

令和3年9月3日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月22日までの20日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月22日までの20日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

6月定例会招集日以降における議会行事及び各報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

【6月定例会以降】

- | | |
|----------|----------------------|
| 6月 4日（金） | 全員協議会 |
| 7日（月） | 議会運営委員会 |
| 8日（火） | 全員協議会、広報広聴常任委員会 |
| 9日（水） | 全員協議会 |
| 14日（月） | 山口線利用促進協議会総会 議長：書面議決 |

- 25日(金) 広報広聴常任委員会
 28日(月) 広報広聴常任委員会 正副委員長
 7月 2日(金) 津和野町人権・同和対策推進協議会総会 議長：書面議決
 7日(水) 広報広聴常任委員会
 12日(月) 広報広聴常任委員会 副委員長
 15日(木) 鹿足土木協会会計監査(事務局) 議長
 20日(火) 益田地区広域市町村圏事務組合議会臨時会(益田市)
 島根県浜田市議会視察受入(本庁舎) 議長代理 副議長
 26日(月) 島根県立大学支援協議会監査(事務局) 議長
 28日(水) 高津川漁業振興協議会通常総会 議長：書面議決
 8月 4日(水) 鹿足土木協会主要事業要望行動・意見交換会(松江市) 議
 ~5日(木) 長
 6日(金) 第7回津和野町議会臨時会、全員協議会
 総務経済常任委員会所管事務調査
 12日(木) 2020パラリンピック聖火リレー採火式(つわの清流会)
 議長代理 副議長：中止
 24日(火) 島根県町村議会議長会第2回臨時総会(松江市) 議長代理
 副議長
 県知事と町村議会議長との意見交換会(松江市) 議長代理
 副議長
 26日(木) 文教民生常任委員会
 27日(金) 一般質問通告締め切り 正午
 30日(月) 議会運営委員会
 島根県町村議会広報研修会(松江市) 副委員長：無期延期

【視察】

7月20日(火) 島根県浜田市議会(9名) 中山間地振興の取組みについて
 8月24日の議員派遣につきましては、緊急を要したため、津和野町議会会議規則第128条の規定により、議長において決定しましたので、報告いたします。

益田地区広域市町村圏事務組合議会の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きは御覧をいただきたいと思います。

日程第4. 議案第83号

日程第5. 議案第84号

日程第 6. 議案第 8 5 号

日程第 7. 議案第 8 6 号

日程第 8. 議案第 8 7 号

日程第 9. 議案第 8 8 号

日程第 1 0. 議案第 8 9 号

日程第 1 1. 議案第 9 0 号

日程第 1 2. 議案第 9 1 号

○議長（沖田 守君） 日程第 4、議案第 8 3 号津和野町原木・チップヤード施設の設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第 1 2、議案第 9 1 号町道四本松支線の路線認定について、以上 9 案件につきましては、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さん、おはようございます。本日は、9 月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、条例案件 7 件、町道認定案件 2 件、一般会計をはじめ各会計補正予算案件 9 件、決算認定案件 1 1 件、報告案件 4 件の合計 3 3 案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 8 3 号でございますが、津和野町原木・チップヤード施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 8 4 号でございますが、津和野町個人情報保護条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 8 5 号でございますが、津和野町手数料条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 8 6 号でございますが、津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 8 7 号でございますが、津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 8 8 号でございますが、津和野町医療従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第89号でございますが、津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第90号でございますが、町道和田支線の路線認定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第91号でございますが、町道四本松支線の路線認定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） それでは、議案第83号について御説明申し上げます。

津和野町原木・チップヤード施設の設置及び管理に関する条例の制定でございます。

この条例は、現在、建設中であります津和野町原木・チップヤード施設の設置及び管理に関する事項につきまして定めるものでございます。

第2条の設置の目的でございますが、津和野町原木・チップヤード施設を設置することにより、搬出される間伐材が活用され、津和野町の林業の振興を図るものでございます。

第3条の施設の位置につきましては、津和野町枕瀬779番1他でございます。

第4条の管理でございますが、指定管理者による管理を予定させていただいており、指定管理業務につきましては、そこに掲げております五つの業務を中心に管理することを予定しております。

この条例は、公布の日から施行するものといたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第84号を御説明いたします。

デジタル庁設置法の制定及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、津和野町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

アンダーラインの部分で改正内容となります。個人情報の記録を訂正した場合の通知先の変更及び引用条項のずれ等の規定の整備を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） 続きまして、議案第85号を御説明いたします。

津和野町手数料条例の一部改正でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものであります。

これまでは個人番号カード、マイナンバーカードの再発行を行う際に、手数料は町の条例に基づき徴収しておりましたが、令和3年9月1日より、地方公共団体情報システム機構が個人番号カード、マイナンバーカードの再発行に関する手数料を徴収するものとされたことに伴い、当該再発行手数料の規定を削るものです。

附則としまして、公布の日から施行し、改正後の津和野町手数料条例の規定は、令和3年9月1日から適用します。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 議案第86号について御説明いたします。

津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

日原診療所の移転に併せ、訪問看護ステーションせきせいの位置を現在の「津和野町枕瀬218番24」から「津和野町枕瀬975番地1」へ移転するため、条例の一部を改正するものでございます。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条の表、訪問看護ステーションせきせいの項中「218番24」を「975番地1」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、規則で定めるものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第87号について御説明いたします。

津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

本案は、国の介護保険制度の改正に伴い、市町村に指定権限がある地域密着型サービスに関しまして、利用者に関する虐待防止、事業所内でのハラスメント防止、感染症や非常災害発生時における業務継続計画の策定、感染症予防及びまん延防止のための委員会の定期的な開催と介護従業者への周知徹底及び介護従業者への認知症介護に係る基礎的な研修を受講させることについて、それぞれ必要な措置を講じることを明記するため、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

条例第4条から第44条においては、定期巡回・随時対応型訪問看護介護サービスについて規定しております。

3ページを御覧ください。

第31条において、第8号を追加し、各事業所の運営規定に虐待の防止のための措置に関する事項を定めておかなければならないことを定めております。

第32条では、第5項を追加し、適切なハラスメント対策を強化する観点から男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、ハラスメント対策を求めることを定めております。

4 ページを御覧ください。

第 3 2 条の 2 を新たに追加し、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するよう、業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づけることを定めております。

第 3 3 条では、第 3 項を追加し、感染症の発生及びまん延に関する取組を義務づけることを定めております。

6 ページを御覧ください。

第 4 0 条の 2 を新たに追加し、利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の設置、指針の整理、担当者を定めることを義務づけることを定めております。

以下、4 5 条から 5 9 条では、夜間対応型訪問介護サービスについて、6 0 条から 9 6 条では、地域密着型通所介護サービスについて、9 7 条から 1 0 9 条では、認知症対応型通所介護サービスについて、1 1 0 条から 1 3 6 条では、小規模多機能型居宅介護サービスについて、1 3 7 条から 1 5 6 条では、認知症対応型共同生活介護サービスについて、1 5 7 条から 1 7 6 条では、地域密着型特定施設入居者生活介護サービスについて、1 7 7 条から 2 1 6 条では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスについて、2 1 7 条から 2 2 9 条では、看護小規模多機能型居宅介護サービスについて、それぞれのサービスごとに同様の改正を行っております。

4 4 ページを御覧ください。

第 1 1 章雑則（第 2 3 0 条）として、電磁的記録等の条項を加えております。

附則としまして、施行期日でございますが、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

経過措置としまして、虐待の防止、業務継続計画の策定等、感染症の予防及びまん延の防止、認知症に係る基礎的な研修の受講、栄養管理、口腔衛生の管理、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、3 年の経過措置期間を設けることとございます。

以上であります。

続きまして、議案第 8 8 号について御説明いたします。

津和野町医療従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

平成 3 0 年 1 1 月まで訪問看護ステーションサテライトつわのとして、その後、訪問看護ステーションの急患施設として管理しておりました建物について、医療従事者住宅として利用するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

別表、瀧元住宅の項中、1、「津和野町瀧元 1 1 6 8 番 1」、家屋番号「1 1 6 8 番 1」、利用料「1 万 7, 7 0 0」を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第89号について御説明いたします。

津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

日原診療所の位置を現在の「津和野町枕瀬218番24」から「津和野町枕瀬975番地1」へ移転増築することに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条、表中、「218番24」を「975番地1」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、規則で定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 議案第90号について御説明いたします。

町道和田支線の路線認定でございます。

路線名は、和田支線でございます。

路線の場所でございますが、議案書の裏面を御覧ください。耕田地内和田地区の和田集会所付近から、津和野川沿いでございます。当該路線は、町道和田線から分岐する路線であります。沿線住民の生活道路として利用されていることから、町道として編入するものでございます。

路線の起点は、耕田213番地1先から、終点は、耕田363番地1先まででございます。延長は476メートル、道路幅員は4.0メートルでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第91号について御説明いたします。

町道四本松支線の路線認定でございます。

路線名は、四本松支線でございます。

路線の場所でございますが、議案書の裏面を御覧ください。山下地内四本松地区でございます。図の右側部分に円弧を描いているのが主要地方道津和野田万川線です。上部が木部公民館方面、下部が新昭和トンネル方面になっております。

当該路線は、一般県道津和野須佐線として既に供用されている路線の一部であります。が、県道改良事業に伴い、島根県と町道移管手続をするに当たり必要なため、町道として編入するものでございます。

路線の起点は、山下359番地2先から、終点は、山下349番地2先まででございます。延長は128.9メートル、道路幅員は5.0メートルでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第13. 議案第92号

日程第14. 議案第93号

日程第15. 議案第94号

日程第16. 議案第95号

日程第17. 議案第96号

日程第18. 議案第97号

日程第19. 議案第98号

日程第20. 議案第99号

日程第21. 議案第100号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第92号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第4号）より、日程第21、議案第100号令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上9案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第92号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,208万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億5,943万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第93号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,582万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億2,832万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第94号令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,681万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億8,621万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第95号令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ83万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1,895万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第96号令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ869万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,214万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第97号令和3年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算総額を407万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第98号令和3年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ629万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,699万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第99号令和3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,901万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1,030万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第100号令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

収益的収入を1,048万円追加し、収益的収入予算総額3億4,446万円、収益的支出を950万1,000円追加し、収益的支出予算総額3億964万8,000円、資本的収入及び支出をそれぞれ340万円減額し、資本的収入予算総額3億7,169万1,000円、資本的支出予算総額4億4,772万円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第92号を御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。

第2表、地方債、補正の追加と変更でございます。総額で7,698万4,000円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をさせていただきますと思います。

歳出の主なものから御説明をいたしますので、18ページをお開きください。

また、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、併せて御覧いただけたらと思います。

総務費では、財政管理費の積立金として、令和2年度の剰余金に伴い減債基金積立金4,000万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、財産管理費の委託料として、公共施設等総合管理計画の見直しに伴い公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託料368万5,000円を増額、積立金として、令和2年度のふるさと納税等の事業費の確定に伴いふるさと津和野基金積立金132万2,000円の増額をしております。

企画費の公有財産購入費として、津和野高校生町営寮建設予定地関連敷地用地購入費144万3,000円を新たに計上、負担金補助及び交付金として事業対象者の増に伴い津和野高校下宿補助金136万円の増加をしております。

情報処理費の委託料として、総合行政情報システムのクラウド化移行の遅れに伴い機器等保守点検委託料578万円を増額、使用料及び賃借料として、総合行政情報システムクラウド化リース料609万1,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、住民協働推進事業費の負担金補助及び交付金として、事業対象物件の増に伴い老朽空き家除去支援事業補助金240万円の増額をしております。

1枚めくっていただきまして、道の駅管理費のシルクウェイにちはら管理費では、負担金補助及び交付金として井水給水ポンプ等の修繕工事負担金411万2,000円の増額をしております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費の総務財政課分では、負担金補助及び交付金として益田広域消防の感染症対策用アイソレーター導入に伴い広域市町村圏事務組合消防費負担金261万9,000円を増額、商工観光課分では、コロナ経済振興対策に伴い個別商業包括的支援事業費補助金150万円を計上しております。

34ページをお開きください。

民生費では、障がい者福祉費の負担金補助及び交付金として、障害者福祉サービスの充実に伴い社会福祉法人つわの清流会補助金446万1,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、児童福祉費総務費の負担金補助及び交付金として、民間保育所への新型コロナウイルス感染症対策に伴い保育環境改善等事業145万6,000円を増額、町内の放課後児童クラブ等への新型コロナウイルス感染症対策に伴い新型コロナウイルス感染拡大防止事業補助金195万9,000円を増額、町内保育所の障害児保育に対する障がい児保育対策事業補助金264万3,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、衛生費では、健康福祉課分の委託料として、健（検）診結果等の標準化整備に伴い健康情報管理システム等委託料438万9,000円を計上しております。

続いて、46ページをお開きください。

農林水産業費では、農業振興費の負担金補助及び交付金として県事業の変更に伴い新規就農者整備支援事業費補助金564万2,000円を減額し、担い手経営発展支援事業費補助金425万3,000円及びハウス等整備事業138万9,000円組替え計上しております。

8月12日から15日までの豪雨による農業用施設の復旧事業に伴い農地農業用施設小災害復旧事業補助金752万円を増額、今年1月の雪害によるハウス倒壊の復旧に伴い農林業施設等災害復旧事業補助金556万1,000円の増額をしております。

続いて、50ページをお開きください。

林業振興費の委託料として、下刈り等の城山整備に伴い津和野城山森林整備事業委託料400万円を増額しております。

林地崩壊防止事業費の工事請負費として、津和野町部栄地区の林地崩壊に伴い県単林地崩壊防止事業1,000万円を増額、負担金補助及び交付金として、須川地区等の林

地崩壊に対する崩土除去等に伴い林地等崩壊対策事業補助金200万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、商工費では、商工振興費の負担金補助及び交付金として、日本三大芋煮連絡協議会負担金150万円を増額しております。

観光費の委託料として、観光振興計画の見直しに伴い観光振興計画改正業務委託料198万円の増額をしております。

1枚めくっていただきまして、日本遺産センター費の負担金補助及び交付金として、日本遺産「津和野今昔～百景図を歩く～」の地域活性化計画の推進に伴い日本遺産推進協議会補助金840万6,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、土木費では、土木総務費の委託料として、県道津和野須佐線の下組地区等道路改良に伴い登記事務委託料161万9,000円の増額をしております。

1枚めくっていただきまして、道路維持費の工事請負費では、町道直地線道路整備事業1,400万円を新たに計上しております。

道路新設改良費の木毛線では、補償補填及び賠償金として水道管移設工事に伴い補償金169万4,000円の増加をしております。

64ページをお開きください。

住宅建設費の委託料として、事業費確定に伴い中座団地解体撤去設計業務委託料168万4,000円を減額、工事請負費として事業費の増額に伴い中座団地敷地増設工事費662万8,000円を計上しております。

続いて、68ページをお開きください。

消防費では、消防施設費の負担金補助及び交付金として、後田地区下水道工事に伴う消火栓設置負担金191万2,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、教育費では、教育諸費の委託料として給食費の管理に伴い給食費管理システム開発委託料220万円を増額、補償補填及び賠償金として学校給食センター建設に伴い中電柱支障移転補償金107万8,000円を新たに計上しております。

続いて、80ページをお開きください。

文化財保護費の委託料として、文化財建造物管理の技術協力に伴い文化財計画策定支援業務委託料154万円を増額、工事請負費として、亀井家墓所の災害応急仮設工事264万円を新たに計上しております。

84ページをお開きください。

津和野城跡整備事業費の工事請負費として、登城路・仮設路等の整備に伴い城山整備工事1,008万8,000円の増額をしております。

伝統的建造物群保存事業費の負担金補助及び交付金として、後田地区の建造物修理に伴い伝統的建造物群保存事業費補助金800万円の増額をしております。

1枚めくっていただきまして、津和野田万川線発掘調査事業費の工事請負費として、表土等除去工事等842万5,000円を計上しております。

続いて、90ページをお開きください。

災害復旧費では、現年農地農業用施設災害復旧費の委託料として、8月の前線停滞による豪雨災害に伴い頭首工等測量設計業務委託料2,141万7,000円の増額をしております。

現年林道災害復旧費の委託料として、林道柳二俣線等の測量設計業務委託料1,659万4,000円の増額をしております。

1枚めくっていただきまして、現年公共土木施設災害復旧費の委託料として、町道野中線等測量設計業務委託料1,401万4,000円を計上しております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、10ページにお戻りをいただけたらと思います。

地方特例交付金では、交付金確定による132万1,000円を計上しております。

地方交付税では、普通交付税6,690万円の計上をしております。

国庫支出金では、国庫負担金の衛生費国庫負担金として、新型コロナウイルスワクチン接種者数の見直しに伴い新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金553万円の減額をしております。

国庫補助金の総務費国庫補助金として、個別商業包括的支援事業費補助金に伴い新型コロナウイルスワクチン感染症対応地方創生臨時交付金150万円を増額、老朽空き家等除去支援事業に伴い空き家対策総合支援事業費補助金120万円を増額をしております。

民生費国庫補助金として、保育環境改善等事業に伴い保育対策総合支援事業費補助金103万3,000円を増額をしております。

衛生費国庫補助金として、健（検）診結果等の標準化整備に伴い健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業費補助金266万2,000円を増額をしております。

教育費国庫補助金では、登城路・仮設路等の城山整備に伴い津和野城跡石垣修理工事費補助金500万円を増額、後田地区の建造物修理に伴い伝統的建造物群保存地区修理事業費補助金520万円の計上をしております。

1枚めくっていただきまして、県支出金では、県補助金の農林水産業費県補助金として、県事業の変更に伴い新規就農者整備支援事業費補助金484万8,000円を減額し、担い手経営発展支援事業費補助金345万9,000円及びハウス等整備事業138万9,000円組替え計上しております。

今年1月の雪害によるハウス倒壊の復旧に伴い農業復旧対策事業費補助金346万9,000円を増額、津和野町部栄地区の県単林地崩壊防止事業に伴い県単林地崩壊防止事業費補助金450万円を増額しております。

教育費県補助金として、登城路・仮設路等の城山整備に伴い津和野城跡石垣修理工事費補助金166万6,000円の増額をしております。

教育費委託金として、津和野田万川線発掘調査事業に伴い埋蔵文化財調査委託金1,900万円を計上しております。

繰入金では、日本遺産推進協議会補助金に伴いふるさと津和野基金繰入金840万6,000円を増額、観光振興計画改正業務委託料に伴い津和野町まちづくり基金繰入金190万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、繰越金では、令和2年度剰余金7,711万3,000円を計上しております。

諸収入では、雑入として、建設課の島根県公共補償に伴い用地事務委託175万9,000円を計上しております。

町債では、総務債の一般単独事業債として、津和野高校生町営寮建設予定地関連敷地用地購入費等に伴い合併特例310万円を増額、臨時財政対策債の確定に伴い臨時財政対策408万4,000円の増額をしております。

土木債の公営住宅建設事業債として、中座団地敷地造成工事等に伴い公営住宅建設事業480万円を増額、一般単独事業債として、町道直地線道路整備事業に伴い合併特例1,330万円を増額、過疎対策事業債として、町道木毛線の水道管移設補償費等に伴い道路橋梁整備事業220万円を増額、緊急自然災害防止事業債として、津和野町部栄地区の県単林地崩壊防止事業に伴い緊急自然災害防止事業620万円の増額をしております。

教育費の過疎対策事業債として、登城路・仮設路等の城山整備に伴い地域文化振興事業330万円を増額、給食センター建設に係る中電柱支障移転に伴い教育の振興事業110万円の増額をしております。

1枚めくっていただきまして、災害復旧債の農林水産業施設災害復旧債として、8月の前線停滞による豪雨災害に係る頭首工等測量設計業務及び林道柳二俣線等の測量設計業務に伴い農林水産業施設災害復旧事業2,460万円を新たに計上、公共土木施設災害復旧債として、町道野中線等測量設計業務に伴い公共土木施設災害復旧事業1,400万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第93号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、10ページを御覧ください。

保健事業費の特定健康診査等事業費7,000円増は、特定健康時のタクシー借り上げ料によるものであります。

1枚めくっていただいて、12ページ、諸支出金の償還金112万1,000円増は、令和2年度普通交付金の確定によるものであります。

続いて、歳入を説明しますので、8ページを御覧ください。

諸収入の雑入112万1,000円増は、令和2年度分の療養給付費等の確定によるもの、その下、繰越金2,470万円増は、令和2年度分の繰り越しによるものであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 議案第94号を御説明いたします。

令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。

基金積立金の介護納付費準備基金積立金でございます。積立金として226万2,000円を増額しております。

12ページを御覧ください。

地域支援事業費の任意事業費でございます。役務費につきまして、成年後見人申立て費用として、通信運搬費4,000円及び手数料5万円を増額しております。

負担金補助及び交付金につきまして、成年後見制度利用支援事業助成金として32万8,000円を増額しております。

14ページを御覧ください。

諸支出金の償還金及び還付金でございます。第1号被保険者保険料還付金につきまして、償還金利子及び割引料として過年度還付金15万2,000円を増額しております。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。

繰越金として、令和2年度の剰余金2,681万9,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 続きまして、議案第95号令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、10ページを御覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金83万6,000円増は、前年度分の確定によるものであります。

1枚戻っていただきまして8ページ、歳入であります。繰越金83万6,000円増は、前年度分の繰り越しであります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） それでは、議案第96号を御説明いたします。

令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

4ページをお開きください。

第2表の地方債補正の変更でございます。440万円の増額補正をしております。

なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の中で御説明いたします。

12ページの歳出を御覧ください。

営業費の業務費でございます。報酬、職員手当、旅費につきまして、会計年度任用職員報酬、期末手当、通勤手当の合計81万9,000円を増額しております。

役務費につきましては、公用車買い取りに伴う名義変更手数料1万5,000円を増額しております。

公課費につきましては、令和2年度消費税及び地方消費税の申告確定に伴い納税額9万5,000円を増額しております。

管渠費でございます。需用費の修繕につきまして、後田その1、マンホールポンプ故障修繕、金見町マンホールポンプジェットバルブ修繕として251万6,000円を増額しております。

14ページを御覧ください。

施設整備費の補償補填及び賠償金でございます。山根町下水道工事に伴う排水管支障移転工事の補償費として435万4,000円を増額しております。

戻りまして、10ページの歳入を御覧ください。

一般会計繰入金でございますが、歳出で御説明いたしました下水道事業費の財源として254万2,000円を増額しております。

土木債の下水道事業債でございますが、支出で御説明いたしました下水道事業費の施設整備費として440万円を増額しております。

繰越金でございますが、令和2年度の剰余金として175万7,000円を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第97号を御説明いたします。

令和3年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。

営業費の業務費につきましては8万9,000円の財源振り替えを行うものでございます。

なお、財源につきまして繰越金でございます。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。

繰越金につきましては、令和2年度の剰余金として8万9,000円を計上しております。これによりまして一般会計繰入金を8万9,000円減額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） それでは、議案第98号を御説明いたします。

令和3年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。

予備費として629万4,000円を計上しております。

なお、財源につきましては繰越金でございます。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。

繰越金として、令和2年度の剰余金629万4,000円を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第99号を御説明いたします。

令和3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。

予備費として1,901万8,000円を計上しています。

なお、財源につきましては繰越金でございます。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。

繰越金として、令和2年度の剰余金1,901万8,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） 議案第100号を御説明いたします。

令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

14ページの収益的収入及び支出を御覧ください。

下段、収益的支出でございます。営業費用の原水及び浄水費でございます。手数料につきまして、ケーブルテレビ加入手数料として1万4,000円を増額しております。

修繕費につきまして、水道施設監視装置用通信設備修繕、野広浄水場流入及び配水管修繕、上横道浄水場受水槽流入側パルス発信機取付工事等として、合計191万4,000円を増額しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。

手当につきまして、時間外手当56万円を増額しております。

修繕費につきまして、旧青原橋橋梁添架配水管閉栓、高岡通り配水管修繕等として、合計100万1,000円を増額しております。

工事請負費につきまして、町道木毛線道路改良工事に伴う配水管支障移転工事、山根町公共下水道工事に伴う排水管支障移転工事として合計807万2,000円を増額しております。

続きまして、総係費でございます。

報酬につきまして、水道審議会委員報酬21万9,000円を減額しております。

旅費につきまして、水道審議会旅費2万6,000円を減額しております。

委託料につきまして、津和野町水道事業支援業務委託料181万5,000円を減額しております。

上段、収益的収入でございます。営業収益のその他営業収益です。分担金及び負担金につきまして、山根町公共下水道工事に伴い消火栓修繕負担金191万2,000円を増額しております。

営業外収益の他会計補助金です。一般会計補助金につきまして、先ほど支出で御説明いたしました営業費用の増額に伴い252万円を増額しております。

雑収益のその他雑収益につきまして、先ほど支出で御説明いたしました支障移転工事に伴い604万8,000円を増額しております。

16ページの資本的収入及び支出を御覧ください。

下段、資本的支出でございます。建設改良費の水道施設整備費でございます。消耗品費につきまして、事務用品費15万3,000円を減額しております。

委託料につきまして、緊急管路改善事業、上水道日原配水管布設設計業務委託を1,900万円計上しております。

工事費につきましては、緊急管路改善事業、上水道日原配水管布設替え工事を1,900万減額、県道津和野田万川線配水管布設替え工事精算に伴い340万円を減額しております。

使用料につきまして、公用車リース料を15万3,000円を増額しております。

上段、資本的収入でございます。企業債につきまして、先ほど支出で御説明いたしました建設改良費の減額に伴い340万円を減額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

ここで10時10分まで休憩といたします。

午前10時00分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第22. 議案第101号

日程第23. 議案第102号

日程第24. 議案第103号

日程第25. 議案第104号

日程第26. 議案第105号

日程第27. 議案第106号

日程第28. 議案第107号

日程第29. 議案第108号

日程第30. 議案第109号

○議長（沖田 守君） 日程第22、議案第101号令和2年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第30、議案第109号令和2年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上9案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第101号でございますが、令和2年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、別紙のとおり監査委員さんの意見書をつけて、議会の認定に付するものでございます。

一般会計につきましては、歳入総額106億8,722万9,790円、歳出総額104億8,276万3,263円で、差引きいたしまして、2億446万6,527円の黒字決算となったわけでございますが、この中に繰越明許費繰越額9,163万3,000円、事故繰越し繰越額3,571万9,192円がございますので、実質収支額といたしましては7,711万4,335円となったものでございます。

議案第102号でございますが、令和2年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額11億118万9,562円、歳出総額10億7,648万8,879円で、差引きいたしまして、2,470万683円の黒字決算となったものでございます。

議案第103号令和2年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が13億6,768万4,876円、歳出総額が13億4,086万5,816円で、差引きいたしまして、2,681万9,060円の黒字決算となったものでございます。

議案第104号令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が3億1,602万4,463円、歳出総額が3億1,518万9,419円で差引きいたしまして、83万5,044円の黒字決算となったものでございます。

議案第105号令和2年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が3億2,322万7,777円、歳出総額が3億1,511万1,228円で、差引きいたしまして、811万6,549円の黒字決算となったものでございますが、この中に繰越明許費繰越額が635万9,000円ございますので、実質収支額といたしましては、175万7,549円となったものでございます。

議案第106号令和2年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が466万3,353円、歳出総額が457万3,720円で、差引きいたしまして、8万9,633円の黒字決算となったものでございます。

議案第107号令和2年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が1,359万7,150円、歳出総額が1,359万7,150円で、歳入歳出差引きゼロの決算となったものでございます。

議案第108号令和2年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が5,732万6,089円、歳出総額が5,103万1,600円で差引きいたしまして、629万4,489円の黒字決算となったものでございます。

議案第109号令和2年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が2億9,398万6,490円、歳出総額が2億7,496万7,929円で、差引きいたしまして、1,901万8,561円の黒字決算となったものでございます。

以上、概要を御説明いたしました。各会計につきましては黒字決算とすることができましたことを大変ありがたく思っております。

なお、詳細につきましては総務財政課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わり、これから監査委員の審査意見の――失礼、総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第101号令和2年度一般会計歳入歳出決算につきまして御説明をいたします。

歳入歳出決算書1ページを御覧ください。

歳入1款の町税は、市町村民税ほか町税全体の収入済額は6億3,065万1,713円で、歳入全体の6%、前年度に比べ3,473万9,916円の減、不納欠損額として、165万5,319円が計上され、収入未済額は5,935万9,202円で、収納率は91.3%、前年度に比べ4.5ポイントの減となっております。

3款、4款、5款、6款、7款、8款、9款及び11款を合わせた8つの交付金の合計は、収入済額1億6,913万5,000円で、前年度に比べ1,808万7,827円、12%の増、10款の地方交付税は、収入済額42億6,331万8,000円で、歳入全体の39.9%を占めており、前年度に比べ1,419万5,000円、0.3%の増となっております。12款の分担金及び負担金は、収入済額4,260万6,416円、収入未済額のうち48万6,000円は繰越明許費財源充当分となっております。

3ページを御覧ください。14款の国庫支出金は、収入済額19億1,641万2,922円で、歳入全体の17.9%で、前年度に比べ11億296万2,627円の増で、収入未済額4億2,462万6,208円は、事故繰越及び繰越明許費財源充当分となっております。

15款の県支出金は、収入済額6億396万5,107円で、歳入全体の5.7%、前年度に比べ、4,805万680円、8.6%の増で、収入未済額1億280万7,000円は、繰越明許費財源充当分となっております。

16款の財産収入は、収入済額1,772万8,625円で、主なものはミュージアムグッズ売払い収入となっております。

17款の寄付金は、2億9,526万9,120円で、収入未済額1億3,205万6,000円は繰越明許費財源充当分となっております。

18款の繰入金は、収入済額3億4,175万8,461円で、歳入全体の3.2%、前年度に比べ1億5,491万722円の増、19款の繰越金は、収入済額8,923万9,551円で、3,085万503円の増。

20款の諸収入は、収入済額9,556万1,559円で、5,087万2,291円の減。

21款の町債は、収入済額19億9,501万1,000円で、歳入全体の18.7%、前年度に比べ8億3,462万6,000円の増で、収入未済額9億9,300万円は、繰越明許費財源充当分となっております。

収入合計は、収入済額106億8,722万9,790円で、前年度に比べ20億9,509万8,175円、24.4%の増となっております。

続いて、5ページを御覧ください。

歳出1款の議会費は、支出済額6,822万8,393円、前年度に比べ148万799円の減となっております。

2款の総務費は、支出済額34億1,054万9,644円、歳出全体の32.5%、前年度に比べ16億1,069万554円の増、財産管理費、地域情報化推進事業費、津和野城山整備事業費に前年度繰越明許費1億2,406万7,600円が含まれております。

また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は、津和野庁舎耐震補強改修事業及び津和野城山整備事業となっております。

3款の民生費は、支出済額17億3,494万2,056円、歳出全体の16.6%、前年度に比べ1億106万9,794円の増、社会福祉総務費に前年度繰越明許費61万4,600円が含まれております。

また、日原保育園建設工事実施設計業務で翌年度繰越額が計上をされております。

4款の衛生費は、支出済額7億4,319万198円、歳出全体の7.1%、前年度に比べ7,581万3,213円の減。

5款の労働費は、支出済額62万5,000円、前年度に比べ2,000円の減となっております。

6 款の農林水産業費は、支出済額 4 億 5,552 万 8,390 円、前年度に比べ 1 億 1,987 万 9,500 円の減、農地費、水産業振興費に前年度繰越明許費 1,336 万 4,700 円が含まれております。

また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は、原木チップヤード建設事業となっております。

7 款の商工費は、支出済額 4 億 5,916 万 6,443 円、前年度に比べ 1,583 万 5,033 円の減、歴史的風致維持向上事業費に前年度繰越明許費 1 億 5,290 万 4,912 円が含まれております。

また、歴史的風致維持向上事業で翌年度繰越額が計上されております。

8 款の土木費は、支出済額 9 億 1,583 万 1,337 円、前年度に比べて 1 億 4,294 万 4,032 円の増、地籍調査事業費、道路維持費、道路新設改良費、道路長寿命化対策事業費に前年度繰越明許費 2 億 6,568 万 8,774 円が含まれております。

また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は道路新設改良事業となっております。

9 款の消防費は、支出済額 2 億 4,382 万 5,850 円、前年度に比べ 3,692 万 8,222 円の減となっております。

7 ページを御覧ください。

10 款の教育費は、支出済額 11 億 4,443 万 7,808 円、歳出全体の 10.9%、前年度に比べ 3 億 3,962 万 7,457 円の増、教育諸費、社会教育総務費、津和野城跡整備事業費に前年度繰越明許費 4,835 万 3,700 円が含まれております。また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は、津和野小川体育館照明器具 LED 化事業となっております。

11 款の災害復旧費は、支出済額 1,507 万 3,690 円、前年度に比べ 1,857 万 7,698 円の減に、現年林道災害復旧費に前年度繰越明許費 428 万 8,200 円が含まれております。また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は現年農地農業用施設災害復旧費となっております。

12 款の公債費は、支出済額 12 億 7,117 万 2,716 円、歳出全体の 12.1%、前年度に比べ 6,550 万 1,178 円の増。

13 款の諸支出金は、支出済額 2,020 万 4,554 円で、931 万 4,649 円の増となっております。

歳出合計は、支出済額 104 億 8,276 万 3,263 円で、前年度に比べ 19 億 7,987 万 1,199 円、23.3%の増、翌年度繰越額は 17 億 8,035 万 7,400 円となっております。

続いて、359 ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引き額が2億446万6,527円から翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額9,163万3,000円、事故繰越し繰越額3,571万9,192円を差し引きますと、実質収支額は7,711万4,335円となっております。

続きまして、議案第102号国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入歳出決算書1ページを御覧ください。

歳入1款の国民健康保険税は、収入済額1億4,294万537円、歳入全体の13%、前年度に比べ1,023万7,158円の減、歳入合計は、収入済額11億118万9,562円、前年度に比べ342万3,405円、0.3%の増となっております。

3ページを御覧ください。

2款の保険給付費は、支出済額8億1,011万4,026円、歳出全体の75.3%を占めており、前年度に比べ2,684万9,016円の増、歳出合計は、支出済額10億7,648万8,879円、前年度に比べ93万4,984円、0.1%の増となっております。

27ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

実質収支額は、歳入歳出差引き額と同額の2,470万683円となっております。

続きまして、議案第103号の介護保険特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明をいたします。

1ページを御覧ください。

歳入1款の介護保険料は、収入済額1億9,816万5,824円、歳入全体の14.5%、前年度に比べ844万4,216円の減、不納欠損額として75万3,700円が計上をされております。

3款の国庫支出金及び5款の県支出金を合わせた支出金は、収入済額5億6,482万2,359円、歳入全体の41.3%、前年度に比べ808万688円の減。

4款の支払基金交付金は、収入済額3億3,355万4,790円、歳入全体の24.4%、前年度に比べ1,131万5,827円の減となっております。

歳入合計は、収入済額13億6,768万4,876円、前年度に比べ2,351万9,003円、1.7%の減となっております。

3ページを御覧ください。

歳出2款の保険給付費は、支出済額11億9,982万8,508円、歳入全体の89.5%を占めており、前年度に比べ1,966万934円の減となっております。

歳出合計は、支出済額13億4,086万5,816円、前年度に比べ3,214万8,605円、2.3%の減となっております。

39ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

実質収支額は、歳入歳出差引き額と同額の2,681万9,060円となっております。

続きまして、議案第104号の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明をいたします。

1ページを御覧ください。

歳入1款の後期高齢者医療保険料は、収入済額9,974万8,015円、歳入全体の31.6%、前年度に比べ1,335万9,200円の増。

3款の繰入金は、収入済額2億756万9,322円、歳入全体の65.7%、前年度に比べ589万5,830円の増となっております。

歳入合計は、収入済額3億1,602万4,463円、前年度に比べ、2,100万1,035円、7.1%の増となっております。

続いて、3ページを御覧ください。

歳出2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額3億969万4,920円、歳出全体の98.3%を占めており、前年度に比べ1,890万2,486円の増となっております。

歳出合計は、支出済額3億1,518万9,419円、前年度に比べ2,118万2,901円、7.2%の増となっております。

続いて、13ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

実質収支額は、歳入歳出差引き額と同額の83万5,044円となっております。

続きまして、議案第105号の下水道事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明をいたします。

1ページを御覧ください。

歳入2款の使用料及び手数料は、収入済額5,809万9,169円、歳入全体の18%、前年度に比べ102万8,787円の減。

3款の国庫支出金は、収入済額3,582万4,250円、歳入全体の11.1%、前年度に比べ239万4,750円の減、収入未済額は、翌年度繰越明許費財源充当分となっております。

7款の町債は、収入済額6,830万円、歳入全体の21.1%、前年度に比べ1,780万円の減、収入未済額は翌年度繰越明許費財源充当分となっております。

歳入合計は、収入済額3億2,322万7,777円、前年度に比べ862万439円、2.6%の減となっております。

3ページを御覧ください。

歳出1款の下水道事業費は、支出済額1億2,903万951円、歳出全体の40.9%を占めており、前年度に比べ2,199万6,304円の減、施設整備費に前年度繰越明許費2,766万9,100円が含まれております。また、翌年度繰越額が計上をされております。

歳出合計は、支出済額3億1,511万1,228円、前年度に比べ1,360万2,235円、4.1%の減となっております。

続いて、17ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引き額811万6,549円から翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額635万9,000円を差し引きますと、実質収支額は175万7,549円となっております。

続きまして、議案第106号の農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明をいたします。

1ページを御覧ください。

歳入1款の使用料及び手数料は、収入済額97万1,333円、歳入全体の20.8%、前年度に比べ4万1,939円の増。

2款の繰入金は、収入済額355万6,000円、歳入全体の76.3%、前年度に比べ28万2,000円の増となっております。

歳入合計は、収入済額466万3,353円、前年度に比べ40万4,887円、9.5%の増となっております。

3ページを御覧ください。

歳出1款の農業集落排水事業費は、支出済額246万160円、歳出全体の53.8%、前年度に比べ45万2,017円の増となっております。

歳出合計は、支出済額457万3,720円、前年度に比べ45万1,274円、10.9%の増となっております。

9ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

実質収支額は、歳入歳出差引き額と同額の8万9,633円となっております。

続きまして、議案第107号の奨学基金特別会計の歳入歳出決算につきまして、御説明をいたします。

1ページを御覧ください。

歳入4款の諸収入は、収入済額687万2,800円、歳入全体の50.5%、前年度に比べ38万3,900円の増となっております。

歳入合計は、収入済額1,359万7,150円、前年度に比べ278万4,158円、25.7%の増となっております。

3ページを御覧ください。

歳出、奨学金費は、支出済額1,359万7,150円、前年度に比べ278万4,158円、25.7%の増となっております。

9ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引き額は0円となっております。

続きまして、議案第108号の診療所特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明をいたします。

1ページを御覧ください。

歳入1款の診療収入は、収入済額5,331万9,374円、歳入全体の93%を占めており、前年度に比べ68万5,020円の減となっております。

歳入合計は、収入済額5,732万6,089円で、前年度に比べ85万1,149円、1.5%の増となっております。

3ページを御覧ください。

歳出合計は、支出済額5,103万1,600円、前年度に比べ317万9,065円、5.9%の減となっております。

9ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

実質収支額は、歳入歳出差引き額と同額の629万4,489円となっております。

続きまして、議案第109号の介護老人保健施設事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明をいたします。

1ページを御覧ください。

歳入1款の介護老人保健施設事業収入は、収入済額2億5,920万464円、歳入全体の88.2%を占めており、前年度に比べ1,295万7,963円の増となっております。

歳入合計は、収入済額2億9,398万6,490円、前年度に比べ1,749万4,287円、5.6%の減となっております。

3ページを御覧ください。

歳出1款の介護老人保健施設事業費は、支出済額2億5,747万5,446円、歳出全体の93.6%を占めており、前年度に比べ1,626万2,533円の減となっております。

歳出合計は、支出済額2億7,496万7,929円、前年度に比べ2,220万932円、7.5%の減となっております。

11ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

実質収支額は、歳入歳出差引き額と同額の1,901万8,561円となっております。

以上で、令和2年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから、監査委員の審査意見の報告を求めたいと思います。どうぞひとつよろしくお願いをいたします。監査委員、水津君。

○代表監査委員（水津 正君） 改めましておはようございます。

それでは、先日、町長宛てに提出いたしました令和2年度歳入歳出決算審査意見書につきまして、御説明を申し上げます。

この意見書は、地方自治法の規定に基づいて作成したものであります。

審査の対象は、令和2年度津和野町一般会計歳入歳出決算書及び国民健康保険特別会計以下、8の特別会計、合わせて9会計でございます。

審査の期間は御覧のとおりであります。

審査の総括意見といたしまして、町長より審査に付された各会計の決算書について、関係諸帳簿、伝票並びに証書類等との照合、関係資料の分析、比較検討等、通常実施すべき審査を実施した。

この結果、各会計とも決算書数値は正確で、かつ合法的であり、関係帳簿、証書類等と整合しており、財産運用、管理もおおむね適当であると認めた。

以下、内容について記述するということであります。

先ほど、執行部から御説明があったこととの重複は避けるように努めていきたいと思っております。また、表によっては1,000円単位でくくっているところがありますが、1,000円未満の四捨五入の関係で、中には整合しない箇所があるかもしれませんが、御了承いただきたいと思っております。

2ページを御覧ください。

1、決算規模であります。一般会計及び特別会計の総合計につきまして、歳入総額は141億8,609万8,645円でありまして、それに対しまして歳出総額は139億2,003万6,524円でございます。

3ページを御覧ください。

決算収支状況であります。令和2年度におきましては、単年度収支が1,240万5,000円、実質単年度収支におきましては2,823万8,000円でありました。

次に、歳入の状況であります。歳入の中で一番大きいのが地方交付税であります。全体の構成比としましては39.9%、次に、町債でありまして19億9,501万1,000円、構成比で18.7%、そして3番手に町税でありまして6億3,651万2,000円、構成比で6%となっております。

表の下にそれぞれ分析とかコメントをつけておりますが、これは後ほど御覧いただきたいと思っております。

4ページの歳出の状況であります。目的別であります。歳出で一番大きい款では、総務費、決算額は34億1,055万円あります。続いて民生費が17億3,494万2,000円あります。3番手に公債費で12億7,117万3,000円となっております。

それから、少し飛びますが、7ページを御覧ください。

性質別の歳出についてであります。一番大きいのが補助費等の24億5,994万6,000円で、構成比で23.5%であります。

続いて、普通建設事業費が23億6,276万1,000円、22.5%、3番手に人件費で14億3,131万3,000円、13.7%となっております。

8ページを御覧ください。

財政構造の分析であります。経常収支比率は89.0%、構成比率が22.5%、人件費比率24.0%、物件費率11.7%、実質収支比率が1.8%、実質公債費率が9.7%であります。財政力指数は0.169となっております。

少し飛ばさせていただきますが、10ページを御覧ください。

使用料及び手数料の状況であります。使用料におきましては、収入未済が住宅使用料でありまして、511万3,000円上がっております。手数料につきましては収入未済はありません。

それから、11ページの下を御覧ください。

地方債の現在高の状況であります。令和2年度末の現在高が136億3,111万6,000円、町民1人当たり直しますと194万4,000円となっております。

12ページを御覧ください。

滞納額の状況、(15)ですが、滞納額の状況で、この中で固定資産税が5,683万6,000円、前年度に比べますと3,048万7,000円滞納額が増加しておりますが、令和2年度におきましては、コロナの状況下におきまして、納付の猶予特例がございまして、これが3,000万ちょっとございまして、それが大きく影響しております。

それでは、次に特別会計のほうに移らせていただきますが、15ページを御覧ください。

滞納額の状況であります。国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療、下水道事業等ございまして、合計しますと944万6,000円となっております。前年度に比べますと372万7,000円減少しております。

最後に17ページを御覧ください。

審査意見といたしまして、1、経常収支比率は前年度比で2.8ポイント減少しているものの、近年、増高傾向にある。県内町村平均と比較して、特に人件費率が高いのが気にかかる場所である。

2、経常一般財源は、前年度比で2,704万円減となっている。町税の伸びは期待できず、また令和2年、国勢調査人口速報値であります。これにおきましては、前回の国勢調査人口と比べると774人減少しており、今後の普通交付税にどの程度影響してくるか気がかりである。普通交付税が減少すれば、おのずと経常収支比率を押し上げることもなり、財政運営の硬直化につながりかねず、経常経費の削減に努められたい。

3、公債費率は、今日まで継続して実施してきた繰上償還の効果があって、毎年度下がってきているが、一方で地方債残高は近年増加傾向にあり、将来負担比率も上昇し、今後の発行額に留意されたい。

4、町税は、コロナ禍による固定資産税の猶予特例があって、収納率が前年度比で4.5ポイント減となっている。収納率は前年度に引き続き県内でトップであり、収納努力を評価するところであるが、引き続き収納率の向上に努められたい。

5、使用料等の未収では住宅使用料が改善されているものの511万4,000円に上り、さらなる収納強化を図られたい。

6、特別会計においては、一般会計からの繰出金に依存せざるを得ない会計もあり、効率的な運営に努められたい。また、国民健康保険特別会計では748万6,000円、後期高齢者医療保険特別会計では23万4,000円、介護保険特別会計では148万8,000円、下水道事業特別会計では23万8,000円、それぞれ未収があり、引き続き収納努力を重ねられたい。

終わりに、町民福祉の安定向上を図る上から、行財政改革を推し進め、効率的な財政運営に努められたい。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

それでは、審査意見報告に関する監査委員さんへの質疑に入りたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

ここで11時まで休憩といたします。

午前10時55分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

大変失礼いたしました。特別会計の一括質疑をこれから受けたいと思います。大変失礼いたしました。ありませんか。特別会計についての一括質疑を受けたいと思います。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので特別会計に対する質疑を終結いたします。

.....

日程第31. 議案第110号

日程第32. 議案第111号

○議長（沖田 守君） 続きまして、日程第31、議案第110号令和2年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について及び日程第32、議案第111号令和2年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、以上2案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第110号でございますが、令和2年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、監査委員さんの意見書を添えまして、議会の認定に付するものでございます。

収益的事業では、当年度純利益975万3,013円に対し、前年度繰越利益剰余金がありませんでしたので、当年度未処分利益剰余金が975万3,013円となったものでございます。

資本的事業でございますが、収入支出差引き1,803万6,717円の不足額が生じたので、過年度分損益勘定留保資金から補填をいたしまして決算をさせていただいたものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第111号でございますが、令和2年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、議会の認定に付するものでございます。

収益的事業では、当年度純利益2,096万3,606円に対し、前年度繰越利益剰余金2,499万2,273円で、当年度未処分利益剰余金が4,595万5,879円となったものでございます。

資本的事業でございますが、収入支出差引き1億1,465万1,516円の不足額が生じたので、同年度消費税資本的収支調整額1,035万1,675円、減価償却費等の現年度分損益勘定留保資金9,163万7,035円及び繰越利益剰余金1,266万2,806円で補填させていただきまして決算をさせていただいたものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 議案第110号令和2年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

公営企業である病院事業の決算につきましては、税抜き処理にて調整することとなっておりますが、予算制度を採用していることから、1ページから4ページの決算報告書につきましては税込み金額の数値となっております。

それでは、1、2ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。上段の収入である病院事業収益の決算額は8億9,587万76円となり、うち仮受消費税及び地方消費税は469万4,555円となります。

下段の支出であります病院事業費用の決算額は8億8,549万9,063円となります。

3、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。上段の資本的収入の決算額は2,483万8,717円、下段の資本的支出の決算額は4,287万5,434円となり、うち仮払消費税及び地方消費税は61万8,000円となります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1,803万6,717円は、減価償却費等の過年度分損益勘定留保資金で補填しています。

続きまして、5ページの損益計算書について御説明いたします。

損益計算書については、1事業年度における企業の経営状況を明らかにするため、当該年度中に得た全ての収益から要した費用を差し引き、損益の発生原因とその期間の純利益を表したものでございます。税抜きの金額の数値となっております。

金額欄の中ほど、または右側の列を御覧いただきたいと思えます。

まず、1の医業収益は6億2,852万188円、2の医業費用は8億7,410万1,188円、3の医業外収益は2億5,295万2,817円、4の医業外費用は732万1,320円となり、経常利益は5万497円の利益となります。

特別利益の過年度損益修正益は970万2,516円となります。

以上から、当年度純利益は975万3,013円となります。

7ページ以降の剰余金計算書、貸借対照表、決算附属書類につきましては、決算審査特別委員会にて御説明をいたします。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） それでは、議案第111号令和2年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算について御説明いたします。

令和2年度津和野町水道事業会計決算書を御覧ください。公営企業である水道事業の決算につきましては、基本的には税抜き処理にて調整することとなっておりますが、予算制度を採用していることから、1ページから4ページの決算報告書につきましては税込み金額の数字となっております。

それでは、1、2ページをご覧ください。収益的収入及び支出でございます。

上段の収入である水道事業収益決算額は3億6,027万945円で、うち仮受消費税、地方消費税は1,494万9,660円となります。

下段の支出であります水道事業費用決算額は3億2,374万9,975円で、うち仮払消費税及び地方消費税は904万3,564円となります。

ページをめくっていただきまして、3、4ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。

上段の資本的収入の決算額は、1億9,472万5,000円、下段の資本的支出の決算額は3億937万6,516円となり、うち仮払消費税及び地方消費税は1,555万7,364円となります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,465万1,516円は、損益勘定留保資金等で補填しております。

続きまして、5ページの損益計算書について御説明いたします。

損益計算書については、1事業年度における企業の経営状況を明らかにするため、当該年度中に得た全ての収益から要した費用を差し引き、損益の発生原因とその期間の純利益を表したものでございます。税抜き金額での数値となっております。

金額欄の中ほど、または右側の列を御覧いただきたいと思えます。

まず、1の営業収益は1億5,002万6,786円、2の営業費用は2億8,848万8,760円、3の営業外収益は1億9,528万7,861円、4の営業外費用は3,431万9,969円となり、経営利益は2,250万5,918円の利益となります。

特別利益6,638円、特別損失154万2,312円となります。

以上から、当該年度純利益は2,096万3,606円となります。

前年度繰越利益剰余金が2,499万2,273円であったことから、当該年度末処分利益剰余金は4,595万5,879円となりました。

7ページ以降の剰余金計算書、貸借対照表、決算附属書類等につきましては、決算審査特別委員会にて御説明をいたします。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

ここで監査委員の審査意見の報告を求めたいと思えます。水津監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） 令和2年度津和野町公営企業会計決算審査意見書につきまして御説明申し上げます。

この意見書は、地方公営企業法の規定によって審査したものでございまして、令和2年度津和野町公営企業会計決算書並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の期日、審査の場所につきましては、御覧のとおりであります。

審査の方法につきましては、津和野町病院事業及び津和野町水道事業経営を地方公営企業法その他関係法令の定めるところにより、目的を達成するため合理的に行われたかについて書類の照合と検証を実施した。

2、審査の結果。

決算書数値は正確で、かつ合法的であり、関係帳簿、証書類と整合しており、適当であると認めた。

以下、内容について会計ごとに記述する。

2ページでございますが、まず津和野町病院事業会計でございますが、表の数値につきましては、執行部からの説明と重複しますので省略させていただきます。

5ページを御覧ください。

総括意見であります。町民生活の安心を支える上から欠かすことができない医療施設であるので、引き続き経営の効率化、安定化に努めながら地域医療に貢献されたい。

次に、6ページの津和野町水道事業会計でございますが、これにつきましても表の中は省略させていただきます。

最後のページ、9ページを御覧ください。

総括意見といたしまして、コストの削減を図りながら安価で安全安心な飲料水の安定的供給に努めるとともに、一日も早く未給水地区を解消して町民がひとしく受益できるよう努められたい。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

それでは、審査意見報告に対する監査委員さんへの質疑に入りますが、ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

監査委員さん、大変御苦勞さまでございました。御退席を頂戴しても結構でございます。

〔水津 正君 退席〕

○議長（沖田 守君） 暫時休憩といたします。引き続き即会議を行いますので議場を退出しないようにしてください。大変御苦勞でございました。ありがとうございます。

午前 11 時 15 分休憩

午前 11 時 17 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

監査委員に対する質疑は終了いたしました。ここで議案第 101 号令和 2 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより議案第 111 号令和 2 年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、執行部に対して総括的に、特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、執行部に対する質疑を終結します。

冒頭、議会運営委員長より報告がありましたように、決算議案につきましては、特別委員会を設置することになっております。

お諮りをいたします。決算の認定に関する 11 案件につきましては、5 人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、決算の認定に関する 11 案件につきましては、5 人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

各常任委員会より委員の選出をお願いしたいと思います。

これより暫時休憩といたします。

午前 11 時 19 分休憩

.....
午前 11 時 20 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、津和野町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、総務経済常任委員会より草田吉丸君、道信俊昭君、文教民生常任委員会より板垣敬司君、寺戸昌子君、岡田克也君の以上 5 名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました 5 人の方を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、決算審査特別委員会に地方自治法第 9 8 条第 1 項の検査の権限を付与したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会に地方自治法第 9 8 条第 1 項の検査の権限を付与することに決しました。

先ほどの休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長を選任をいただきました。委員長に岡田克也君、副委員長に草田吉丸君が、それぞれ選任されましたので報告をいたします。

それではここで、選任されました委員長より挨拶を受けたいと思います。自席でよろしく願いをいたします。岡田克也君。

○議員（11 番 岡田 克也君） ただいま決算審査特別委員長に選任されました岡田克也でございます。執行部の皆様方の御協力を頂きながら、委員一同慎重審議の上、審議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第 33. 報告第 7 号

○議長（沖田 守君） 日程第 33、報告第 7 号令和 2 年度津和野町財政健全化判断比率等について、執行部より説明を、報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第 7 号令和 2 年度津和野町財政健全化判断比率等についてでございますが、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づきまして、健全化判断比率等を監査委員さんの意見書をつけて報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、報告第7号を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙を御覧ください。

まず、健全化判断比率報告書でございます。

一般会計等を対象としました実質赤字比率及び公営企業会計を含む全会計を対象としました連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字決算のため算定されておられません。

実質公債比率につきましては、一般会計等が負担する公債費、この中には公営企業や一部事務組合債務負担行為に基づく公債費分を含みますが、この公債費が標準財政規模に占める割合を3か年間の平均で示したものでありまして、自治体の実質的な借金の返済負担の重さを表す指標でございます。令和2年度は9.7%となり、対前年度0.1ポイント減少しております。

将来負担比率につきましては、一般会計等の地方債残高や債務負担行為、公営企業、一部事務組合などの地方債残高のうち、一般会計等が負担するものから基金などの資産額を差し引いた額が標準財政規模の何倍あるかを示したものです。令和2年度は110.8%で前年度より2.0ポイント増加をしております。

次に、資金出資比率報告であります。この令和2年度決算におきましては、資金不足の生じた特別会計はありませんでしたので算定をしております。

以上、報告いたします。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば、これを許しますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

日程第34．報告第8号

○議長（沖田 守君） 日程第34、報告第8号株式会社津和野開発の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第8号でございますが、株式会社津和野開発の経営状況について報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） それでは、報告第8号株式会社津和野開発の経営状況について御説明いたします。

3ページの損益計算書を御覧ください。

売上高は3億5,533万2,764円でございます。売上原価は1億4,685万3,560円で、差引き2億847万9,204円が売上総利益となります。

次に、当期の販売費及び一般管理費は2億1,036万4,136円で、これを売上総利益から差し引きますと、188万4,932円が営業損失となります。

各部ごとの状況については、資料の添付している令和2年度事業部門別要約損益状況を御覧ください。この中の下から4行目、経営利益（損失）の欄を御覧ください。

シルクウェイ日原事業部につきましては、1,344万3,000円の黒字、なごみの里事業部におきましては、マイナス589万7,000円、リゾート事業部については30万5,000円の黒字となっております。

昨年コロナ禍の状況の中では、特にシルクウェイ日原の事業部で営業努力はうかがえますが、令和2年度は新型コロナ関連としてのリスク分担金が、両道の駅合わせて1,329万円超から出資され、歳入として計上されております。その旨、併せて御報告いたします。

また、4ページを御覧ください。

令和2年度の販売費及び一般管理費の一覧でございます。この中に、減価償却費が計上されておられません。これは税法上の特例措置によるもので、平成27年度より向こう10年間有効なものであります。会計事務所と協議の上、対処したものであります上、株式会社津和野開発の監査役にも協議済みであることも申し添えます。

3ページの損益計算書にお戻りください。

営業外収益として1,047万1,068円がありますが、これは雇用調整助成金等の補助金収入として942万5,044円が主なものでございます。

ここから営業外費用73万5,898円と特別損失の固定資産除却損の19万6,448円、法人税、住民税及び事業税の32万8,500円を差し引きますと、当期純利益は732万5,290円となります。

次に、2ページの貸借対照表を御覧ください。

前期の繰越利益剰余金に当期の純利益を加えますと、マイナス7,333万1,640円となり、純資産合計が4,652万7,765円となりました。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば、これを許しますが、ありませんか。質問ありませんか。丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、事業別要約損益事業を見ますけど、コロナ禍にありまして、本部、シルクウェイですかね、前年はマイナスの3,830万、今期は1,324万7,000円の黒になっていますよね。これ、主にどういう原因なんですかね、これは。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） コロナ禍で、先ほどちょっと説明にも申しましたが、リスク分担金を支出しております。なので、そのリスク分担金のお陰と申しますか、その関係で黒字に転換したのではなかろうかということがございます。

ただ、そのことを差し引いても、入り込み客数が、去年からあまり、その前年度、平成31年度と比較すると微減にとどまっていることを思えば、シルクウェイ日原の営業努力もあったんじゃないかなろうかというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

日程第35. 報告第9号

○議長（沖田 守君） 日程第35、報告第9号株式会社フロンティア日原の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第9号でございますが、株式会社フロンティア日原の経営状況について御報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） それでは、報告第9号の株式会社フロンティア日原の第25期の決算状況につきまして御説明させていただきます。

まずは、7ページの部門別損益計算書を御覧ください。フロンティア日原の事業につきましては、営農事業、農作業受託事業、育苗事業を加えた事業部と、ワサビ漬けを中心にした製品製造と販売を行う加工部の2部門に大きく分かれておるところでございます。

事業の営農事業につきましては、前年度と同様につや姫の作付けを中心としまして、9.7ヘクタールで事業展開を行ったところでございます。その結果、事業部の事業損益は、マイナスの68万7,662円の赤字になっております。

大きな要因として考えられるものにつきましては、水稻生産者の高齢化や担い手不足の影響から、面積の縮小が一層進んだこと、それから苗の供給数量も受託面積も昨年と比較し減少したことなどが考えられます。

また、それに合わせまして、令和2年度はウンカの飛来によります被害も多くありまして、収量及び販売額が計画を下回ったということが原因として考えられるところでございます。

一方、加工部についてでございますが、事業損益でマイナス301万3,627円と、昨年に続き損失が発生しております。

この主な要因としましては、加工部の主力商品でありますワサビ漬けなど、ワサビ加工製品が、コロナ禍の中、1年を通じまして、昨年以上に販売が伸び悩んだといったところが一番大きな要因でございます。

しかしながら販路拡大を目的とした商談会やイベントなどがことごとく中止になる中、関連業者との情報交換などを常に行い、販売につながるための努力は実施したところであります。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。

当期の売上総利益は3,142万7,834円で、これから販売費及び一般管理費の3,565万2,650円を差し引きますとマイナスとなり、営業損失は422万4,816円であります。これに営業外収益と営業外費用、特別損失を精算しました当期の純損失につきましては、107万8,534円の赤字決算となっております。

続きまして、2ページの貸借対照表を御覧ください。

資産合計2,592万9,630円に対しまして、負債合計が660万8,237円、資本金が1,355万円と資本剰余金9万円と別途積立金300万円及び繰越利益剰余金が268万1,398円を合わせた純資産合計は1,932万1,393円となっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば許しますが、ありませんか。いいですか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） いいですね。ないようであります。質疑を終結いたします。

日程第36．報告第10号

○議長（沖田 守君） それでは、日程第36、報告第10号令和2年度教育委員会の事業点検の評価報告、教育長から報告いただきたいと思えます。教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、報告第10号令和2年度教育委員会事業点検評価報告書について報告をさせていただきます。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定によりまして、令和2年度に行いました教育委員会関係の事業の点検評価について報告書を作成し、議会へ報告をさせていただいております。

これにつきましては、平成20年度から毎年1年行いました教育委員会関係の事業について点検をし、評価をして議会のほうへ報告をさせていただいているというところでありまして、毎年この9月定例会に報告書を作成をして報告をさせていただいております。

なお、内容につきましては、多岐にわたって項目も多くなりますので御覧をいただくということで説明のほうは省略をさせていただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

本日までに受理した請願及び陳情書等は、既に配付をいたしました。

○議長（沖田 守君） 以上で本日の日程、全て終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。大変御苦勞でありました。

午前 11 時 38 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和3年 第8回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和3年9月6日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和3年9月6日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（12名）

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宏文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	10番 後山 幸次君
11番 岡田 克也君	12番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長			山本 慎吾君
つわの暮らし推進課長			宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	清水 浩志君
農林課長	益井 仁志君	商工観光課長	堀 重樹君
環境生活課長	野田 裕一君	建設課長	安村 義夫君
教育次長	齋藤 道夫君		

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きのお出かけ、ありがとうございます。

これから2日目の会議を開きたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、草田吉丸君、2番、米澤宥文君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告が出ておりますので、順次発言を許したいと思います。

発言順序1、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 皆さん、おはようございます。議席ナンバー6番、丁泰仁でございます。本日も通告に従いまして2項目の質問をしております。よろしくお願いを申し上げます。

早速、質問に入らせていただきます。

まず、第1問目は、新型コロナウイルス感染拡大と当町観光経済の現状に関してでございます。

新型コロナウイルスデルタ株感染拡大が止まりません。政府は、緊急事態宣言を北関東から九州までの21都道府県に拡大し、東京などに発令していた宣言は9月12日まで延長しました。これに対応して各地方自治体は、各市町村民に県境をまたいでの不要不急の移動を自粛するように、また、お盆帰省の中止もしくは自粛を促しました。

コロナ感染拡大の実態は、全国で2万5,000人を超え、大都市圏では爆発的感染拡大で災害レベルとなっています。当島根県もステージ3を超え、大都市同様、医療崩壊の現実が迫っています。

政府は、不足する重症者用の入院ベッドを確保するため、このほど、酸素吸入器が必要な中等症以下の症状患者は原則自宅療養の方針を打ち出しました。

さて、このような状況下にあって、国内の経済状況は、16日、内閣府が発表した4月から6月期のGDPは年率1.3%増と、昨年10月から12月期以来のプラス成長です。輸出が好調、企業の設備投資が好調でしたが、柱になる個人消費はコロナ禍により伸び悩みです。

当町の観光経済の現状は、国・県の人流抑制策による移動自粛により、観光客は激減し、特にお盆にかけての大雨警報、停電などにより、壊滅的打撃を受けています。今後は、県・町の経済支援補助対策に頼らざるを得ない切迫した状況に陥っています。

これらを踏まえて質問をいたします。

1、当町のコロナワクチン接種の状況は。特に65歳以下の若年層に対する2回目接種の状況はいかがか。

2、中等症以下の患者の基本的自宅療養方針に対する県・当町の対応は。

3、コロナ対応経済対策の9月以降の新規施策は。また、秋観光シーズンに合わせての各種イベントの実施は。さらに、当町の消費喚起施策についての実施時期はいつであるか。お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆様、おはようございます。本日より一般質問でございます。何とぞよろしくお願いをいたします。

それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大と当町観光経済の現状に関してでございます。

まず、令和3年8月27日現在の本町における新型コロナウイルスワクチン接種状況については、1回目接種率89.2%、2回目接種率87.7%となっております。

65歳以上の対象者では、1回目接種率95.8%、2回目接種率94.9%、64歳以下の対象者では、1回目接種率81.4%、2回目接種率79.3%となっております。

64歳以下について年代別に2回目接種率を申し上げますと、12歳から15歳が59.2%、16歳から18歳が78.7%、19歳から29歳が61.6%、30歳から39歳が74.5%、40歳から49歳が81.1%、50歳から59歳が86.8%、60歳から64歳が92.7%となっております。

二つ目の御質問であります。県内では8月になり感染が急拡大し、新規感染者数が20から30人を超える日が続いております。そのため、県内の医療提供体制を踏まえ、県の病床確保計画における段階がこれまでで最も厳しい第5段階に引き上げられました。症状のない方や軽症の方も含め、感染患者全員を原則入院させるというこれまでの方針から、8月17日以降、入院は中等症以上の方や重症化リスクのある軽症者を優先して入院とすることとし、症状が軽快に向かっている患者を自宅での療養に切り替える運用を始めると表明されました。まずは、病院でメディカルチェックを行い、医師の判断により、入院、宿泊療養、自宅療養のいずれかの療養を行う体制に移行する方針が示されております。

自宅療養は、無症状または軽症の患者で、松江市と江津市にある宿泊療養施設から遠い地域に住む人などが対象となり、自宅で安全に療養できる環境があるかどうかを当該保健所及び島根県広域入院調整本部で評価をして自宅療養の判断が決定されます。

病院や宿泊療養施設と大きく違うのが健康観察となります。基本はサポート医療機関による電話などの対面しない診療で、最低朝夕2回以上、健康面に変化がないか確認を行います。軽症でも容態が急変し死亡するケースも相次いでいることから、異変を感じたら速やかに連絡するよう呼びかけも行います。また、血中酸素濃度が分かるパルスオキシメーターの貸出し、希望者には自宅療養セットとしてレトルト食品や生活用品が無料で提供されます。

町としましても、保健所と情報共有する中で自宅療養者に対する支援を求められた場合には、生活支援として自宅療養者の方の生活相談等への対応が行えるよう準備を進めております。

三つ目の御質問であります、商工会や観光協会等を通じての状況を把握した結果、昨今新たに猛威を振るっておりますデルタ株による感染者の急増などを受けて、本町の経済は深刻な状況が継続しており、国の新たな経済対策の交付金も予定されている中で、本町でも9月以降に新規の支援策の必要性を認識しているところです。

町内事業者へのヒアリング等では、これまで実施してまいりました業績悪化緩和のための運転資金助成給付金に対する御要望が高いことから、今後、商工会、観光協会とで実施する3団体長、事務局会議等で協議を行い、業績悪化緩和のための運転資金助成給付金など、効果の高い経済施策を展開してまいりたい考えであります。

議員御質問の各種イベントについてですが、昨今のコロナウイルス感染症デルタ株の蔓延・拡大を受けて知事メッセージが発出されるなど、本町を取り巻くコロナウイルス感染症の状況は依然厳しい状況にあります。

イベントの実施につきましては、こうした状況を総合的に勘案した上で、国・県等とも連携を密にしながら、経済と医療の状況等を見据えて、必要な時期に適切に判断してまいりたい考えであります。

また、消費喚起への施策につきましては、新年度予算では町内消費拡大キャンペーン事業として観光協会への補助金500万円を計上いたしており、暑気払い時や忘新年会時など、コロナウイルス感染症の状況を見ながら開始する計画であります。暑気払いの時期は実施が困難であったことから、今後、3団体長、事務局会議等で協議を行い、忘新年会時の実施に向けて検討してまいりたいと存じます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それでは、再質問とさせていただきます。

まず、第1項目め、当町のコロナワクチン接種の状況でございますが、昨今、テレビでいろいろ情報が流れているのを見ますと、デルタ株というのはどうも若年層に今までかつてない若年層、特に20代、30代の方の罹患率がもう6割近くになっているんです。さすがにワクチンの接種が成果が出ているのかと思いますけど、65歳以上の高齢者に関しましてはほんの5%、6%と、非常に確かに効果が出ているみたいなんです。そういうことから考えまして、当町の今の接種の状況、町長のような回答から見ますと、当町におきましても大体65歳以上におきましてはもう95%とほぼ完了に近いような状況で、これはよしとしまして、先ほど述べましたように、二十歳、20代から30代という一番働き盛りで、また一番出歩くというか、出歩かざるを得ない状況の若年層の接種率が、これを今見ますと、大体19歳から29歳が61.6%、それから30歳から39歳が74.5%、それで40歳から49歳が81.1%、50歳から59歳が86.8%、60歳から64歳が92%になっていますので、そして、8割超えるところ

はまあまあとしまして、気になるのはやはり19歳から29歳、それから30歳から39歳と一番働き盛りの動く層、これが61.6とか74.5、まだ8割に達しておりません。

それで、もう一つちょっと気になるのは、12歳から15歳というのもまだ今から今接種をやっている最中だと思うんですが、16歳から18歳が78.7%はちょっとこれは進んでいるようなんですけど、ここのギャップですね、そこら辺がどういうふうに、恐らく接種の過程というんですか、進行にいろいろやり方があるんでしょうけど、ここら辺はどういうふうに今、今後とも考えまして、今8割に達していないところ、そこら辺の若年層のワクチン接種の進捗というか、そこら辺はどういうふうになっていくんでしょうか。お答えください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 本町のコロナウイルスワクチン接種の状況は、先ほど町長申し上げたとおりであります。

今、議員おっしゃられたところ、まず一つずつちょっと分割してお話をさせていただきたいと思いますが、19から29歳のところよりも16から18のほうが接種率が高いわけではありますが、この辺の理由としましては、本町の場合、津和野高校の生徒のみではあったんですけども、津和野高校の生徒を対象にして、これは御自分の意思であります、集団接種的なものを実施をしております。それによりまして町内の高校生、町内の津和野高校に通う子供についてはほとんどが終了しておるところで、20代、30代よりも接種率が高くなっているかなというところでもあります。

いわゆる若い世代の接種率が低いというのは、これは本町だけではありませんで全国的な傾向であります。いろんなデマが飛び交っておったり、副反応の影響がこういうものがあるとかというような医学的な根拠のないような話もどんどんいろいろ出ている。それを聞きながらやっぱり若い世代は自分らは大丈夫という意識が少しあるのかなというところも感じております。

そういう方に対しまして、今後、本町としましては、これは強制はできませんので、御自分の意思ということは、あくまでもそこは大事なところではありますが、本町内では今接種はもう終了したというところで、8月の終わりの嘱託員のチラシで各戸配布をさせていただきましたが、今後は益田市が集団接種をこれから9月から行いますので、そこに本町の住民の方、申込みをされて接種ができるというような状況を今つくっております。

益田市の接種につきましては、基本9月の8日から26日まで9回、1回目を行うということになっておりまして、そこへ毎回、本町の場合、津和野町民であると町のほうへ申込みをされてうちが益田市へ申込みをするということで、行ってもらって接種をするという形を今つくっております。現在もう既に申込みのほうは81人と、先週末であ

りますが、81人というぐらい、これまで町内で接種ができなかった方、申し込んでおられます。

その中でまたちょっとよかったなと思うのは、今、議員言われますように、20代、30代、40代の方が結構多く申し込まれておまして、この辺で少しずつ20代、30代の接種率も上がってくるかなというところを考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 分かりました。それでは、今後ともそういうところのケア、怠りなくお願いしたいと思います。

次に、中等症以下の患者の基本的自宅療養方針に対する県・当町の対応を質問させていただきましたが、これが現在非常に全国的に問題を起こしているわけです。それで、特に入院、宿泊療養はまだ身近に医師・看護師などの方がいらっしゃるし、絶えず観察できるんですが、自宅療養になった方が全国で今13万人とか言っておりました、昨日のテレビで。だから、自宅療養の方をどうするかということなんです。特にまた自宅療養で急に死亡したというような事案がどんどん放送されています。それで、急激に今のデルタ株ウイルスは悪性するということで非常に不安がっているんです、自宅療養者が。

それで、当町はどういうふうに今からやっていくのかなと思うんですが、一番の問題は、自宅療養者に対する健康観察というのが要るらしいです、健康観察。これの基本はサポートする医療機関による電話などの対面しない方向で最低朝夕2回以上、健康面に変化がないかを絶えず調査するというんですが、まずは当町におきましてはサポート医療機関、特にまた自宅療養者に対してどこの医療機関というか、このサポート医療機関、それはどこなのか。それから絶えず看護師など、そういう方たちが恐らくチェックするんだと思いますけど、そこら辺はどういうふうになっていくんでしょうか。ちょっとそこを聞かせてください。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） ただいまの議員の御質問でございますけれども、サポート医療機関につきましては、津和野共存病院が当たることとなっております。また、津和野共存病院に今回、法人でございます訪問看護ステーションせきせいがございますけれども、そのせきせいのほうも24時間で対応することになっておりますので、電話等の対応につきましてはそこに任せるという形になっております。（「ちょっと聞こえにくい。マイクを使って」と呼ぶ者あり）すいません。もう一度申しますけれども、サポート医療機関につきましては、津和野共存病院が当たることとなっております。また、法人にございます訪問看護ステーションせきせいがございますけれども、そちらのほうの看護師が24時間のほうの対応をすることとなっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それからもう一つ、ここ、私、問題というかちょっとどうなのかなと思うのは、いろいろ電話で受け答えができる家庭環境はいいんですが、当町は非常に高齢化していきまして、一人暮らしの老人、それから老老夫婦というか、老老家庭が結構多いんです。そういう方に対して、寝込んでいるときに、特に一人暮らし、どういう対応ができるのかなど。電話で対応するというけど、一々寝込んで熱出しておいたらどうするんですか、これ。そこら辺の対応はどういうふうに考えておられますか、老人の家庭に対しては。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 自宅療養になるか、入院になるかにつきましては、県の広域の入院調整本部、あと医療機関のほうでメディカルチェックを受けながらその判断がされるわけなんですけれども、高齢者の方につきましては、おおよそ中等症以上と同じように入院の方向で話が進むと思いますので、まずは老老介護される方とか一人暮らしで高齢の方につきましては、おおよそ入院の方向で調整されると思っております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 分かりました。高齢者の方へは原則的に入院で、入院をするということですね。それでは安心しました。

それでは、もう一つ、よく今問題になっているのが、やはり家庭内で子供さんが非常に今罹患率が高くなっていると。それで、子供が罹患するとやっぱり親が付き添うと。そうすると、家庭内でこれはもう感染が広がりともないことになっているんですが、そういう場合、隔離というか、家庭内での隔離というんですか、あるいは子供だけを入院させる施設があればいいんだけど、当町にそれが共存病院でそういうことを考えているようなことがありますか、子供が罹患した場合。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） お子さんが罹患した場合のことなんですけれども、まず、津和野共存病院においては、感染者を入院させるだけの現在体制が整っておりませんので、入院させることはないと思います。あと、お子さんだけが感染した場合に県のほうの入院調整会議のほうでどのように判定されるかというのはこちらのほうでは分かりませんので、お答えすることはできません。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 対策は練っていないということですね、そこは。それで、これ、今一通り私が言ったことは、これは今、一時期だけの問題じゃなくて、今後は政府も言っていますようにもうウイズコロナ。ずっともう一緒に共存していくと、ウイルスと。そういう時代に入っているということなんです。ということは、一過性に準備するんじゃなくて、永久にといいほどそういうことを考えてこなきゃいかん。だから、当町も今のところは罹患している人が恐らく7月に何人か出ましたけど、それ以降はあんまり聞きませんのでないと思うんですが、今後は絶えずどこでかかるか分か

らない。だから、そういうことを考えた場合に常設というか、もう絶えずこういう場合はこういうふうになる、こういうふうにするというマニュアルをもう永久的に組んでおかないといけない時代に入っているんじゃないかなと思います。だから、そういう点でひとつ、ワクチン接種が非常に当町は県下でも率先して進んでいると同じように、そのほかの今言いましたようなことも対応ができるように常設的に考えておってほしいなと、そういうふうと思うわけです。そういうことで、この質問は終わりたいと思います。

次は、コロナウイルス感染拡大と当町観光経済の現状に、特にコロナ対応経済対策の9月以降の新規施策を、観光経済は私が前段で申し上げましたように、もう人流抑制でとにかく県をまたいで、県境をまたいで移動してはいけない。政府も絶対にぼんぼん帰省は中止させる。これは人が動かないと、当町は観光地ですから、観光というのは人が動いてのものなんです。だから、それは人口があるところはその人口で自治体が、人口だけで消費経済が成り立つんです。当町はそんな状態じゃないでしょう。ないんです、実際。かつて一番ちょっと人数があったときには消費経済が成り立っていたんです、町内だけで。そんなに観光を打ち出さなくても。だけど、今はもう本当観光で人流、つまり抑制どころかどんどん増やさなきゃとてもじゃないけど回らないです。

そういう中で、今年のもう状況は昨年以來、我慢に我慢するけんいつ終わるかなと思ってはいたんですが、もうとんでもないように拡大していますから、コロナは。それで、今は特に盆を目がけて、5月の連休も駄目だった。それで盆はどうかと思っていたら、今度は大雨でしょう。それで大雨に、それにましてやおまけに今年は停電までついちゃったんです、14日の一番大切なときに。そういうのもう踏んだり蹴ったりで壊滅しています。それで今後どうするのかなとみんな話し合っているんですけど、それはもう町の施策、県の施策、国の施策はもう今までやっているわけですから、県・町の施策がもう非常に頼りにしているわけです。それでこの質問を投げたんですが、特に秋、観光シーズンに入りまして当町、まず先に聞きますが、イベント、特に三大芋煮と、それから当町は文化祭があります、そういうので。特に三大芋煮に関しましては補助金までたしか予算計上されていたんですが、そうしますとこれ実施するのかなと思って私は思っていたんですけど、ここはどういうふうになるんでしょうか。それと文化祭の実施も何か聞きますと、文化祭のほうではちょっと執行部の方々はやるんだということで動いているらしいんですけど、こういう人の動きというのはどういうふうに捉えているんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） まず、今年の観光客の入り込み数でございますが、7月の時点で昨年の約55万人に対して52万人と若干少なくなっている状況でございます。これは1月、2月、昨年の1月、2月につきましてはコロナ前のことになりません。ですので、今年の1月、2月は減となっておりますが、そこから徐々にではござい

ますが、入り込み数自体は回復してきて昨年と同等の数字になってきたというところでございます。

それから、宿泊者数につきましてですが、こちらについては、6月までの集計ではございますが、去年が約3,900人に対しまして今年が6,000人ということで、約1.5倍になっております。これは県の補助事業でありました「#WeLove山陰」のキャンペーンがあったことが起因して大きいものだというふうに考えております。

しかしながら、回復傾向にある中で、議員がおっしゃられるように、今年の8月の長雨、それから停電、その後、緊急事態宣言が発令されて、それがまた延長されたということ、それとあと全国の感染者数の数字が徐々に上がっているというふうな状況でございました。ですので、8月、9月にかけては今後厳しいことも予想されると思っております。

ただ、最近のニュースでございますけど、感染者数のピークは過ぎたというふうな表現もされました。本日のニュースでも、例えば政府の分科会で移動制限の緩和が10月もしくは11月ぐらいにはもしかしてできるのではないかというふうな話題も入ってきたところでございます。こういった話題は、好条件の題材を見極めながらイベントのほう開催のほうを模索していきたいと思っております。

議員言われる芋煮のイベントでございます。昨年については、本来であれば10月の3週に毎年行われるところでございますけど、昨年については若干遅れさせてもらって11月に開催したということでございますので、今年についても開催の時期も含めて商工会等と話し合いながら見極めて開催にこぎつけたいと思っておる次第でございます。

それと、昨年の4月から業績悪化運転資金緩和事業ということで、一定程度、業績、売上げが減少した事業者の方には補助を出すということで続けております。今年についても4月から9月ということで実施しております。これについては、先ほど町長の答弁でありましたように、10月から実施に向けて動きたいと検討しておりますが、3団体の会議と3団体長の協議を経て決定していきたいと思っております。

それから、8月末でテイクアウトキャンペーンということで一旦は終了したところでございます。これについては、観光協会への補助事業ということでございます。これについても3団体のほうで今検討しております、なるべく早いうちに新たな町内消費のテイクアウトキャンペーンを実施したいとも考えておる次第でございます。

あわせまして、11月か12月から忘新年会、この辺りの町内消費拡大キャンペーンも時期を見て実施したいように考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 実際に今話が出ましたので。緊急事態宣言が9月12日の解除みたいです。それ以降はどういうふうになるのか。それから、分科会のほうでそれ以降の様子を見まして、今課長がおっしゃいましたように、要するに人流抑制を解いてどういうふうに動かしていくのかというのは話が出ていますが、それは要するにコ

ロナが感染が収まったの話だと思いますが、むしろまた広がるかも分かりません。そうするとそういう話も没になる。ましてや、今政府がこのたび菅総理が辞意を表明しまして、てんやわんやの大騒ぎです、今。だから、政府方針が実際にどういうふうになっていくやら。本当ここに来てもうむちゃくちゃと言っていいか、どういう対応を国民として取っていいもんやら。

それはさておきまして、県のG o T o E a tキャンペーンである程度助かっていた面があるんですが、これももう9月までは使用できるが、8月いっぱいまで大体発券は中止されているんです、もう全部終わったということで。それで今はもうほとんどない。それで、それに代わる町の施策が出てくるかと思っていたわけですが、要するに個人消費の喚起の。だから、町は要するに今まで継続してきました恐らく業績悪化緩和資金でこれを継続してもらえと思うんですが、それだけではちょっとやはり直に消費を刺激する材料にはならない。やはり何かそういう手元に何かプレミア的なそういう要素のあることが発行されないともったいない。

それから、今言うように年末を見据えて、それで消費喚起策をやろうという話なんです、今から9、10、11と二、三か月あるんですが、その間、本当、コロナワクチンの感染拡大次第ではもう本当人流というのは当てにできませんから、そこら辺をよく3団体で今協議すると言うんですが、そういう分析もちゃんとしながら、その間に中継ぎで何をどうするかということも考えるべきではないかなと、そういうふうに思うわけです。それで、それしか今のところは私も言えませんが、そこら辺はよく今の現状、もう厳しい、本当に。それをよく考えてやってほしい。

それで、時間も来ますから、これはここで置かしまして、今日はもう一つ、関連質問で、これは通告の前に要するに出ていたらよかったんですが、例の津和野町日本遺産活用推進協議会、これも観光に関係ありますので、ちょっとこれは町民がやはりこれいろいろ知りたがっている。これと三津同盟。この二点につきまして聞きたい部分だけ聞きます。ちょっとお答えください。

まず、津和野町日本遺産活用推進協議会、これは津和野商工会、観光協会、町並み保存会、文化財保護審議会、町商工観光課、町教育委員会などで構成して、それでこれらの下に各集会を編成して、民間活動を推進して商業観光振興に役立てるという具体的な企画案を講じるということだと思うんですが、この企画案の実施できる時期はいつ頃か。つまり、具体案が出て、それが今言うように末端にこういうことをやりますよという、そういうものを発表できるのはいつ頃なんですか。その一点と、それから三津同盟、これも8月24日の山陰中央新報で記事が突然に記載されまして、何のことか。三津同盟なんてちょっとどきっとします。我々は同盟といったら……

○議長（沖田 守君） 丁君、発言中ではありますが、今回の質問通告と全くあまり関係がございませんが。（「分かりました。じゃあ、置きます」と呼ぶ者あり）今回は差

し控えていただきたいと思います。（「分かりました。じゃあ、またの機会にこれは」と呼ぶ者あり）はい。

○議員（6番 丁 泰仁君） いいです、これは。

それでは、次の質問に行きます。当町の防災施策についてです、2項目めの。

7月以降の大雨で県内各所で水害が相次ぎ、当町も25年水害を彷彿させる状況に大雨警報が頻繁にテレビで流されました。記録的な大雨と避難指示に住民の危機感が高まるに従い、にわかに町民の大雨情報に対する関心が集まっています。

そこで質問いたします。

1、防災無線の各住居向け端末の設置状況はいかがになっているか。特に津和野地区、橋南、橋北の実態。あるいは、これは設置は希望者のみ設置なのか。そこら辺お答えください。

それと、2番目に、各地区道路側溝の状態についてですが、大雨のために側溝を越水する地区があります。そこに砂・瓦れきがたまっている可能性が大であります。

3番目、つわの福祉会特養老人ホームの緊急避難場所の新建設提案の進捗状況はその後いかがになっていますか。これは3月定例会本会議において請願可決された案件であります。

以上、お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、当町の防災施策についてお答えをさせていただきます。

まず、最初の御質問であります。防災行政無線戸別受信機は、令和3年4月1日時点において津和野町全体で3,150台を設置しており、貸与を希望される世帯、または事業者からの申請に基づき対応しております。

戸別受信機の設置状況につきましては、世帯・事業所ごと、または行政区ごとに区別した管理は行っておりませんが、津和野地区の状況につきましては、世帯・事業所を合わせて概算で後田403台、森村229台、町田69台、中座106台、鷺原105台となっております。

二つ目の御質問でございます。道路側溝の状態についての御質問であります。議員御指摘のとおり、豪雨により道路側溝の越水や土砂流入も見受けられました。

町道今市永明寺線では、JR軌道方面から高岡通りにおいて合流する側溝が越水し、付近が冠水状態となりました。これについては、応急対策として水中ポンプ2台を設置し、水位が下がるまでの間、道路反対側水路への放流を行い、冠水による影響を緩和いたしました。

また、徳次地区の町道野地ヶ原線では、暗渠呑口側が土石や流木により口径の約8割が閉塞し、道路へ越水や土水路の洗堀の可能性があったため、緊急的に土砂撤去を実施

いたしました。このほか、町内各所において崩土による側溝の閉塞がありましたが、土砂の撤去作業を実施したところであります。

町といたしましては、業者との町道等の維持管理業務において、通年の道路パトロール及び町道の維持管理を実施しているところですが、今回のような想定を上回る豪雨時には、現場の状況や側溝等道路構造物の諸条件により、越水や土砂の堆積が顕著となる箇所が存在することも事実であります。このような箇所につきましては、より一層注意して側溝清掃等を実施してまいりたいと考えております。

今後も、町道をはじめとした公共土木施設の適切な維持管理に努めてまいりますので、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

三つ目の御質問であります。令和2年12月定例会本会議におきまして、請願者の社会福祉法人つわの福祉会より、浸水害等の避難収容施設設置に関する請願が提出されました。当法人が運営する特別養護老人ホームシルバーリーフつわのは、防災ハザードマップでは洪水浸水想定区域内に位置づけられ、1メートルから3メートルの浸水区域に想定されています。

当施設は、近接する津和野川の堤防より低地にあり、平屋建ての建物であります。近年の想定外の大雨による災害が発生した場合は、平屋建てのため2階への垂直避難ができない実態があります。

令和3年3月定例会本会議において、浸水害等の避難収容施設設置に関する請願につきましては、3案の提出をもって請願採択されております。1案といたしましては、当施設に隣接する津和野デイサービスセンターの改修、もしくは現地建て替えによる2階建ての避難収容施設としての垂直避難機能を取り入れた施設建設をお願いする。2案といたしましては、津和野デイサービスセンターに隣接する職員駐車場について、1階は現状のとおり駐車場とし、2階に避難収容施設をお願いする。1案、2案とも附属設備として、エレベーター及び非常用電源設備が最低限必要であることが示されております。3案といたしまして、当施設に隣接する津和野共存病院医師住宅等の用地に2階建ての避難収容施設としての機能を含んだ施設の建設も視野に入れていただきたい旨の内容でありました。

先般、当施設の所長が本庁舎へ来庁されておりましたので、この件について実態をお伺いする時間を設けていただきました。寝たきりの方等の入所者の移動を考えると、施設内で避難動線が確保でき、垂直避難ができる施設をお願いしたい。また、附属設備としてエレベーター及び非常用電源設備の設置が必要とのことでありました。

私といたしましては、現時点において2案が最も実現しやすい方策ではないかと考えておりますが、多額の建設費用も想定されることから、補助事業等について県へ相談をかけているところであり、今後も当法人や地元自治会との協議を重ね、早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 防災行政無線の設置状況を今お答えいただきましたが、これは津和野地区の状況について、各世帯・事業所を合わせて概算でいろいろ出ていますが、後田403台、森村229台、町田69台、中座106台、鷲原105台、これは全体で、津和野地区の全体で何%ぐらいに当たるんですか。と申しますのは、随分、このたびの大雨とかも随分頻繁に大雨が来るんで、そういう情報を聞きたいというので私に問合せがあったんです、そういうあれがないのかという。いや、そんなことはない、設置されているはずだということでお答えをしたんですが、どうもこれは今のお答えの中でも、これはどうも希望者ですか、申請ですか、に基づいて設置されているということで、全戸に設置されたわけではないわけなんです。だから、やはり出てくる。設置していないからどうしたらいいのかと、今後どこに相談したらいいのかとか、こういう話が出てきていますので今日質問したわけです。だから、まず何%ぐらいこれが設置されているのか。それと今後はどういう対応をしたらいいのちよっと説明をしてください。町民の方が聞いておると思われます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 防災行政無線につきましては、平成28年度にそういった設置について工事等をやらさせていただいたというふうに思っております。

そういった中で、平成28年度の6月、8月、12月、そういった時期に戸別受信機の貸与についての文書配布等を各戸にさせていただいております。また、空き家や集合住宅等につきましては、ポストにそういった御案内をさせていただいておりますという状況でございます。

そういった中で、今、全体的に率にしてどれぐらいかということでございますけれども、分母になります実数というものが事業所数等がございまして、つかみ切れていないということでございますけれども、世帯数からいたしますと全体で約91.8%、92%ぐらいの設置状況になっておろうかと思えます。

それから、貸与ということでございますので、申請ということに基づいてそういった手続をさせていただいております。まず、そういった貸与申請につきましては、総務財政課のほうにお問合せを頂けたら、担当のほうからそういった手続について説明をさせていただきますというふうに思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 分かりました。それじゃあ、そういうふうに私も問われた方にそういう回答をしておきますので、よろしく願いいたします。

それで、2番目の問題ですが、このたびの大雨で私もちょっと気になって、避難注意報が出ますよね。そうすると、大川へ行ってのぞいて、それから私は森地区に居住していますので一応見回るんです、特に側溝を。前回、25年当時、もう越水しまして、それで大体住宅が道路に接しているんです。だから、越水しますとそのまま床下浸水にな

っちゃうんです。それで、案の定、私が見て回ると、家の方々、そういう人たちが出て心配そうに見ているんです。このたびももうほとんど越水間近ぐらいに水が上がってきていたんです。これは弱ったなと思って見ていたんですけど。それで、町内を見ますと、高岡通りも心配そうにいろいろ、あそこも大きな側溝です。それで出ていました、住人の方が。だから、これは25年当時に全部上がったところなんです。だから、それ以降、見ますと瓦れきが非常に溜まっている。だから、そこを取ったら非常にそれでも持つんじゃないかなということをするんですが、ここら辺も今後は公共土木管理、いろいろな社会インフラ、本当老朽化していろいろ見直さなけりゃいけない時期に来ていると思うんですが、側溝のこういう問題も一緒にそこにに入れて維持管理をするということで、大事に今あるものを使って、さらにどうこうする、お金をかけるわけにもいきませんが、ただ砂利を削って、それで取って、それでもう少し深くすればそれなりにまた耐えられるんじゃないかと思しますので、ここはよく今後検討課題としてぜひやってほしいなど。

それから、大雨がレアじゃなくて、ただこのときの増水って想定を上回る豪雨っていうけど、これ今後、さっきのウイズコロナと同じで、これウイズ大雨です。今降っている雨の質がかつてとは全然違うんです。それで、今降っているのが普通になってくるんです。亜熱帯気候になっているとよく言われますけど、温帯気候とか。だから、ここら辺もよく考えながら今後はこういうことに計画を練って行ってほしいなど、そういうふうに思います。それから、これはこれで終わりますので、よろしくお願いします。

三点目です。これは文教民生常任委員会で3月に質問しましたように提起した問題ですが、それ以降どうなっているか。特にこのたびの大雨で恐らく施設というか、施設の方々のはらはらしたと思うんです、また。もう一晩寝られんです。普通の我々の家でも大雨はどうか、大川を何度も何度も見に行くわけですから。生命を預かっている。60も70もおる。この人たちの本当心痛というのは考えただけでも大変だったと思うんですけども、絶えずこういうことが今は大雨が起こる。早く人命に関わる問題ですから、何よりも建設費もかかるかも分かりませんが、人命ということでどんな建設よりも優先してこれに取りかかってほしいなど思うんです。だから、ここは一つ大きな課題として、町長、よろしくお願ひしたいんですが、ひとつどうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 当法人からはそういう請願を受けて、また、議会も採択をされているというその重みというのも我々も感じております。その請願の採択の重みということだけではなくて、実際にこの夏も今議員御指摘のように非常に大雨、そしてまた長雨になったということでございます。我々役場としても災害対策本部を当然設置をして、ほぼ今回は5日間とか今までに経験がないぐらい長い間のもう本当に昼夜問わずの警戒態勢を取ってきたというところであります。そういう中で、シルバーリーフの関係者の皆様も御心配も非常に大きかったというふうにも思っておりますし、そういう面か

ら早急に解決に向けた努力をしていかなきゃならないというふうに改めて思っているところでもあります。

ただ、本当に財源の話をして申し訳なくは思いますが、やはり多額の費用がかかるということで、町の一般財源で全てやるというのがなかなか厳しい状況の中で、少しでも有利な財源、あるいは有利な起債、そういうものを取り入れながら実現していきたいという思いでもございますので、もうしばらくお待ちいただく中で早急に実現に向けて取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 町長、今、早急に結論を出すということですので、ひとつ楽しみに、ぜひ早急にこのことに関しましてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

これもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わり、ここで10時5分まで休憩といたします。

午前9時55分休憩

.....
午前10時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、質問を続けます。

発言順序2、8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） それでは、議席番号8番、三浦英治です。通告に従って一般質問を始めたいと思ひます。

まず初めに、遺贈寄付の受入れについて質問いたします。

最近、自分の死後に財産を生前住んでいた自治体、または過去に住んでいた自治体に、さらには地域の団体に寄付をしてまちづくりなどに役立ててほしいという考えをお持ちの方がいるようです。自身の死後でも社会に貢献したいというお気持ちをお持ちの方のための相談窓口を設けたり、さらには遺贈希望者の意向が円滑に実現するよう、金融機関や民間会社と提携することにより、手続等に関する相談や遺言作成の手助けも行える体制を整えている例もあります。

その場合、行政サービスではないので利用料は発生するようですが、最初に手続を行うことで相続の方が行う手続はないようです。この動きは、制度は異なりますが、自治体を応援するという点では、ふるさと納税の制度と応援の気持ちという点では同じと言えます。

意思をお持ちの方がいるのであれば、その手助けや受皿は必要です。ただ、人生の終わりをきっかけとする寄付でありますので、ふるさと納税のような積極的なアピールではなく、配慮が必要になってきます。

相続、遺言という慎重を要する一面はありますが、住民に比べて圧倒的に専門知識を有する立場である行政という立場を生かして、遺贈寄付の受入れ体制の整備、一歩進めた民間企業との提携についてどのように考えるかお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、三浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

遺贈寄付の受入れについてでございます。

遺贈寄付の受入れにつきましては、昨今、「自分が亡くなった後に残った財産をお世話になった自治体へ、将来のまちづくりに役立ててほしい」といった内容の遺言書による寄付を承り、町政運営へ活用させていただく手続であります。

遺言書による寄付は、御本人の意思を聞いた公証人が作成し、公証役場で保存する公証証書遺言や、法律の要件に沿った様式により御自身で書かれた自筆証書遺言に寄付先や寄付の活用方法を記しておき、お亡くなりになった後、遺言書の内容にのっとり寄付がなされます。

遺言書の作成に負担を伴いますので、より一層簡便に信託行為として寄付者が信託銀行等に財産を契約書により信託しておく、寄付者が亡くなった後、信託銀行等が寄付者のあらかじめ指定した受取人に信託財産を支払う仕組みがあります。

信託による寄付の場合は、財産が信託銀行等受託者に移転して管理されますので、確実に遺贈寄付が実行されますが、その分有料となる場合がございます。

町といたしましては、遺言者の死亡によって効力が生じる遺贈寄付におきましても、一般的な寄付の採納事務に基づき受け入れる方針であります。

最も尊重されるべきは遺言者の御意思であるため、指定相続分の寄付を進めていくわけでございますが、法定相続分に優先して適用されることや遺留分の相続もない場合など、法定相続人の心情に配慮が必要な様々な事情が起こり得ます。

これから遺贈寄付が増えていく状況を踏まえまして、金銭だけによらず不動産の場合もありますので、寄付される物件について将来多額の維持管理費を必要とするものではないか、寄付される物件が町において管理することが不適當なものではないかなど、要件の整理や相続・遺言という心情に配慮した親切丁寧な進め方を確立させた後、ホームページの掲載や民間企業との提携を検討するなど、受入れ体制の整備に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 遺贈に限らず、これまでもふるさとを離れ管理できないことによる建物や土地を町へ寄付したいと思う方がいたと思うんですけども、その流れ、つまり、遺贈寄付におきましても一般的な寄付の採納事務で受け入れる、受け入れていくわけですけども、これは担当課はどうなるんですか。総務財政課に行って、あと税務住民課に行くのか。そこの流れをちょっと教えていただければと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 事務の流れといたしますか、窓口といたしましては、寄付行為ということで総務財政課のほうがまず窓口として対応をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） その場合は、例えば、土地とか固定資産税がどのぐらいかかっていたかとか、寄付されたら当然、固定資産税はそれまで払っていたのが当然なくなるわけで、逆に例えば滞納があった場合とか逆もあります。そうした場合の対応というのは今まで例がありますか、どういうふうにしたかという。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今まで数件、そういった不動産といたしますか、建物等の動きもありましたけれども、今議員が言われますような事例はなかったというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 遺贈寄付に限らず、土地を離れている人でもう管理できない、どうしたらええやろうかという問合せがあったこともあります。今後増えてくると思います。特に遺贈寄付に関しましては、関心の高い自治体ではもうチラシを作成し、住民のほうに配布したりとか、そういった自治体も増えているようです。受入れ体制の整備をぜひ進めていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

新型コロナウイルス感染症について三点ほど質問させていただきます。

まず第1に、町内での新型コロナウイルス感染症ワクチン接種は終了し、今後は益田市が開設する集団接種会場での接種となります。これまでの年代別接種率はどうなっているのでしょうか。

2、先般の6月議会で、生理の貧困への支援を求める意見書が賛成多数で可決され、国と県へ津和野町議会として意見書が提出されました。国や県が対応している中での意見書に疑問を持ち、唯一私が反対したわけですが、津和野町としていかに考えているかお聞かせください。

3、病院や介護施設では、感染拡大防止に伴い、家族ですら面会できない状況が続いている中、オンライン面会を開始しています。病院や福祉施設の通信状況は。また、津和野町斎場「しらさぎ会館」の状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、新型コロナウイルス感染症についてお答えをさせていただきます。

まず最初の御質問であります。令和3年8月27日現在の町内における新型コロナウイルスワクチン接種状況については、1回目接種率89.2%、2回目接種率87.7%となっています。

65歳以上の対象者では、1回目接種率95.8%、2回目接種率94.9%、64歳以下の対象者では、1回目接種率81.4%、2回目接種率79.3%となっております。

詳細な年代別に2回目接種率を申し上げますと、12歳から15歳が59.2%、16歳から18歳が78.7%、19歳から29歳が61.6%、30歳から39歳が74.5%、40歳から49歳が81.1%、50歳から59歳が86.8%、60歳から64歳が92.7%、65歳から74歳が94.2%、75歳以上が95.4%となっております。

二つ目の御質問であります。さきの6月定例議会終了後、早速に町内の小中学校に対して現在の状況について聞き取り調査を行いました。

その結果、町内の小中学校では、若干の対応差はあるものの、基本的に生理用品については各御家庭で準備していただいているようですが、忘れて登校する場合もあり、その際には学校にある試供品や保健室に用意してある物を提供しております。

提供した場合については、後日返納してもらう学校もありましたが、仮に貧困家庭であれば、次から言い出しにくくなることも考えられますので、必要とする児童生徒が気兼ねなく使用できるような支援が行えるように、町内全小中学校において、希望のあった児童生徒に対して提供する生理用ナプキンを配備するため、本議会に補正予算を提案させていただいたところでございます。

提供する際には、併せて養護教諭による指導を行い、生理に対する正しい知識を得る機会にしたいと考えております。

また、来年度以降も継続して予算措置を行う考えであります。

三つ目の御質問であります。町内には入院・宿泊入所可能な施設が6施設あり、そのうちの1施設が病院、5施設が福祉施設であります。

新型コロナウイルス感染症の発生以降、全ての施設において対面での面会は原則中止とされておりますが、期間が長期間となったことから、入院患者や施設利用者との面会を希望される御家族の方がおられますので、4施設においてはタブレット端末等を用いたオンラインによる面会を実施されており、2施設では電話での対応をしております。

オンライン面会を実施している施設につきましては、自施設内のWi-Fi環境を活用し、負担とならない10分程度の短時間で実施を行ってまいります。

津和野町斎場「しらすぎ会館」の通信状況について、現在のところ、インターネット環境は整備しておりません。しかしながら、サンネットにちはらとのケーブル放送契約を行っておりますので、インターネット回線に接続することは可能です。

議員御指摘のように、利用者より斎場でのWi-Fi環境の有無の問合せはありますので、今後検討したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） まず、一点目の再質問です。

ワクチン接種による高齢者の重篤化が抑え込まれている反面、若年層の感染症が増えています。

前段の同僚議員の質問とちょっと重複するかもしれませんが、12歳以下のワクチン接種というのは考えられているのか。また、全体的な流れがどうなっているのかをお聞かせ願いたいということと、津和野高校生以外の高校生に対する接種はどのような形になっていくのかということのをまずお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず、12歳未満のお子様に関して、現在のワクチン、本町の場合はファイザー製を使っているところではありますが、ファイザー製のワクチンについては12歳以上でないと打ってはいけないということが決まっておりますので、当然ながら12歳未満のお子さんについては打っていないと。

今後どのようになるかというのは、これは国が定めることですので、また国または製薬会社等が定めることとなりますので、町の独断でどうこうということにはなりませんので、今後の国の動向を見ていくしかないかなと思っております。

それから、津和野高校、先ほどの議員さんのときにお答えをさせていただきましたが、につきましては、1回ほど希望者、集団接種的なものを行ったところでありますが、他の高校生につきましては、通常のほかの町民の方と同様の対応とさせていただいております。町が行いました集団接種に来ていただいた方も多数おられますし、町内の医療機関で個別接種を行いました。そこで接種された方もたくさんおられるというところで、今後も未接種の方については益田市のほうへお願いをしておる集団接種へ行っていただくということで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 全国では保育園とか放課後児童クラブ等に感染がして、これの対応がどんどん求められてくると思います。かからないに越したことはないんですけども、今の有効手段としてはやっぱりワクチン接種しかないのではないかなという気がしております。

津和野町内の企業ではこういうことはないと思いますが、零細企業や下請業者の中には、ワクチン接種をしたら副作用で仕事はかどらないので控えるよう従業員に求めているという声も数件聞いております。その対象は子育て真っ最中の世代です。それらをどうにかできるのは、行政による指導や助言であろうと思います。今後、コロナウイルス感染症、まだまだ不透明な状況の中で、とにかく接種の方向をとにかく要請していくしかないと思っております。

以前、8月の段階で私がワクチン接種、7月に申し込んだ段階で、町内64歳以下2,700人中まだ2,000人っていないという話を聞いて、当然副作用を恐れていることだと思います。ただ、それを恐れることによって家庭内感染が出てきたりとか、いろんな問題が生じております。特に津和野町では、早いうちにワクチン接種を近隣市町村に比べて早い段階で接種しておりますし、また、東部とか町外から仕事で来ている人たちの話では、津和野町に住めたから早く打てたという安心感を言う人もおりました。今後ともその対応をしっかり国の動きを見て進めていってほしいと思います。

それでは、二点目の質問を再質問させていただきます。

まず、学校での様子はよく分かりました。ただ、私が思うには、希望のあった児童生徒というよりも、例えば、医療控除、児童の医療控除18歳までとか津和野町はしております。そういったのと同じように生理用品の無料配布とか、18歳まで検討できないのかなという気がしております。特に新型コロナウイルス感染症の影響によって、困難や不安を抱える女性に寄り添った支援を行うための女性のつながりサポート事業補助金制度があります。これは意見書のときにも言ったんですけれども、実施内容としては、電話やメール、オンラインでの相談対応、また、生理用品の配布と併せて、各種相談支援機関の周知を実施ということで、国が4分の3、県の4分の1の負担割合のこういう補助金があるんですけれども、これを活用してそこまで配布するということはできないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 議員おっしゃられております島根県女性のつながりサポート相談事業のことだと思います。これにつきましては、市町村のほうへ問合せ等はこれまで来ておるところであります。私どもの把握している段階では、これまで県のほうが、まず、県内の松江・出雲のほうではあります。NPO等の女性相談を主に行っておる団体等に委託をして、そこを中心に相談サポート事業をしておるといふようなことも聞いております。

また、生理用品の配布につきまして、これも昨年度から新型コロナの影響によりまして生活困窮がより著しくなっているシングル女性またはシングルマザー等をはじめとしたという、特にそういう方々を対象にして生理用品が買えない状況になっているところがクローズアップされてきておるところであります。これにつきましては、県のほうが現在のところ県社協のほうに委託をしておりまして、各県社協から各市町村社協へ、その事業のまた採択が行われております。町内でありまして、津和野町社会福祉協議会のほうで申請を頂ければ、生理用品等の定期的な配布を行っているということ聞いております。

また、その他県内では、女性相談センターや、この辺でいいますと益田の保健所であったり児童相談所、そういうところでも相談体制を取っておるといことは把握をしております。

戻りまして、市町村で、町としてその対応ができないかということではありますが、県のほうから8月の終わりにも再度その事業案内が来たところではありますが、聞いてみますと、県内では今のところ全ての市町村でこのサポート相談事業を受けておる市町村はないということでありました。要望があれば本町におきましても事業を開始していきたいとは思っておりますが、先ほど言いましたように、生理用品等の配布はもう県社協のほうが各市町村社協を通じて行っておったりします。あとは市町村でできることといえば、恐らく保健師等が生活困窮者の特に体のことについての相談なんかを簡単にできる体制を取っていくと、そういうことに対しての事業になるかなというふうに思っております。今後検討して、必要であれば受託していきたいと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 今回、この質問をするためにホームページを開きまして、町のホームページを開いて「お子様の医療費は無料です」というところがあるんですが、これにはいまだに「医療費助成制度をゼロ歳から中学校卒業までの子供を対象に実施しています」と出ているんです。これも大分以前に18歳になったはずなのにいまだに更新されていないと。これは以前にも商工観光課のほうに、定住に関して更新がないというのを質問したことがあるんですけども、例えばこれ、例えば住もうかと思う人が見たときの印象です。これ、他市町村と当然見比べたりするわけなので、こういったことは定期的かというと、毎日とは言いませんけれども、定期的にやっぱりチェックはするべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 今議員御指摘のように、ホームページの中のいろいろ各種制度がどうも更新がされていないという御指摘です。基本的にここの更新事務は各課のほうでもできるようになっておりますが、私どもつわの暮らし推進課が所管課でございますので、今後ちゃんとチェック機能を働かせて更新がなされているかどうか、そういうこともしっかり見ていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 特にコロナ禍の中でインターネット環境とかそういったものがすごく重要になってくると思います。次に係る質問もそうなんですけれども、もうちょっとそういう環境、町の中の環境というものをいま一度考えていくべきだと思います。

それでは、最後の質問ですけれども、まず、昨年から続いているパンデミック、新型コロナウイルス感染症によって、医療、福祉、教育、また観光等、様々な影響が出ました。また、どこまで続くか分かりません。先行き不透明な中で昨年以上に人と人とのつながりに対するありようが難しくなっていると思います。

以前、町外からの観光に対して、入り込み客に対してのW i — F i 環境の充実を求める質問も出ていましたけれども、津和野町に在籍している人の終末に関しても考えるべきではないかと思い、この質問を出しております。

特にコロナ禍にあつて、病院以上に介護施設では面会ができないという状況が続いておりました。当然、介護施設に入っている人は高齢です。そこで、電話ではなかなか声がというか、気持ちが伝えられないとか、表情を見ないとできない。だけど、パソコン上では小さい。スマートフォンができる高齢者はやれるのかもしれませんが、なかなか意思疎通が取れない状況が続いている中で、やっと介護施設のほうもオンライン面会をスマートフォン、タブレット等を使ってできるようになりました。

それで、斎場、この前にちょっと斎場、私自身が活用する機会があつて、そこで一番感じたことなんですけれども、斎場の国道側、斎場のところ、あそこは全く電波が悪い。電話がぷつと切れるとか。だから、あつちの前のほうに出れば通るんですけれども、電波の状況が大変悪い。

それで、今、コロナの関係で帰ってこれない親族もいるわけです、いろんな状況で。そうすると、今はスマートフォンがありますので、その動画を撮って様子を送ろうとしたらぷつと切れるんです。これってすごい悲しいことだなと思って。本人は帰りたくても帰れない。でも、孫なんかはわざわざじいさんに会いたいというので、私の姪っ子ですけれども、これも介護施設に勤めておるもので、厳しい中で葬儀だけ行ってとんぼ返りで広島へ帰りましたけれども、コロナのことで。それで帰ってこれない孫もいるわけです。また、その親族というか、親の兄弟とか、それも他県にいるので、そこでスマートフォンを使って様子だけでも伝えようかなと思つたら途中で切れてしまうという状況があるんです。

どうしても入ってくる、交流人口とか、町に入ってくる人を少しでも増やせ、人口を増やせつてあるかもしれませんが、これは大切なことですが、今住んでいる人たち、特に終末に関わる部分とか、それはやっぱりここで、津和野で最期を迎えられてよかつたというような環境づくりはまちづくりに関しては絶対必要だと思うんです。

とにかく、W i — F i 環境も含めてですけれども、通信状況改善はぜひ進めていっていただきたいと思います。高齢になつてこの土地を離れる人もおりますけれども、それぞれの事情で。でも、できるだけ中から、入ってくる人も必要ですけど、出ていく人も抑えなきゃ、人口を抑えることはできないというふうに感じております。ぜひ、コロナ禍にあつていろんな価値観が変わつてきている中で、町というか、住まい方というか、暮らし方もすごく変化していきますので、それは最後にはやっぱり人生の最期を迎えることに、ここで迎えることに感謝できるまちづくりを目指していきたいなと思いますし、行政のほうもそのように努力していただきたいと思います。何か感想があれば聞いて質問を終わりますが、町長、何かありますか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のように、入院患者の方、あるいは福祉施設の利用者の方、長期間御家族との面会が今できない状況が続いておられまして、本当にいろんな面で御心配をおかけもしているというところだと思っております。我々も改善ができるところはできるだけ努力をしていきたいというふうに思っております。

こうした中で、今の福祉施設等のW i — F i 環境ということになります。これはあくまでも大原則はそれぞれの施設の方針ということに沿ったものだというふうに思いますし、そういう中で我々が応援できることがあればやっていくというふうにも思っております。

このたびのW i — F i 環境というものも、その施設がどうされるのかという部分でございます。もしW i — F i 環境が整備されていない施設が導入をされようということであれば、詳しくは調べてみないと分かりませんが、今回、病院や福祉施設にも感染症対応のための町から補助金というものを各施設に出ささせていただいておりますので、そういうようなことを活用していただきながら、W i — F i 環境整備ということもできるのではないかとこのように思っているところがございます。もう既に期限が来てしまっているかもしれないので、今からの対応がどうかというのもまた調べてみたいと思いますが、そういう制度を活用することで施設での御対応というのは可能ではないかというふうにも今時点では考えているというところであります。

あと、町の施設、斎場等につきましては、最初の答弁でも申し上げておりますとおり、W i — F i 環境の整備についてまた検討させていただきたいと、そのように思っております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 本当、斎場で一晩おったわけですけども、大変冷蔵庫ある。電子レンジはある。本当最後の一日をじっくりおやじと語らうことができたというのですごい感謝、環境には感謝しております。ただ、コロナ禍の中、帰ってこれない状況がいつまでも続くと思います。その間にも亡くなる人はいるわけで、早急に斎場の電波の状態の改善というのをお願いして、私からの質問を終わりたいと思います。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、8番、三浦英治君の質問を終わり、ここで10時45分まで休憩といたします。

午前10時40分休憩

.....
午前10時45分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序3、11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 11番、岡田克也でございます。それでは、通告に従いまして4点ほど質問をさせていただきます。

1点目であります。コロナウイルスワクチン接種についてであります。

現在の津和野町のコロナウイルスワクチン接種状況、並びに日程などの事情で、現在接種できていない人や県外の大学や専門学校等に行っておられる学生などの接種についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

コロナウイルスワクチン接種についてでございます。令和3年8月27日現在の本町における新型コロナウイルスワクチン接種状況については、1回目接種率89.2%、2回目接種率87.7%となっております。65歳以上の対象者では、1回目接種率95.8%、2回目接種率94.9%、64歳以下の対象者では、1回目接種率81.4%、2回目接種率79.3%となっております。

町内での接種については、8月5日に集団接種を、9月1日に医療機関での個別接種を終了し、未接種の町民の方への今後の対応については、益田市の集団接種会場で接種ができるよう、協議、調整を行ったところです。

この新型コロナウイルスワクチン接種については、原則、住民票がある市町村で接種をすることとなっておりますので、町内の実家に住所を置いたまま県外の大学や専門学校等へ行っておられる学生の方についても、本町での接種の対象者となります。御要望がありましたら、健康福祉課へお問い合わせをいただきたいと思います。

また、学校が遠方であることや日程等の事情により帰省ができない方につきましては、制度上、実際に居住している市町村での接種が可能となっておりますので、居住地の市町村へ相談をするよう御案内をしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 津和野町におけるワクチン接種につきましては、県下でも非常に速いワクチン接種であったということで、飲食業や旅館業、そして観光関連事業者などの方々からも非常に喜ばれましたし、また葬儀等でもどうしても子供さん方も都市部から帰らなければいけない場合でも、検査は当然、PCR検査などを受けて帰ったとしても、万が一のことがあったとしても、ワクチン接種を2回しておると、重篤化を防げるという、そういう面でも非常に感謝をされておる方がたくさんおられます。これも三輪先生が1日2万300人の接種を行っていただいたこと、また町長以下、健康福祉課、そして職員、そして接種に関わる様々な役割を担っていただいた方々の、のおかげだと思っております。

その中で、県下で1,000人以下の町村である知夫村が一番早かったかとも思いますが、この県下でも津和野町はトップクラスの接種率で進められたと思いますが、県下での状況等についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 最終的には2回目接種率、今県内では一番高い状況となっておりますというところであります。本町としましても、当初3月ぐらいで、4月から即国のほうからは接種を開始するよというということで、2月、3月でもう準備を進めてきておりました。しかしながら、なかなかワクチンが入ってくる状況の確認が取れない中で、各市町村なかなか接種開始に踏み込めなかったというところでありました。本町の場合は、一番最初に、4月26日に実施を行ったところであります、介護施設のほうで行ったところであるんですが、何よりも4月に入りまして橘井堂、先ほど議員おっしゃられました、三輪院長先生はじめ、橘井堂のほうに非常に多大なる御協力をいただきながら、接種につきましても、ほぼ全て三輪院長先生、診療を終えて出ていただいたと、こういうところが、他の市町村と比較しまして進んだ要因の大きな一つであるかなと思っております。

それから、もう一つ思いますのは、県内他の市町村の職員であったり臨時職員等いろいろやっておるとい話を伺っておりました。本町の場合も、毎日20人から30人のスタッフが必要になるわけでありますが、そこで私どもは民生委員の方が町内に56人おられるわけでありますが、この方々に御依頼をしてお手伝いいただけませんかというところで、その半数以上の方が複数回、全ての回数に出ていただいた方も何人かおられますが、本当に御協力をいただいたと、この方々の御協力なくして今回の私どもの接種会場の運営は成り立たなかったかなと思っておるぐらいであります。

そういういろんなところの御協力をいただきながら、町民の皆様に安心が早く届けられたかなと思っておる次第であります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今お聞きしますと、民生委員の方々、半数以上の方々が協力をいただいて、私も実際、自分が接種会場に行きますと、受付のほうから、そしてあと待機の時間まで懇切丁寧に民生委員の方々を中心として、スタッフの方々が対応していただきました。このことも非常にスムーズに1日の接種が進められた要因だと思っておりますし、そのような体制を今回つくられ、そして協力されました民生委員の方々の御協力があったものだと非常に感謝の思いを強くするものであります。

その中で、もう一点、県外に出ておられる、学生さんの場合は、どうも聞いておりますと、大学での集団接種もあるようでありまして、また、実際、リモートワークがかなりありますので、こちらのほうにおられる学生さんもおられましようけど、またリモー

トワーク以外でその大学のところに行かなければならない、そういう場合もあるかと思
います。

やはり、これは1回目と2回目は必ず同じ場所で決められた日でないといけないのか
なと思いますが、万が一、例えば1回目を打って2回目が予定した日にどうしても受け
られない場合はどうしていくのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 本町でこのたび行われましたワクチン接種につつま
しては、ファイザー社というメーカーのワクチンを利用したわけなんですありますが、フ
ァイザー社のワクチンにつつましては、原則、3週間後の同じ曜日に接種をするとい
うことが定められております。ただし、18日以降であれば、例えば、今議員おっしゃ
られますように、3週間後の同じ曜日がどうしても無理だというときには、前の日でもよ
ろしいですし、次の日でもだめだということではないということ聞いております。

ただし、17日以前はもう絶対だめであるということ聞いておまして、どうしても
という方につつましては、18日以降で、その後はじゃあいつまでかと言いますが、
これはできるだけ早急に接種をしたほうが良いということ伺っておるところであり
ます。

実際にそういう方が今回、私どもの接種、集団接種を行うに当たっては、当然3週間
後のその日に体調が悪くなって接種ができないという方がおられましたんで、そういう
方はどうしたかといいますと、その体調がよくなった後に、再度連絡をいただいて、接
種をしておると方もたくさんおられるということも現実であります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 学生さんにつつましては、どうしてもその日にと
いうことができない場合は、それ以降でも対応ができるということありますので、また
このことも広く周知をしていただきたいと思いますのであります。

それともう一つお聞きしてみたいことありますが、3回目接種ということは、今考
えておられるのか。多少政府筋からはそのような話も出てまいりましたが、そのよう
なことは現段階で考えておられるのか。それはまだそこまで話になっていないのか、お聞
きをいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 3回目以降のブースター接種につつましては、担当
大臣は先だって発言をされておられましたが、市町村においては、県のほう、国のほう
からはそういう指示、通知、何も来ていない状況であります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） ワクチン接種については、御説明いただきましたよ
うに、非常に進んでおるということで、町民の安心ということを第一に考えた場合には、
本当に尽力いただいたことに非常に敬意を表すこととあります。

それでは、2番目の質問に移らさせていただきます。

2番目の質問は、屋内運動施設における感染予防、熱中症予防対策についてであります。

津和野・日原両中学校の体育館などの屋内運動施設において、コロナウイルス感染症予防並びに熱中症予防対策のため、換気装置や冷却装置などを設置すべきではないのかと考えておりますが、所見をお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、屋内運動施設における感染予防、熱中症予防対策について御解答をさせていただきます。

御質問のように、現在、津和野中学校体育館と日原中学校が昼間使用しております日原体育館につきましては、空調設備はございません。そのため、体育や部活動においては窓を開放し、換気を行いながら活動しているところです。体育館の空調設備の整備につきましては、大きな空間に対して暖房を行うため、多大な改修工事費とともにランニングコストがかかり、大きな財政負担が生じるため、現段階では早急な整備が難しいと考えております。

しかし、夏場の活動では、熱中症にも注意をしながら、加えて新型コロナウイルス感染症予防も行う必要があるため、各学校において対策を検討し、津和野中学校体育館においては昨年度、新型コロナウイルス感染症対策関連の補助金により大型の送風機3台を導入しております。

日原体育館につきましては、昼間は日原中学校が使用しておりますが、教育委員会としましては、津和野体育館と同様に社会体育施設に位置づけておりますので、学校施設を対象とした新型コロナウイルス感染症対策関連の補助金では、大型の送風機等は導入しておりません。

夜間は一般の方の利用もありますので、そこも含めた対策を講じる必要があると考えております。今後、利用状況も鑑みながら、大型の送風機や大型ストーブの導入について検討してまいります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） ただいま答弁がありました津和野中学校体育館において、3台の大型送風機を導入されたことは、やはり感染症予防対策、また熱中症予防対策の面でも非常にいいことだったと思っております。ただ、その後に答弁されました日原体育館は、日原中学校と、そして一般と共用であるということから、社外体育施設に位置づけられるということで、こちらのほうの対策も今後考えていかれるのであろうと答弁からは推察をしておりますが、特に日原体育館のところは、裏を山に、そして横を中学校の建物があるということもあり、非常に風通しが悪く、これは様々な方々から指摘があり、やはり送風機等も設置をすべきではないかと思っております。

それとあと、スポットクーラーであります。津和野中学校の体育館も日原中学校の体育館もスポットクーラーがあれば、例えば体が一時的に非常に温度を上げ、特に熱中症の症状が出たときには首筋を冷やしたり頭を冷やしたりそういうことができれば熱中症のその早期の対応、軽い熱中症には対応できる、水分の補給とともにとも考えますが、日原体育館の送風機、そして両体育館にスポットクーラーの設置についてはいかがかと所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） スポットクーラーにつきましては、体育館で全体を冷やすことには到底ならない規模になろうかと思いますが、確かに言われるように、過度の熱中症に近くなったときに、体を冷やす対策としては良好な設備ではあろうというふうに思います。

まだ導入に当たって値段等もどのようなものがあるかということも検討しておりませんので、送風機、あるいは大型の暖房機に合わせて、どのようなことが使えるのかということも含めて、併せて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 特に屋内体育場は風通しが悪ければ非常に温度等が上がる可能性もありますので、特に熱中症において体調を崩してというようなことがないように、予防的効果も含めて今後、検討を進めていただきたいと思います。

それでは、3点目の質問であります。

橘井堂の状況などについてお尋ねをいたします。

津和野共存病院・日原診療所・介護老人保健施設せせらぎなどの稼働並びに経営状況についてお尋ねをいたします。

また、益田赤十字病院との連携、看護師等の医療従事者確保のための処遇改善の進捗状況、日原診療所の移転時期の予定についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、橘井堂の状況等についてお答えをさせていただきます。

津和野共存病院の現状につきましては、今年度より自治医科大学卒業医師1名が常勤医師となり、また産休代替医師として県立中央病院より1名の医師の派遣があり、6名の常勤医師と非常勤医師により診療に当たっておられ、津和野町医療介護統括管理者である益田赤十字病院木谷院長の御指導をいただきながら、三輪院長のもと医局全体で協力的体制を取って診療に当たっております。

経営状況につきましては、平成31年度と令和2年度を比較し、入院患者数では年間137人の減で、前年度比99.0%、外来患者数では年間2,334人の減で、前年度比87.4%となっておりますが、診療費調定では入院収益が1,851万5,000円の増、外来収益が889万9,000円の減となっております。外来収益の減少は、新

型コロナウイルス感染症の拡大による受診控えが大きく影響しているものと思われ
ます。

また、令和3年度の状況は、7月末までのところで、計画値と比較して、1日平均、
入院患者数が1.4人の減、1日平均外来患者数が3.1人の減で推移しております。

日原診療所の現状につきましては、令和元年10月より須山先生が所長となり、週3
日勤務され、飯島副院長、非常勤医師により診療に当たっておられます。経営状況につ
きましては、平成31年度と令和2年度を比較し、外来患者数では年間218人の増で
あり、1日平均受診者数が29.4人と前年度比1.4人の増となっております。しかし
ながら、診療単価の減により、外来収入は昨年度に比べ減少しております。また、令和
3年度の状況は、7月末までのところで、計画値と比較して1日平均外来患者数が3.
4人の増となっており、収益の増が見込まれます。

介護老人保健施設せせらぎの現状につきましては、益田赤十字病院との連携を強化し
たことから、平均ベッド稼働率が90%以上、確保しております。しかしながら、老健
を利用される要介護者の介護度は軽度の方が多く、単価としては特養等に比べ低めとな
る傾向にあります。また、施設の運営を担う職員の確保については、新しい若い世代の
介護職の確保が難しい状況にあることから、看護師の再雇用にて補っていかねければなら
ない状況で、大変厳しいものとなっております。

経営状況につきましては、平成31年度と令和2年度を比較し、入所者療養収入では、
年間1,057人の増、1日平均入所者数も2.1人の増から収益は増加傾向にあります。
短期入所者療養収入では、年間808人の減により、1日平均短期入所者数も2.0人
の減となり、収益は減少傾向にあります。通所療養収入では、年間432人の増により、
収益は増加傾向にあります。

令和3年度の状況は、7月末までのところで、計画値と比較して、1日平均入所者数
が4.3人の増、1日平均短期入所者数が1.0人の減、1日平均通所者数が1.8人の
減となっており、計画値を下回っているサービスについては、収支の改善をお願いして
いるところでございます。

益田赤十字病院との連携につきましては、非常勤医師として、内科及び小児科医師の
派遣と共に、当直についても応援をいただいております。

また、急性期から回復期、そして慢性期につながる医療連携の中で、回復期から慢性
期に至る津和野町内の患者の転院を受入れ、まめネットを活用した回診や医療相談等も
含めて連携をしております。

令和元年5月には、益田赤十字病院木谷病院長に、津和野町医療介護統括管理者をお
引受けいただき、津和野共存病院をはじめとした医療法人橘井堂が管理する事業所につ
いて、様々な御指導をいただいております。

処遇改善の進捗状況につきましては、津和野町医療介護統括管理者から御指導をいただきながら、医療介護統括副管理者が主導して、法人内で進めておられると聞いております。

また、町が関係する処遇改善については、給料、手当に関わるものと考えておりますが、法人としての方針が決定次第、財源等の問題について法人側と協議を行い、令和4年度予算に反映するよう考えております。

いずれにしても、まずは法人内での意思統一が最優先と考えており、職員への説明会を秋ごろをめどに行う予定であると聞いております。

日原診療所の移転時期につきましては、当初の計画では令和3年11月末での移転を計画しておりますが、移転増築工事現場において、レンガ等の瓦礫類、土間コンクリート等の地下埋設物が確認されたことから、撤去を行う必要が生じ、再度の地盤調査、地盤改良の追加及び調査のため、掘削した部分の表層改良等の追加工程が発生いたしました。

それにより、予定工程に2か月程度の遅れが生じており、移転時期については、令和4年2月中旬になる見込みであります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、再質問いたしたいと思いますが、最近のことで、非常に私どもはよかったなと思うことの第1番目は、自治医科大学の卒業の医師が津和野共存病院に、橘井堂に赴任をしていただいたということ、そして今回、産休代替医師として県立中央病院より1名の医師の派遣があったということ、そのようなこともやはり中島町長時代に、医療危機に陥ったときに、どんなことがあっても医療の灯は消してはいけないという、その思いの中で、中島町長が非常に津和野町の医療を守るために尽力、中島町長をはじめ、そして職員一丸となって尽力をさせていただいて、そしてまた、下森町長時代になっても、この医療を、津和野町の医療の灯を決して消してはいけない、また、より大切に、また発展をさせていただかなければならないという、その両町長の思いがこのような結実になっておると思うわけであります。

やはり、国や県、県立中央病院、そして自治医科大学、このような、そして島根大学医学部との連携、このようなものが、やはり非常に大切になってまいると思いますし、また関係の様々な医療機関との連携というものを、そのようなものが非常に大事だと思っておりますが、これは町長にお尋ねしたいと思いますが、島根県、国や県、そして県立中央病院、自治医科大学との連携等について所見をお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 津和野町の医療につきましては、公立病院ということでございまして、島根県、それから島根大学医学部、そうしたところに、本当に普段から様々な御支援をいただいているというようなところでございます。特に3年前に常勤のベテラン医師がお二人が御病気になるられて長期療養というときに、本当に町の、津和野町の

医療が守れるかというぐらいに厳しい状況で受け止めておったわけでありますが、そのときにも島根県の斡旋もあって、県内の公立病院から週替わりで医師を派遣をしていただいて、何とかその年度の3月末いっぱいまでは乗り切ろうということで乗り切ることができました。そして、新年度からこの自治医科大学の医師派遣ということにも、またつながったということにもなるわけでございます。

自治医科大学の医師派遣というのは、今議員が御指摘いただいたように、長年の津和野町からもお願いをしてきたところでありまして、今回、本当に長年の一つのお願いがかなったということで、大変喜んでいただいております。

逆に言うと、なぜこんなに時間がかかったのかということをおっしゃると、津和野町に自治医科大学の医師を派遣するということは、県内のほかの公立病院がそこにしわ寄せが来るということになります。だから、やはり、なかなかそれが難しかったという状況がある中で、今回、非常に津和野の医療が本当に厳しいということから、島根県や、またそういう意味でも県内の公立病院のほうにも、様々な御理解をいただく中で、今回、この津和野に自治医科大学の医師を派遣していただいたというようなことでございます。

今後こうした一つのパイプということは、しっかり続けていながら、自治医科大学の医師というのは、津和野町に、人が代わったとしても、枠としてこの津和野の医療に赴任をいただくということは、しっかり努めていきたいというふうにも思っておりますし、また、さらにこの医師派遣ということをお願いをしていきたいということもございまして、現在、橘井堂の三輪理事長等ともいろんな今、情報交換を密にしているところでございまして、自治医科大学の、この義務年限内の派遣ということと、もう一つ義務年限外の派遣ということも視野に入れながら、またより一層、この医師が、自治医科大学関係からもう一人というようなことで、努力をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

そうしている間に、津和野町出身の地域枠推薦の医師が育ってきておるという状況がございまして、また今後はそうした医師が、これはもう一生という縛りをしてしまうと現実として無理があるわけでありまして、ひとつの期間の中でまた島根大学医学部のひとつの中で、津和野町にも医師としてまた地元に戻ってきていただくと、そういうような今、システムをつくっているところでもありますから、こうしたことをやりながら、医療というものに結びつけていきたいと、そのように考えているところであります。

それともう一つは、今回、コロナウイルスのワクチン接種におきまして、三輪先生以下橘井堂の皆様にも大変にお世話になって、早く接種を終えることができました。これは、まさに三輪先生以下橘井堂がこの津和野のひとつの公立病院の中で、町としての医療を守っているという、そういうひとつの使命感も持っていただき、本当に頑張っていたいただいております。

私は、そういうことを受けて、特に総務省等に今回のこのコロナワクチン接種における公立病院の意義というものを強く御説明をしてきたというような状況でございます。総務省は、そういうことを通しながら、もちろん津和野町の私だけが声を上げたからということではないと思っておりますが、全国の公立病院がそういう異議を果たされたということが総務省に伝わったというふうに思っておりますけれども、そういう中で、この公立病院、公的病院への持つ自治体へ、特別交付税を増額をしていくという方針が決まってもいるという状況であります。それがまた、町の財政にも、また病院経営という面においても、非常に有効に働いてくるというふうに思っておりますので、今後も様々な医療機関やあるいは国の機関、そうしたものと連携というものを深めながら、津和野町のこの医療が安定をし、また強化されていくように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） やはり、津和野町が医療を本当に大事にしているんだということを、国や県やそういう関係の病院、島根大学、そして自治医科大学、県立中央病院などなど関連する病院の方々にアピールしていくとか、本当に訴えていくということ、そのことが非常に大事だということを改めて思わせていただいたことあります。

その中で、益田赤十字病院との連携が進んでおるということで、入院収益が1,851万5,000円の増額であります。外来収益が889万9,000円の減となっております。これはコロナ禍の中でどうしても処方期間の延期ということもありますし、どうしても減少は致し方がない、そういう面がありますが、やはり入院収益が1,851万5,000円増えているということは、これはやはり、益田赤十字病院との連携だと思っておりますが、特にこういうところで、ベッドの稼働率を上げたというのが主かとも思いますが、その点を、内実をお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 先ほど質問がございましたとおり、入院収益につきましては、約1,851万5,000円ほど上がっております。これにつきましては、主には入院患者数が増えたというところもございまして、それに合わせまして、診療単価のほうが増額したというところが主な原因であると考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 診療単価が上がったその内容、例えば診療単価は、例えばこういうもので上がったという、例えばある程度長い期間おっていただける、今ちょっと科目名を忘れましたが、そういうものが増えたのか、その内容についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 大変申し訳ございません。そこまでの吟味はしておりませんので、少し分かりません、申し訳ございません。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 日原診療所が1日平均7月末までのところで、計画値として、1日平均外来患者数が1日3.4人の増となって収益の増が見込まれるということですが、実際、日原診療所に私自身もかかったときにも、非常に患者さんが増えているなという実感はしております。やはり、今後のレントゲンや検査機器の充実ということもありますでしょうし、やはり橘井堂としてこの日原診療所というものをある程度、吉賀町も含めて医療拠点としてしていこうという思い、そしてまた、須山先生、飯島先生が診療されるということも大きな要因となっておりますのかと思いますが、医療対策課長、どのように分析しておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 先ほど町長からも答弁がございましたとおり、須山先生が所長となり診療の人数が増えているという状況が顕著に表れております。須山先生におかれましては日原共存病院から含めまして、約5年と5か月、日原関係の診療所に勤められております。その関係もございまして、かかりつけ医という意識が強いというところがございまして、そのように先生方の信頼度から患者数が増えているのではないかと考えています。

また、今後につきましては、レントゲン設備等を設置した診療所、また日原、津和野共存病院との間でカルテ等を共有する中で、津和野共存病院との連携も進めていくことができますし、現在では2階にありますけれども、これが1階に、発熱外来の横に移るということになりまして、患者さんの不便のところも解消されてくるというところがございまして、今後につきましては、さらなる外来患者の増が見込めるのではないかと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それと、せせらぎで1日平均の通所者が1.8人の日に減となっているということですが、今聞いておるところによると、星の里のデイサービスが介護職員の減が要因で定数を少し下げられておられるということもお聞きしておりますが、そちらのほうからの移動、当然デイサービスとデイケアは内容が違うわけですが、それについて星の里に今まで通っておられた方で、受入制限の中でせせらぎのほうへという方もおられる状況なのか、分かればお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 議員先ほど申されましたとおり、星の里におきましては、定数が18名でございまして、実際には介護職員の減ということで10人というところで現在、受け入れております。その差分というか、そのあおりを受けた

方々について、せせらぎの通所のほうに受け持っているかどうかというところにつきましては、ちょっと現在のところ把握はしておりませんので、申し訳ございません。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それと、急性期から回復期、そして慢性期につながる医療連携の中で、回復期から万世紀に至る津和野町内の患者の転院を受け入れているという、これがベッドの稼働率が上がる最も要因であると思えますし、やはり地元に戻ってこれるということが、非常に町民の方々も喜んでおられることでもあります。

これは、多分津和野共存病院、そして益田赤十字病院のソーシャルワーカー、社会福祉士などが連携をして、小まめに入院患者の情報の交換等も、日ごろからしておられるのであろうと推察をするわけではありますが、ただいま現時点で、益田赤十字病院とそして橘井堂とのソーシャルワーカーの連携、そして医師、看護師等の医療スタッフ等の連携もかなり進んでいるのではないかと思います、現状が分かれば御説明をいただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 津和野共存病院におかれましても益田赤十字病院におかれましても、地域連携室というのを設けております。この地域連携室同士の連携という中で、今回、このように医療の連携ということで、入院患者の方が益田赤十字病院から津和野共存病院のほうに移られているというところが多々あると思われまます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） そして、処遇改善についてであります、秋ごろに職員の説明会をしていかれるということでもあります。聞くところによりますと、木谷医療介護統括管理者の木谷先生は、働かざる者食うべからずと常々申されているということをお聞かせいただけます。ただ単に無条件に処遇改善を行うというだけではなく、全職員が一層の収入の増加を目指し、また経費の節約をして、そして収益を上げることを今、目標として仕事をしておられると思っております。

例えば、益田赤十字病院と橘井堂で医療資材等の共同購入を行うことで経費削減ということも考えられると思えますし、どのような経費削減策、また収入を上げていくのは、やはり稼働率の増加等ではあろうと思えますが、その点について分かりますところをお答えいただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 経費の削減につきましては、先ほど、議員のお答えの中にありましたとおり、医療物資につきましては、益田日赤のほうと共同購入をするというような方向で現在、益田日赤の事務部のほうとお話し合いをされているということ、法人のほうからお聞きしております。

その結果、現在、津和野共存病院のほうで単独で購入しておりました価格よりは大幅に下げられるのではないかとということも併せてお聞きをさせていただいております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今、全般お聞きしておりましたが、やはり木谷医療統括管理者の御就任をいただいて、連携も深まり、そしてそれがベッド稼働率の上昇、そして収益の向上、そして質の経費削減ということにもつながっておる、非常にいい効果が出ておると思います。やはり、木谷先生がこの橘井堂のことも思い、この益田、そして益田圏域、津和野町の医療のことを本当に心から考えておられるということが、はしばしから鑑みることができると思います。

町といたしましても、これからも木谷医療統括管理者との、その連携をますます深め、木谷先生にもお力添えを十分にいただきながら、これからも津和野町の医療が末永く守られていくことを願いながら、質問を終わらせていただき、次の質問とさせていただきます。

次の四つ目の質問であります。介護職員育成についてであります。

六日市医療技術専門学校の閉校等もあり、町内介護事業所において介護人材不足が顕著になっております。津和野町の社会福祉法人などで介護職員初任者研修会の開催や受講支援などを実施すべきと思いますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、介護職員育成についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のように、町内介護事業所においては、人員確保に大変苦慮され、一部事業者ではサービスに制限を行っておられる状況にあります。

各事業所では、介護職員確保のため企業説明会への参加、ハローワークやインターネットの人材マッチングサイトへの登録等、様々な取組をされていると伺っております。そのような取組から、新卒の採用につながった事業者もあったとお聞きしておりますが、多くの事業所では明らかな効果があらわれていないのが現実であります。加えて、一定の介護人材を輩出してきた六日市医療技術専門学校の令和3年度での閉校により、介護職の確保はこれまで以上に厳しくなる状況であります。

介護職員育成のための介護職員初任者研修については、平成28年度まで社会福祉協議会において実施されておりましたが、応募人員の減少等によりその年度以降は実施されておられません。そのため、町としては、毎年補助金として予算化しておりましたが、執行までには至っておりません。

町としましても、介護事業所における介護職員の確保は喫緊の課題と認識しており、人材確保に向けての共通理解と方策を早急に検討していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） ただいまの答弁では、かつては、平成28年度までは社会福祉協議会において実施されていた介護職員初任者研修会が応募人数の減少等

によりその年度以降は実施されておらないということではありますが、29年度以降実施されておりませんので、もう5年余り実施されていないということになっておると思います。やはり、町の介護職員の確保がなければ、先ほどの前段の答弁でもありましたように、やはり受入制限をしていかなければならないということもありますし、各事業所が、やはり、かなり介護職員不足で厳しい状況に立たされているということもありますので、もし社協のみで開催できなければ社協、橋井堂、そしてシルバーリーフつわの、そして星の里、共同での開催等も考えていくべきではないかと思いますが、所見をお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 初任者研修につきましては、先ほど町長からも答弁がありましたとおり、平成28年度以降、実施されていないのが実情でございます。今年の7月になりまして、津和野町介護保険事業者連絡協議会というのがございますので、その場の中で、各事業所の状況等にお伺いしております。その中でも、確かに初任者研修というのが大切であるという御意見をいただいているのが事実でございます。ただ、社協にお願いするにしましても、社協としましても、令和3年度の事業につきましては、もう既に確定をしているというところがございますので、早くても来年度以降になるというところが現実であると考えております。

そうした中、今議員のほうからお話がありましたとおり、ほかの事業所等の連携の中で、こういった初任者研修が実施できるかどうかというところを改めて検討させていただいて、来年以降、もしできるようであれば、その旨、方向性に向かって進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今、橋井堂も含めた共同開催ができないかと提案しましたものも、多分その研修プログラムの中に医師や看護師等の事業といたしますか、講習も必要だと認識しております。そのようなことから、1事業所で開催すればかなり負担があるでしょうけれども、4事業所で共同して開催すれば負担の軽減、そしてまた、介護職員の不足に悩む、その事業所にとっても、そこで受講した人がヘルパーの資格を取得して、従事していただくと、それが解消できていくと思っておりますので、ぜひともその連携との話し合いをぜひそのような機会のときに、早急に取っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 大変貴重な御意見ありがとうございます。津和野町介護保険事業者連絡協議会につきましては、年間で数回開催をする予定になっておりますので、その場をもちまして、また個別にも協議をすることが可能だと考えておりますの

で、個別にでも協議をさせていただいて、早急に、できれば来年度以降のところで開催できるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 介護職員不足の現状は現場のその各施設から切実な声を聞いております。ぜひとも町も指導しながら、介護職員初任者研修会の実施に向けて尽力をしていただきたいと願いながら、私の質問を終わらせていただきます。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、11番、岡田克也君の質問を終わり、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時31分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、質問を続けます。

発言順序4、10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 10番、後山でございます。通告しておりますので、逐次質問をさせていただきます。

1件目でございますが、駅前周辺整備事業についてお尋ねをいたします。

津和野町の駅前周辺広場整備（第1期）工事が平成30年10月に発注をされておりますが、途中で電柱移転浄化槽除去等交渉は大変難航し、大幅に遅れが生じたわけですが、第1期工事であります浄化槽の問題もようやく接続できるようになった状況にあります。駅舎の工事の発注されておりますが、これに伴うと回廊等の工事と競合するようになると思うわけですが、駅舎の改修工事完成後にこの回廊の工事が着手されるんでありましょか。そうしますと、この回廊の工事の完成はいつになるのか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、後山議員の御質問にお答えさせていただきます。駅前周辺整備についてでございます。

駅舎及び駅周辺関連整備につきましては、国の歴史的風致維持向上計画の認定を受け、駅前の空き店舗、老朽アパートの除去を行うなど、津和野の玄関口としての美観を整えるとともに、SL到着時等の人、一般車両、観光、路線バスが錯綜することで生じる交通事故等の危険を回避し、駅舎の耐震化、冷暖房整備などホスピタリティの向上を目指すものでございます。

駅前周辺広場整備につきましては、現在、津和野駅舎改修工事と調整を行いながら、順次工事を施工している状況でございます。回廊につきましては、第1期工事での実施ではなく、今後の施工を予定しております。

引き続き、駅前周辺整備工事の進捗課程で駅舎整備工程との施工順序の調整等が必要となってくると考えます。工事期間中につきましては、皆様に御不便をおかけいたしますが、早期の完成を目指して進めてまいりたいと考えますので、御協力いただきますようお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 駅前の今申しました回廊の工事が、今の工事が済まないと発注できないと思うんですね。それがいつの年度に完成するか、これをお聞きしておるんですが、いつごろ完成するか、来年か再来年になるんか、そのことをお聞きしておるんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 駅舎の工事でございますが、現在、工事を進めておる状況です。まず、今現在、工事をしているところは、改札の左側の部分を工事しております。今後、改札のところ、改札の右側ということで、順次工事を行っていくところですが、その行う途中で、改札は使用をすることになります。人の流れを調節しながら進めていくようになります。

議員御質問の回廊でございますが、その部分のそれぞれの工事に合わせて、順次回廊の工事の発注に取りかかりたいと思います。工事完成の予定としては、あくまでも今年度ということを目指してやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 後山さん。

○議員（10番 後山 幸次君） 今、既に駅舎の改修に入っておられますんで、これもまた回廊だけ別に発注になると工事が競合することになるかもしれません。その配慮もして工事発注をしていただきたい、このように思っております。

それで、続いてちょっと関連があるのでお尋ねをいたしますが、駅前の交番跡地に平屋の瓦ぶきの建物を建てておられますね。これは、柱も桁もはりもともに鉄骨で骨組みが造られて、これはあずまやづくりじゃないわけですが、ただ、普通の平屋建てであります、景観的にも余り風情がないように、多くの人から言われておるんですが、なぜ木造で建てられんのか、なぜ鉄骨にされたのか、その点をお尋ねしたいのと。

それから、このもとの警察の跡地でありますね、ここへ斜めに歩道をつくられておりますね。下に降りるように。これは何のための歩道であるのか。これは、安野光雅へ降りるようというふうなことで、そのような利用目的でつくられたんではないかというふう聞いておりますが、休憩所からこの美術館に行かれば、無理にあそこを横断して通らんでも真つすぐ歩道があるんですから、それから安美に入れば真つすぐ入られるんですね。それをわざわざ警察の跡地を斜めに歩道をつくられておりますが、地域住民が、出来てから初めてこんなものをつくられてというふうな声があったんです。こういう場合には地区住民に説明会でもされてやられたのでありましょうか。課長さんに、こ

これは前課長がやられたのにあなたに聞くのは大変心苦しいんですが、どういうふうでこういうふうなことをされたのか、設計士さんがよその設計士さんですね、これは。エイエム建設設計かどこかされとるわけですが、そういうことで、津和野の町の状況を分からんこ設計されたんじゃないかというような、私は気がするんですが、その点、分かればですよ、分かればお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 議員がおっしゃられるのは平成31年度駅前小公園整備工事の中のことであろうかと思えます。

その工事の中で、あずまやがあります。これがなぜ木造じゃなくて鉄骨なのかというところでございますが、詳細につきましては存じておらないところなんですけど、もしかして耐久性とかそういったようなものことでそういうふうな結論にいたったのかどうか、そういうことは考えられると思えます。

それと、公園の中にある安野光雅美術館に通じるスロープでございますが、これは、当初の設計からそうになっていたというふうに聞いております。意図としては、歩道と歩行者と離合を避けるというのが一つと、それと安野光雅美術館にそのまま車椅子で移動ができる、動線が短いということ、それと駅前通りにもそのまま通過して出れるということ聞いております。そのような設計意図のもとにつくられたというふうなことだろうと思えます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 私は、斜めにあるような道路を通るより真っすぐ行ってさっと入ったほうが安野光雅美術館、よっぽど早く入れると思うんですが、何でわざわざそういうふうにされたんか、課長さん、大変失礼ではございますが、済んだ後のことでございますが、こういうことも今度やられるときには、一生懸命検討していただきたいと思えます。

それと、これ関連があるといえればそうなんですが、歴史的風致維持向上協議会に諮っておられるはずですが、稲成町のところの小公園がありましたね。ここのあずまやはどういう理由で撤去されたのか、それについて、分かればお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 議員がおっしゃられるのは、平成31年度稲成町河川広場工事のことであらうかと思えます。広場工事の中で、以前はあずまやがあったというふうに記憶してございます。このあずまやでござりますが、周辺のまた観光客の方から、SLの鉄橋が向こうにあるわけなんですけど、SLが見えにくいとか公園自体が暗いとかいう声がありました。その上で、向かいの、スクランブルの向かいになるんですけど、鷺舞モニュメントの公園と統一感を出すためにあずまやのほうを撤去したというふうに聞いております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 鷺舞公園も何も日陰がないんですよ、あそこにね。雨が降っても暑いときでも、あずまやがないから陰に入ることができない。そういった意味では、小公園にあそこにあずまやがあったので、皆あそこで食事もされたり、SLを見送ったり迎えたりされたあずまやなんです。それをのけて、何であそこに歩道をつけんにやいけんのかという意見もあるんですよ、町民の方からね。

そういったことも、やはり歴史的風致維持向上の方だけでなく、やはり付近、また地域住民に説明をして、私は納得がされた上でこういう施設整備はされるべきと思っておりますので、課長さん、今度ありましたら、ひとつ付近住民に十分話し合いをされてやっていただきたい。あのあずまやがなくなったんで、当分あそのほうで暑うても陰がありません。そういうことも考えて、本当計画を、まちづくりを計画していただきたいと思います。今後ありましたら、課長よろしく願いをいたします。

次に、参事職についてお尋ねをいたします。

町長は、平成29年度より行財政改革をさらに進めたいという観点から、参事職は配置せず、年間30万円から50万円必要で、要望等の相談も全くなかったと、このようにおっしゃっておられます。庁議メンバーの多くが厳しい財政状況の中、今後一層の行財政改革を進めなければならない、このような観点から参事の配置について否定的な考えが示されており、手当により財政負担の軽減についても職務職階を原則とする上で、整理をする必要性の意見も出ているようではありますが、参事の職務をより一層、明確化するなどの課題で参事職の配置については、今後内部で検討を続けたいとのことでありました。

また、町民の方から復活の要望が多いようであれば、次年度より配置する考えであると、このように説明をされております。

これは、平成30年9月の一般質問の答弁であります。あれから、4年も経過しております。現在の庁議のメンバーの課長の大半は新規に抜粋された課長であります。上司である参事が不在であり、困惑されるような案件は1件もなかったのか、伺いたと思いますが、新しい庁議メンバーの皆さんにそのようなことを今ここで1人ずつ聞くちゅうわけにもいきませんかと思いますが、どのように町長お考えか、お尋ねをいたします。

また、合併協議会の協議項目、協定項目は巡視されるべきではないでしょうか。これについてお伺いをいたします。

当時を思い浮かべますと、質問をしておりますが、平成17年9月25日、新津和野町が誕生するまで、日原町議会は合併関連議案が可否同数で県内初の議長採決で6議案とも可決されたわけでありまして。合併関連議案の審議では、議事運営は難航し、生みの苦しみを持って、両町が合併し、今日があるわけでありまして。町長も当時の議員であったわけでありまして、このような経緯を踏まえて合併協定項目が成立しております。そ

のときに参事職の配置についてもいろいろ検討されていっておるわけですが、これについてどのような御所見を取られるか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、参事職についてお答えをさせていただきます。

御質問の参事職については、行財政改革をより一層推進する観点から配置を見送っておりますが、町民の方々より正式な御要望等あれば、住民サービスを優先する観点から配置する方針であることを庁議においても申し合わせております。

これまでの間、参事職の配置に関する御要望はなく、そのままの体制にて本日を迎えておりますが、今後住民団体や議会等から正式なお申し出をいただくならば、新年度からの配置に向け、庁議にて検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 町長さんは御存じないようですが、平成28年の9月にある津和野町の町民の方から騒音問題が起こっております。津和野庁舎に頻繁に電話をされ、大変職員も困ったようなことが起きたわけではありますが、そのときに参事がおられましたので、参事と2人で某氏との話し合いを重ね、1か月以上かかってようやく問題を解決した経緯もあるわけですが。町長、それを知っておられんことはないと思うんですが。

また、平成30年4月14日、身体障害者の方より、ある書類の内容が違った郵便物が届いたと、私に電話がありました。すぐ課長さんに相談をして、15日に書類を見せていただいたわけがあります。そして、その月の17日より私たちの選挙が始まったわけではありますが、その途中で、本人より20日の1時30分にうちに来てくれというふうな連絡がありましたので、そのときに健康保険課長さんと2人で行きましたね。それで、誤配文書の件についていろいろ課長から説明をしていただきました。選挙期間中でありましたが、同じ人が2回もそのような問題が起きておるのに、お許しをかいに2人で参ったわけですが、本人もようやく理解をしていただいて、何とか今回はこらえてやろうということで、課長さんと2人で帰りましたね。こういうことも事実あったんですよ、町長。

そのようなことがあって、いろいろ日にちがたって、新聞沙汰になるような事件が起きました。これは、課長の忍耐も限界であったろうというふうに思っております。課長さんも誰にも相談もできず参事が在職しておられたら相談もでき、あのような事件は起こらなかったというふうに私は思っております。

大変新聞紙上にも出まして、大変なことであったと本当、課長の心情をくむところがありますが、参事の存在を強く感じられたのではないのでしょうか。

このような件があっても、まだ参事は置かれぬという御所見であるか、その点をお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今一度申し上げておきたいと思いますが、その参事職を置かないというのは、私の独断で決めているわけではございません。庁議の場でどうしようかということを経た上で、庁議の総意として決定をしてきたというところでございます。私は、もうその庁議の場でも、そのお話をしたときには、3年前とかそういうお話のときでありますけれども、庁議の意向を尊重したいから率直に意見を言ってほしいと、そういうことを投げかけた上でのものでの庁議としての判断でもあったということでございます。

ただ私として参事職は当面置くまいという、庁議で決定した後でも住民のほうから、例えば自治会であったりとか、あるいは議会のほうの大多数の意見として、そういう参事職を復活する御意見が出てきたならば、それはやはり住民の思いとして参事職を置くということも検討していかなければならないので、それは了解してほしいというのが、当時の話し合いでございます。それを今日の回答をもって、庁議においても申し合わせしておりますということをお願いしているわけでございます。

ですので、先ほど、個別のそういう町民の方の御心配、トラブルというようなことも事例で上げております。それが担当課長が対応したということになろうかと思っておりますけれども、そこに参事職というのが本当に必要であったのかどうか、そういうこともまた問われているんだろうと思っておりますけれども、そういうことも踏まえて、当時庁議のメンバーであった担当課長も特にこの参事職ということは必要ないという意見、意見を出したかどうか、個別には分かりませんが、私の記憶では当時の庁議の中では参事職を置くということについての賛成の意見はなかったというふうにも思っておりますので、先ほどお示しになられたそのときの課長もそのときに参事職が必要という意見は出していないだろうというふうに思っております。そういうことを踏まえての現在だということ、何とぞ御理解をいただければというふうに思っております。

繰り返しになりますが、その上で住民のほうから正式に参事を置くという要望があれば、それはそれで庁議のメンバーも変わっておりますので、その中で検討していきたいというのが私の回答でございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） そのようなお気持ちがあるんなら、今新しくメンバーになられた課長さんがおられるんですから、喫緊のうちにもそのような会議を開いて、本当に参事が要るのか要らないのか、その検討もしていただきたい。また、議会という今、機会もあるんですから、議会にもそういったことの相談も一つはしていただきたい、このように思っておりますが、町長、参事のこと、余り必要にないようなこと申されませんが、このことは、毎回いろいろ困ったわけでありまして、町長、このたび中座地区のA氏で陳情を受けておられますね。南谷川から入る水路の除草、土砂の除去等、要望を受けておられると思います。そして、町長は建設課にすぐ指示され、これを実施されております。この陳情を受けてやられた水路は町長、実はここに私が要望書を持っておる

んですが、これが中座自治会から昭和59年2月5日に私が受けた要望書です。この中にこの水路の件外5件ほど、要望の中にあるんですよ。

そういった問題がある中で、今日まで町長には申し上げておりませんが、中座の自治会から要望を受けて、当時は赤線、青線の管理は県であるわけでありまして。そして、平成14年であったと思いますが、維持管理の権限が各市町村に移譲されております。この水路の途中に民地が横断をしております。この水路の続きは三面張りの石張り水路で側溝の石が真っすぐに傾いて、水路がつぶれるような状況にもなっております。これ石垣が数か所倒れておりますから。この町長が陳情を受けられたこの水路の流末でありまして、建設課ともこの水路がどうにかならんのかということで、現地立会もしてもらっております。現地立会をして課長さんの答えが、今財政的にこれを修復するには大変困難であるというふうなお言葉でありました。ゆくゆく計画をして必ず修復をするというふうな約束をいただいておりますが、これがいつできるか全く分かりません。

その場所が、町長の受けられた水路の延長にあるんです。町長に陳情や要望をするが、即決で解決する、これは当然であります。行政の最高の執行者は町長であります。今後も津和野庁舎、参事職を配置せず町長がこのように町民のお宅に伝えていかれるお考えであれば、現に、こういった対応をつくられたことになるわけでありまして、先ほど申しました昭和59年の2月5日にいただいた中座自治会の要望事項も道半ばでありますので、今後は自治会、また個人で町長へ直接要望していただくようになるわけですが、そのようなことが起きても、まだ参事は置かれないというお考えでありますか。町民、皆平等の原則であります。いろいろ申しましたが、このような状態でも町長はまだ参事職は町で諮ったんでないと、設置しないというお考えであるか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私も町長をやってもう12年ということでありまして。ですから、参事が置かれていた時代から町長もやってまいりましたし、参事職を置かなくなつてからも町長としてしばらくたっているという中で、12年の間に参事職がいたときもいなかったときも町民の皆さんから、個人から、あるいは自治会から様々な要望を受けてきたというような状況でございます。

ですから、その参事職が置いているからどうこうというのは、私自身が要望を受けることについては、関係のない話だというふうに理解をしているところでございます。

住民の皆さんが、やはり参事職のほうが、町長直接よりもお願いがしやすいかなというような願いがあつて、そういう中で、先ほどから申し上げているように、要望書みたいなものが出てくれば、それは住民サービスの観点から参事職は置きますというふうに申し上げているわけですから、決して置かないというような前提でお話をしているわけじゃないということをお理解をいただきたいというふうにも思っております。

併せて、先ほどの個別の御要望も当然理解しております。あれは個人からいただいたものであります。それは今回に限らず、この12年間の間に個人の方からの直接の要望というのを受けてまいりました。そういう中で、やはり何とか実現してあげたいと思ったときにも、私としては不公正は出てはいけませんので、必ずその個人が住んでおられる自治会に諮って、その上で了解を得た上で事業を進めてほしいということを担当課に指示を出しております。ですから、そういうことはずっと心がけてやってきて、個人から受けたものについては、できるだけそういう公平性というものを保てるように心がけてきたと、そういうことでもございますので、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 町長、そうは言われましても、今回の災害で、今私のところに届いておる要望が9件あります。とても私もこれだけのものを対応できる能力は持っておりませんが、これは建設課なり各関係ある課にお願いをしたいと思いますが、これだけのことがたった1か月の間にこれだけの要望があるんですよ。それを町長、私は町長に皆さん要望してくださいというふうに言ったら、町長対応できますかね。絶対に対応できないと思います。そのためにも参事職を置いて、町長の代わりにそういう業務をさせられるのが参事であろうというふうに思っておりますが、それでもなお町長、参事職について検討していただくことはできないのでしょうか。町民から要望があったら考える、そのように申されますが、町民を代表して私も申し上げておるんでございます。そのところを理解していただきたい。もっと前向きに検討していただきたいと思いますが、もう一回、御答弁いただきたい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） なかなか正直にお答えに困ってまいりますけども、いろんな要望も全てが全て、今まで町長が受けてきたわけではございませんので、各担当課、問題の生じている各担当課に自治会から直接お話をされたりとか要望をされたりとか、それから個人からも各担当課に要望されている場合も当然あると思います。

そういう中で、この問題は町長へ、この問題は担当課へというルール決めがあるわけではございませんけれども、今まではそういうやり方でやってきたと思っておりますから、いろんな、まずは建設課等へ直接要望される場合は、それはそれでぜひお願いをしたいというのが思いでありますし、私にどうしても要望を直接したいということであれば、今までもそうでありましたが、決して私はそこをお断りするつもりはございませんので、全ての要望についても時間を取ってお受けしたいというふうに思っております。

ですから、ちょっとその参事職とそういうことについての、私は余り関係性というものが、議員のお考えからは今一つ理解ができていないというところでもあります。ただ、やはり参事職というのがあることで、そこはやはり要望したい、しやすくなる、そういう住民からの声が多いようであれば、これは私は参事職については復活すると

いうように、前向きに検討したいというふうに、私としては前向きにお答えを差し上げているというふうなつもりであります。

ただ、今、私がここで必ず今置きますということは、差し控えるのはお許しをいただきたいというのも、やはり庁議という場で今までも決定をしてきたわけでございます。そこはやはり庁議の場として、皆の総意でこの参事職についても決定をさせていただきたいという思いでございます。

というのも、これも行財政改革の一環というふうにお話をしておりますが、行財政改革というのは、やはり職員みんなで作らなければならないものであります。そのためには、やはり皆で決める、皆で決めるといっても、職員の代表である、いわゆる重要な決定機関でもある庁議の場で決めていく、それでみんなでもって行財政改革というのを今までも進めてきたわけでありますから、今回の参事職も仮に復活をさせるとしても、その決定については、やはり庁議という決定機関の中で、みんなの総意のもとで決めていきたいというのが、私の思いでございますので、今私の独断で、ここでお答えをさせていただくのは、何とぞお許しをいただきたい。そういうことを先ほどから申し上げているところでございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 町長の本音をよいよ聞きたいんですが、このたび個人で陳情を受けられて何でその人だけ聞き入れてそういうふうにしたんか、そのことについてどういう関係があるのか分かりませんが、町長なぜ個人でそういうふうな要望があったものを今回建設課によってその仕事をさせられたんか。これは町民平等の対応じゃないというふうには思うんですが、そのことについてもう一度伺っておきます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私はそのお話を聞いて、非常に必要だと思ったからということでございます。ただ、必要だと思っただけで実現をしたということではなくて、繰り返しになりますが、私からは建設課のほうへは何とか実現できるように努力してほしいと、その上では、まず自治会のほうにも話をして、自治会のほうにも了解を得た上でこれを進めてほしいということを申して支持をしたというのが経過でございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） そうしますと、先ほど言いましたこの59年度に要望をいただいた、中座からのその要望の中の、同じ水路でありまして、入り口だけ町長、町民の要望に応えられましたが、これからずっとこの水路は何十メートルも続いているわけですね。そういった流末のほうのことはどのように考えておられるか、それは要望がなかったけ知らんちゅうて言われればそうですが、入り口だけ要望があったからやった、その水路にやっぱり関係があるんですから、そのぐらいのことは建設課も調べてみられたらすぐ分かったはずなんですけど、それをどういうふうにご理解しておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） ですので、自治会とまたしっかり事前に話し合いをして、今回のことについても実現をしてほしいという指示を出したということです。私は、すみません、その50数年の要望書ということについては、まだ町長前でもありましたし、また合併前の話でもあろうと思いますから理解はしておりません。だけれども、私が理解をしていないことというのは、やはりそれはたくさんあるわけで、特に合併前の旧町時代のこと、それから当然日原町時代のことであっても、昔のことについてまで把握しているのは、現実的に無理でございます。

だからこそ、できるだけそういうことが障害にならないように、できるだけの配慮をしながら進めていきたいということで、また自治会のほうにも相談をしてほしいという思いを持っていたということでもありますから、その相談をしたときに自治会でも何かこのことがお気づきの点があったら、また御指摘もいただければよかったというようにも思っていますし、そういうやり方というのはできるだけ慎重にやってきたつもりでもありますし、これからもそれは心がけていきたいという思いでございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 最後にお尋ねをいたしますが、こういう問題は、仮に津和野町には今参事はおらない、誰も、課長しかおりませんから、これが逆であったらどういうふうに思っておられますか。津和野町に町長、副町長がおられて、日原に誰もおられない、課長さんだけであったというふうなことになりますと、日原町民はどのように思うか、全く日原町民も異議なく承諾をされると思っておられますか。私は、日原町民は絶対そのようなことは認めないというふうに申されると思いますが、町長はこれについてどのように考えておられるか、お聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 日原だから、その津和野だからということで、私自身それにお答えをするという、どうお答えしたらいいのか分かりませんが、決して、よく分かりません。私もじゃあ津和野出身の町長で、それで本庁舎が津和野にあって、合併時に参事を日原側に置くって、仮にそういう前提であったとしても、私は、町長であれば行財政改革の観点から参事ということも同じような考え方を持っておったというふうに思っております。その上で、繰り返しになりますが、日原の方々から参事というのがどうしても必要だというお声があれば、これは行財政改革というよりも住民の声にお聞きをして、しっかり答えていく、住民サービスを少しでもまた充実していくという観点のほうを優先して、参事についてはまた置きたい、そういう考えを持つ。だから、津和野と日原と全くそこら辺は変わりはないと、そういうふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） なかなか申し上げても水と油みたいな関係になっておりますので、いろいろ言っても仕方ありませんが、このぐらいで私は一般質問を終わりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 以上で、10番、後山幸次君の質問を終わり、ここで1時45分まで休憩とします。

午後1時41分休憩

午後1時45分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、質問は続けます。

発言順序5、4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それでは、道信です。今回の質問は、主に日本遺産センター、日本遺産のことですけれども、私、この新聞報道等々も含めて日本遺産センターが取り消しになるかも分からないっていう、非常にショッキングな話を聞いたときに、逆に言えば、これは津和野町に対する一つの大きな爆弾だなというふうに思いました。それと、逆にこれが一つの大きな起爆剤となって、次の新しい形を作っていくものではないかなというふうに感じました。ですから、これは決して日本遺産センターだけの問題じゃなくて、それは具体的には日本遺産センターのことですけれども、これはほかのこと全てにおいて言えることだなということなので、これは一担当課長に、ましてや今年度新しくなった課長にこれまでの経緯を訪ねても、それは分からないことでもありますし、そして次に繋がるための判断というものをいただきたいので、今回の場合に関しましては町長並びに教育長に答えていただきたいと。ちょっと専門的なことが出たら課長にお尋ねするかも分かりませんが、そういう点でよろしくお願いします。

観光というのは、私、具体的にはプロの観光をやってきましたので、観光地というのは様々の形があるわけですがけれども、例えば風景が素晴らしいとかアミューズメントパークがあるとか等々ありますけど、この津和野町に関しては文化財が即観光資源ですので、ここがうまくいっていないと津和野の観光はこれからますます疲弊してくるということを、ぜひ心においていただきたいというふうに思います。私の通告した一般質問をいきなり12までだあつと行って、答えが12だあつと返ってくるというのは、聞いておられる町民の方も途中で分からなくなりますので、議長よろしいですか、一つずつに分けていきますんで、1で答え、2質問して答えというふうにしていきたいと思いません。

○議長（沖田 守君） とりあえず、あなたが通告したことについては最初に質問をかけて、そして答弁は一つずつ答弁してもらおうと、こういうことでお願いします。

○議員（4番 道信 俊昭君） ということは。

○議長（沖田 守君） あなたが12の項目について質問したいのなら、12の項目について最初に質問をかけてください。

○議員（4番 道信 俊昭君） 全部。

○議長（沖田 守君） はい。

答えはしたがって、丁寧に一つこの問題についてはこういうふうに答えますと、答弁をさせますので。

○議員（4番 道信 俊昭君） 再質問をする場合も、また全部終わってから再質問するんですか。

○議長（沖田 守君） 再質問は当然そういうことになります。

○議員（4番 道信 俊昭君） それなら全部一緒にだあっとやってしまうということですね。全部やってしまうということ、言うということですね。まあいいですよ、時間もったいないから。

○議長（沖田 守君） 指示に従ってください。

○議員（4番 道信 俊昭君） 分かりました。そうしたら、私のこの箇条書きに書いた質問と答えが若干ずれているなというところもありますけども、これは全体を通して分かってもらえればいいかなというふうに思います。

まず1点目が、「津和野今昔～百景図を歩く」というのが、津和野町民、私の周辺にいろいろ聞くんですけども、ほとんど知らない、何のことやらよう分からん。日本遺産のセンターのことについてという話をしたら、なくなるんじゃろ、こんな答えが即返ってくるということは、町民の方が関心がないなということを表しているような気がします。したがって、まずこの「今昔～百景図を歩く」ということの、まず説明を、これを見ておられる町民の方が分かるように説明してください。

それとたびたび出てきます協議会、推進協議会ですけれども、これのメンバーというのは前のメンバー、これでは多分次のメンバーだろうと思うんですけども、協議会のメンバーどういう人たちがどういうふうにおるのかというメンバーを、2番目に教えていただきたい。

それから3番目が、これを管理しているのは観光課なのか、教育委員会なのかということです。

4番目が、委託業者、日本遺産センターの委託業者、これはだいぶ前にこの委託業者に関して質問したことがありますけれども、改めて委託業者とそれから町との役割分担、このあたりはどうなっているのかと。

それから5番目、文化庁が指摘した、文化庁がですよ、新聞報道ではなくて文化庁が指摘した再審査の文言を聞きたいと。

それから次、6番目、新聞報道にある「商標登録が裏目に出たのでは」というようなのがありましたが、これをどう思うかということ。

それから、私もよく分かってないのですが7番目は。新聞報道に「電動自転車によるガイドツアー」というのがなんか載ってて、これがうまくいっていないのではとかいう、このあたりちょっと私もよく分からないんです。このあたりの説明。

それから8番目が、6年間の活動を民間がどの程度理解していたと思うか。

9番目が、日本遺産の意義を町としてどのように考えるか。若干、ちょっと分かったような分からんような言い方ですけども。

10番目が、協議会の見直しを考えないか。

それから11番目が、委託業者、コアですね、見直しを、変えるのは別ですけど、見直しをする気はないでしょうか。

それから12番目に、民間に波及させる具体策はということで、まずは通告した質問を行います。

○議長（沖田 守君） 町長、答弁は町長が答弁する項目と教育長が答弁する項目とあるかと思いますが、一括で町長が答弁、その予定。はい、町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。日本遺産センターについてでございます。

日本遺産「津和野今昔～百景図を歩く」のストーリーの中核となっているのは、津和野藩最後の藩主である亀井茲監のそばに仕えた栗本里治が、津和野藩内の様子を描いた100枚の絵である「津和野百景図」です。この「津和野百景図」に描かれた約150年前の風景や祭礼などの中には、津和野城跡や弥栄神社の鷲舞神事など、現在も伝えられているものが多く含まれており、これらは日本遺産を構成する文化財となっております。日本遺産「津和野今昔～百景図を歩く」は、現在も津和野で守り伝えられている伝統や風景など様々な文化財を通じて、「津和野百景図」に描かれた江戸時代の様子を体感することのできるストーリーとして、平成27年度に文化庁から認定を受けました。

先日8月26日に新たな協議会の設立総会が開催されたところですが、委員につきましては日本遺産の今後の活用等の目的に鑑み、津和野町商工会、津和野町観光協会、文化財保護・活用等の見地から津和野町文化財保護審議会、津和野まちなみ保存会からそれぞれ推薦をいただいた委員に、津和野町商工観光課、津和野町教育委員会を加えて組織されております。

現在は、より効果的な日本遺産事業の推進のために四つの部会、商工推進部会、観光・誘客推進部会、百景図魅力化推進部会、情報発信部会を設けることとしていることから、部会の委員の推薦を各団体等に依頼をしている状況であり、今後は各部会長も協議会委員として協議会に参加いただくこととしております。

日本遺産センターの管理は商工観光課が行っております。

現在、日本遺産センターの企画等を株式会社コアに委託しており、町の役割としては施設の管理及び職員の雇用を行っております。

指摘事項を抜粋しますと、総合評価として「日本遺産センターを核とした活動が広く民間事業者等に浸透し、民間主導の持続的取り組みの促進が必要である」、活性化の推進が可能となる体制の整備では、「日本遺産センター等の自立自走の展開の検討が必要である」、将来像に対するポイントでは、「ビジョンの記載説明が抽象的」などの指摘を受けております。

それぞれ、日本遺産ブランドが商業活動として民間経済への波及効果が少なかったこと、日本遺産を活用するための十分な財源が表現されていないこと、住みたくなくなるような町といった上位計画のビジョンともいえるような記述を行ったことに対しての指摘と考えております。

現在、町ではこうした指摘事項を検証しつつ改正計画の策定を進めており、改正計画においては民間の意見が幅広く盛り込まれるよう、最大限の取組みを進めているところでございます。

町では、平成27年6月に「津和野今昔」「百景図を歩く」「津和野百景図」の三つを商標登録の出願をし、平成28年1月に登録されました。平成27年にデザインされた津和野町日本遺産のロゴについては、商標登録はされておりましたが、その使用について基準及び一部使用料を設定しております。この許可の判断について基準が厳しかったという話を伺っておりますので、今後津和野町の日本遺産ブランドの認知拡大のため、この制限の緩和を検討しております。

電気自転車によるガイドツアーとは、アフターコロナを見据えた小グループ等に対応した電動自転車を活用した体験型観光の企画によって、滞在時間を延長し宿泊につながる取組みの一つです。

議員御指摘の報道においては、その中でも特に日本遺産構成要素を活用したツアーが該当するものと思われまます。特徴的なツアーとしましては、津和野百景図をポイントに現在の津和野町とかつての日常が描かれた絵を対比させ、当時の自然や文化をガイドとともに退官するツアーや、日本遺産の構成要素である青野山などの自然の中を自転車で駆け抜けるガイドツアーがあります。

町では今後、こうした体験型コンテンツを一層充実させるとともに新たなコンテンツ造成にも力を注ぎ、町内事業者と連携した新しい津和野観光の形態を作り上げてまいりたいと考えております。

津和野町の歴史を学ぶ題材として、町内の小学生等に対して日本遺産センターの職員が普及啓発を熱心に行ってまいりました。また、日本遺産を活用したまち歩きイベント等の企画では町内外へのアピールも行い、教育分野への取組みは高い評価をいただいております。しかしながら、先ほど述べましたロゴの使用許可の問題や民間事業者との連携による日本遺産の活用が十分にできていなかったこともあり、結果として波及が不十分であったのではないかと考えております。

津和野町は日本遺産認定第一号を受け、日本遺産センターの設置やサイン整備、ルートマップの作成などを行ってきており、認定によりかなりの観光集客効果があったと考えております。さらに、日本遺産の構成要素は、津和野観光のコンテンツと多くが重なっており、これからも津和野の観光にとってなくてはならない重要なブランドと考えております。

日本遺産のさらなる活用を検討するため、津和野町日本遺産活用推進協議会を立ち上げたところであり、当面はこの体制で日本遺産の活用推進を行っていく予定です。

現在、株式会社コアにイベントの企画、情報発信等を委託しておりますが、委託については、今後も日本遺産の魅力を最大限生かしていただけるような企画を提案できる業者をお願いしたいと考えております。

現場の間隔を反映するために、若返りを図った日本遺産活用推進協議会を新たに設立し、協議会には日本遺産の効果的な活用のため民間の事業者を中心とした部会を設け、部会長を協議会の委員としました。

部会には、民間事業に波及させるための商工推進部会、観光誘客を進める観光誘客推進部会、百景図そのものの魅力を図る百景図魅力化推進部会、情報を発信するターゲットや方法、時期などを検討する情報発信部会があります。

今後は、それぞれの部会でそれぞれの属性に関係する、日本遺産を波及させる具体策を考えていく予定としています。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 町長、もし取り消しになったらどういう状況になるんですか。状態、例えば文字とかなんとか等々、これならんとも限らんわけですけども、それはどうですか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 認定の取り消しに即なるとは聞いておりませんで、いわゆる候補地として、そういう形になると、そういうことで聞いております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ちょっと答えが違うんですけど、もしなったら、今の日本遺産センターはどのようになるんですかということを知っているんです。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） だから即認定取り消しにはならないというのが、文化庁からいただいている回答でございます。

ただ、日本遺産の候補地ということで少し格下げになるような、そういう段階に入るというふうに聞いているところでございます。ただ、それじゃあ今日本遺産センター等が、日本遺産センター候補地センターみたいな、そういう名称になるわけにはなりませんので、現実として。それは非常に大きな影響があるということから、取り消しということにならないように現在再審査に向けて努力をしているというところであります。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ちょっと答えが違うんです。もしなったら、今の日本遺産センターはどのようになるんですかということを知っているんです。だから、日本遺産という言葉は使えないわけでしょう、あそこの日本遺産センターは。それとか、タペストリーとかなんとかみんな日本遺産と入っていますから、これから、だから私は何を聞きたいかといったら、そういうものがもし取り消しになったらこういうふうになるから、だから頑張らしましょうと。どういうふうになるということを想定されます、これちょっと分かりますか。私が答えるとしたら、日本遺産の全ての文字が消えるということです、消さざるを得ない、こういう状態になるということだから、非常に危機ですよと、というふうに私だったら答えるんですけども。そこがちょっとあれですね。もう一度。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私としては、正確にその文化庁から言われていることを、議会の場でするのでお答えする必要があるというふうに思っておりますから、次の段階として日本遺産の候補地という格ということになるというふうに聞いているところでございます。候補地のまま、また取組みによっては日本遺産ということに再認定を受けるとい、これは悪いほうのシナリオでございますが。ですので、基本的には日本遺産をまだ再審査の段階でありますので、そのまま認定をいただくように今、努力をしているというのが正確なお答えということになります。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） やっぱりちょっと違いますね。私は、もし日本遺産という認定が取り消されたら大変なことになると。それは津和野町自体の観光のイメージも、それは観光イメージですけれども、そうしたらあそこの今のセンターの、さっきも言いましたように文字が全て消しなさいというふうに言われるわけですから。そういうことです。そういう危機的な状況に今、津和野は日本遺産センターはあるということですので、そのことを踏まえて、じゃあ次のそれにならないためにはどういうふうにもっていかうかという、そういう反省が必要なんだというふうに私は思います。

それで、2番目、3番目のもアットランダムに質問でいきますけども。ここに日本遺産センターが認定されたときの取組みというのが、当時の取組みがここにあるんです。当時の担当者が書いたわけですけども、それは個人で書いたということではなくて、これはその当時の教育委員会、それから商工観光課が書いた内容なんですけれども、非常に前向きである。ですけども、これがこの3年間、全く推進協議会は開かれてない。全く開かれてないんですよ。それと、予算が大体毎年3万円ぐらいですか。ここを文化庁が見て、これは本気で最初に一生懸命やろうとしていたことをするつもりはないなというふうに思ったから、文化庁は今のようないきさした意見を判定を出そうとしているわけなんです。

それでお尋ねしますけども、これ新聞報道ですけども、町としては寝耳に水、想定外というような文が新聞報道の中に踊っているんですけども、これ想定外、寝耳に水というふうに町長、思われましたか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私どもとしては、日本遺産の認定を受けてから日本遺産センターというものをすぐ開所して、そしてこの日本遺産のPR、「津和野今昔～百景図を歩く」を活用した取組みというのをずっと行ってまいりました。そういうセンターまで開所してこの日本遺産を活用した取組みというのは、当時18地域第1号認定を受けておりますが、ほかにはほとんどなかったという状況の中で、この取組みというのは非常に素晴らしいということを経済文化庁から評価をいただいてまいりました。

そして、毎年のように様々な地域から、この日本遺産センターを核とする日本遺産の津和野町の取組みというのを数多く視察をいただいてまいりました。そしてその文化庁からまた紹介を受けたという視察も数多く受けているという状況の中で、津和野町は非常によく取り組んでいるという高い評価を受けてきているというのが実は我々の認識であったわけでございます。あるいは、津和野百景図の構成要素になっている文化財も着実に整備もしてきたというようなことでもあります。その辺も評価をいただいておった中で、このような再審査ということになったので、寝耳に水とというような表現が関係者から出ていると思います。私もそのように実はびっくりしたというのが、そもそもというか率直な当初の感想であったというところでございます。ひとまず、今の答えはそういうふうにさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 現実問題、この3年間一度も推進協議会が開かれてなかったということと、予算が毎年3万円しか付いていないということが、結局は文化庁にとってやる気がないなというふうに思ったから、こういうようなことになっているということなんですけど、それはどうなんですか。その前半はもうさっき言われたけど、後半の3年間のことを聞いているんです。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） そうしてそういう評価を得ておったという認識が合った中で、今回の審査の中で、文化庁というよりも審議会があるわけでありまして。そこのメンバーの方から民間のこの波及というものが津和野町の場合はできていないということでございます。そしてその一因としてこの推進協議会が開催されていないということも、一つのその理由になったというのは事実でございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 一つのじゃなくて、全てでしようが。推進協議会が何の活動もしていない、要するに手も打って、次につなげる民間とのことも何もしていな

い、だから取り消すかも分かりませんよと言っていることなんで。ほかのこと何があるんですか。それが全てでしょう、今回のあれは。

それで、この前の補正で800万ぐらい付きましたよね。ということは、この3年間の間に800万ずつ毎年付けて、いろんな活動をしてれば今回このようなことにはならなかったということです。だから、今の私の言うように後半の3年間何をしてきたんですか。町はそれじゃあ800万とかいうような、3万ぐらいしか付けてないわけですね。だからそこを言っているんです。それで、慌てて800万付けたんでしょう。それで、これからも付けていくかどうかというのはよく分からないんですけども。そこが結局、文化庁にとったら本気でやる気がないなというふうに判断したということになるんでしょう。いかがです。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） この最初の3年間は国からの補助金があります。そうした中で日本遺産推進協議会がそれを財源にして様々な取組みをしてきたというところがあります。その3年間の補助金が切れて、4年目から国からの補助金がなくなったというところがございます。そこを我々としては行政のお金としては、日本遺産推進センターというのはずっと運営してまいりましたので、4年目以降もかなりの予算を付けてこの日本遺産の活用というものについては、文化財の整備も含めて取り組んできたということでもあります。ただ、推進協議会というその団体がまさに民間を波及させていくための一つの核となる団体であるということでもあります。そこにはいわゆる町からの予算は拠出をしてこなかったというのが事実でございます。

そういう中で、日本遺産推進協議会もじゃあ過去3年目、国の補助が終わって、それからの3年間は何もしてこなかったということではなくて、もっと民間組織が活発化して動けるように、この推進協議会事態も組織の活性化を図っていこう、そういう話し合いは担当部署、商工会や商工観光課や観光協会等々でずっと話をしてきたというところがございます。

今回、日本遺産活用推進協議会とありますが、これは慌てて作ったということではなくて、もともと準備はしておったというところでもあります。最初に作った日本遺産推進協議会というのは、ほとんど構成団体としては今回新しく変えた活用協議会とはあまり変わっておりません。商工会であるとか、観光協会であるとか、それからまちなみ保存会、それから文化財の保存会、そうしたものの団体で構成はされております。ただ、その協議会を構成する、いわゆるメンバーをもっと活動できる実働部隊、現場のほうへ近いところで組織をしていこうということで、今までは各団体の会長さんで構成されておりましたのを、今回は各団体のもっと現場に近い役職のものから出いただく、そういう構成をしたということでもあります。そしてまた、さらに民間へ波及させていくためには、民間の事業者の方にも積極的に加わっていこうということで、今回各部会というのを作って、そこに観光に関わる事業者の方々にも（「次のことじゃないですか、私そ

んなこと聞いてないじゃないですか」と呼ぶ者あり)構成メンバーに変わっていきうという取組み(「そんなこと聞いてないよ、質問で」と呼ぶ者あり)恐縮ですが、私の発言を止めるは議長であると思います。だから議長が言われるのであれば私はここで終わりたいと思いますが。

○議長(沖田 守君) 町長は続けてください。道信君は町長が答弁するときには、自分が聞いてください。それで質問するときに質問してください。

○町長(下森 博之君) そういう推進協議会という、また組織の活性化を図ろうという準備をしてきたということであります。そして今回、コロナウイルスを理由にはいけませんけれども、この2年、その動きが少し停滞をしてきたという中で今回再認定ということを受けまして、早急に今やってきた、準備してきたことを組織として実現しようということから、今回活用推進協議会を作って、そこに町としての予算を800万付けさせていただくということになったのが経過でございます。

○議長(沖田 守君) 道信君。

○議員(4番 道信 俊昭君) 文化庁からこの答弁書の中に、日本遺産ブランドが商業活動として民間経済への波及効果が少なかったことということを言っているじゃないですか、こういうふうに、これを。だから、過去の反省を次に生かしていくという、私は別に次のことを言っているわけじゃなくて、だから廃止するかも分かりませんよと言っている。そういうことだけを質問しているんです。

時間があまりないというのは、30分か。じゃあ次にいきます。

次は、ちょっと冒頭で言い忘れたんですけど、私はここに津和野の文化財というのが即観光につながっているということは、非常に素晴らしいことだと思っていますが、これがうまく生かされていないということが、私の感覚ではあるんです。最初の質問の中に、観光課ですか教育ですかって質問しましたが、私ははっきり言うて、これは教育委員会が受けるべきだというふうに私は思います、これは。だから、そのあたりが一番冒頭にここに担当課が、この担当課あれですもんね、最初は教育委員会において、そうして観光課との兼務もしたと。だから教育委員会に軸足があった、プラス観光課というパターンだろうというふうに思っているんです。だから教育委員会が、私は観光課が主管じゃないというふうに私は思っているんです。教育委員会だろうというふうに思っているんです。そのあたりをもう一度聞きたいです。今度は教育長どうです。

○議長(沖田 守君) 教育長。

○教育長(世良 清美君) 今、議員さん言われましたとおり、認定に当たっては教育委員会のほうで主導して認定を申請を出して、第一の認定を受けるということになりました。以前にもお話を若干したかというふうに思いますが、この日本遺産という制度自体がどちらかというと誘客、文化財を観光振興に繋げていくというそういった文化財の活用を目的として、インバウンド対策であるとか、特に東京オリンピックというものが目前に控えておるような時期でもありましたので、国としてはそれをインバウンド対策

の一つのものにしていこうという、そういったような考えの中でこの制度は発足しております。

認定まではなほど文化財を中心とした申請でございますので教育委員会のほうで担当させていただいて、町の方針として今後の活用にあたっては、やはり文化財を観光に生かしていこうという、そういったスタンスの中で観光課のほうへ主たる役割を持って行って、教育委員会がサポートしていくというスタートで、認定後は動いてきたというところであります。それについて、先ほど兼務の担当者の話をされておりましたが、確か私の覚えでありますけれども、観光課のほうへ移動をして兼務が教育委員会という形で動いていたというふうに認識をしております。それはどっちがどっちでもいいんですけども、要は両課で協力しあってこの日本遺産を核とした観光を振興を図っていこうじゃないかという、そこについてはどちらが主導であろうと町を一つとしてやっていかないといけないことでございますので、教育委員会としてはどっちが主であろうと協力もするし、主体でやれということであれば当然うちのほうでやっていこうというふうに思っております。

ただ、今はそういう体制でやっておりますので、そのことに私のほうから否やを申す筋でもありませんし、教育委員会の果たす役割は今までもやってきましたし、今からもやっていこうというふうに思っております。

先ほど町長の答弁の中にもありましたように、教育委員会としては、文化財構成のあります、100ありますけれども、実際には町内にありますのは益田市の内容が13だったと思いますが、吉賀が1と。全部100が町内のものでもありません。既になくなったものもあるわけでありまして、約50から60の間である、今残っているものをどれだけ磨き上げていくかというのが教育委員会の役割かなというふうに思っております。それに向けて例えば青野山の国の指定であるとか、城山の整備であるとか。それから、今進めておりますが、鷺舞にはいわゆる世界文化遺産のほうにも登録を持っていこうという流れにも今なっております。そういった構成要素がどんどん磨き上げていっているというのは、この日本遺産の認定をいただいた一つの成果ではあるのかなというふうにも思っておりますので、今後も引き続いて教育委員会の役割はしっかりと果たしていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 一つ不思議に思うのは、県教委がなんでここに出てこんのかなと思ったんです。いつも、文化庁というふうにして、国となんだかこういう感じなんですけど。県教委がなんでこの中に出てこないのかな、そこと相談とかあるいはなんとかかんとかというようなことはなかったんですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） この今回の、いわゆる認定保留の形の分についていきなりの通達でございますので、県教委云々ということはありませんが、当然県教委もいろいろ

るな形で御協力をいただいたり、申請をするに当たっては一緒に文化庁に足を運んでいただいて、一緒にサポートをしていただくと。今回もこのひょっとしたら認定取り消しになるかもしれないという話があって、県の文化財課からも全力でサポートをするからという強いお言葉もいただいております。県の教育長からも直接そういった話をいただいております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 新しい仕組みの中に、教育委員会と商工観光課があって県教委がないですよね。今みたいに協力してもらえらんだったら、県教委もいろんな中に入れてもらったらどうなんですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 直接、今文化庁のほうから指摘をされている中に、特に行政が云々というよりは民間への活用というのが一番のポイントになっておろうかというふうに思います。そこへ県教委を入れた云々というよりは、県教委はどちらかという外からしっかりサポートをしていただいたり、内容について御意見をいただいたり、いわゆる顧問的な役割ですね、そういった形で高所大所からいろんな指摘をいただくほうが、中に入れてごちゃごちゃやって一緒に協議をするというよりも、県教委の役割とすればそちらのほうが有効に働くのではないかというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） まさにおっしゃるとおりなんです。行政があまり入り込まない、要するに民間を主導でやっていきたいというんだったら、どっちかという教育委員会もなにもみな薄い黒にしとったほうがいいんですけど、さっき言われた民間がって言われたときに、私いつも言っているんだけど、民間に伝わってない、この存在も伝わっていない、そのときに仕組みとして、ほかのところでも何回も言いましたが、観光客に伝えるのは商売人ですから、商売人が全然知らないし、例えばいろんな講演会とかなんとかあったらレクチャーされるようなこともあるんだけど、そういう機会もないということがあるんです。

だからPRが下手だなっていう、だからPRの仕方をもうちよっと土曜日、日曜日の午後2時からとかいうんじゃないくて、もうちょっと普通のウィークデイの6時、7時からとか、こういうふうにして商売人にも伝えていけるような仕組みをぜひ作っていただきたいということと、もう一つは外から来た方に伝えるのに、今ユーチューブがありますね。それで、私なんかほぼユーチューブしか見ないんです。ユーチューブで積極的に外に向けてのPRをせんと、外の人たちがよく分からない、内々だけでやるんじゃないくてということで、ちょっと専門的になるんで、課長ユーチューブなんかのお考えみたいなものなんですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 議員御質問のやつ、恐らく町のホームページとかでPRしろということだろうと思うんですが、今、町のホームページ等でも、例えば観光協会のSLの動画とかユーチューブとリンクスとか貼っていますので、これ技術的に可能と思います。なのでそういう日本遺産をテーマにしたバナーを貼りながら、そうした対外的なPRも可能と思いますので、いろいろこの推進協議会等で協力要請があれば協力をしてくれるというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） なんでユーチューブを出したかといいますと、これほかの商売人もこういうやり方だったら、いろいろな方法あるんだなということを認識してもらうのにいい取り組みだなというふうには思っているんです。だから、外へ向けてPRするということを、これほかの商売なんかでも一緒なんですけど、そういうものを積極的に、どんどん新しい形を作ってもらいたいというふうに思っております。

次が不思議に思っている分が、日本遺産センターの運営の仕方なんですけど、あれは商工観光課の職員、職員といっても正職員じゃないけども、管轄していますよね。それで委託業者としてコアがありますよね。コアの委託契約書並びにこの仕様書、これを見ますとほとんど全部コアでできるんです、全部。詳しくはここで言いませんけども、しゃべりませんけども。そんならあそこにおける商工観光課直属かなんか、この人何なんだろう。だから普通、組織、ああいうものは指定管理者か町の直営でなければならぬのに、そこがなんかごちゃごちゃになっているんです。だから、これは全体を通しても一緒なんです。教育委員会なのか商工観光課なのか、委託業者なのか分からんというのが、結局は混乱をもち、それから推進協議会、それで今度は部会ができるでしょう。ますます分からなくなる。ということは責任の所在も分からんなるしということが出るんですけど、町長そのあたりをもうちょっと整理して、今の委託業者じゃなくて指定管理者にもっていったらどうですか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 簡潔にお答えしたいと思いますけれども、文化庁の今回の指摘の中にも日本遺産センターとの自立自走の展開の検討が必要であると指摘を受けております。こうしたことにも応えていく必要があるということで、今後はそうした委託の業者のことも含めて、いろんな面で検討していく必要があると思っています。今の段階では、例えばの話であります、新しくできた活性化推進協議会のほうに日本遺産センターも運営をまずお任せをする、そういう中で全体を民間への波及を含めてやっていただくというようなことも今、検討しているといったところでございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ぜひ、それは一応やってみてください。それは今言われたことが、それからこの計画が、私はこれでうまくいくかなという感じのクエスチョンマークあるんですけども、それはやってみんにや分からんことですから、ぜひやって

みて、どっちにいくか、だったらすぐ反省したら切り換えるという作業を、これをぜひやってほしいなというふうに思って、これ提案ですけえ思っております。

それから、小さなことになるんですけど、商標登録、これを何を商標登録したのかちゅうのがよう分かってないんですけど、私最初はロゴマークかと思ったんです。あのロゴマークを商標登録をしたのか、そのあたりがよく分かってないんですけども、商標登録が裏目に出たかなというような新聞報道もありましたが、そのあたり町長どうですか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 当時はやはり補助金、当時からと言ったらいいかと思いますが、国から補助金が出ていた当時も、やはりいずれ補助金はなくなるので、補助金がなくなった後のやはり考えをしていかなきゃならんと。そのためには、やはり推進協議会がどういう活動費を捻出していくのか、行政ばかりに頼るばかりでもいけないんじゃないかと。そういう中で、この日本遺産そのものが一定の収益も出せるような取組みをしようということで、商標登録とそしてその使用料みたいなものをとるというようなことを決定した経過があったそうであります。

ただ、実際にはその使用料等をとるということが、なかなかやはり民間の皆さんが、コスト面から十分に波及していくということには至らなかった。むしろ阻害要因になってしまった。そういう結果というか現実があるということでありまして、そうしたところが、どういう表現になっていましたかね、ちょっとうまくいかない原因になったというような分析をしているということでもあります。今後はそういうものを解消することで民間に広く使っていただくようにしていきたいというのが、今の考えということでもあります。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 要するにこれは失敗だったということですよ。それはそれでいいんです。別に失敗したからどうだということはないんですけど、それで私次に言いたいのはロゴマーク、非常にいいロゴマーク、私も思います。これなんでもそうなんですけど、但し書きを付けちゃ絶対だめなんです。ただし、これはダメです。こういう使い方はだめです、こういう使い方はだめですという但し書きを付けたら大体使おうとしている人は嫌気がさすんです。だからくまモンなんかはぶわあっと広がったですね。それでつわみん広がりましたか。ある商売の人が申請に行ったんですって。そしたら箸のマーク、箸のところの横に付けようと思って。そしたらなんだかんだ言われてもう嫌になったと。だからそれが但し書きを付けちゃいけないということなんです。商売でもそうなんです。なんとかなんとかただしってやったら、こっち側のせつかくいいことが全部ふっとぶんです。だから、こういう場合にはロゴマークをどうぞお使いなさいませというような、これはこのことだけじゃなくて、行政というのはどうしても付けたがるんですけど、それやっちゃだめです、絶対だめです。だからPRとして広げていき

たいというんだったら、但し書きをぜひもう最小限に抑えるような形にしてもらいたいというふうに思っております。

それで、最後のほうになるんですけども、これは町長と教育長一緒になんですけども、最終的にはこの一番最初の立ち上がりのときに兼務したいね。これをこれは個人、1人の職員だったんですけども、観光文化課、要するに観光と文化課、要するに教育委員会ですね、これを組織として一つ作っていくということを提案です。というようなことをやっていくと、そうしたら教育委員会からも入ってこれるし、商工観光課からも入ってこれで、いいものができると思います。

冒頭に言うたように、津和野は文化財を観光に生かして成り立っている町ですから、この観光文化課というのは、ぜひ、北九州なんかはこういうことを積極的にやっていますし、ほかの町村でもそういうものもありますから、ぜひここを検討してやっていただきたいと、これは提案としてあれしておきます。

それで、もう最後になります。一番最初に爆弾が投げ込まれたなというふうに言いましたが、まさに今まではなんとなく、私から見たらうまくいっていないなど。でももっと職員の交流を図っていかんといかんのです、もっと。前にも委員会の中で、教育委員会の人数を増やさんと無理だろうというふうな、もう何回も言っているんですけど、どうも増えている傾向もない。質問したらどうせ、そのあれはない、予算がないみたいなことになるんで言いませんけども、その人数を増やさんと無理ですよ、実際。そうして観光文化課を作って、ぜひ文化財を観光に生かしていくっていうことを成功させていきたい。ここが一つの警鐘というか、鐘が鳴りましたから、ここをやりたいなというふうに思っております。

次が、あんまり時間ないんで。町の跡地利用。津和野町の旧日原庁舎です。それと並びに周辺の前、自動車工場がありました。それと道路を挟んで板金屋さんがあります。このあたりは日原にとつたらいわゆる中心部分ですんで、この中心部分が寂れていったら、町全体が崩れていきますよ。だからこれを議会としても認めたわけですけども、そろそろ次のあれを使う、あるいは売却する等々の手立てをしていただきたいなど、もう示していただきたいなというふうに思うんですけども、そのあたりをよろしく願いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、旧本庁舎跡地利用についてお答えをさせていただきます。

議員御質問の役場旧本庁舎の跡地利用については、現在のところ未定であります。今後におきましては、庁議等で協議を行い、周辺自治会と相談をさせていただきながら、跡地利用について検討を進めてまいりたいと考えております。併せて、既存建物の解体や今後の跡地利用を考慮した場合、相当な事業費が考えられますので、県関係機関に相談の上、有利な財源確保に努める必要があると考えております。

また、周辺の土地利用であります、以前購入しました元日原工業の敷地につきましては、教育委員会日原窓口の駐車場として、建物につきましてはその事務所として利用しております。また道路向かいの元大庭板金の建物につきましても、教育委員日原窓口の公民館行事等に利用しております。周辺の土地等の売却につきましては、現在その計画はございません。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 私も今日改めて、あそこの大庭板金のところの看板かかっているなどって見てきたんですけども、確かに看板かかって利用しているなど思ったんですけど、さっき中心部分がああ状態では町は寂れる、そう思っている。ですから、それはあれいいんですけど、それをのけてどうだああだちゅうんじゃないんですけど、もうちょっときれいにしたほうがいい、もうちょっと。それでそこそこに修繕すればきれいになりますから。だから今のところ、そういう計画がないのならば、せめてあそこをもうちょっと修繕してきれいにして、生かしてるなという状態をあそこ通る人に分かるようにしないと、ちょっとあれではまずいなというのが私の感想でございます、それは次の皆さんにお任せしますんで、次に見たときに、おおきれいになつとる、修繕されとるなというふうになっていけば幸いだと思ひまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、4番、道信俊昭君の質問を終わり、本日の日程全て終了いたしました。これで今日は散会といたします。

午後2時42分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和3年 第8回(定例)津和野町議会 会議録(第3日)

令和3年9月7日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和3年9月7日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員(12名)

1番 草田 吉丸君
3番 川田 剛君
5番 板垣 敬司君
7番 御手洗 剛君
9番 寺戸 昌子君
11番 岡田 克也君

2番 米澤 宏文君
4番 道信 俊昭君
6番 丁 泰仁君
8番 三浦 英治君
10番 後山 幸次君
12番 沖田 守君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
教育長	……………	世良 清美君	総務財政課長	……………	岩本 要二君
税務住民課長	……………				山本 慎吾君
つわの暮らし推進課長	……………				宮内 秀和君
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	清水 浩志君
農林課長	……………	益井 仁志君	商工観光課長	……………	堀 重樹君
環境生活課長	……………	野田 裕一君	建設課長	……………	安村 義夫君
教育次長	……………	齋藤 道夫君			

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きのお出掛けありがとうございます。これから、3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、本日、会議を直ちに開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、3番、川田剛君、4番、道信俊昭君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 昨日に引き続いて、日程第2、一般質問に入りたいと思います。

順次発言を許します。発言順序6、3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） おはようございます。議席番号3番、川田でございます。一般質問の通告をしておりますので、質問をさせていただきます。

まず、台風9号と豪雨についてであります。

このたび発生しました台風9号とその豪雨により津和野町が受けた被害の状況がどのようなになっているのか、まずお尋ねをいたします。

そして、また、コロナ禍であります現在の中で、西日本を直撃したこの豪雨による観光への影響はどのようなものだったのかをお聞きいたします。

3つ目であります。この被害に対する支援は十分であるのかお伺いいたします。

4つ目に、情報の取得方法についてお尋ねします。

定点カメラや防災メールやサンネット、ウェザーニュースなど様々な情報がありますがけれども、津和野町の状況についてよく知るためにも、町ホームページに防災情報を集約し掲載できないかお尋ねをいたします。

最後に、豪雨時などにおける中国道や9号線の通行止めなど規制時、多くの車両が迂回路として通過いたします。西石見広域農道以外の迂回路は幅員が狭小で大変危険であります。幅員の拡張など迂回路の確保について、津和野町の取組についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

3番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

台風9号と豪雨についてでございます。

まず最初の御質問であります。先般8月の豪雨は近年まれにみる大雨となり、気象庁のデータによりますと森村地内観測所において、8月11日13時の降り始めから15日16時までの降水量は422ミリと、8月降水量の平均値の2倍以上となりました。

また、日当たりの降水量の値といたしましては、8月14日236.5ミリ、同9日が161.5ミリとなり、それぞれが8月観測史上1位及び2位の記録となりました。

この観測史上類をみない豪雨により、町内の道路、河川、農地・農業用施設の一部が被災しました。

倒木や崩土により通行不能となった路線については、随時町内業者へ依頼し倒木処理や崩土除去工事を行なったところでありますが、林道柳二俣線等一部路線におきましては、被災延長が約80メートルに及び規模が大きく応急工事が実施できない状況であることから、今後災害復旧事業として復旧工事を計画しているところです。

被害状況全般につきましては、既に応急工事を実施した箇所を除き、災害復旧事業等による復旧を計画している箇所について御報告をさせていただきます。

また、島根県が管理している道路及び河川等については、町民の皆様方からの御連絡や現地確認の上、発見した場合、随時県担当部局へ報告しておりますので、これから申し上げます件数には含まれておりません。

初めに、公共土木施設につきましては、のり面や路肩崩壊など町道8か所、護岸崩壊など河川6か所の計14件となります。

続いて、林道が15件、農地・農業用施設が23件となります。農地・農業用施設の内訳につきましては、農道2か所、土砂流入等田が7か所、わさび田が1か所、用排水路が7か所、躯体または護岸の崩壊など頭首工が4か所、堤体亀裂などため池が2か所となっております。

これらの被害金額につきましては概算であります。公共土木施設約4,700万円、林道約1億9,000万円、農地・農業用施設が約9,500万円の合計約3億3,200万円と推計しております。

なお、御報告させていただきました被災件数及び被害額は、あくまでも現時点での推計であり、現在も調査中であることから、これらの数字が変わる可能性があることについて御理解を頂きたいと存じます。

また、前述の被害のほか、林地が崩壊し住宅への影響が懸念される箇所が4件で被害額は約2,300万円です。これについては応急仮設工事の実施あるいは林地等崩壊対策事業による崩土撤去を検討しているところでございます。

そのほか、農地への土砂流入等であって被害が小規模で災害復旧事業として復旧が計画できない農地・農業用施設につきましては、津和野町農地農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱による補助金の支給を検討しているところでございます。これにつきましては、合計で約20件になるものと推定しているところでございます。

次の御質問であります。商工会や観光協会等を通じての状況を把握した結果、昨今新たに猛威を振るっておりますデルタ株による感染者の急増などを受けて、本町の経済は深刻な状況が継続しています。

こうした中で発生をいたしました広島県、島根県など各地に大きな被害をもたらしました大雨による災害につきましては、本町でも町内各地で道路や河川、林道、農地等が被災したところであります。

本町の観光入り込み客は、山口県、広島県からの来町者が多いことから、これらの県で発生した災害の影響は極めて大きいものと認識しております。しかしながら、商工会、観光協会においても個別の分析までは行われておらず、詳細についてはお答えいたしかねますが、被災地からの観光客の減など豪雨による影響は一定程度あったと推察しております。

三つ目の御質問であります。町内観光等の事業者の皆様へ対する支援でございますが、一昨年同月期と比較して悪化した経営状況に応じて給付金を給付する業績悪化緩和のための運転資金助成給付金を当面9月期まで実施しており、台風9号及び豪雨により受けた被害による業績悪化に対しましても、この施策によって各事業者の皆様を支援してまいりたい考えであります。

さらに、本町の経済は深刻な状況が継続しており、国の新たな経済対策の交付金も予定をされている中で、本町でも9月以降に支援策の必要性を認識しているところです。

次に、農地や用水路等の農業用施設が被災した場合、国の災害復旧事業を利用し町が復旧工事を発注し、施設の機能回復を図る制度があります。

そのほか、農地への土砂流入等であって被害が小規模で災害復旧事業として復旧が計画できない農地・農業用施設につきましては、津和野町農地農業用施設小災害復旧事業

補助金交付要綱による補助金の交付制度がございます。この補助金につきましては、交付対象上限額を40万円としているところです。

また、林地が崩壊し住宅への影響が懸念される場合は、津和野町林地等崩壊対策事業補助金交付要綱による補助金の交付制度がございます。これは崩壊土砂の除去等に要する経費の一部を補助金として支給する制度であります。

御説明いたしましたいずれの御支援におきましても、制度の御利用に当たって一定の条件が必要となってまいりますので、詳しくは各担当課へ御相談を頂きたいと思っております。

四つ目の御質問であります。議員御指摘のとおり、防災情報につきましては、町が発信する防災メールやサンネットにちはらによる放送など様々な情報媒体から発信されており、それらを一つに集約して発信することは、受け手がまとめて情報を得られるための有効な方法であると思われまます。そうした考えもあり、現在、津和野町ホームページのリニューアルを進めておきまして、防災情報を含めより分かりやすく見やすいホームページの作成を進めていきたいと考えているところでございます。

一方で、高齢者の方々等、普段インターネットを使われない方にとっては、それ以外の方法で情報を取得する必要があります。ホームページでの情報発信と併せて、サンネットの告知端末による放送やテロップ放送、防災メール等、全ての方が情報を得ることができるよう、様々な方法による情報発信についても継続をしていきたいと考えております。

ケーブルテレビ事業については、平成23年度から鹿足郡事務組合で運営が行われており、現在、11チャンネルにて定点カメラの映像やウェザーニュース社が提供する気象情報をデータ放送にて公開しております。ウェザーニュース社が提供する情報を利用するためには、それぞれ個別に契約が必要と伺っております。

今後こうした防災に役立つ情報提供について、鹿足郡事務組合の構成員である吉賀町とも協議を重ねてまいりたいと考えております。

五つ目の御質問であります。今回の台風9号及び豪雨により、国土交通省の雨量観測所の連続雨量が200ミリに達したため、国道9号の益田市神田町三星から津和野町枕瀬間において、8月9日午前8時45分から18時15分までの間と、8月14日18時20分から翌15日午前5時までの間の2度にわたる通行規制が行われました。

国道9号の通行規制に伴う迂回路について、道路管理者である国土交通省へ確認をいたしましたところ、基本の迂回路線は国道315号及び国道191号経由を案内しているとのことでありました。さらに、国道315号が通行止めとなった場合は、国道262号を迂回ルートとしているとのことです。

このように迂回路線については、当該路線と同等もしくはそれ以上の規格の路線で、走行する様々な規格の車両が安全かつスムーズに通行できる路線を選定しているものと想定します。

議員御指摘の迂回路につきましては、町が管理している町道等を示されているものではないかと推察いたしますが、先に御説明しましたとおり、国土交通省は国道の迂回路として町道等を選定しておりません。しかしながら、規制時のドライバーの心情を察しますと、通行可能な付近の道路へ一時退避した上、最短で目的地に到達するルートを探索するのではないかと推測いたします。

そうしたことから、国道の通行止め規制時に、町道への車両の流入が必然的に多くなってきているのも理解できます。そうしたお気持ちは、近くにお住いの町民の方々にとっては、より一層高くなるものと感じております。

迂回路の幅員が狭小で大変危険であるとの御指摘であります。以前より町道を利用される方々の通行の安全を図るため、幅員拡張等の道路改良工事を鋭意実施しているところでございます。しかしながら、町道の整備は、地形的な条件もあり一部路線における部分的な改良にとどまっているのも現状であります。

また、幅員等道路の構造基準につきましては、道路構造令において規定されている道路の存する地域、日当たり計画交通量等によりその種別が明確に区分されており、山地区で交通量が少ない本町におきましては、地形的な条件と併せて制限されております。

このようなことから、国道9号などの幹線道路と町道では車線数、幅員等の規格の差が顕著であり、大型車両が対面通行可能となる道路として整備することは困難と考えております。

しかしながら、今回の大雨による国道9号の通行規制のほか、交通事故等による突発的な通行止めも行われることも想定されますので、特に緊急車両通行の支障とならぬよう通年の道路パトロールの充実と維持管理について、より一層取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） ありがとうございます。

まず、るる、こちらの台風9号と豪雨に関する再質問をしていきたいと思うんですが、まず被害額を上げていただきました3億3,200万円という金額であります。このたびの予算、補正予算のほうでも上がっておりますが、そちらのほうで審議はしていくものであります。質問としてここでさせていただければと思います。

これらの財源というのは、内訳というのはどのような財源で賄われるものかお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） ただいま御質問がありました、この災害復旧に関わる経費の内訳でございますが、まだこれから災害復旧事業につきましては、今から現地を調査の上、国の災害査定を受検する必要があります。そういったことから、内容については現段階ではちょっと不明な部分がございますが、基本的には国の補助ということで、それが大半になってくるものと想定されます。

それと補助残につきましては、災害復旧事業債等が利用できるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） このたびのこうした災害で、いろんな箇所が崩壊しておりますが、これが国の査定を通すとなりますと、どれぐらいの日数、年数になるのか分かりませんが、復旧にはどれぐらいの期間を要するものと想定されておりますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） ただいま御質問ありました復旧の期間でございますが、通常ですと災害復旧事業につきましては、3年以内に実施することとなっております。しかしながら、もちろん災害ということでございますので、迅速に対応しなければいけない案件でございますので、今回も補正予算ということで前段で委託料のほうを計上させていただきました。それに伴い工事料の算出をいたしまして、今後次の議会におきまして、工事費等の予算計上を提案させていただきます、対応していきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても早急な対応を実施したいと考えております。特に農地・農業用施設につきましては、この春からまた作付を開始されたいという農家の皆さんの思いもあると思いますので、早急に対処していきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 地域の方々にとって、安心・安全な対策を施していただければと思いますが、農地・農業用災害というところで40万円の少ない額だなというふうに感じました。と言いましても、復旧していく上で、僕も現場見ましたけれども、ものすごい土砂といいますか石が入っていたり、これ本当に大変だなというふうに思ったんですけれど、40万円で復旧するとなると、どこで線引きをするのかだとか、そういった細々としたところが問題になってくるんだろうなと。

例えば、じゃ1反でいくのか1町でいくのか地域でいくのか、40万円をどこの単位で1か所と認定するのかによって、その規模も違ってきたりもするのかなと思うんですけども。この額で定めるのがいいのかどうか適当か分かりませんが、この要綱の改定について検討すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 御指摘がございました40万円の件でございますが、基本的にこのまず災害復旧事業として、国庫補助事業として実施するものにつきましては、被害額が各箇所40万円以上という規定がございます。ですから、先ほど議員お話がございましたとおり、農地等への土砂の流入と、それについても規模が大きいものにつ

きましては、国庫補助事業で可能でないかということで現在検討しているところでございます。

また、いろんな条件等ございまして、国庫補助事業で申請できないものにつきまして、津和野町の小災害のこの要綱にのっとりまして対応していきたいと考えておるところでございます。

その事業箇所の全体額につきましては、それぞれの受益者が限定されますので、それぞれの箇所ごとの金額となっておりますので申し添えます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） では観光対策のほうなんですけども、先般他の議員からも御指摘がありました、いわゆる観光面についてはコロナ後の施策ということが多くなっていると思うんですけども、やはりウイズコロナといいますか、コロナの状況をこの感染対策を施した上での観光というのが定番になってくるんだろうなど。当然観光バスなんかも大分少なくなってきましたし、自家用車での旅行といいますか規制といいますか、移動の手段というのが本当に個人に完全に切り替わっている状況であります。

そうした中で個人客をも迎えることができなかった豪雨災害、また予防の規制、そういったところがありましたので、大変なダメージを受けたんだろうというふうに推察しております。

そういった中で、個人に対する観光客や個人消費に対する施策というものをどのように想定されているのかお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） ただいま議員のほうから指摘がありましたように、現在緊急事態宣言も発令されている中、観光客が、外から入ってくる観光客が非常に少なくなっている現状があります。昨日も申したように、観光客の入り込み数としましては、昨年度の7月期の集計ではございますが、55万人に対しまして今年度が52万人ということで、春頃から回復傾向になった部分が夏の長雨豪雨、それと台風によりまして少なくなった。併せましてコロナの影響による減ということで、まさに外から入ってこなくなったというふうに考えております。

集計した時点では、7月ということで、まだ8月の豪雨に対する影響というのは実際に数字として把握はできておりませんが、把握するまでに今しばらく時間がかかると思っております。

そういった中で、町内の個人に対する町内景気対策ということでございますが、8月末でテイクアウトキャンペーンが終了したところでございます。これにつきましては、観光協会のほうに事業を委託しているところではございますが、3団体の連絡会等を開きまして、引き続き新しい形でのそういった施策、テイクアウトのことを始めていきたいというふうに考えております。

また、その後、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えまして、年末年始の忘年会シーズン、そういったような時期を見まして町内消費拡大のキャンペーンを打っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 国のほうでは、お酒の提供も解禁していこうというような報道もなされておりますけれども、ただ、やはり僕はこれだけワクチンが進んでいる中で、それでもこれだけ感染が膨らんでいると、そういった中であって忘新年会ができるのかなというふうに思います。やはり感染してもワクチン打っているから大丈夫というわけではありませんので、そうした中で忘新年会、当然皆さん楽しみにしていると思います。ずっとできなくて、飲み会もできなくて、そろそろ集まりたいなという方もいらっしゃると思いますけども、ただ難しいと思いますよ。

ですので、そういった、当然コロナ禍もしかしたら明けるかもしれませんが、当然そうかもしれませんが、しかしそうならないかもしれない。であれば、やはり個人消費のテイクアウトキャンペーンを拡大するですとか、例えば個人宅、自分の自宅での豪華なものが食べられるような、そういったキャンペーンを打っていただく、それを町が補助していただくというような格好でしていかないと、やはり前のような、コロナ前のような状況には戻っていかないんだろうなというふうに思っておりますので、その辺もしっかり当然個人消費、町内の個人消費と。

それと、もう一つやはり観光ですね。外部からのお客さんというのが大変少なくなってきております。どうしても休日や夏休みなんかも遠出したくてもできなくて県内にとどまった方多くいらっしゃると思うんです。やはり県内といっても島根県は東西に広くありますので、県外に出れないんだったら県内と思われている方も多くいらっしゃいますよね。

実際に松江、安来のほうから多くの方、津和野にいらしていると思います。こういった方々にコロナ禍でも来ていただけるように、車を使ってでも来ていただけるように、そういった施策のほうがまずは大事なんじゃないかと思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 県内におきましては、We Love山陰という島根県がやっている事業がございまして、これが非常に好調でございました。しかしながら、今回のコロナの影響によって中止もしくは延期という結果になってございます。

現在のところ、大変こういった厳しい状況が続いている中、実際に今、どういうふうな政策をすればいいのかということがすぐに、大変申し分ないんですが言えないところでございます。

ただ、ウイズコロナの中で状況が変わるといふふうに思っております。今後、行動制限の緩和とかそういったようなお話も出てきて、どういうふうにしたらコロナとともに経済を発展させることができるのかということも論議されてくるようになると思います。

町内の中で、各団体の御意見を聞きながら、その都度、それに即した施策を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） ぜひ町内の消費喚起、観光対策、大変だと思いますけれども、取り組んでいただければと思います。

次に、情報の取り方ということでお尋ねいたします。

先ほどサンネットですとかインターネットの話をしましたけれども、人によって取りたい情報というのは様々だと思います。私は消防団におりますので、どうしてもやはり消防に関する情報、防災に関する情報ですとか、自宅にいらっしゃる方は自分の家からの避難所ですとか、自分の近くの川、山はどうなっているのかというような情報ですとか、いろんな情報の必要性があると思うんですけども。

このたびはまた豪雨の、台風ではなく豪雨のときですね、用事があって僕は早朝から浜田に出ておりました。浜田に出たときにも既に川は増水し始めてまして、僕がもう浜田着いたときには、浜田市内のほうで避難指示が出ておりました。そういった状況で津和野町ももう危ないぞという話が来まして、津和野町の今の状況でどうなんだと、まず最初に津和野町天気というの見ましたら、津和野町のホームページの防災情報までたどり着いたんですけども、そこから出てくるのは今回の豪雨災害、台風情報は一切載っていないんですね。見ようと思えば、やはりもうニュースの天気予報から雨量ですとかを見るしかなくて。

津和野町にも定点カメラがたくさんありますけれども、雪の情報と雨の情報と設置している主体がばらばらですので、県から入って見えるカメラ、町の情報から入って見えるカメラと様々あります。そうした中で、僕は浜田から津和野に帰る情報が欲しかったので、9号線沿いのカメラ情報を得ましたが。

今後は消防のときになりますと、我々の詰所は枕瀬にありますので、枕瀬より上手の情報と言いますと、町田の定点カメラが雨量の基準となってきます。ただ、町田の雨量は確かに基準にはなるんですけども、じゃ、それ以後の川で言いますと和田のカメラが見れるんですかね、それ以降はほとんどない状態です。そうすると消防車で回って状況を確認するしかないわけなんです。

しかし定点カメラがあるということは、ある情報を生かせばいいなということで、みんなが携帯を持ち寄って、どこの情報を取っているのかという話から始まります。結局、いろんな情報があるんですが、いいカメラもあれば、これは必要ないなと思うカメラも

あるんです。ただ、情報がばらばらなので、そのページはどっから拾ってきたんだろうとなると、また一からやり直しになってくると。そういったいい情報あるんですけども、その情報の取り方が町——県の責任もあると思うんですけども、国の責任もあると思います。ただ、私が感じたのは一つになっていないなという思いでした。

そういったところから、このたびホームページで情報を一緒にしてもらえるんですかね。そういったときに、今言ったのは私の感想ですが、答弁にありましたように、今御自宅にいらっしゃる方もそうですし、商売されている方、事業されている方、取りたい情報は様々だと思います。そういったのはやはりいろいろな意見を集約していただいて、どういった情報をどのように載せたらいいのかというのを、まず検討していただいて。集めるだけではなくて、配置の問題ですとかいろいろあると思いますので、そのレイアウトですとか、そういったところも検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） ホームページのあり方とか、あとその情報の一元化といいますか、見やすく配置するというお話ですが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、今年ホームページのリニューアルの作業中でございます。今は防災情報はホームページのトップページの右方のほうにございまして、議員おっしゃるようにハザードマップですとか、それから県の防災ポータルと、あと益田の地域消防本部、それから松江地方気象台等の情報を並べております。

おっしゃるように、いろいろ定点カメラ等も町のホームページで見たいというお声も今回幾らかでございますが頂きましたので、今回のリニューアルに併せて考えております。

ただ、いろいろ先ほど議員おっしゃるように、国のカメラもあります、県のカメラあります、町のもありますし、いろいろあるので、それが全部すぐ一元化できるかというのはちょっと今後調査が必要かなというふうに考えております。そういうのがもし実現可能であれば、今回のホームページのリニューアルの際に、実現に向けて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） それと、このたびの災害といいますか豪雨の中で、この本庁舎の3階につきまして、枕瀬東地区のほうから要望が以前からありました。そこに2階の通路が187号線につながっております、あれは通常用ではなくて災害用のときに開くんだということ。

この3階についても、この辺の新地も含めて非常に土地が低いところにありますので、何かあったときの高さがあるところというのはここになってきます。そこでこの3階を避難所として使いたいという声がありました。そういったところで町としても使うことに対して、それは拒否をするものではないというような旨の回答を頂いたように記憶を

しているんですけれども。先般、委員会の席で、この3階の使用について聞いたところ、まだ用途開始ができていないので入れないというお話でした。

いろんな諸事情があるんだと思うんですけれども、この3階の使用について早急に使えるようにしていただきたいというふうに思いますが、どのような問題があるのか。今後どのようにされていくのかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 本庁舎3階の機能と申しますか、使い方というところでもありますけれども、以前から避難所としての使用を検討しているということでお話をさせていただいているところでもあります。

3階には現在、出入りができない状況になっております。というのも、庁舎とは違ういわゆる別機能をもたすということもございまして、不使用部分ということで今はそういった用途がまだ定まっていないような状況になっております。

今後につきましては、庁舎と、1階、2階は庁舎という機能でございまして、そういった部分とのすみ分けと申しますかセキュリティ的なものも検討していかなくてはならないというふうに思っておりますけれども、何にしてもまだ建築基準法なり消防法なりの法点検の中で、いろんな用途によって整理していかなくてはならないものが出てきますので、そういった部分を一つ一つちょっと整理をさせていただきながら、なるべく早めにそういった避難所機能が持てるようなところを検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） この地域だけに限らず、全地域危ないところは危ない、逃げるところがない、避難所から遠いとかいろんな問題があると思うんです。ただ、それを当然そうとしながらも、この地域も非常に川からものすごく道路の位置が近くて、避難するにも、あの橋を渡って小学校に行くか、もしくは日原駅プラス枕瀬のほうに行かないといけないといった、本当に役場に近いにもかかわらず、危険な方向、危険な方向へ行かないといけないというような状況がありました。

そういった中で、この3階が使わせてもらえるという話、住民の皆さんは聞いてはいたのに、ここが使用できないということで驚かれておりましたので、早急に用途を開始できるように検討していただければと思います。

それと、避難所と申しますか道の駅なごみの里にこのたびの災害で9号線が封鎖と申しますか規制されて、通れないのでなごみの里に多くの県外者が避難されたというお話を聞いたんですけれども、やはり通れなくなって迂回するにも泊まるにも、もう夜間だと泊まる場所がないからということなのかなというふうに思うんですが、今後この雨も今年が特別ではなくて毎年起こり得るような状況だと思います。200ミリ以上の雨でしたか、規制になるのは、200ミリなんか当たり前のようにこの町を雨が通過しておりますので、そういったときに町外と申しますか、通行される方の避難所というのも

必要になってくるのかなと。そうすると当然避難所の準備もそうなのですが、コロナ対策ですとか当然県外者の方が多くなりますので、そういった方々の受入れ体制、これも整備をしていく必要が出てくるのかなと思うんですが、その辺りは検討されておられますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回、道の駅のほうが避難所として開設した事実がございます。これは今回の大雨というのが今までと違って非常に長期にわたった、長雨になったということでありまして、いわゆる警戒レベルというのが河川の氾濫も当然警戒しましたけれども、同時にいわゆる崖崩れ、土砂災害の非常に危険が高まっていったということでもあります。そんな中で実際に土砂災害のほうもレベル4まで行って避難情報出したわけがございます。

そうした中で、この土砂災害の避難所というのが、町内でいわゆる町の地形上、多くの指定避難所等がいわゆるイエローゾーン、それから時には崖崩れのレッドゾーン、そういう部分にも該当している避難所が数多くありまして、そこを避難所としてこのたびのケースで開設するというのが非常に危険性があったということがございます。そうすると避難所の数が非常に限られたという、そういう今回の悩みがあったということでもあります。

そして、シルクウェイにちはらのほうは、そこは土砂災害警戒区域から外れているということもありまして、今回避難所として開設をしたということで、あくまでも町民向けのそれを対象とした避難所であったということでもあります。ただ、御指摘のように国交省が国道9号線を通行止めいたしましたので、結果としてそういう町外の方もそこで避難行動されたという状況でございます。

当然人命を守るという観点からは町にとっては、町民の皆さんも町民外の方の皆さんであっても、それは当然私は責任があると思っておりますので、しっかり今後検討していかなきゃならない問題だというふうに思っております。

ただ、やっぱりいろいろな我々防災対策する上で悩みがありまして、現行の避難所を運営していく上でも、職員の数がぎりぎりという今課題がございます。避難所開設するためには、事前に職員がついて、そしてまた長期にわたれば、今回であれば5日間、6日間、ずっとその避難所につかなきゃならないんで、交代交代での要因も必要になると、そういうような苦労もあります。

今後は、その辺のスタッフの確保ということも、どうしていくかということも含めた中で、今日御指摘のような避難所運営でありますとか、新たな課題に対する対応というものを検討していく必要があるというふうに思っておりますので、また今日の御指摘も踏まえながら様々な角度から検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） やはり、その方々だけのためというわけにはいきませんし、当然逆に避難所を開設していた中で、町外の方、県外の方が来られたときに、それを拒否することもできないと思いますので、あらゆる想定をしていただいて、そういったときにも人命を大事にできる、そういった町であってほしいと思っておりますので、そういった対策に取り組んでいただければと思います。

それと、迂回路の件なんですけども、答弁頂きましたように僕が言っていたのは町道のことです。この迂回路が本当に知っている方は知っているというような道路がありますので、どうしてもナビに従うといえますか、僕はちょうど横田まで頑張ってきて、そのときに左に行かせようとするんですね、要は横田から匹見のほうですね。匹見方面に行って、僕は須川のほうを通させるのかなと思ったんです。後々効いたら須川は封鎖されていたので、もっと先のほう回されたんじゃないかというふうに言われました。

結局、僕はそこを通らずに横田から西石見、西中国農道のほうを抜けて、たまたま三浦議員がいらっしゃるんですので電話して、通れるかということで青原を抜けて津和野の町の中に入ってこれたわけなんですけども、当然町内の方ばかりですとか、トラックですとかが農道のほうを通っています。知らないトラックのほうがどんどん9号線から匹見方面に抜けていくんですね。あれどこに向かっていくんだろというようなところで。実際通れないんで迂回路通るしかないとは思いますが。

実際細い道です。幅員も狭い中で視界も悪いですし、逆に言うと町内から出てくる方はいらっしゃると思いますので、そういったときは。津和野の中に帰っていきたい方ばかりです。そんなに離合する車というのはそのときはなかったんですが、もしもそれが朝だった場合、逆に津和野から出る方、津和野に出勤される方ということで大変な状況になっていたんだろうなと思います。そうしたときに、急に道路の幅員を広げろというのは難しいと思うんですが、カーブミラー、せめてカーブミラーですとか反射板といえますか、暗いですよね、昼間でもやはりライトつけないと怖い状況です。

ですので、そういったところを事前に点検していただいて、ほかにも青原以外にも迂回路となるような道あると思います。商人のほうですとか、そういった裏道と言ったら失礼ですけども、9号線ではない迂回路となるような道のところもしっかり点検していただいて、カーブミラー、反射板など、いま一度安全が確保できるか、まずはそこから行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） ただいまお話がございましたとおり、通常の点検というのはとても大事なことと思っております。カーブミラー等につきましても、本町は山間部でございますので急なカーブがかなりございます。そういったところもありますので、今後また点検いたしまして、必要箇所につきましても、カーブミラー等の設置をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 当然幅員を拡張していただくというのが本当ベストですけれども、なかなかそこまではいかないと思いますので、ぜひ取組をお願いしたいと思います。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

学校をはじめとした公共施設の環境整備作業についてであります。

学校奉仕作業が今年度はコロナウイルスの影響により中止になった学校がございます。時期によっては実施された学校もございますが、奉仕作業の一つである校内環境整備については、教職員の方々ができる範囲で実施するというものであります。これは実施中止になった学校ですね。中止になった学校では教職員の方々ができる範囲で実施するとのことであります。

学校内外で行われている奉仕活動については、地域における青少年の社会性や心豊かな人間性を育む活動として十分理解できるものであります。ただ、本来、公共施設の環境整備については、国や自治体が責任を負うものと認識しております。

公民館や河川、道路などの環境整備などは、住民団体に委託しているものもあり、額の大小はありますが、受託している自治会などに対して費用を助成しております。学校環境整備については、奉仕作業を前提として学校環境整備に係る費用を計上していないのではないかと思います。質問させていただいております。

まず、学校環境整備についての所見をお伺いいたします。

次に、庁舎の清掃業務は職員の皆さんによって行われていると聞いております。公共施設の維持の観点から、公共施設の清掃業務は基本的に施設は業務委託を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 最初は、教育長ね。

○教育長（世良 清美君） それでは、学校をはじめとした公共施設の環境整備作業についてお答えをさせていただきます。

「我が学び舎の環境は我が手で美しく整えること」と、私が遠い昔、学校の先生から指導を受けて、既に半世紀が経とうとしております。私も議員御指摘のとおり、奉仕活動は青少年の社会性や人間性を育む重要な取組であると理解しております。

学校が整った環境であることは必須であり、落書きやごみがたくさん落ちているようなところでは、風紀が乱れる傾向にあることは御承知のとおりであります。学びの環境が整っていることは、子ども達の発達にも大きく関係することだと思っております。

今でも学校の環境整備については、教室の掃除は子ども達の役割ですし、校庭を含む校舎周辺の環境整備は、子ども達も含み学校校務員や校長を中心とした教職員の日常の管理作業で環境が保たれておりますが、それに加え例年は年一、二回のPTA等による奉仕作業が行われております。

しかし、昨年来の新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延により、このPTAの奉仕作業が実施できない状況が続いており、学校校務員や校長を中心とした教職員の作業だけになっている学校もあります。

一方、こうした作業とは別に校庭や校舎周辺の高木の剪定や病害虫の消毒など専門性の高いものについては、専門業者に依頼して実施しております。

PTAも、年とともに保護者の数が減少し、また仕事等のためにPTA行事に参加できず、学校への関わり方が薄くなりがちです。しかもコロナ禍で2年間も続いて奉仕作業がなくなると、奉仕作業に対する抵抗感が今後ますます強まるのではないかと心配しております。

学校の環境整備は、当面はこれまでどおりPTAや地域の方に御協力頂ける範囲については、奉仕作業等で環境整備を行っていただき、専門的な作業については予算計上し、簡単な植栽管理や除草作業等の日常の管理については、地域のボランティアの方にも御協力を頂きながら、学校内で行うことになろうかと考えております。子ども達の学び舎として、自らの手で環境を整えることは、学校という施設には少なからず必要なことと考えております。

役場庁舎の清掃についてでございますが、本庁舎、津和野庁舎ともに主に職員で行っている状況でございます。しかし、本庁舎におきましては、新庁舎への移転により、庁舎が広くなった上にトイレの数も多くなり、清掃が行き届かないと衛生的にもよくないことから、トイレ掃除については6月より週1回シルバー人材センターに委託しているところでございます。

また、新庁舎はカーペットや化学床などを使用しているため、床面の材質に適した洗剤を使う必要があります。年1回は専門業者によるクリーニングやワックスがけ等が必要と考え、6月補正にて予算化したところであります。津和野庁舎におきましては、今後の増改築工事に併せて検討してまいりたいと考えております。

公共施設の清掃業務につきましては、現在、町民センター、森鷗外記念館、安野光雅美術館、日本遺産センター、日原図書館及び町内の体育館と公民館の一部で業務委託を行っております。

清掃回数につきましては、ほぼ毎日のところもあれば、週1回、月1回、年1回のところもあり、清掃内容につきましても施設によって異なるなど委託内容は様々であります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 大前提として、奉仕作業を予算化してPTAの奉仕作業を辞めさせろということではまずありません。たまたまこの奉仕作業がコロナで中止になったとき、やはり考えさせられました。奉仕作業というのが本当に我々も当然毎年出ておりましたし、暑い中、多くの方々が参加しておられますし、保護者の方も「あの人仕事だな」なんて言いながら多くの方々がやっています。

ただ、やはり言えるのは、子ども達が少なくなっている、家庭の数が少なくなっている。ただ、小学校の規模は小さくなりませんので、対象となる掃除の面積というのは1人当たりで換算すると増えてきているというのも事実です。

こうしたコロナ禍の中で、もう奉仕作業が中止になると、あそこの草刈りをしないといけないよね、あそこを草抜きしないといけないよねといったところが、結局そういったところが先生方にしわ寄せが行っているんだろうなというふうに思うんですが。

基本的には、自分たちの身の周りの掃除は自分たちでするべきですし、子ども達が行っている通常の掃除もそれは当然するべきです。公共施設に関しても、身の周りの整理整頓、ごみを捨てる、これは当然職員の皆さんでやるべきなんですけど、やはり業者に依頼するような剪定ですとか、特にトイレだとか水回りだとか、プロがしないといけないようなところというのは、やはりプロにやらせるべきだと思います。

学校施設に関して言えば、こういったコロナの状況だとか、おっしゃるように今後もしかするとPTAの数、絶対数が少なくなってくる場合もありますし、都会では今PTAは強制加入じゃないから入らないというような方々も出てきているようでもあります。そういった場合になったときに、PTAが掃除をするという大前提というのが崩れていくんじゃないかなと。近いうちにはないかもしれませんが、ただ、このコロナの状況でまた来年も同じような時期にこういうことがあったり、もしくは災害が発生したり何かすると、そういった清掃というのがなかなかできないんじゃないかなと。そうしたときに予算化しておくのがいいのではないかなと思うんです。

清掃委託料とかではなくて何らかの形、予算の枠組みは何でもいいんですけども、例えば奉仕作業という名前ですから、本来はやはりかかった作業、浮いたお金については、じゃ、このお金を部活動で使ってくださいねですとか、こういったお金を子ども達のために使ってくださいねというのが本来の奉仕の姿ではないかなと思うんです。お金が欲しいと言っているわけではないんですけど、でもほかの川や道路、公民館の清掃などは基本的には委託料としてついていきますよね。その清掃するお金で地域の運営が行われていたり、やはり清掃があるからこそ自治会がああいった備品を買えたりとか、いろんな副次作用があるわけなんですよ。

なので、奉仕作業も当然今後続けていくでしょう。しかし、やはり奉仕作業した後に、その奉仕の後に学校にこういったものが残るといような姿が本来の奉仕作業になるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） なかなか捉えところが難しいなと思いついておりましたが、考え方はいろいろあるかと思います。確かに有償ボランティアというのが今頃は主軸になってきつつあるということで、議員さん言われるように奉仕はしますけれども、幾ばくかの見返りのものがついてくるという、そういった形に年々なってきたりするなという感じはしております。

先ほどお答えしましたように、まず学校という学び舎というのは、まず子ども達自分たちで大事にせにゃいけないという前提、それから当然保護者の方々も自分の子ども達が学ぶ環境を保護者の立場で整えてやろうという気持ちは必要だと私は思っております。

それに対して、幾ばくかのPTA活動に補助金的なものを出すとか、そういうことは検討の余地があるかなというふうに思いますが、奉仕活動を無理強いするわけでもないし、逆に押しつけるわけでも当然ないと思っているので、そのこの辺りはある程度付度の中でお互いでやっていきたいなという思いは私は持っております。

一方で、今年、去年とコロナ禍で奉仕活動ができないという、そういった現実もあるわけですし、必然的に公舎の周りの今まで奉仕活動で管理をしていた樹木であるとか、そういったものが延び放題になったりするという傾向にはありますので、そこに学校で先生方が合間、合間にやっていただいたり。

先般はある学校なんですけれども、自分たちがやろうと思っとなら、いつの間にか剪定が終わっておったと。それで心当たりのいつも奉仕活動をしてくれる地域の方に聞いてみたが、私じゃないよということで、そのやってくれた方がどなたがまだ分からないという、そういったある意味うれしい現象もあつたりして。そういったことで、地域として学校を守ってやろうという、そういった意識が町内にあるんだなということも、また改めて実感もさせていただいたりしております。

今後子ども達の数の減少に伴って、保護者も当然減ってくる可能性は十分考えられるわけでありまして、先ほど議員さん言われましたように、保護者が減っても施設が減るわけではないという、逆にそういった管理の面は厳しくなるということはあると思しますので、そこら辺をバランスを考えて、どういう形でその分は穴埋めをしていくかというのは、今後の課題として承っておきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 当然恐らく皆さんのほうが奉仕活動いろいろ経験されてきていると思います、先輩でございます。ただ、僕が言いたいのはその、例えばできなかった場合に予算化されるお金というのが当然あります。しなければいけないお金、それを通年予算化しておいて、奉仕をした際にはそれを学校に還元すると。決してそれが終わってから、みんなでビールを飲もうという話ではありません。ちゃんと学校に還元できるように、そうすることでやっぱり自治会の清掃でもそうですよ。これ参加してもらわないと、自治会運営大変だよと。この清掃があるから、この自治会運営できるんだよと、結構な額がもらえるわけですね。そうすると、自治会員としても行かないといけないとなります。

今、不思議なことに手紙でも、僕も一時出した側ですからわかるんですけど、奉仕作業をお願いするというのは、奉仕というのは頂くものであって、奉仕をお願いするというのはどうなんだろうと思ひまして、やはり自発的にやっていただく、今教育長が言

っていただいたように、地域の方々ありがたい、こういったものが実際の奉仕だと思います。ですし、その活動自体を否定するものではありませんけれども、そういった活動、もしできなかった場合には、そういった予算化されるのではないですか。そのお金を通年出していただいて、それを奉仕作業をした際には、それを学校に使わなかったお金として還元できる、そういった形になれば、参加する方々のモチベーションにもつながるのではないかと、そういった提案ですので、いま一度検討していただければと思います。が、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 現実的に予算の配分を、原資を教育長自体が持っているわけではありませんので、ここでそれをつけましょうということにはなりません。言われている趣旨は理解いたしましたので、また今後の検討材料とさせていただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） ということですので、町長、予算のほうもしっかりお願いしていただきたいと思いますが、最後に町長いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 予算、町と教育委員会との関係、教育委員会の政治的な中立性というものを一つ尊重しながら、しっかり議論して、町長のほうにはいわゆる予算をつけていく権限というのを教育分野においても持っているということにもなります。

そういう中で、まずは今日の御指摘、御提案というものも、教育委員会の中で、教育論からも含めながら、しっかり御議論頂いて、その上でまた教育委員会が必要ということで、予算の計画等も提案がなされてくれば、またそれはそのときにしっかり教育委員会と話し合いをしながら検討してまいりたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） では、私の質問を終わらせていただきます。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、3番、川田剛君の質問を終わり、ここで10時5分まで休憩といたします。

午前9時55分休憩

.....
午前10時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて質問を続けます。

発言順序7、9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 議席番号9番、寺戸昌子です。通告に従い3件質問をさせていただきます。

まず最初に、特別障害者手当についてです。

特別障害者手当は、所得制限はありますが、精神や身体に著しく重い障害があり、常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅の人に月2万7,350円を3か月ずつ支給する国の制度です。障害者手帳がない人でも対象です。障害者手帳を持っていない要介護4・5の人も受け取れる可能性があります。

障害が重度になればなるほど介護費用はかさみます。特別障害者手当が支給されれば、家計にとって大きな負担軽減となると考えます。対象となる方への周知がとても大切です。

しかし、障害者手帳は一般的に知られていますが、特別障害者手当はあまり知られていません。津和野町の現状について質問します。

1、特別障害者手当の支給人数は何人でしょうか。

2、要介護4・5の方で対象となっているケースはあるのでしょうか。

3、周知方法はどのように行っているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

特別障害者手当についてでございます。

現在、本町において特別障害者手当を受給されている方は2名となっております。

次の御質問ですが、特別障害者手当の受給資格に介護保険の介護度の要件はございません。このため、要介護度が4や5であることから、特別障害者手当を受給されているという方はおられません。

3つ目の御質問であります。町民の方が身体障害者手帳や精神保健福祉手帳等を取られたときには、町の作成している障害者福祉ハンドブックにより、福祉サービスや補助制度の説明等を行っております。

また、特別障害者手当の受給要件に合うような重度の障がいの状態になられると、かかりつけの医療機関等において申請の勧奨があるものと推察をしております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今のお答えの中で、お二人が対象になっているということなんですが、その現在対象となっている方が障害者手帳を持たれている方なのでしょうか。

というのが、障害者手帳を持たなくても対象になるということで、全国的に要介護4とか5の方にも対象になる方が出てきているということで、国会のほうでも我が日本共産党が質問をしております。

日本共産党の宮本議員は、2020年12月2日、衆議院の厚生労働委員会で要介護4・5の高齢者も該当するケースもあるとして、周知不足で自治体によっては受給でき

ない例もあると批判。「自治体の障害者福祉や介護保険の窓口、ケアマネジャーを通じて周知徹底するべきだ」と求めました。

そうすると、田村厚生労働大臣が、「周知は重要ということで、障害者手帳がないともらえないと勘違いしている人も多い。実際は、国が示す障害程度認定基準に従い、医師の診断書で判断するとしてこれからも周知する」と答えたそうです。

なので、その辺が心配で津和野町民の中で障害者手帳を持っていないからとあきらめられている人がいるかもしれない。それから、この特別障害者手当というものを知らない方も対象になるかもしれないんだけど、知らない方もおられるかもしれないという心配があったので、質問させていただきました。

このお二人の方は、障害者手帳を持たない方で対象となっているのかなというところを教えてください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今現在、お二人の方ということですが、この方につきましては障害者手帳を持っておられる方と。ただし、その持っておられるから認定をされているという判断になっているかどうかは、私どものほうでは分かりません。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 次に、その周知方法なんですけど、今障害者手帳を持たれていない方で、ひょっとしたら対象となる方に、その特別障害者手当というものがあるということが周知されていないんじゃないかという不安があるんですが、先ほどのお答えで障害者福祉ハンドブックを渡されたり、障害者としてその窓口に行かれた方は、そういうハンドブックを渡されたりして、この制度を気づかれることがあるかもしれないんですが、なかなか気づかれないので、要介護5とか4の方で対象になる方に対しては、ケアマネジャーの方が説明していただいたら、とても落ちこぼれる、対象になられる方にちゃんと知らせることができると思うので、その辺をしていただきたいんですが、それはいかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 特別障害者手当は、先ほど議員が最初におっしゃられたとおり、二十歳以上の方で重度の障害がある方、例えば視力、聴力、それから四肢、それから体感、精神、そういうところに障害があって、ましてはその障害が重なるような、二つ以上あるような重いと判断された方がもらえるわけです。

ですから、その判定受給資格というのはそこになっておりまして、確かに今議員言われますように、介護度が4とか5というのはかなり重度の方になるかと思いますが、それだけをもって受給ができるかどうかというのは、ドクターの判断になるというところでもあります。

私どものほうは、先ほど町長申し上げましたように、手帳を持っておられるとか手帳を取得した、更新された方について、ハンドブック等でこういう受給資格があるかもしれないのでとかいうことがあります。

それ以外の方につきましては、こちらからそこをアピールする、宣伝する方法はありませんので、具体的にはしておりませんが、ただしそういう重度になられますと、通常はかかりつけ医のドクターのほうから、「特別障害者手当の受給資格がもしかしたらあるかもしれないので、申請をしたほうがいいですよ」とかということで申請をされてくるという方はいますので、そちらのほうはかなりあるのではないかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 近隣の先生に聞けばよかったですけど、ちょっとそれをよう聞かなかったんですが、新聞赤旗の日曜版で紹介されているんですが、かかりつけのドクターにこの日曜版を見て、特別障害者手当にひょっとして当てはまるかもしれないので、申請をしたいんじゃないかとっていう相談をドクターにされたときに、そのドクターがこの制度を知らなかったということをおられるドクターもおられるということで、ドクター任せでなくて町のほうでやっていただきたいという思いがあります。

介護度が上がって障害者手帳を申請するという方向に行かれる方は少ないので、介護度が上がってきたから、介護保険を使って何とかやりくりをしていこうという方がほとんどだと思うので、その障害者としての窓口に行くんじゃないかと、介護として窓口に行く方の中から、特別障害者手当というものに当てはまる方は、漏れなくその案内をしていただきたい。

もちろん、要介護5・4になれば、この特別障害者手当になるというんじゃないかと、対象の可能性もあるかもしれないから、ちょっとやってみたらいかがかなというのをケアマネジャーさんからとか、言っていただけたらいいなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず、一つ目、議員さんの今おっしゃられたドクターがこの制度を知らなかったというのは、それはドクターの個人の話になりますので、基本的には島根県のほうから医師会を通じて各医療機関、それから診療所には、こういう制度があるというのはきちんと通達が出ているはずですので、そこはそのドクターにきちんと理解をしてもらえないかなと思っております。

それから、あとケアマネさんにそういう4とか5の人に、これがもらえるかもしれないということをおっしゃりたいというお話ですが、ケアマネの業務の中にそうですね、受給資格の中に、先ほど申しましたが介護度が4であったり5であったりすると、受給資格があつて判定が出るかもしれないと、いわゆる受給できるかもしれないよと

ということが書いてあるのであれば、ケアマネさんも例えばそこを進めることができるかなと思いますが、ケアマネだけの判断でこの重度の障害があるかどうかとかいうのは、判断ができませんので、恐らくなかなか難しいかなというふうには思うところでありませ

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） そうすると、障害者手帳ということが頭にない方で、対象となられる方というのは、病院の先生にお任せするという考えですか。町はもう一切手を出さないということになるんですが、何か方法はないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 確かに、これまで私どものほうも周知がちょっと足りなかったなというのは、今回御質問頂きまして確認をしたところであります。

今ホームページをリニューアルしよったりするということもありますので、きちん

とこの辺の制度についての説明をしっかりと出していったり、また年に何回かは広報等

でこういう方につきましては、こういう制度がありますので、もし何かありましたら健康

福祉課のほうへ御相談くださいというようなことも言っていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひよろしくをお願いします。「障がいが重くなると、本当いろいろなところでお金がかかって、この手当が頂けるといっただけで経済的にも助かるんですが、心の面でもすごい国に応援されている、しっかり障がいを持ちながらも頑張

って生きてくださいねということで、応援されているっていう気持ちになる」とい

うことを、この新聞の中では当事者の方が話されていました。お世話されている方が

よろしくをお願いします。

では、次の質問に移ります。

次は、災害と防災についてです。

近年、地球温暖化が原因とみられる気候の変動が見られ、異常気象が増えています。津和野町でも、8月11日からの大雨により被害が起きました。

1、災害が激甚化していると言われていますが、津和野町において河川の水位や降水量は変わっているのでしょうか。

2、今回の大雨による町内における被害状況と復旧状況をお尋ねします。

3、分かりやすいハザードマップが平成31年に作成されて全戸に配布されました。しかし、その中に記載されている洪水浸水想定区域図は一部の地域に限られており、洪水浸水想定区域図の整備を急ぐ必要があります。作成の計画はあるのでしょうか。

4、災害時の避難所について御質問します。

一時避難所と町開設の指定避難所では、どのような違いがあるのでしょうか。

防災ハザードマップ、町のホームページ、サンネットに避難所の一覧表が掲載されていますが、統一性がなく混乱します。避難所一覧表の統一をする必要がありますが、検討はされているのでしょうか。

自主避難には、ためらいが伴います。第一歩の行動を取ることが難しいのが現状です。避難しやすくする工夫が必要になります。

今回、「警戒レベル4・避難指示」という危険な場所からは全員避難しなければならないという発表がありましたが、避難所への避難行動を取った人は何人だったのでしょうか。

迅速な避難を促すためにも、早急に本庁舎3階を指定避難所として整備すべきですが、改修計画は進んでいるのでしょうか。

5、今まで町民は自主防災組織をつくり、災害を想定し避難訓練などシミュレーションをしてまいりました。しかし、以前と異なり、気象の急激な変化や激甚化した災害が起きています。自主防災組織や町内各地域での防災訓練の再確認や見直しが必要ではないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、災害と防災についてお答えをさせていただきます。

最初の御質問であります。津和野町独自の河川の水位や降水量の変化に関する統計的なデータは持ち合わせておりませんが、気象庁の取りまとめでは、日本国内の日降水量100ミリ以上及び200ミリ以上の大雨や、1時間降水量50ミリ以上及び80ミリ以上の短時間強雨、つまり災害につながるような雨の発生頻度は、統計的に増加していることが示されており、河川の水位や降水量に影響があるものと考えられます。

このような日本における近年の大雨や短時間強雨の増加は、津和野町においても、今後の雨の降り方には注意が必要と考えております。

二つ目の御質問であります。被害及び復旧状況につきましては、さきに川田議員の御質問に答弁しておりますとおりでございますが、倒木や崩土により通行不能となった路線については、随時町内業者へ依頼し、倒木処理や崩土除去工事を行なったところがあります。

また、今後災害復旧事業等により復旧を計画しているものにつきましては、公共土木施設が町道8か所、河川6か所の計14件、続いて林道が15件、農地・農業用施設が23件となります。

農地・農業用施設の内訳につきましては、農道2か所、土砂流入等田が7か所、わさび田が1か所、用排水路が7か所、躯体または護岸の崩壊など頭首工が4か所、堤体亀裂などため池が2か所となっております。

これらの被害金額につきましては、概算で公共土木施設が約4,700万円、林道約1億9,000万円、農地・農業用施設が約9,500万円の合計約3億3,200万円と推計しております。

なお、繰り返しになりますが、御報告させていただきました被災件数及び被害額はあくまでも現時点での推計であり、現在も調査中であることから、これらの数字が変わる可能性があることについて御理解を頂きたいと存じます。

また、前述の被害のほか、林地が崩壊し住宅への影響が懸念される箇所が4件で、被害額は約2,300万円であります。これについては、応急仮設工事の実施あるいは林地等崩壊対策事業による崩土撤去を検討しているところでございます。

そのほか、農地への土砂流入等であって被害が小規模で災害復旧事業として復旧が計画できない農地・農業用施設につきましては、津和野町農地農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱による補助金の支給を検討しているところでございます。これにつきましては、合計で約20件になるものと推定しているところでございます。

三つ目の御質問であります。洪水浸水想定区域図は、水防法に基づき、洪水予報河川および水位周知河川に指定された河川において示されているものでございます。現在の津和野川の洪水浸水想定区域図は、島根県が調査を行い、平成30年5月25日に指定したもので、これをもとにハザードマップを作成しております。

ハザードマップにおける洪水浸水想定区域図については、見直しを含めた島根県の指定を踏まえて、更新等の対応を行いたいと考えておりますので、現状では、町独自で既指定河川以外の洪水浸水想定区域図を作成する計画はありません。

洪水浸水想定区域図は、災害時の危険箇所を示す重要な情報ですので、国や県に対して、既指定河川以外の指定や洪水浸水想定区域図の作成について働きかけるとともに、島根県が指定の追加等を行った際は、速やかに対応してまいりたいと考えております。

四つ目の御質問でございます。

指定避難所は、町が職員を配置して直接開設するものであり、一定の収容人数が確保できる公共施設を指定しております。一時避難所は、指定避難所とは異なり、町が職員を配置して、直接開設するものではなく、一時的な身近な避難場所として、または各自が一時的に集まってから避難するための集合場所として、集会所など地域にある一定の人数が収容できる施設を登録しているものです。

避難所一覧表の統一についてでございますが、防災ハザードマップに記載の情報に合わせ町ホームページ及びサンネットにちはらデータ放送の情報を更新したいと考えております。

「警戒レベル4・避難指示」の発令に伴う避難所への避難者数および本庁舎3階の指定避難所整備計画についてでございますが、8月14日に発令した「警戒レベル4・避難指示」に伴う避難所への避難者数は、既に発令済みでありました。「警戒レベル3・高齢者等避難」で避難所へ避難された方を含め、102人でございます。避難所としての本庁舎3階の取扱いにつきましては、現状では庁舎移転、改修工事の際に不利用箇所として未整備となっております。

避難所として利用するには、セキュリティを考慮する上で、庁舎機能を有する1階及び2階部分との住み分けが必要と考えており、建築基準法に基づき、庁舎としての用途を確保しつつも、3階部分をある程度独立して避難所機能が確保された環境とすることを考慮し、トイレなどの水回りの整備のほか、電気や消防設備、外部からの導線の確保など、最低限のハード整備が必要と考えております。

また、平時の清掃管理等の維持も必要となり、一定の予算確保が必要と考えておりますので、このような状況を踏まえ、引き続き対応を検討してまいりたいと考えております。

五つ目の御質問であります。局地的な豪雨や一定の地域での長雨などにより、気象条件によって起こり得る災害の可能性や避難のタイミングなど、避難行動の判断が難しい状況にあることに加え、新型コロナウイルス感染症への対応など、避難そのものを躊躇してしまう可能性も考えられます。

訓練を通じて課題や改善点を発見し、検証、改善していくことが重要と考えておりますので、まち歩きによる危険箇所点検を兼ねた避難経路の確保や避難訓練に合わせた非常用持出品等の確認、自主防災組織等における避難情報や被害状況等の情報伝達訓練など、地域で取り組みやすい訓練などを検討し、実施するよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 日頃の日常生活であまり奥のほうに入ることが少ないので、これほど被害が大きかったとは知りませんでした。かなり大きな被害があったので、復旧後の対策が大変だと思いますが、急いでやっていただきたいなと思います。

特に、住宅への影響が懸念される箇所が4か所もあるということで、やはり安心して夜寝ることができるように、早急に行っていただきたいと思います。

そこでですが、今回かなり広範囲の災害になったので、対策室を立ち上げるとか、その係の者を増やすとかいう計画はあるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長、答弁できるか。町長。

○町長（下森 博之君） 今回の豪雨の経験ということにもなるわけですが、今まではその大雨警報とか出たといまして、災害対策本部を設置をして、警戒に当たるといってございまして、実際に雨が降り始めまして、河川の水位を見ながら、また雨の今後の雨雲の動きを見ながら、予測をしながら河川のこの氾濫ということに対して警戒をして、避難情報を出したり、あるいは避難所を開設をしたりというようなことをやってきたわけでありまして。

ただ、今回については非常に長雨ということになりまして、警戒体制も5日間から6日間というぐらいに非常に長期にわたったというところでありまして。

そうすると、避難所のほうも開設に当たっては、開設をしてそこにやっぱり職員を配置する期間というのが非常に長くなりまして、職員もずっと4日、5日連続で避難所に

24時間体制になりますので、そこに配置をしていくということになると、当然その疲労面ということも考えなきゃなりませんから、また交代要員というものも考えていくということになります。

一方で、例えば建設課でありましたら、もう既に大雨と同時に各地を回って、被害状況を見たりとか、対策を実際被ったりしなきゃなりません。それは環境生活課も同じような状況にもなっているというところであります。

あるいは健康福祉課になると、今度は避難所に来られた方々のそういうケアというようなことにも、また目を向けていかなきゃならないということになりますから、とにかく現行では、もう職員が本当にいっぱいいっぱいという中で、今回のように長雨になると、長期にわたるといふことでありますから、今後この我々行政としての防災体制、そのほうは人員の確保も含めて、いま一度検討しなきゃならないということで、現在その課題を認識しているといったところでございます。

今日、今どうこうということ、確実なところは申し上げられませんが、議員御指摘のところはひとつ課題として認識をしているところであります、また検討もしていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） やっぱり一人の人間ができる労働は限られているので、その辺をよく検討していただけたらと思います。

次に、洪水浸水想定区域図なんですけど、やはりこれ避難を促すためには、とても大事なツールと捉えられておられるので、ぜひ強く働きかけて、国や県のほうにやってくれるように働きかけていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続いて、一時避難所と町の開設の指定避難所のことなんですけど、議員の私は分かるんですけど、その一般の方々は「あそこも避難所よね、ここも避難所よね、避難所なんだけどどう違うの」という感覚を持っておられる方も結構、お年寄りになると余計にそう、このマップのほうにしっかり紹介をされているんですけど、やっぱりお年寄りの方に理解を求めるには、何度も何度も言っていけないとということがあるので、また繰り返し理解していただくように説明をいろんなところでしていただけたらなと思います。

今回、レベル4というのになって、避難者が町全体で102人おられたということなんですけど、危険な場所からは必ず避難しなさいというのがレベル4というふうに国は言っていますが、102人ではちょっと少な過ぎるような、やっぱり避難をされていない人が多かったんだろうなと推察します。

というのが、うちの夫も障がいを持っているので、レベル3のときに避難しようって大分言ったんですけど、なかなか避難所での生活が分からない、避難したら一体どんな場所になっているんだろうとか、トイレの段差はどうなっているんだろうとか、ベッドはあるのかとか、いろいろ不安が先に立つみたいで、結局荷物は自治会の避難所に持って行ったんですけど、本人を連れて行くことができませんでした。

洪水が、大雨が終わっていろいろな方にお話を聞くと、やっぱり自宅で、なるべく自宅にいたい。第一歩がなかなか踏み出せないということをお聞きしました。決断して、その避難所に行くための背中を押すのは、やはりその避難所がどれだけ安心して快適に過ごせるかということが大事だと思います。

今回、避難をためらわれた人からは、自宅を離れたくないとか、自宅から近い場所にいたい、避難所には簡易ベッドはあるのか、寝具は持って行かなきゃいけないのか、食料はあるのかなど、いろいろ不安があったそうです。

町が開設する指定避難所というものは、一体どういうところなのかを具体的に、食べ物はあるから持ってこんでいいよとか、そういうのを教えていただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） レベル4の避難指示というところで、今回指示という発言をさせていただいております。この避難指示につきましては、令和3年5月20日からそういった適用を法改正の中で適用されております。

こういった部分の改正部分につきましては、町といたしましては囑託文書、あるいはテロップ等で周知のほうを図らせていただいております。

そういった中で、レベル4という避難指示が出た中で避難者数のほうが少ないのではないかというふうな御指摘でございますけれども、今後におきましても、こういった避難勧告から避難指示にいわゆる改正になっていったというふうな部分については、また周知を図っていきたいというふうに思っております。

それから、指定避難所というところでございますけれども、いわゆる滞在といいますが、そういう一時的に何日かそこで滞在できるような避難所ということでイメージを持っていたらと思いますけれども、当然そういった避難所になりますので、備蓄物資として食料、毛布、簡易ベッド、そういったものはある程度用意をさせていただいて、それぞれの避難所に備蓄として準備しておるところでございます。

そういった環境を整えておる中でございますので、またそういった部分も何らかの機会を見つけて、皆さんに分かりやすいような形で連絡、お知らせのほうはしてまいりたいなというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） お知らせで頂くというのも大事なんですけど、今回青原公民館で12日の日曜日に、防災スキルアップ講座というのをされるそうです。

ついこの間お聞きしたんですが、避難に対する不安を解消するために、避難を快適にする準備について考える、避難に際して具体的に何を準備するか、地域で学習する機会が必要だと思っておりますよということで、主事さんから聞いたんですが、これ町全体が対象なので、どこの方が来られてもいいそうなんですが、やはりお知らせをもらって一人でああ、そうか、そうかと納得するよりも、集まって地域の方で「ああ、そうだよね、

そうだよね」っていうことでやっぱり共有していただくことが強く、心強いなと思います。

避難するときも、自分はどうかと思っているときに、隣の方から一緒に避難しようよって言われると、やっぱりずっと避難ができるものなんで、人と人とのつながりをしっかり利用しながら、地域の結束を固めながらやっぱり避難というのはできるように、いろいろ導いていただけたらと思います。こういう講座をいろんなところでぜひやっていただきたいと思います。そういうことをよろしくお願いします。どうでしょう。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今議員がおっしゃいましたのは、9月12日、青原公民館の公民館活動として実施されるものだと思います。うちのほうにもこういった学習するんだというところで、チラシのほうを頂いておりまして、課内の中で稟議をさせていただいておるところでございます。

今議員おっしゃいますように、その地域単位でというところでのまとまった単位でというところだと思います。議員のほうからも御質問頂いておりますけども、今町といたしましても、そういった地域ごとの自主防災組織の組織化というところで、出前講座等の依頼がありますので、そういった地域には出向いて行って、そういった防災学習等を担当のほうから説明をさせていただいておるところであります。

いろんなこういった津和野地域におきましても、昨年来からまちづくり委員会のほうで气象台とのいわゆるテレビ会議などをやる中で、そういった自主防災への意識を高めていく取組もされておるとい状況でございますので、そういった状況を踏まえながら、今議員がおっしゃいますような、地域でのそういった活動につながるようなその自主防災組織化なりを通して、こういった取組ができるようなことをまた地域単位で考えていただけたらというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひ地域単位で結束が固められるようにしていただけたらと思います。

次に、本庁舎3階のことなんですが、同僚議員も質問をされていましたが、やはり「この3階に避難がしたい、したかったんだよ」という声を私も聞いております。「ゴーゴーと川が流れている中、向こうの対岸に避難するのは、日原小学校のほうに避難するのはちょっとためらわれた」とか、それから、「高いところに避難したいけど、土砂崩れとかいろいろ心配だな」とかいう声も聞きました。「目の前にこの鉄筋の3階建ての、それも庁舎、町の要となる庁舎がある、それなのに鍵が閉まっていて入れない、とても何か悔しいというか、そういう思いをした」という生の声を頂きました。

ぜひ早急に対処していただいて、避難ができるように、いろいろ越えるハードルはたくさんあるとお聞きしましたが、ぜひ早く避難場所にしていただけたらと思います。

それから、避難場所が土砂災害と洪水と、何かいろいろあって、その避難場所が代わったりするのが、町民にはとても不思議に思われるという意見も聞きました。先ほどの同僚議員の質問の中でも話がありましたが、「シルクウェイまでどうやって逃げよう、通行止めだよ」って、「なんでシルクウェイになったの」っていうことも聞きました。

その辺、町民の皆さんに理解を求めるのは難しいかもしれないんですけど、その表を見ただけではなかなか分からないので、先ほどの出前講座などでいろいろ説明をしていただけたらと思います。

改善をされるとお答えを頂いたんですが、サンネットとホームページと、それからこの防災ハザードマップ等が、その避難所の表がかなり食い違うところがあるので、それも先ほどのお答えで、いろんな媒体で皆さん情報を取られるということを行政のほうでも思っておられるので、ぜひ統一して、しっかり早く統一していただけたらと思います。

では、次の質問に移ります。

次は、湿性植物園について質問させていただきます。

6年前の2015年6月議会で、湿性植物園の設置目的や管理、現在の利用状況についての質問をさせていただきました。

そのとき、「日原カントリーパークの設置目的は、益田地区定住圏構想を推進するため、地域の恵まれた自然と歴史文化遺産の保持に努め、町民のスポーツ、レクリエーション活動の拠点となる農村公園を整備すること、昭和56年から平成12年にかけて、総事業費は12億1,900万円をかけて整備した。多目的広場、駐車場、遊具、湿性植物園、テスニコートなどを整備した」と回答されています。

その後、園内にかかる橋の修理や管理業務委託の協議などで雑草の草を刈っていたり、低い高さの木の剪定はしていただきました。それから、土砂が流出する防止のための溜めますも造っていただきました。最近では路面の洗浄もしていただいたみたいです。改善は少しずつは進んでいるんですが、やはりまだまだかなと思っています。

湿性植物園は、今の季節、木漏れ日が差し込んで小鳥のさえずりも聞こえます。そよ風も吹きます。以前には小学生が遠足で訪れたという話も聞きました。しかし、近年は園内を散策するなど町民は少なく、人に会うことは滅多にないのが現状です。

手前の駐車場部分は、休憩されたりする方が結構おられるんですけど、そこから中に入って散策されたりする人は、なかなか見られません。

公園としては、大きくなり過ぎた植栽がうっそうと繁るのを、植栽、高い木をいっぱい植えていただいているんですが、それがかえってうっそうと今繁っているというような状態になっています。水が流れなくなっている川や小川や池は、背の高い雑草が今繁っております。利用者が少ない原因は、そこにあるんじゃないかなと私自身は思っています。

そこで質問です。

1、利用者が少ない原因の分析と対策をお尋ねします。

2、前回「以前から造ってきたものを活用してやっていく、その心がけが重要だろうと思っている」と回答を頂いています。今後、湿性植物園をどのように改修し活用していく計画なのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、湿性植物園についてお答えをさせていただきます。

湿性植物園を含めた日原カントリーパーク全般の維持管理につきましては、平成28年度より、農事組合法人つつみだファームへ委託しているところです。その業務内容は、園内迂回等による通常管理のほか、雑草の除去、花木や樹木の剪定、遊具点検、トイレを含めた園内の清掃及び整備でございます。

利用者が少ない原因の分析と対策についてですが、湿性植物園のみならず公園全般の利用について述べさせていただきますと、少子高齢化により子供の数が減少したこと、そしてパソコンやゲーム等の普及により屋内遊戯が充実したことなど、遊ぶ環境の変化と放課後や休日の過ごし方の変化が上げられるのではないかと考えられます。

また、多目的広場の利用につきましても、以前は夏場の夕方から複数チームによる野球の試合が開催されておりましたが、これも各地区の若者の人数の減少により、必要な人数を集められないなどに起因しているのではないかと感じております。

湿性植物園の利用者数の減少については、特段調査しておりませんので不明な部分もございしますが、議員の御指摘のとおり、大きくなり過ぎた植栽など、管理が十分に行き届いていないところがあり、整備当初と比較して植物園としての魅力が薄れてきたことも否定できません。

先に御説明いたしましたとおり、除草や剪定などの通常の維持管理については、地域の団体組織に委ねているところでありますが、植物園としての魅力を再度発信するためには、改めて公園の植栽に精通している専門業者が現況調査の上、対策を検討していくこともひとつの方法ではないかと思っております。

また、近年、公園の機能として、人々のレクリエーションの空間、良好な景観の形成、環境の改善、防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地城づくりに資する交流の空間の提供といったことが再認識されており、日原カントリーパークにおきましても、公園機能のより一層の充実が必要であると考えております。

過去、議員からの御質問において、以前から造ってきたものの活用とその心がけが重要であることについて答弁させていただきましたが、この湿性植物園を含めた日原カントリーパークの改修等活用計画につきましては、改めて都市計画コンサルタントの意見や、利用者のニーズ等を調査の上、内部で検討し、その対策について取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） コンサルタントさんとか、そういう町の外の方に頼むのはとても賛成できないんですが、利用者のニーズとかを聞いていただいて、もっと入りやすい公園にしていただければ利用者が増えると思います。

というのが、万葉公園ですか、あそこをウォーキングされている方とか結構おられるんですよ。やっぱり安心して歩ける場所、カントリーパークだと、結構全部を回ればかなりのウォーキングができるし、足腰も階段があるんで鍛えられるという場所になるので、町民の健康のためにもあそこをしっかりと整備していただけたらなと思います。

大きな木を剪定したりするのは、かなりお金がかかるということなんですが、今手をつけないと、ここから先もう公園はじゃあ潰すかなんていうことになりかねない状態、今ぎりぎりの状態だと思いますので、ぜひ調査をして、早急に皆さんが使える、使いやすい、使いたい公園に変えていただけたらと思います。

それで、湿性植物園って知っていると若い方に五、六人ちょっと聞いてみたんですが、ちっちゃい子供をお持ちのお母さんに聞いたんですが、1人の方は、「ああ、草ぼうぼうの公園ね」と言われて、それからあとの方は、「どこにあるの、それ」って言われました。周知のほうもしっかりしていただけたらなと思います。説明するには、カントリーパークの下よと言ってもまだ分からず、パンとケーキを売っておられるあの有名なお店があるじゃない、あの下よと言ったら分かりました。何か工夫をして、その湿性植物園みんなで利用していただけるように工夫をしていただけたらなと思います。

津和野町内は、その子育てファミリーが利用できる公園が少ないということをよく聞きますので、そのひとつとして整備を早く、早急に整備をしていただきたいです。

で、災害のところでもお話が出たんですが、雨の量がかなり以前と変わってきているということで、そのカントリーパークから出てくる水がかなり、雨が降ったときにカントリーパークを集めた水が下のほうに出てきているということで、周辺の住民の方から写真を見せていただきました。そうしたら、駐車場に入る道がまるで川のようになっていて、あれ膝上まで水がありましたよっていうことでした。

それから、JRのほうに踏切があるんですが、そのところに土砂がどっと流れたということで、本当避難しようにももう避難できなかったということをおられたので、その公共の施設、町がつくっている施設から流れる水で、その町民に驚異を与えているというところも、早急に改善をしていただきたいんですが、そのところはいかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 今議員御指摘がございましたとおり、先ほどの町道の側溝の件とか、公園も町管理の施設でございますので、そういったところにつきましては、改善できるところには今後改善の対応、検討をしてみたいと思っております。

それで、今湿性植物園につきましても、議員お話の中で、溜めます等の設置等をして、水の流れを緩和する措置等を行っているところでございますが、それにつきましても抜

本的な対策になっていない部分も否めませんので、その部分につきましては、今後またいろいろな方法をちょっと模索していきたいと考えておりますので、御理解頂きたいと思います。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 町長にお聞きしたいんですが、やっぱり既存の公園を整備していくのに、その何か使える補助金とかたしかないらしいですね。造るときは、そのお金いろいろあるけど、それを維持していくためのお金っていうのは、なかなかないということで、その湿性植物園がなかなか大金をかけられないという状態だっているという感覚を私は持っていたんですが、この先どのようにされていこうかなと思っておられるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） この湿性植物園ということに限らず、この町内への公園の整備というのは、先ほど議員からも少し御指摘がありましたけれども、私もかなり以前から子ども議会というのをやってまいりまして、最近ではやっておりませんが、議会の皆さんと子ども達が直接関わりながらの、そういうこともやっておられて、その報告も受けてきた中で、やはり毎年のように出てくるのが、町内にやはり公園のようなものがあって、大人と子供が一緒に集える場というのが欲しいというのが、もう本当にいろいろな要望を頂いていますけども、子ども達からも、でもそこに毎年のように上がってくるということで、ぜひ子ども議会もやってきた経過の中で、何か一つはやはり、——何か一つというよりも、そういう公園というような部分については、実現をしていきたいという強い思いは持っております。

そういう中で、津和野地域に一つ、日原地域に一つというぐらいの公園が整備できないかなという思いであるわけでありますが、なかなかやはり1から造るといことになると多額の費用がかかりますので、やはり既存のそういう公園をよりまた魅力的なものにしていくという考え方にもなってくると思います。

そういう面で、このカントリーパークであり、湿性植物園というところは、一つの日原地区の候補にもなるんだろうなというふうに思いますから、また今後はそういう魅力的な公園に生まれ変わらせていくという観点からも、また先ほど議員が御指摘頂いたように、どこにあるのかも分かれていないというような状況が増えてきているということですから、どういう公園にしたら遊び勝手がいいのかとか、そういうのをまた子供さんたちや親御さんたち、そういうことを交えながら、いろいろお話も聞いて、その上でこの湿性植物園というようなことも、より使っていただけるようなものにしていきたいというふうに思っております。

ただ、財源については、なかなか今私にちょっと具体的な、こういう有利な財源があるというのが頭にはございません。またこれはいろいろな面でアンテナも張りめぐらせな

がら、こういう財源がここの部分には、この公園には使えていけないんじゃないかということも、これは私の課題としても、またしっかり勉強していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 町長が言われたとおり、その町民の皆さんとの意見を聞いて、どうしていくかというのが一番大事なことだなと思います。勝手にこんなんがいいよって行って造って、こんなところじゃ心安らかにして読書をしようと思ったけど、こんなところじゃ無理だとかいう話がもし出るような公園になったらもったいないので、ぜひ早急にいろいろと意見交換をされて、取り組んでいただけたらなと思います。

本当もうちょっと今待ったなしで、これ以上放っておくとやっぱり公園を潰すかみたいな話が、出てきかねないような気が私はしています。ぜひよろしくお願いします。

では、私の質問をこれで終わらせていただきます。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、9番、寺戸昌子君の質問を終わり、ここで11時5分まで休憩といたします。

午前10時59分休憩

.....
午前11時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、質問を続けます。

発言順序8、1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 1番、草田吉丸でございます。それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いをいたします。今回、3点ほど一般質問を通告しております。

まず1点目でございますが、津和野町総合振興計画における後期基本計画についてであります。

本町におけるまちづくりの長期ビジョンであり、本町において最上位の計画として位置づけられている第2次津和野町総合振興計画における前期基本計画の計画期間が終了することから、令和8年までの5年間の後期基本計画を本年度策定することになっております。

急激な社会情勢、経済情勢の変化により計画を見直す時期に来ているというふうに考えます。

特に2019年（平成31年）に発生しました新型コロナウイルスは世界中に広がり、いまだ感染拡大状況にあります。今後はコロナウイルスにどのように対応していくかが喫緊の最重要課題であると思います。住民の命を守るための感染予防対策をはじめ、感染症の拡大防止こそが最大の経済対策であると同時に、雇用を守る、中小企業を倒産させないなどの対策が必要であります。

併せて、テレワーク、在宅勤務、オンライン会議、オンライン診療、オンライン授業など、新たなライフスタイルを模索していかなければなりません。そのための各種対策を、国、県と連携して行う必要があります。

また、気象状況の変化により、全国的にかつてない豪雨災害が頻発しています。新たな防災対策の取り組みも急がれます。

これらのことが大きな変化として挙げられるというふうに思います。そこで、次の点についてお聞きをいたします。

一つとして、後期基本計画の策定方法の経過について、二つ目として、町民参加のパブリックコメント等について、三つ目として、後期基本計画における基本理念、構想、見直しの主な点、四つ目といたしまして、進行管理の取組（PDCE）、そして、概算版の作成、これらについてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町総合振興計画における後期基本計画についてでございます。

まず、策定方法と経過についてであります。昨年12月末に各課より委員を招集し策定委員会を立ち上げ、これまでに計6回会議を開催し、前期計画の評価や施策の見直しを行っております。また、津和野町総合振興計画等審議会条例に基づき町内の様々な分野の方にお声がけをさせていただき、15名の方に審議員を委嘱しております。これまでに計2回審議会を開催しております。

具体的な策定方法であります。平成28年度に策定しました第2次津和野町総合振興計画前期基本計画に定められた枠をベースに、それぞれに掲げられた基本目標の中身を検討するところから作業を開始し、審議会委員の皆様御意見を反映させる形で役場の各課の事務事業に落とし込むといった策定作業であります。

順調に作業が進みますと、第2次後期総合振興計画（案）並びに過疎地域持続的発展計画（案）を12月議会に上程させていただく予定でございます。

二つ目の町民参加のパブリック等についてであります。策定方法と経過の中でも述べさせていただきましたが、津和野町総合振興計画等審議会条例に基づき町内の様々な分野の方にお声がけをさせていただき、15名の方に審議員を委嘱しており、審議会において審議委員の皆様より活発な議論、御意見をいただいております。

御質問のパブリックコメントについては、今後検討してまいりたいと思います。

審議会は今後も11月末まで行われ、計6回の審議会を予定しております。引き続き審議委員の皆様御意見を反映させながら作業に取り組んでまいりたいと考えております。

三つ目の御質問であります。第2次総合振興計画については平成28年度に策定され、基本構想は平成29年度から令和8年度の10年間、基本計画は10年間を前期と後期

に分け、前期基本計画令和3年度、後期基本計画令和8年度を目標年度とする5年間として計画が構成されております。

このことを基本とし、基本計画の身を見直すことで進めておりましたが、議員の御質問と同様に審議会においても委員の皆様から、新型コロナウイルスやSDGsなどによる急激な社会情勢、経済情勢の変化により、基本構想を含めて見直すべきとの貴重な御意見をいただいております。基本構想の骨格は維持することといたしますが、基本目標ごとに記載されている文章表現について時代に即応した形で見直すことにしたいと考えております。

四つ目の御質問であります。進行管理につきましては、総合振興計画に係る各施策及び事務事業についての評価を毎年度実施し、進捗管理を行うとともに、事務事業の見直しも踏まえた検討を行い、基本構想実現につながる取り組みとなるよう管理してまいります。

概要版の作成については、総合振興計画を町民の皆様により身近なものとして感じていただくため、全戸に配布し、周知する予定としております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それでは、少し再質問をさせていただきます。

策定委員会等を開催されて、6回ほど開催されたということでございます。これは庁舎内の会議であろうと思いますが、15名の審査員を委嘱して2回の会議を開催されているようでございますが、この審議会の15名の委員のメンバー、これはどのような方であるのか、まずその辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 審議会のメンバーについての御質問でございますが、15名のうち、大体農林業の方、それから、商工業、観光業、それから、保健福祉医療関係者の方、教育関係者の方で15名で構成しております。

男女比は、15人のうち男性が8名、女性が7名ということでございます。その中には、子育て支援関係の方、それから、Uターンしていらっしゃる方、あと、Iターンしていらっしゃる方、いろいろと多様な意見を取り入れたいという観点から、そういった15名の方に参加をいただいております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） いろんな分野の方から出ていただいております。特に子育て中の方とか、Uターン、Iターン者の方、こういったところの方は、特にIターンの方等は町外に住んでおられて津和野町に来て、いろいろと外から見て、津和野町を見ておられる。こういった人の意見というのはぜひ取り入れていかれたらいいんじゃないかというふうに思っております。

策定方法であります。これは総合振興計画ですが、平成29年の6月に作成されております。この中に、基本計画で現状、そして、目標ということで数値的にも書かれて

おります。目標は平成33年度ということで令和3年度まで、この中でいろいろ数値的なもんが書かれておりますが、これについて、いろいろと達成がどういう状況であったか、そういったことをそれぞれ検討されて、また、今後5年間の目標値とか、そういったものを作っていくというような作業を今されているということによろしいですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 大体そういう作業が主になっております。

ただ、今回の総合振興計画前期計画を見てみますと、今、議員が言われたような課題から現状、目標といったところが、一律的にひもづけられていない部分もございますので、そうしたところは訂正していきながら作業を進めております。

また、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、今回は基本構想の部分の中の期日についても、本来ですと、全体の10年の後期計画でありますので、そういう基本構想事態は見直さないという原則もあるわけですが、最初の議員の御質問にあったとおり、時代のいろいろな変化に即して、審議員の皆様、それから、策定委員のメンバーの皆さんも、そうしたところから見直すべきじゃなかろうかということで、そういう見直しからも作業に入っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 順調にいけば12月議会に上程される予定ということでありました。

そこで、回答の中に、過疎地域持続的発展計画（案）、これも並行して12月議会に上程されるという回答でありましたが、この過疎地域持続的発展計画、これについて少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） これは、従来からの過疎計画と俗に読んでおるものです。あれが、これは議員立法の計画でございますが、いわゆる過疎債等の記載を起す場合に必要計画となってまいります。この更新時期がちょうど今年度、今回の総合振興計画の後期分の改定年度と重なりましたものですから、今回の過疎計画と町の総合振興計画にしっかり整合性を持たせて、その中で、過疎計画もしっかり練り上げていくということの作業をしております。

なので、今年度の過疎債等の記載の借り入れの状況も関係してまいりますので、その関係もあつて、12月議会に上程したいということでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 次に、私、パブリックコメントがどうかということで質問をしましたが、これは必ずやってほしいという意味でもなかったんですけど、こういった大変な資料を公表して、町民の皆さんからいろんな意見を求めるということも大変かというふうにも思っているんです。総合振興計画自体が、いろんな今までの住

民アンケート、あるいはそういったものを見ながら作られたものであるので、当然、住民の意見が反映されている、そういう計画だというふうに思います。

今、審議会の中で15名の方が非常に積極的に議論をされているということは回答にありましたので、こういう方からしっかり意見をいただいたら、それで作られるということもいいんじゃないかと思いますが、今、担当課長のほうでパブリックコメントをするとすれば、どういう方法を、方法について何か考えておられることがあるかどうか。もしありましたらですけど。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） パブリックコメントの方法については、議員おっしゃるように、正直12月議会の上程までのスケジュールを考えますと、実施が非常に難しいというふうに考えているのが実体のところでございます。

ただ、やる方法があるとなれば、案が出来上がった段階で町のホームページ等載せて、それでいろいろ住民の方々の御意見を賜るといような形が一番具体性というか現実性があるかというふうに感じております。

ただ、町長の答弁のございましたが、審議会の15人のメンバーの方々から非常に活発な御意見、それから、御提言をいただいております。議員の御質問にありました新型コロナ関連ですとか、それから、SDGsとか、そうした今の時代に即したキーワードもたくさんいただいております。そうしたことをこの意見に反映させながら、最終的にはそういう審議会のメンバーの皆さんの審議もしっかり経た上で策定してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 基本理念あるいは基本構想を10年間で立てられてきたわけですが、本来なら、基本計画部分の見直しはしないということであったと思いますが、いろんな社会情勢の中で、そういった部分も含めて見直しをされるということでもありますので、ぜひそういった時代に即応した見直しを進めていただきたい、そういうふうに思います。

それから、進行管理の関係であります、PDCA、大変英語で分かりにくいかと思いますが、計画、事業実施、点検、見直し・改善、これを繰り返すことで目標達成に近づけていくものであると思います。大変重要なことだというふうに思いますが、これについても、しっかりと取り組んでいかれるという回答でありますので、そのようにお願いしたいと思いますけれども、この総合振興計画の中に、実施経過の進行管理の考え方とか、そういったものまで載せておられる町村もあるようなんです。だから、できればこの中に、どういう形で進行管理をしていくとかいうもんも、ひとつ文章として載せておいていただければいいんじゃないかという、これはひとつ要望としてお願いをしておきたいというふうに思います。

あと、概要版についても非常に分かりやすい概要版を全戸配布とか、そういったことでこの総合振興計画を町民の皆さんに徹底していただける、そういう取り組みもよろしくをお願いをしたいと思います。

12月議会に上程の予定ということでありますので、ぜひ、時代に即応した津和野町総合振興計画が策定されることを期待をしております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2番目ではありますが、コロナウイルス感染症対策であります。

緊急事態宣言が21都道府県に発令され、感染拡大が止まらない状況であります。津和野町においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業において、20項目の事業に取り組んでいます。

そこで、下記の事項についてお聞きをいたします。

まず、ワクチン接種の状況について、次に、町内の経済状況、各事業所の休業あるいは閉店等の状況、業績悪化緩和運転資金補助事業の活用の実態。

病床使用率は、島根県西部73.4%と逼迫している、こういう報道があり大変驚いております。また、島根県は軽症か無症状で日常生活を送れる患者に限り、宿泊施設や自宅での療養に切り替える方針を示しました。このことについて、まず、行政としてのこれらの現状をどのように受け止めているか、また、津和野共存病院のコロナ感染症に対応する体制や役割についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、コロナウイルス感染症対策についてお答えをさせていただきます。

まず、令和3年8月27日現在の本町における新型コロナウイルスワクチン接種状況については、1回目接種率89.2%、2回目接種率87.7%となっております。65歳以上の対象者では、1回目接種率95.8%、2回目接種率94.9%、64歳以下の対象者では、1回目接種率81.4%、2回目接種率79.3%となっております。

次の御質問でございます町内の経済状況について、商工会や観光協会等を通じ状況を把握した結果、昨今、新たに猛威を振るっておりますデルタ株による感染者の急増などを受けて、本町の経済は深刻な状況が継続しており、国の新たな経済対策の交付金も予定されている中で、本町でも9月以降に新規の支援策の必要性を認識しているところで

す。しかしながら、こうした状況下にもかかわらず、商工会や観光協会等を通じて情報収集を行った結果では、主な原因がコロナの影響による町内における新規の事業者の休業、閉店等は発生しておりません。今後、国の貸付金の償還等の開始も見込まれていることから、町といたしましては、関係機関等とも連携しながら状況を注視してまいりたいと考えております。

次の御質問であります。業績悪化緩和運転資金補助事業の活用状況については、8月27日現在で、5月受付分10件144万2,000円、6月申請分32件382万3,000円、7月申請分22件313万9,000円、8月申請分18件225万2,000円となっております。給付金につきましては9月期までで1事業者が最大で3回申請できることとなっていることから、今後、業績の状況を見られた上での申請も発生してくるものと見込んでおります。

町では、この給付金に対する事業者の皆様の高い御要望がことから、この制度の継続について、3団体の長、事務局会議での意見等も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次の御質問であります。県内では8月以降に感染が急拡大し、20から30人を超える日が続いており、8月末現在の累計感染者数は1,367人となっております。8月に入り、県内で629人、益田圏域内でも73人の新規感染者が確認され、県の確保即応病床使用率は265床に対し50.9%と医療逼迫度が明らかとなっております。

県では、このような状況を踏まえ、症状のない方や軽症の方も含め、感染患者全員を入院させるというこれまでの方針から、入院は中等症以上の方や軽症者でも重症化リスクのある方を優先して入院してもらうこととし、症状が軽快に向かっている患者を自宅での療養に切り替える運用を始めると表明されました。

町としましても、発生者数の増加、高い病床使用率など圏域の医療が崩壊することを危惧しているところであります。自宅療養を開始する県の方針に従い益田保健所と情報共有する中で、自宅療養者に対する支援を求められた場合には、生活支援として自宅療養者の方の生活相談等への対応を行えるよう準備を進めております。

最後の御質問であります。津和野共存病院では、町内で新型コロナウイルス感染症の方が自宅療養者となった場合のサポート医療機関として益田赤十字病院と連携する中で、健康観察や24時間での療養に関する相談受付などの対応を行う体制準備を進めております。

また、宿泊療養施設への職員派遣等の要請があれば、その要請に応えるよう派遣職員の研修などの準備を進めておられます。併せて、津和野共存病院としてコロナ対応病床を確保するためには、他の患者と動線を分け、かつ対応する看護師を確保することが必須であり、苦慮されていると伺っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 少し再質問をいたします。

接種率について回答をいただきましたが、1回目の接種率が89.2%、2回目の接種率が87.7%ということになっております。これについて、今日の新聞報道の中に、このワクチン接種の状況が出ておりました。新聞の調査時期と若干違うんで、数値が少し違った部分もありますが、県内で言いますと、やはり津和野町、そして、飯南町、こういったところが非常に高い接種率でやっておられます。県全体で見ますと、1回

目の接種率が60.1%、2回目の接種率が50.2%ということですので、全国になりますともっとこれが下がってくる、そういう状況であるように報道がされております。そういったことを見ても、非常に津和野町は頑張っていて、私はこういったコロナワクチン接種を実施されてきたというふうに思っておりますが、非常に関係者の努力の賜物であるというふうに思います。

そこで、津和野町については、ワクチン接種は一応終了したというふうに思いますが、まだ接種されていない方がおられるわけですが、この方が今後接種したいという場合にどういった方法になるのか、確認のためにまずお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 本町のワクチン接種につきましては、津和野共存病院の三輪院長先生と3月の段階から毎週のように協議をしてきて、全面的な御協力をいただいたこと、また、併せて個別接種のほうで、和崎医院の和崎先生のほうが、またこれが絶大なる御協力をいただきながら、毎日20人程度、注射していただきながらやっていただいたこと等で、本当に全てのいろんな医療機関との御協力もあつたがために、こうやって高い接種率が保てたかと思っているところであります。

今、議員おっしゃられましたが、新聞報道については、毎週火曜日、今日はちょうど火曜日ですので、月曜日の段階で各市町村が山陰中央新報のほうへデータを送りまして数字を出しておるということで、1週間たちましたので、本町のほうも数字が変わっているということでもあります。

そういう中で、そうは言いましても、町全体で見ますと、まだ90%弱というところになっております。あと10%の方がまだ未接種ということで、この方々につきましては、先般の8月の嘱託員の配布文書の中にチラシを入れさせてもらいましたが、今後は9月以降、益田市のほうの集団接種会場にて津和野町の住民の方は接種ができるということで、今、約束をさせていただいております。全体で9月のうちに9回ほど1回目の接種日がありますので、そちらのほうへ御案内をするという格好になっております。

その申請の仕方につきましては、直接益田市ではなくて、本町の健康福祉課のほうへ、もしくは日原側の本庁舎の総合窓口のほうへ申し込みをいただいたら、私どものほうから益田市のほうへ予約を取るということになっております。お問い合わせにつきましては、健康福祉課のほうへお願いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 分かりました。

それで、今、ファイザー製のワクチンの接種をしているわけですが、2回接種後、効果がどれくらい持続するのか、これはなかなか分かりにくいと思いますが、それも含めて、3回目の接種という話も出ておりますが、これらについて、今、担当課のほうではその辺についてどのような情報とかを把握されているのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 2回接種をされた方についての効果率というのは、いろんな報道がされております。90%ぐらいのことがないとか、いろんな数字が出ておるところであります。その辺は私どもは専門家ではありませんので、報道のほうで確認をいただいたほうがいいかと思うんですが、3回目のブースター接種、追加接種につきましては、今、また担当大臣等がいろんな発言、時期等も明示しておったりするところではあります。これは市町村が単独でできるものではありませんので、国のほうが、今、主導で行っておるところであります。私ども、津和野町につきましては、津和野町にはまだ国もしくは島根県から3回目の接種についての通知、情報、全く何も来ていないところあります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それともう一つ、このファイザー製のワクチン、12歳以下については接種できないというようなことになっております。やっぱり小学生以下の子供達が大変気になるわけですが、これについては、国の方針等については何か出ているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） このことについても、国もしくはファイザー社からの通知になり、例えば12歳以下打ってもいいとか、そういう話は全く来ておりません。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それから、これも今日の新聞でございますけども、島根県が補正予算を発表しております。新型コロナ対策に150億円を計上して、その中で、市町村によるワクチン接種を支援するための予算額が14億5,000万円増額したということでありますが、これのないようについては把握されておられますか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まだ詳細については分かっておりませんが、国のほうのワクチン接種の補助金のほうの上限額が少し高くなったということで、私ども津和野町としても、補助金の申請の交付額、変更申請をしたところあります。恐らく県に対する補助金についても上限額が変わって、少し多くなっているのではないかと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それから、もう一つだけお聞きしたいんですけど、県内で20代以下の感染が非常に目立っているということですが、夏休みも済んで、やっぱりいろんな子ども達が活動をする時期になってきております。そういった場所でまた感染が拡大する可能性も非常に心配するわけですが、学校関係で言えば、これらについてどのような対応を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 高校生あたりの対応ということですか。（「学校です。中学校も含めて」と呼ぶ者あり）

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 小中学校につきましては、町のコロナ対策の方針に従って粛々として行っております。通常の消毒、予防行動とか。ただ、夏の間は熱中症が怖いということで、運動等のときにはマスクなどはせずに運動はするというようなことは気を付けておりますけれども、通常の予防行動を行っているというところであります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 分かりました。今後どうなるか非常に分かりにくい、とにかく収束に近づいてほしい、そういうふうに思うわけですが、できる対応については、しっかりとした対応をお願いをしたいと思います。

次に、業績悪化緩和運転資金補助事業の活用実態であります。回答のとおり、8月期までの合計を計算しますと、1,000万円強の活用状態であるというふうに思いますが、予算については4,000万円が計上されているというふうに思いますが、9月分がまだのようではありますが、少し余裕があるのかというふうに思いますが、これについて、継続について今後検討されるということなんですけど、ぜひこれは引き続いて継続してほしいというふうに思いますが、それと併せて、この運転資金の算出方法なんですけども、これは農業関係もこういった対策をされておりますけど、前年度分との比較ということで計算をしておられると思うんです。前年度分ということになるとどうなんですか。コロナが、今は3年ですから、2年というのはもうコロナが始まっております。そこでの比較の補助ということですか。その辺、コロナが発生しない通常のとくと現在との比較、そこに対して支援をしてということでない、非常に効果が少ないというふうに思うんですが、その辺について、少しお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） まず、議員御質問の業績悪化緩和運転資金補助事業でございますが、今年度におきましては、4月から9月までで合計3回の申請ができるというふうな制度設計を行っているところでございます。現在、その4,000万円の予算に対して1,000万円ということが実績として上がっております。これについては、まだ9月が終わっていないということでございます。10月期になったときに、今まで3回、まだ申請をされていない事業者の方もしくは個人で事業をされている方が様子を見ているというのが実態かというふうに思っています。6か月のうち3か月が申請できることになっていますので、その一番悪い3か月について様子を見ながら、それでも資金が早めにいるという事業者については申請はされているのかというふうに思いますが、皆さん、様子を見ているというふうな分析をしているところでございます。

それと、もう一つ、積算の比較ということでございます。

今年度については、前年度と比較ということではございませんで、前々年度のコロナの影響がある前と同月を比較して、売上額の減少が30%もしくは20%、段階に応じて減少した事業者の方に、この補助金を段階的に交付しているという状況でございます。以上です。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 分かりました。まさにコロナと言えば、私は災害と同じような状況であるというふうに思います。豪雨災害の場合だったら、人命さえ失わなければ災害復旧工事で立ち上げることができます。しかし、こういったコロナの中で事業所が廃業になったり、あるいは閉店、そういったことが発生すれば、この高齢者社会の中で二度と立ち上がる、そういったことは困難であろうというふうに思います。そうしたことが起きますと、そこで働いておられる方は失業する、そういったことにも追い込まれてしまいます。何としても、私は生き残ってほしい、そのためには、行政の支援は必要であります。町もこれまで多くの対策を取り組んでこられました。今後も国からのコロナ対策臨時交付金、ぜひ全額使用をしていただき、以前も申しましたけども、これについて不足する部分があるなら、やはり緊急時のために積み立てております基金の取り崩し等も視野に入れて、何としてもこの危機を乗り越えていただきたい、というふうに思います。

これについて、町長、何かございましたら。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） このコロナウイルスの影響、経済関係にも非常に長期化して影響が及んでいるということでありまして、町内事業主の皆さんの御心情を察するに、本当に厳しいものがあるというふうに思っております。

やはり、町もこれまで経済対策を数多くやってまいりました。国から臨時交付金をいただけているということで、それをうまく活用させていただいているという側面もあるわけでございます。今後につきましても、経済対策が必要だという観点でございまして、ちょうど8月の後半でございました。今、島根県町村会長を仰せつかっているということで、島根県町村会として県知事のほうに経済対策がまだまだ必要だということで、市町村に対する臨時交付金をさらに拡充していただけるように知事からも国のほうにしっかり働きかけをしてほしい、そういうお願いをしてきたところであります。

また、同じく町村会で、9月1日と2日に国に要望する予定でございましたが、しかし、緊急事態宣言が延長されたということで、今回は残念ながら見送ったという背景がございますが、できるだけ早いところで、国のほうにも直接島根県町村会として経済対策のための臨時交付金ということを拡充していただくように強く働きかけをしていきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

ただ、議員からも御指摘いただいたように、交付金が仮に足りなくても、町としてしっかり一般財源を投じてでも町内事業者を支援していくべきだという御意見、重々承知

しているつもりでございます。前の一般質問でもお答えをさせていただいたかと思いますが、この業績悪化緩和という給付金の事業というのは、今、全国どこの市町村でも、大半の市町村がやっておりますけれども、津和野町が全国に先駆けてやったという事業だというふうに思っております。

当時は、国の臨時交付金という制度そのものも、このコロナ関連であります、なかった当時でありまして、津和野町として町内事業者のために始めた、町の財源を使ってでもやろうということで始まった事業でもございます。そういう中で、その後、臨時交付金も出て、町の財政的にもありがたいということになるわけでありまして、今後はさらに臨時交付金が足りないという状況になりましても、町内の事業者の皆さんの状況というものをしっかり把握をさせていただいて、町のほうで財源を投じてでも経済対策を続けていきたいというのが私の思いでございます。

ただ、これについても議会の皆様の御理解もいただかなければ、御承認いただかなければ実行ができないわけでありまして、また、そのときにはよろしくお願いを申し上げたいと、そのように思っているところでありますが、まずは国からの臨時交付金の確保ということに、私としても全力を挙げていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 分かりました。この関係でもう少し、県が症状のない方や軽症の方も含めて感染者全員を入院させる方針から自宅療養に切り替える運用を始めたわけですが、本当に自宅療養をできるのかということを見てすぐ思ったんですが、高齢者の独り暮らし、あるいは高齢者の夫婦の世帯、こういう人が大変多い津和野町であります。こういったところは自宅療養を本当にできるのか、1人の場合は大変な不安です。そして、夫婦の方でも、1人が感染症になられた場合、もう1人の方が面倒を見るということになろうと思っておりますが、風呂が2つあるわけでもない、トイレが2つあるわけでもないです。共有して使っているもんですから、1人の高齢者の方が全部消毒をしないとやらない。そういった状況で、とてもじゃないけど自宅療養というのは私は難しいと、そういうふうに思いますが、担当課長、どういうふうに思われますか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 基本的な自宅療養の判断基準でございますけども、65歳以上の方とか、呼吸器疾患を有する方、また、基礎疾患を有する方、妊婦の方、あと、症状について、あくまでも重症化、また中等症化が見込まれる方につきましては、基本的には入院という形になっておりますので、そのようなことは起こらないと思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） そういう対応なら少し安心をいたしました。

それでは、この質問については終わらせていただきます。

次に、獣被害対策でございますが、少子高齢化の進む農山村地帯における獣被害は深刻な状況であります。里山の草刈り等ができなくなり、イノシシなどの隠れ場所が増えるなどの環境悪化により、獣被害が増加傾向であります。

そこで、次の点についてお聞きをいたします。

1点目、今年度の獣被害の状況、2点目、町の取り組んでいる獣被害対策、3点目、狩猟免許取得者数、4点目、狩猟免許取得者の減少や高齢化により捕獲に従事する狩猟者の負担は増加している。平成24年度策定された狩猟免許を有しない従事者制度について、町としての考えは。これについてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、獣被害対策についてお答えをさせていただきます。

まず、今年の鳥獣被害状況につきましては、昨年度の同時期と比較し報告数に関しましては若干減少しているものの、依然としてあとを絶たない状況であります。

一方、鳥獣の捕獲頭数につきましても、8月末現在でイノシシほか183頭であり、昨年と比較し減少している状況でございます。

ツキノワグマの状況でございますが、8月末現在で目撃数39件と、昨年と比較し大幅に減少しており、捕獲数につきましては2件と、これも大幅に減少している状況でございます。

今年度は、これまでも住民の皆様から有害鳥獣の被害防止施設設備についてのお問い合わせ件数等が昨年と比較し大幅に増加している状況や、町内各地での猿やイノシシ被害、また、ツキノワグマによる養蜂被害も相変わらず発生していることを考えますと、現在、被害状況は若干減少しているとは言いつつ、今後も引き続き獣被害は町内各地で多数発生するものと警戒しております。

次の御質問でございますが、獣対策として、現在、町としましては防除と捕獲の両面の支援に取り組んでおります。

防除に関しましては、ワイヤーメッシュ柵や電気柵等の防護柵及び猿用囲いワナの資材費を一部補助する有害鳥獣被害防止施設整備事業を実施しております。

一方、捕獲に関しましては、町内の狩猟クラブに所属されておられる方々を、津和野町鳥獣被害対策実施隊として委嘱し、鳥獣の捕獲許可をさせていただき、対策に取り組んでいるところです。捕獲された対象鳥獣につきましては、捕獲奨励補助金をお支払いさせていただき、併せて新たな実施隊員の確保や銃猟免許の取得を促進するため、狩猟免許取得に係る経費及び銃の所持許可の方針に係る経費の補助も行っているところでございます。

次の御質問でございますが、8月末現在の町の狩猟免許取得者（実施隊員）は現在114名おられます。年齢別で申し上げますと、30歳代が8名、40歳代が9名、50歳代が9名、60歳代が22名、70歳以上が66名となっております。また、狩猟免

許の種類別で申しますと、第1種銃猟免許（装薬銃）のみお持ちの方が7名、第1種銃猟免許及びワナ狩猟免許をお持ちの方が28名、第2種銃猟免許（空気銃）及びワナ狩猟免許をお持ちの方が2名、ワナ狩猟免許のみお持ちの方が77名となっております。

最後の御質問であります。現在、有害鳥獣捕獲における狩猟につきましては、免許所有者のみ捕獲の許可をさせていただき、狩猟免許を有しない従事者制度であります。従事者容認事業については、今のところ活用を考えておりません。

従事者容認事業とは、一定条件を満たした場合、狩猟免許所持者で構成します捕獲従事者の中に網・ワナ狩猟免許を所持していないものを含むことができる制度で、この場合、狩猟免許を所持していない者は、免許所持者の補助者として餌まきやワナの見回りが実施でき、檻の設置などの補助を実施することができる制度です。

こうした鳥獣捕獲に係る作業は特殊な作業が多く、狩猟の豊富な経験と知識が特に必要とされると同時に、大変な危険が伴うことも多々あります。近年、当町でもワナの設置数も増えてきていることから、錯誤捕獲の防止、さらには、補助員の方の安全性などを考えますと、町としましては、補助員ではなく狩猟免許の取得を引き続き推進し、確保に努めていきたいと考えております。

しかしながら、狩猟に従事される免許の取得者も今後人口減少や高齢化等が原因で減少していくことも考えられます。併せて、獣被害の著しい現象も考えにくいことから、従事者容認事業についても、今後は検討する必要があることも予想されるところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） この獣被害対策は、今、本当に農家にとっては大変深刻な状況であります。今年についての被害も若干減っているというような回答でもあったかと思いますが、クマについては、毎年、山の状況によって目撃が違ってきますけども、減少はしているとはいえ、昨年度については人身事故等、そういったことも発生しておりますので、ぜひ山に入るときは十分お気を付けていただきたい、そういうふうに思います。

特に最近、私が感じるのは、イノシシももちろん大変な状況ではありますけども、猿が何と増えて困っております。今まで来なかったところへ猿がどんどん来て、畑のものを持って逃げるといった状況が随分あります。それも団体で来ているんなものを持ていきますが、今、猿対策とすれば、地元とすれば、花火がありますのでこれを打っております。3連発がありますのでそれを打って、来たら追っ払うんですが、この花火、割と大きい音がして、最初、私らもたまげとったんですが、猿もたまげておりました。それで、すぐに逃げよったんですが、これが何回もやると猿が慣れてくるんです。打ったら一時は逃げる。また出てくるんです。そういうことで、畑は荒らす、極端に言えば、最

近特に思うのは、山間の田んぼに入って稲を痛める。もう、その田はだめなんです。そういう猿被害が出ております。

私も、これ中山間地域研究センターがあるんで、猿対策を何とかいい方法はありませんかって聞いたんです。そしたら、花火をとにかく打ちなさいと、打って逃がしなさいと。そうすると隣の集落に行ってしまうし、今度はそこがやるとまた帰ってくるとか、そういうことになっているんです。それで、研究センターの人に、一遍じゃもう花火もきかんようになりましたと言って、もし一遍できかんにゃ、追ってって2発目を打ちなさいって、そういう話もありましたが、とにかく猿対策が大変な状況であります。

そこで、時間がないんですが、狩猟免許を有しない従事者制度というのを、これは、いろんな人から箱ワナなんかについては、餌ぐらいちゅうちやいけません、餌等は狩猟免許を持っていない人でもやればいというような声がいろいろありまして、いろいろ調べてみたら、この従事者制度というのがありました。しかし、全国的に、これをどれくらい取り組んでいるか分かりませんが、これはひとつ町村等が法人化ということで立ち上げて、いろんな講習会等をやれば、回答にもありましたが、狩猟免許を持っていない人でもできるというふうなものであります。これもすぐとはならんかと思えますけども、猟友会の皆さんと、そういったこともまた協議をする機会を持っていただいて、ぜひ検討をしていただきたい。狩猟免許を取った人が高齢者になってきて、本当に少なくなっている。そういった面でいえば、ぜひこういったことを取り組むべきじゃないかというふうに思います。免許を取れば一番にいいんでしょうが、なかなか免許を取る、高齢者になると大変でありますので、検討をしていただきたい。

それともうひとつ、有害の関係であります。今、津和野町は鳥獣被害対策実施隊設置要綱ということでやっておられますが、この中で、銃による捕獲等を実施する隊員にあっては、過去3年間連続して狩猟者登録の実績を有しということになっています。狩猟免許を取っても、有害については3年たたとできないちゅうことなんですね。分かります。非常に銃というのは危険なもので、やっぱり安全のためにいろいろ修行をしない、経験を積みなさいということでこういうことになっていると思いますが、これは、町村の判断で若干変えることもできるんじゃないかと思うんです。ぜひ、これは少し私も問い合わせてみましたが、市町村によっては、1年だけ冬に狩猟の経験をしてもらって、その次のときの有害鳥獣からは打てるように、そういうことをやっておられる町村があるようなんです。これについては、ぜひ考えていただきたいです。

今、狩猟免許を取るのは、やっぱり狩猟をしたいという方もおられましようが、有害鳥獣を何とかしたい、そういうことで取られる方が多いんです。そういった人がすぐ対応できるようにしてほしいと思いますが、この辺について、担当課長、どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 先ほどの議員さんの御質問についてでございますが、津和野町の鳥獣対策をしていただいております津和野町鳥獣対策実施隊と、先ほど町長の

答弁にもございましたけども、その委嘱を受けるための一つの条件としまして、銃猟、銃のほうにつきましては、現在、使用者登録の実績を3年連続して有することを委嘱の条件の一つとしているところでございます。

町の基本的な考え方としましては、特に銃の猟につきましては、非常に危険性が高いといったところから、そういった登録を、要するに免許を取って直ちに鳥獣対策に携わっていただくということではなくて、やっぱり一定の経験等も必要であるというふうに考えておるところで、今の規則になっているところでございます。

しかしながら、先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、狩猟の取得者につきましては、人口減少とか、高齢化とかが原因で減少することも今後は考えられると思っておりますので、こういった条件の見直しも今後は検討する必要があるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ぜひこのことは検討していただきたいと思うんです。この検討をする場合に、必ず猟友会の皆さん、これの意見をしっかり聞いて対応していただきたい。よろしくお願いします。

それでは、以上もちまして私の一般質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、1番、草田吉丸君の質問を終わり、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後0時04分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて一般質問を続けます。発言順序9番、2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 議席番号2番、米澤宥文です。通告に従い質問を行います。

本日は、4項目の質問をいたします。

まず一つ目に、3月議会で採択された社会福祉法人つわの福祉会請願「洪水等による災害避難に即応できる避難収容施設の設置の提案」等の進捗状況について質問します。

このことにつきましては、昨日の一般質問で同僚議員が質問されておりますので、重複するところも多々あると思います。

特別養護老人ホームシルバーリーフ入所者、要介護3以上50人の棟続きのデイサービスセンターの方を併せて避難棟建設の請願であり、平成25年7月28日の山口・島根激甚災害発生以来、毎年全国で予想をはるかに上回る集中豪雨が発生しております。

近年では平成30年7月西日本豪雨、これには岡山県の倉敷市真備町での水没が大きい災害であります。

令和1年10月台風19号、これは全国で3万棟以上が全半壊しております。

そして、昨年の令和2年7月九州豪雨で熊本球磨川の氾濫、これにより球磨村の特別養護老人ホーム千寿園が浸水し、入所者55人のうち14人が2階への避難が間に合わず犠牲になられております。またこの球磨川氾濫により、人吉市もかなりの水没事故が出ております。

今年も西日本で広範囲の記録的豪雨が発生。長崎県では72時間、3日間ですね、818.5ミリを記録し、観測史上最大となっております。広島県では災害級の大雨をもたらす線状降水帯が発生し、非常に激しい雨を観測しております。また、島根県の江の川の氾濫、そして松江、隠岐でも洪水が発生しております。

このちょうど中間辺りに位置します益田、津和野地方は、幸いにも大きな被害は発生しておりません。このような線状降水帯に襲われれば、後田の堤防は瞬く間に越水し、悲惨な事態が起こることは明らかであります。

したがって、次の2点を質問いたします。

避難所の建設計画はいかがなっているのでしょうか。

2番目に、当面の避難所の設定はいかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 米澤君、引き続き。

○議員（2番 米澤 宥文君） 2番目ですが、津和野町防災ハザードマップの地滑り危険箇所とは。

津和野町防災ハザードマップ8番であります、8番、これなんです、大きい図面です。これが配布されております。

平成年間であると思いますが、20年以降であると思いますが、時期は明らかではありません。

マップには、畑迫公民館から小川公民館まで7か所の地滑り危険箇所の中に、指定避難所5か所、指定避難場所6か所が含まれております。

府県気象情報の島根県防災メール等の発表は、土砂災害・浸水害・河川の増水・竜巻・突風・落雷等であり、地すべりの発表や特別警報・警報・注意報は見たことはありません。

地すべり危険箇所内の人が豪雨や長雨のとき、避難となる指定避難所5か所、指定避難場所6か所が無用となり大変な事態となります。例としまして、鷲原八幡宮流鏝馬馬場一帯が危険箇所に指定されております。流鏝馬馬場は今から450年以上前の室町時代に構築されておりますが、被害にあった形跡や記録はありません。

地滑り危険箇所が記載はいたずらに危険箇所内の住民の不安をあおります。

今年8月18日出雲市の多伎町ですが、国道9号線で歩道の崩落、路面の変形、地すべりの報道等ありました。この付近は度々道路沿いの斜面が崩れるとの報道もあります。

このことについて、以下3点の質問をいたします。

1、地すべり危険箇所内の住民の避難等の対応は。

2、地すべり情報、特別警報・警報・注意報の発令はありますか。

3、500年または1,000年に一度あるかないかの地すべり危険箇所の記載は不要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

災害対応についてでございます。

まず、1つ目の御質問であります。避難所の建設はでございます。

令和3年3月定例会本会議において、浸水害等の避難収容施設設置に関する請願につきましては、3案の提出をもって請願採択されておりますが、このうち「津和野デイサービスセンターに隣接する職員駐車場について、1階は現状のとおり駐車場とし、2階に避難収容施設建設をお願いする。」との案が現時点で最も現実的ではないかとの認識を持っており、検討を行っているところであります。

一方で、多額の建設費用も想定されることから、補助事業等について県へ相談をかけているところであり、今後も当法人や地元自治会との協議を重ね、早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

次の、当面の避難所の設定についてでございますが、当法人が運営する「特別養護老人ホームシルバーリーフつわの」の設置場所からいたしますと、指定避難所「津和野町民センター」を利用させていただきたいと考えております。

次の御質問でございます。

地すべりが発生する要因としては、降雨や地震があります。地すべりはがけ崩れや土石流に比べ、土砂の移動スピードが遅いことが特徴です。国土交通省の情報による過年度の土砂災害発生の種類から見ても、地すべりの発生割合はがけ崩れや土石流に比べ、議員御指摘のとおり、少ないのが現状です。

一方で、地すべりは長時間の降雨により発生することが多いことから、長期間大雨が続き、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）など土砂災害に関する気象警報等が発表されている場合は、特に注意が必要と考えております。

地すべりが発生した場合は、広範囲の大きな被害を及ぼす可能性がありますので、避難行動につきましては、原則、立ち退き避難が必要になるものと考えております。

避難所につきましては、土砂災害警戒区域外の避難所、または土砂災害警戒区域内であっても、鉄筋コンクリート造等の極力強固な構造を備えた避難所の開設を前提としておりますが、安全な親戚・知人宅等への立ち退き避難なども避難行動の一つですので、避難指示等の避難情報が発令された場合は、周辺の状況に注意の上、早めに避難していただきたいと思いますと考えております。

次の御質問であります。大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、がけ崩れや土石流を主な対象とされており、地形や地層及び地下水の状況等により発生要因が複雑な地すべりは、直接の対象とはされておられません。

次の御質問であります。500年または1,000年に一度あるかないかの地すべり危険箇所の記載は不要ではという御質問でございますが、地すべりは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第2条に土砂災害の一つとして定義されており、同法第8条第3項に基づき防災ハザードマップを作成し、住民の皆様がに平時から土砂災害に関するリスク情報を提供することとしております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） では、シルバーリーフのことについて質問をいたします。

シルバーリーフ入所者、要介護3以上の50人を、10人乗りバスへの乗せ替え、また降ろす作業は、少ない職員での実施は大変な困難な作業であります。

近隣の要介護者の方の避難所利用も考慮し、水害で犠牲者を出し、町の大きな汚点また禍根を残さないよう、多額の財政の面のこともありますが、ぜひ多くの方の命に関わる避難所建設請願であります。

エレベーター設置、また非常電源設置の2階建て収容施設建設を前向きに早期に取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長、お答えになりますか。担当課長どっち。総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 昨日も同様の一般質問をいただいておりますけれども、先ほど町長が答弁をしておりますが、令和3年3月の定例会本会議で請願採択をされているものでございます。

そういった中で、先ほど町長の答弁の中に、1階は現状のとおり駐車場とし、2階にそういった施設を建設していきたいということで、請願採択の3案の中のうち2案であったと思っておりますけれども、そういったところが最も現実的な進め方ではないかということで答弁をさせていただいているところであります。

今後におきましては、やはり財政的な面もございますので、補助事業について県等に相談をかけていく中で、シルバーリーフつわの、あるいは地元自治会と協議を重ねていって、早急にそういった建設に向けて取組を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） このことが最後の確認で再度の確認であります。ぜひとも、待ったなしです、今の天候状況を見ますと。またこれから台風の季節に入ります。いつ線状降水帯が襲ってくるか分かりません。

平成25年の7月の豪雨のときも、もう少しで壊れるところであったと近所の皆さんとか、シルバーリーフの方も申されております。できるだけ早く取り組んでいただきたいと思います。

次の、指定の避難所は津和野町民センターのことでありますが、ここは浸水区域であります。車での搬送であれば、より安全な津和野小学校、またなごみの里等も視野に入れるべきではないでしょうか。

町民センターがもし浸水するとなると、2階に50人上がってもら、大変ものすごい、もちろん町の方も後田地区の方もかなり集まると思います。とても収容できるような施設ではないと思います。この件に関してはいかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今現状で指定避難所として指定している避難所、より一番近くに避難所につきましては、町民センターでありますということで、答弁のほうをさせていただいております。

災害におきましては、いろんな災害、いろんな状況があらうかと思えます。そういった状況を見ながら、どちらに避難をしていくかということは、当法人のほうで、そういった状況を見て判断をしていただけたらというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 先ほど申しました津和野小学校並びになごみの里につきましては、なごみの里は意外と現場に着きますと全部フラットです。ものすごく搬送しやすいと思えます。ただ、増水したときに橋を渡るのは反対なんです、早めの避難ならそのほうがよろしいのではないかと思っております。

3番目に、益田広域消防署、津和野日原分遣所の指導で、町職員や自治会、町内会などへの動けない人の搬送、移動体験を進めるべきではないでしょうか。

1人で搬送、2人で搬送、多人数搬送などを多くの人が体験していれば、体得しておけば、老人施設や地域でもしもの緊急時にいろいろな形で役に立つのではないかと思っております。この呼びかけについてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） このシルバーリーフつわの——福祉施設になりますけど——におきまして、毎年1回は最低そういった避難訓練をされているというふうに思えます。

そういった訓練の中で、当然、地元の自治会、今私そこにおりますけども、自治会の会員の皆さんも参加されて、そういった避難行動訓練をされております。その場に警察の方とか、議員おっしゃいますその分遣所の職員の方、そういった方も来ていただいた中で指導を今いただいているというふうに思っておりますので、こういった部分については引き続き、またこれは当法人のほうで考えることとさせていただきますけども、そういった取組のほうは引き続き行っていたらというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） もしも堤防越水という事態になれば、地元自治会、警察、消防、消防団、消防署、これはもう絶対当てになりません。とてもそこだけに関わっておられないし、自治会の方も自分の身が危ないので、いろんな行動をされて、とても手伝うことにはならないと思います。

そして、シルバーリーフの職員は全員集めても11人です。11人の、例えば者で、実質動けるのは8人ぐらいだと思いますが。これをバスに積み込んでまた降ろす、すごい作業です。ぜひこういうことを体験しておいてもらえればいいのではないかと思うことで、この質問をいたしました。

次に、地すべりについてであります。地すべりとは、地下水が粘土のような滑りやすい層に染み込んで、そこからゆっくり地面がすべり出すのが地すべりであるとあります。

地すべりの動きは普段は1日数ミリメートルとゆっくりだが、突然スピードを増すことがある。広範囲で家や田畑が壊されるとあります。

こんなときは注意しましょうとありますが、一つ目に、地面にひび割れができたとき。これは今年8月の出雲の国道で発生した写真にあるとおりであります。

2番目に、地面の一部が落ち込んだり、盛り上がったります。これも今年8月の出雲市の国道9号線で起きた地すべりです。

3番目に、池や沼の水嵩が急に変わった。これなんかはもう、池なんか、なんかちゅうちゅいけんけど、池がある家ちゅうのはもうほとんどないです、今は。あってもみな空池になっております。

井戸の水が濁った。今、井戸の水を使っている人はほとんどおりません。井戸が濁ったかどうかは分からないと思います。

さらに、防ぎ方として、降った雨が染み込まないうちに集めて流す水路を造る。

2番目に、染み込んだ地下水を取り除く井戸やトンネルを掘る。

3番目に、くいを地中深くまで打ち込んで地面を滑らなくするくい打ち工など、これらを併せて工事をする事となりますが、どれも私の考えでは現実離れしておると思います。実現不可能と思われる。

したがって、この地すべり危険箇所の記載は不要ではないかのこの質問に至ったわけです。

なお、今申し上げました、こんなときは注意しましょう、または防ぎ方としての問合せは、県土整備局河川下水部砂防海岸課に問い合わせる等の書面があります。

さらに、土砂災害防止対策推進に関する法律第2条の土砂災害の一つとして定義され、同法第8条第3項に基づき防災ハザードマップを作成し、住民の皆様が平時から土砂災害に関するリスク情報を提供することとなりますが、地すべり危険箇所については、情報の提供というのはなかなかできないのではないかなと思っております。

したがって、そろそろ津和野町単独で、先ほど言いました問合せ先の県土整備局河川下水部砂防海岸課に見直しを検討されてはいかがと思いますが、町自体でこれができるかどうか分かりませんが、そろそろ見直しの、井戸水が濁ったとか、沼の水嵩が急に変わったとか、なかなか難しいと思うんですが。

なかなか難しいと思いますが県とまた相談して、このようなちょっと見直しが必要ではないかと、染み込んだ地下水を取り除く井戸やトンネルを掘るなんぞ、とてもできるような状態ではないと思いますが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 地すべり危険区域の指定なり見直しというところでございますけども、今議員おっしゃいますように、指定につきましては県のほうで指定されますので、町のほうからそれを見直すとかというのはなかなか難しいというふうに思っております。

ただ、そういった地すべりの指定については、空中写真あるいは地形の判読によってブロックの抽出等を行った中で、県としては指定をしていっているというふうな状況でございますし、一度指定したからといって、ずっとそれをもう指定が継続されているということもないと、何回か見直しを行っているというふうな情報も聞いておるところでございますので。

町のほうから見直しをというのはなかなか難しいというふうに思いますので、県のそういった指定手続に沿って指定されるものであるというふうに御理解いただけたらというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宏文君） それでは、2番目の観光関連に入ります。

一つ目に、日本遺産認定再審査についてであります。

この質問も昨日の一般質問で同僚議員が質問されておりますので、重複する箇所があると思います。

「津和野今昔～百景図を歩く」は平成27年日本遺産18件の第1弾に認定されております。

文化庁は今年7月16日の地域の有形無形の文化財を物語として発信する日本遺産について、岐阜、鳥取、島根、福岡、佐賀連合の4件を認定取消しの可能性がある再審査評価結果を公表しております。

今後の地域活性化計画の修正を求めて今秋までに再審査される。有識者委員会が集客や地域振興の目標達成などの状況、今後3年間の計画を評価されました。

今回の評価対象は平成27年に認定された18件で、民間との連携やストーリーを生かした取組に課題があった4件で、津和野今昔～百景図を歩くが含まれております。日本遺産認定取消しとなれば、観光立町津和野町にとって重大な事態となります。

そこで、一つ目に、9月中旬までに文化庁に提出される民間の連携やストーリーを生かした取組計画修正とは。

2番目に、現存する百景図の標識の設置、百景図を歩く、このタイトルですが、標識がなければ歩けない状態であると思っております。

2点目で、殿町の菖蒲であります。

「鯉と菖蒲の殿町」の見出しで町の代表観光地の一つである殿町の菖蒲の開花率の悪さ、株の貧弱さが近年目立ちます。

今年の開花率は、私は5%程度と見ております。新型コロナの影響で観光客が少ないですが、新型コロナ終息後の津和野町観光に悪影響を及ぼします。少し咲いたところでテレビ、新聞等で報道されておりますが、全く現実ではありません。

町民の方が植えている菖蒲は花や株も大きく立派であります。株分けをしてもよいと言われる方が数人おられます。

菖蒲の開花率の悪さと株の貧弱さの原因と今後の対策はいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、観光関連についてお答えをさせていただきます。

まず、最初の御質問であります。これまで日本遺産センターを中心に、まち歩きの御提案やイベントの企画を行ってまいりましたが、ストーリーを生かした活用が計画に盛り込まれていないことや、民間を巻き込んだ取組が十分に表現できていないなどの指摘がありましたので、指摘事項を踏まえた計画を現在作成しているところであります。

計画の中では、新たな協議会の中に日本遺産の効果的な活用のため、民間の事業者を中心とした部会を設け、取組内容につきましても、民間事業者と連携してのイベントや商品の開発を行うことをこれから行っていく事業として盛り込んでおります。

また、標識の設置については、平成27年度の日本遺産認定から3年間補助金を使用しながら日本遺産の構成文化財やその分布図など、道の駅や主要エリアにサインを設置してまいりました。

今後、現在のサインの見直しを行い、先ほど述べました協議会の部会の中で、インバウンド対策も兼ねた表示の見直しの検討を予定しております。

次の御質問であります。今年菖蒲は、議員御指摘のように、非常に悪い咲き具合となりました。

原因としては、気象などの環境に影響を受けたことや、菖蒲の株が貧弱であったことなどが考えられます。

そのほかとして、菖蒲は非常に手間のかかる植物であり、株が張って成長ができなくなるため、3年に1回の植え替えが必要ですが、ちょうど昨年植え替えを行ったところであり、これにより株が衰えて生育が落ちたことも原因として考えられます。

今回の状況に、町民の方から、御自分で育てられている立派に咲いた菖蒲の株を分けたいというお話を頂いたところですが、その中でも菖蒲の栽培に詳しい方から、苗

自体が悪いとの御指摘を受け、さらにどういった対応を行えばよいのかもアドバイスしていただきました。

対処としては、現在の株はそのものが悪いため、時期の限られている中ではあるが、早急に植え替える必要があること、よく咲いている株でも翌年には衰えて生育が落ちるものがあるので、しっかりしたものを植える必要があることなどの御指導を頂きました。

アドバイスにより、その方自ら育てられたしっかりとした株に植え替えを行いました。さらに別の対策として、株分け時の衰えが一度に来ないように、次の株分けのときから、升ごとに年をずらして株分けを行い、株分けによる見劣りを避ける対応を行いたいと考えます。

来年度から、殿町の菖蒲を楽しみにされている観光客をはじめ、心配をしていただいた町民の方の御期待に沿えるよう、しっかりと管理を行い、殿町の景観にふさわしい立派な花菖蒲を咲かせていくよう努めてまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） では、百景図を歩くの再質問をいたします。

百景図を歩くがタイトルです。昨日の答弁で、現在の津和野町と百景図の絵を対比させ、当時の自然や文化をガイドとともに体感するツアー等とありましたが、対比させては百景図の場所に百景図の絵と説明標識を掲げるのでしょうか。

この百景図を歩くのはツアーの方だけではありません。個人の方も徒歩の方もおられます。自転車の方もおられます。よく見かけます。この標識を掲げず、ツアーのガイドが説明するだけのものなのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回こうした日本遺産が再審査になっているということでありまして、また再審査の結果によっては継続認定になるのか、また昨日もお話しましたように、候補地という、少し格下げのような段階になる、その可能性もあるということと、そうした最終的に最悪のケースとしては認定取消しになるかもしれないという状況でもございますので。候補地になったとしても、それはやはりもう日本遺産センターの看板等を掲げても意味のないことでございますから、やはりこの認定継続ということに向けて最大限の今努力をしていかなければならないとそのように思っているところであります。

そういう中で、やはり民間の取組、そういうものが今回求められているということでもありますから、活用推進協議会をつくって、その中でまた今後、この日本遺産を生かした観光振興を考えていくというふうに位置づけているわけでございます。

もう3年間の初年度がもう始まっておりますから、急いで実行もしていかなきゃならないというふうに思っております。そういう中で、またこの看板の設置についても、民間のいろんな知恵、アイデア、そういうもの、それから民間が取り組んでいただくためにどういう活用の仕方があるのかということも、看板一つ取ってもまた検討しながら、

生かせるようなそういう取組につなげていきたいとそのように思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） この標識ですね、図と説明の標識、私は全部とは……。取りあえずは現存するところ、馬場先櫓とか鳴滝、あとは白糸の滝、雄滝・雌滝、日原の、これらも入り口が全然分かりません。恐らく鳴滝も入り口が分からないし、白糸の滝、高田の白糸の滝に入ったら、もうどこから入っていいか、ここから降りたら白糸に行くのか、恐らく分からず山道をどんどん進んでいくと思います、皆さんが行かれても。こういう現存するところは必ずそういうのが必要だと思っております。

次に、昨日の答弁書に、現在委託業者にイベントの企画、情報発信を委託しているが、委託については、今後も日本遺産の魅力を最大限生かせるような企画を提案できる業者をお願いしたいと考えるとありましたが、現在の委託業者と変わることもあるということでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 委託業者につきましては、現在、企画、あとイベントの開催等を日本遺産センターのところでお願いしているということになっておるところです。

委託先としましては、今年はその会社をお願いしているわけですが、これはこれで今年ということ、来年度からはまた日本遺産の魅力を最大限、先ほど議員おっしゃられるように、しっかりと生かせる会社のほうに、またそういう会社を探しまして委託のほうを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 殿町の菖蒲の件ですが、現在は紫の菖蒲が多く植えておられるように見えますが、以前は色とりどりの菖蒲が見事であったと私は記憶しております。

この点も考慮して植えられてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 殿町の菖蒲につきましては、先ほど議員御指摘のとおり、今年については見劣りがするようなことだったと思います。

花につきましても、菖蒲につきましても、白色、紫、それと紫混じりの白というような花がございまして、この植え替えにつきましても、例えば周りを紫色、真ん中を白もしくは紫が混じった白ということでコントラストをつけまして、そういったようなデザインで見栄えがするような形で植え替えをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宏文君） それでは、3番目のバイオマス発電チップ材確保に入ります。

岡山県真庭市の銘建工業株式会社は、バイオマス発電チップやペレット材料に建築廃材等を受け入れております。

業者や個人が廃棄すれば廃棄料が必要となるものが、銘建工業に持っていけば逆にお金になり喜ばれております。

これに関連して、次の2点を質問します。

一つ目、津和野町はバイオマス発電所を建設中であるが、建築資材等の受付はされるのか、チップ材としてですね。

2番目として、製材所・建設会社、木工所、一般家庭の背板や廃材等の持込みの呼びかけはされますか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、バイオマス発電チップ材確保についてお答えをさせていただきます。

議員の御質問にありました岡山県真庭市銘建工業では、自社の工場で直交集成板のCLT（クロス・ラミネーティッド・ティンバー）を製造していますので、その製造過程で発生する端材を活用して、木質バイオマス発電やペレット製造の原料として活用するとともに、周辺から発生する建築廃材等も受け入れて運営されているようです。

津和野町での木質バイオマスガス化発電所は、民間会社である津和野フォレストエナジー合同会社が経営を行うものであり、どのような木材の種類を使用して発電用の原料とするのかは、会社の経営方針によるものと考えております。

これまでに津和野フォレストエナジー合同会社が試算した資料によりますと、再生可能エネルギー固定買取り制度（FIT制度）を活用して、発電した電力を中国電力へ売電することで収益を得て経営を行うことになっております。

このFIT制度というのは、使用する木材の種類別に買取り価格が異なるもので、発電規模が2,000キロワット未満であれば、民有林の間伐材や森林経営計画認定森林からの伐採材など、未利用材については1時間あたりに1キロワット発電すると、税別40円での買取りとなるとお聞きしておりますが、建設資材廃棄物や間伐等の由来証明がされていない木材では、税別13円と買取り価格が安くなってしまい、経営の安定化が図れないことから、未利用材のみを原料にするものと考えております。

したがって、町が製材所・建設会社、木工所、一般家庭等の背板や廃材等の持込みについての呼びかけを行う計画はありません。

町としましては、町の9割を占める豊富な森林資源を有効活用するために、森林経営計画の樹立や林業専用道・森林作業道等の開設、山の宝でもう一杯！プロジェクトでの間伐材搬出などを支援することで、木質バイオマスガス化発電所へ供給するチップ材の確保を目指していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 再生可能エネルギー固定買取制度の木材の種類別に買い取る価格が異なり、間伐材や森林経営計画認定森林の用材での発電買取価格40円と間伐材等以外の木材での発電買取価格が13円、その27円と大きな差が生じることは驚きでありました。

しかしながら、民間企業の支援また地域産業の振興のため、津和野フォレストエナジー社と協議をされて、引取りとといいますか、出荷とといいますか、その工夫の余地はないと思われませんか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 先ほど町長の答弁の中にもございました。この木質バイオマスガス化発電所というものにつきましては、民間会社であります津和野フォレストエナジーさん、合同会社が経営するものであります。そのため、津和野町におきましては、その付帯施設であります原木チップヤードを作りまして、そこへチップを供給する、あるいは原木を使った間伐等で出ました原木などをそこで扱ってチップにするといった、それぞれの分担でこの事業自体が成り立っておるというふうに思っております。

経営するのは先ほど申しましたとおり、あくまでも民間会社であります津和野フォレストエナジーさんでございますので、そこが、例えば今、原木だとキロ40円ということで試算をされているようでございますが、それが例えば廃材で13円といったところで、経営方針がそれでいいよということであれば、またこれは話が別なんですけれども、そうでない限りについては、町としてこれで廃材を入れるといったようなことはできないんだろうというふうに思っております。

したがって、先ほどの町長の答弁の後半にもございましたとおり、あくまでも町といたしましては、林業振興といったところの観点からこの事業に取り組んでおりますので、そこは御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 林業振興といえば製材所もそうですので、ぜひとも御努力を頂きたいと思っております。

4番目の、ケーブルテレビの議会一般質問放映であります。

6月議会の一般質問は10人で、5人5人の2日間で放映されております。

視聴者から、1日5人の5時間の視聴は苦痛であるとの指摘がありました。1日の放映3人以内は可能でしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ケーブルテレビの議会一般質問放映についてお答えをさせていただきます。

ケーブルテレビ事業につきましては、平成23年度より鹿足郡事務組合で運営が行われており、確認をいたしましたところ、議員御質問の1日3人以内の放映については、番組編成によっては可能とのことであります。

これまで、鹿足郡事務組合へ直接、同様の苦情や要望等はないようではありますが、今後加入者の方から同様の問合せ等がある場合には、津和野町議会事務局、吉賀町議会事務局と協議の上、検討をしてみたいとのことでございます。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） ケーブルテレビ番組編成等の苦労はされていると思います。しかし、町民の方の声や、議員が町の発展などを提案する一般質問であります。せっかく視聴している、してもらっている町の皆様が、あしたの見ようと思うような番組編成をするべきではないでしょうか。日にちの人数にこだわらず編集していただき、6月議会のように10人であれば3人、3人、2人、2人と4日に分けていただきたいと思います。と思っております。

例えば5人の放映で、3人を見てもうこれが限界だということで、またその日の2回目の放映で3人を飛ばしてあとの2人を見るということはなかなか難しいと思います。ぜひとも、このような方式で放映していただき、視聴者が見やすい方法で放映していただきたいと思っております。

このことは吉賀町も協議というか、相談も必要とは思いますが、恐らく同様ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 鹿足郡事務組合のほうでも編成上は可能ということでもございます。

そうしたことも受けて、検討してみたいというふうには思っておりますけれども、いろんな御意見というのがあるわけでございます。今日は米澤議員からそういう町民の皆さんの声をこの一般質問の中で代弁していただいているということにもなります。それを受けてまた変更したときに、今度は逆の意見も出るということも十分考えられるわけでございます。我々はそういうことにも配慮しながら、最終的な判断をしていかなきゃならないという思いでございます。

今回は、議会中継に関わることでもございますので、まずは、この津和野町議会で一度、議員の皆様方の、全員の総意にはならないかもしれませんが、概ねの方向性というものをお話しの上、また提案頂ければありがたいというふうにも思っていますし、またそれを踏まえて、今度は吉賀町議会との調整が必要かとも思いますし、鹿足郡事務組合、また番組審議会というのもありますので、そういうところ、様々なところに調整をしながら、最終的な放映方法については決定をしていきたいとそうように思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 以上で、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宥文君の質問が終わりました。

以上で、9月定例会一般質問者全員が質問を終わったわけでありませ

○議長（沖田 守君） 以上で、一般質問を終結し、本日の日程全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。ご苦勞でありました。

午後1時51分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和3年 第8回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第4日）

令和3年9月8日（水曜日）

議事日程（第4号）

令和3年9月8日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第83号議案 津和野町原木・チップヤード施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第3 町長提出第84号議案 津和野町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 町長提出第85号議案 津和野町手数料条例の一部改正について
- 日程第5 町長提出第86号議案 津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第87号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第88号議案 津和野町医療従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第89号議案 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第90号議案 町道和田支線の路線認定について
- 日程第10 町長提出第91号議案 町道四本松支線の路線認定について
- 日程第11 町長提出第92号議案 令和3年度津和野町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 町長提出第93号議案 令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 町長提出第94号議案 令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 町長提出第95号議案 令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 町長提出第96号議案 令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 町長提出第97号議案 令和3年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 町長提出第98号議案 令和3年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 町長提出第99号議案 令和3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 町長提出第100号議案 令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 町長提出第83号議案 津和野町原木・チップヤード施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第3 町長提出第84号議案 津和野町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 町長提出第85号議案 津和野町手数料条例の一部改正について
- 日程第5 町長提出第86号議案 津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第87号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第88号議案 津和野町医療従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第89号議案 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第90号議案 町道和田支線の路線認定について
- 日程第10 町長提出第91号議案 町道四本松支線の路線認定について
- 日程第11 町長提出第92号議案 令和3年度津和野町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 町長提出第93号議案 令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 町長提出第94号議案 令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 町長提出第95号議案 令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 町長提出第96号議案 令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 町長提出第97号議案 令和3年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 町長提出第98号議案 令和3年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 町長提出第99号議案 令和3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 町長提出第100号議案 令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）

出席議員（12名）

1番 草田 吉丸君
3番 川田 剛君
5番 板垣 敬司君

2番 米澤 宏文君
4番 道信 俊昭君
6番 丁 泰仁君

7番 御手洗 剛君
9番 寺戸 昌子君
11番 岡田 克也君

8番 三浦 英治君
10番 後山 幸次君
12番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長				山本 慎吾君
つわの暮らし推進課長				宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	清水 浩志君
農林課長	益井 仁志君	商工観光課長	堀 重樹君
環境生活課長	野田 裕一君	建設課長	安村 義夫君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。これから4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は、全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、板垣敬司君、6番、丁泰仁君を指名します。

日程第2. 議案第83号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第83号津和野町原木・チップヤード施設の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第83号津和野町原木・チップヤード施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第3. 議案第84号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第84号津和野町個人情報保護条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） この議案は、デジタル改正関連法の改正に伴うということなのですが、そのデジタル改正関連法は、デジタル化を利用して行政が持つ膨大な個人情報を企業などが利活用しやすい仕組みにするものです。最大の問題は、個人情報の保護という観点で欠落していることです。自治体が独自に制定している保護条例にも縛りをつけるものということで、学者の方が何人も反対の意を唱えている法です。そし

て、そこで町民の個人の情報の保護がされているのかというのが、ちょっと懸念しているので、質問をさせていただきます。

一生懸命条例のほう読ませていただいたんですが、なかなか何がどう変わるかが分からなくて、この改正、条例の一部改正で、どこがどのように変わるのかを具体的に教えていただけたらなと思います。

それと、津和野町には匿名化条項とかいうのはあるんでしょうか。また、オンライン結合による個人情報の提供を原則禁止というような条例はあるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 個人情報保護条例の一部改正についてということで、議員のほうからいろいろと、国の問題点等の今御発言がありましたけども、議案の説明のときにも申しておりますけども、これ要は上位法令が新たに設置され、その関連で上位法令の一部改正が行われたということでございますので、それに基づきまして町条例も上位法令に基づいて改正をかけたということでございますので、その部分については、御理解を頂きたいと思います。

それから、改正内容ということでございますが、これも議案の説明のときにしておりますけども、今の上位法令が制定あるいは改正されたことに伴いまして、引用する条項が変わってまいりましたので、そういった引用条項のずれの改正、そして、個人情報を記録を訂正した場合の通知先が変更になったということで、総務大臣から内閣総理大臣に変更になったというふうなことでございますので、そういった内容を改正をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ちょっと分かったような、分からないようなんですが、その一つ分かったのは、総務大臣に通知が情報が行くのが内閣総理大臣のほうに行くということなんですけど、これは一体、何が変わるということになるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 何が変わるかといいますと、提出先が変わったということでございまして、先ほどから申し上げておりますけども、上位法令の改正に基づいて町条例を改正しているというところでございますので、法律が変わったというところがありますので、それに伴う改正であります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） この条例を改正するに当たる上位法令であるデジタル改革関連法に、その町民の個人情報をきちんと守っていただけるところがかなり不安がある、あります。なので、この条例改正には反対をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第84号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第84号津和野町個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（1名）

寺戸 昌子君

日程第4. 議案第85号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第85号津和野町手数料条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第85号津和野町手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第5、議案第86号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第86号津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第86号津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第6、議案第87号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第87号津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第87号津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君

板垣 敬司君
御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君
反対（0名）

丁 泰仁君
三浦 英治君
後山 幸次君

日程第7. 議案第88号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第88号津和野町医療従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） いいですか。ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第88号津和野町医療従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君
川田 剛君
板垣 敬司君
御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君
反対（0名）

米澤 宥文君
道信 俊昭君
丁 泰仁君
三浦 英治君
後山 幸次君

日程第8. 議案第89号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第89号津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第89号津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第9、議案第90号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第90号町道和田支線の路線認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第90号町道和田支線の路線認定については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第10．議案第91号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第91号町道四本松支線の路線認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） この図面で見ますと、E Pの下、そして三差路まで、これはもともと県道ではないのでしょうかね。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 今、御質問がありました件でございますが、このB PとE P間でございますが、県道日原須佐線でございます。これは、県道改良事業に伴い、町道移管手続を進めるに必要ということで、県と協議いたしまして進めているところでございます。

それと、路線が重複するということとなっておりますが、その場合ですと道路法第11条第2項の規定によりまして、都道府県道と市町村道が重複する場合、都道府県道の規定を適用するということでございますので、また正式に移管されるまでは、県のほうで管理していただくというものになっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第91号町道四本松支線の路線認定について原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第11．議案第92号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第92号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 6番。まず、土木費、ページ、65ページ。工事請負費で662万8,000円増額されておりますが、これの内訳というか利用ですね、どこを増額したのか、お尋ねします。

それと、教育費、87ページ、伝統的建造物群保存事業費補助金800万、これの内訳お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） すみません。申し訳ございません。ちょっと今確認ができませんで、ページが何ページ、土木費。（「65ページ」と呼ぶ者あり）申し訳ございません。住宅建設費の工事請負費でございますが、これにつきましては、中座団地の敷地造成工事でございます、これが662万8,000円の増ということでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 伝統的建造物群保存事業費補助金の800万円につきましては、旧布施時計店の雨漏りが酷いということで、併せて外壁も直すということで、それに対する補助金でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 21ページの津和野高校町営寮建設予定地関連敷地購入費、これは別途に返されるということでしょうか。

23ページ、老朽空き家除去支援事業補助金240万、これは全額支援でしょうか。または、例えば半額、場所はどこでしょうか。

それから、51ページ、農林水産業費の津和野城山森林整備事業委託400万円、下刈り等の整備とありますが、この下刈りとは、どこのほうのことをされるのでしょうか。

以上、ちょっと3点ほど。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 最初の企画費の用地購入、公有財産購入費でございますが、津和野高校の支援の町営寮建設するところの敷地面積の、先般全協で町長が申しましたが、栗本さんの土地がほとんどでございますが、一部民地がございます、その用地買収費でございます。

それからもう1点の老朽家屋の除去支援事業でございますが、これは補助率は全体の5分の4補助でございます。5分の4補助で今回2軒ほど国の補助金がついたということで計上しておりますが、対象地域は寺田に1軒、中座地域に1軒。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 次は、どなた。はい、農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 失礼しました。51ページの津和野城山森林整備事業委託料のところでございます。どこら辺りを下刈りをするのかということですが、先般、森林整備事業によりまして間伐等を行いました。広葉樹を植栽、イロハモミジ、山桜等を植栽しておりますけれども、その遊歩道沿線、それから、本丸の石垣ライトアップで森林整備をしましたがけれども、その区域などを一帯下刈りを行うというものでございます。面積につきましては、3.2ヘクタールを予定しております、今のところ予定回数としましては、3回ぐらいを予定をしたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 47ページをお願いします。農林水産業費の農業振興費で、農地農業用施設小災害復旧事業補助金752万、これが上がっております。これについては、先般の一般質問で回答がありました台風被害の関係であります、これの対象の件数といえますか、災害対応の件数、これについてお尋ねをいたします。

それから、その下の農林業施設等災害復旧事業補助金、これについての内容、また作物なり、作物の内容、件数等についてお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 農業振興費の今御質問のところの農地農業用施設小災害復旧事業補助金でございますが、これにつきましては、件数はこの中では21件、今予定しております。今調査中のところだったり、実際に稲を刈ってみなければ分からないよというところなんかもございますので、件数につきましては、うちのほうで調べましておおむねのところでは上げておりますけれども、この件数につきましては、変更する可能性もあるというふうに思っております。

それから、農林業施設等災害復旧事業費補助金でございますが、これにつきましては、今年の1月の雪害によりますハウスの倒壊の災害でございます。このたび1件、1人といえますか1件の方が三つのハウスを今回、国の補助事業分として、該当分として、このたび金額が内示がありましたので上げさせていただいておるところでございます。事業費につきましては、全体で765万6,000円の被害額、事業費でございます。その中で、国の補助金、それから県の補助金、それから町の補助金、それから本人負担分といったところで財源内訳が分かれまして、最終的にこういった補助金になるというところがございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 先ほどの小災害の関係であります。対象が21件ということであります。まだまだいろいろとその災害の後といえますか、かなり申出があるんじゃないかなというふうに予測しておりますが、それに対する対応として、補正予算等についてどのようにされるのか。いつ頃されるのか、それについてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 今回の災害につきましては、先般一般質問でも建設課長のほうが申しあげましたとおり、補助災と単災、あるいは小災という格好になるんですが、補助対象でない40万円以下のものというのがこの小災害といったところになります。これ最低の金額も決まっております、10万円以上40万円以下というところで、この小災害の復旧事業補助金というのが決まっております。

そういった中で、今まだまだ未確定のところもおおございますけれども、最終的には、もし足りなければ、どっかの段階で補正もしていかなきゃいけないというふうには考えておりますけれども、まずは現状をしっかりと把握させていただいて、件数を確定させていただくといったところで進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、米澤君。

○議員（２番 米澤 宥文君） ５９ページ、町道直地線道路整備事業１，４００万円
ついてますが、これは舗装は済んだと思いますが、工事内容として拡幅でしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設、ちょっと、ちょっと待って。

○議員（２番 米澤 宥文君） ページ、９１ページ、頭首工等測量設計業務……

○議長（沖田 守君） はい、米澤君。

○議員（２番 米澤 宥文君） はい。

○議長（沖田 守君） ページ数と、それからはっきり言うてくださいよ。担当課長
分からんけえ。ゆっくり。はい、どうぞ。

○議員（２番 米澤 宥文君） 先ほどの５９ページです。

次が、災害復旧費、ページ、９１ページ、頭首工等測量設計業務委託料、この場所
はどこでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） それでは、５９ページの道路維持の工事請負費でござい
ますが、町道直地線でございます。これは、側溝の整備を行うものでございまして、延
長が約２８０メートルでございます。かねてより地元の御要望がございまして、今回、
麓耕地区の配水管布設工事が施工されるということでございます。コスト縮減の観点
から見ましても、同じ時期に発注すべきであるということでもありますので、予算の要求
をさせていただいたものでございます。以上でございます。

続きまして、９１ページですね。頭首工の場所等でございますが、申し訳ございませ
ん。まず、山下地区のほうが護岸の崩壊がございましたので、それがございます。あと
小災害、あとは須川地内の頭首工、中曽野地内の頭首工等がございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。はい。（「３番」と呼ぶ者あり）はい。
はい、はい、はいどうぞ。あの……。

○議員（３番 川田 剛君） 川田です。

○議長（沖田 守君） 川田君。（笑声）

○議員（３番 川田 剛君） 川田です。３５ページなんですけれども、障害者福祉
事業の負担金補助の中で、充実ということなんですけど、どういったものに対するものな
のかというのと、次のページの３７ページです。コロナウイルス対策ということで、保
育園等に対策が実施されるようなんですけど、どういった対策が取られるのかをお尋ねい
たします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず、障害者福祉費のほうの負担金補助交付金、つ
わの清流会補助金についてであります。

これは以前、議会のほうへも御説明をさせていただいておりましたが、つわの清流会
について障害者事業を行っておりますが、なかなか障害者事業において黒字化するとい

うのはなかなか難しいというところでありまして、そのときに補助金交付要綱制定をいたしまして、補助の対象となる事業として就労継続支援事業、放課後等デイサービス事業、その他町長が認める事業ということ、その中で、その事業に要する人件費の2分の1を上限として、予算の範囲内でいわゆる足らず部分を補填をするということが昨年度制定をさせていただきました、今年度が初めての補助金の交付ということになっております。

これにつきましては、前年度の事業に対して補助をするという形になってきますので、当初予算で上げられませんが、つわの清流会が令和2年度の決算を6月に行って、その状況を見て今回9月の補正で上げさせてもらったということになっております。

それから、次のページ、児童福祉総務費の補助金についてであります。まず、上の段、保育環境改善等事業補助金、これにつきましては、各保育園に対しての補助金ということになります。内容につきましては、それぞれ各園に様々であります。空気清浄機であったり、またはマスク、消毒薬、その他コロナ予防ということであれば基本的には何でも通りますので、各保育園必要な物をいろいろ上げてきているということになってます。

それから、その下の新型コロナウイルス感染拡大防止事業補助金、こちらにつきましては、病後児保育であるとか、子育て支援センター、それから、児童クラブ等に対するものであります。これも、それぞれ各事業所において必要な物を上げてきているということになっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ページは21ページの企画費でございますけど、津和野高校の下宿の補助金がまた増額ということで、事業対象者が増えたということでございますが、現在その対象者が増えたあかつきに、下宿をされてる家庭が何件あるかということと、この補助金の内容ちょっともう1回確認したいということでございます。

それともう一つ、その下の情報処理費について、いろいろ予算が減額予算があったり、増額したりしておりますが、去年ぐらいからの質問で、この議会のペーパーレスということで、タブレット端末の整備をこの時期ぐらいまでにはできるのではないかという期待がありましたが、この辺についての進捗状況をお伺いしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 津和野高校の下宿補助金のことでございますが、これ最初当初予算が下宿する学生が、生徒数が11人で計算しておりました。現在は、4月時点で18人ということで増えたために今回補正をするものでございます。ただ、今現在はちょっと減ったということも伺っておりまして、その辺を加味して今回補正計上しております。

補助金の中身についてでございますが、1人当たり月額2万円を上限とした補助金ということで計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） まずもって議会のペーパーレス化に伴いますタブレット導入につきまして、取組のほうが遅れているということへの御指摘でございます。現状を申し上げますと、担当のほうでそういった手続を進めておりますけども、建物の通信環境等が悪いというふうなこともあったりして、そういった調査も今させていただいておるところでございますし、今回、予算書の19ページ、一般管理費でございますが、備品購入費で75万3,000円計上させていただいております。この内訳につきましては、そのタブレットに係るペンシルだとか、保護フィルム、それからタブレットを置く360度回転スタンドといった物も今回予算として計上させていただいております。年内には、11月ぐらいにはタブレットを皆さんのほうにお渡しできるんじゃないかと、今、そういったスケジュール間で進めている状況でございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 先ほどの下宿の関係で、学生の数が11人から18人に増えたということでございますが、その下宿の家庭は何件あるかということで、さらにお答えができればお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 当初7件でございましたが、ちょっと1件ほど下宿の大家さんの体調不良により、今ちょっとできていないところがございまして、実質今6件だと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） すみません。先ほどちょっと聞き漏らしましたが、65ページの例の中座の造成工事費の問題ですが、私ちょっと尋ね方が悪かったんかもしれませんが、これ事業費を当初予算に比べまして増額してるわけですね、増額に伴いあるんだから、662万8,000円で、この内訳を聞いたかったわけですが、何を増額したの。どういう工事をやったわけですか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 今、これにつきましては、議員今おっしゃられたとおり、増額部分でございますが、この内容につきましては、今設計委託をしております、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、この場ではちょっと御説明できません。大変申し訳ございません。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それじゃあ、あと出してもらえますか。

- 議長（沖田 守君） 建設課長。
- 建設課長（安村 義夫君） それでは、後ほど資料のほう確認いたしまして、お出しするようにいたします。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。寺戸君。
- 議員（9番 寺戸 昌子君） 71ページの学校給食センター建設に伴い、中電柱の移転の補償費なんですけど、この内訳をちょっとお願いします。
- 議長（沖田 守君） 教育次長。
- 教育次長（齋藤 道夫君） 建設予定地は、津和野中学校のプールのところになりますけども、そこの町道が沿って、町道が走っておりますが、その町道のカーブのところには1本中電柱がございまして、これが工事をするのに支障だということでそれを移転するものでございます。1本でございます。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。
これより議案第92号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。
- 〔賛成・反対ボタンにより表決〕
- 議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第92号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第12. 議案第93号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第93号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第93号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宏文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第13. 議案第94号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第94号令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第94号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第94号令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君 米澤 宥文君

川田 剛君 道信 俊昭君

板垣 敬司君 丁 泰仁君

御手洗 剛君 三浦 英治君

寺戸 昌子君 後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第14．議案第95号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第95号令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第95号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第95号令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

草田 吉丸君	米澤 宏文君
川田 剛君	道信 俊昭君
丁 泰仁君	御手洗 剛君
三浦 英治君	寺戸 昌子君
後山 幸次君	岡田 克也君

反対（0名）

棄権（1名）

板垣 敬司君

日程第15. 議案第96号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第96号令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第96号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第96号令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君	米澤 宏文君
川田 剛君	道信 俊昭君

板垣 敬司君
御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君
反対（0名）

丁 泰仁君
三浦 英治君
後山 幸次君

日程第16．議案第97号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第97号令和3年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第97号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第97号令和3年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君
川田 剛君
板垣 敬司君
御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君
反対（0名）

米澤 宏文君
道信 俊昭君
丁 泰仁君
三浦 英治君
後山 幸次君

日程第17．議案第98号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第98号令和3年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第98号令和3年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第18．議案第99号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第99号令和3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第99号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第99号令和3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第19．議案第100号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第100号令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第100号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第100号令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君 米澤 宥文君

川田 剛君 道信 俊昭君

板垣 敬司君 丁 泰仁君

御手洗 剛君 三浦 英治君

寺戸 昌子君 後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和3年第8回津和野町議会定例会を散会といたします。御苦勞でありました。

午前9時59分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員



令和3年 第8回(定例)津和野町議会 会議録(第5日)

令和3年9月22日(水曜日)

議事日程(第5号)

令和3年9月22日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第101号議案 令和2年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 町長提出第102号議案 令和2年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 町長提出第103号議案 令和2年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 町長提出第104号議案 令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 町長提出第105号議案 令和2年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 町長提出第106号議案 令和2年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 町長提出第107号議案 令和2年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 町長提出第108号議案 令和2年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 町長提出第109号議案 令和2年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 町長提出第110号議案 令和2年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 町長提出第111号議案 令和2年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 町長提出第112号議案 令和3年度日原診療所移転増築工事請負変更契約の締結について

日程第 14 町長提出第 113 号議案 日原診療所レントゲン設備の取得に係る物品売買契約の変更について

日程第 15 町長提出第 114 号議案 令和 3 年度津和野町一般会計補正予算(第 5 号)

日程第 16 請願第 2 号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願について

日程第 17 請願第 3 号 災害時における避難場所として役場本庁舎 3 階の使用を求める請願について

日程第 18 発委第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)の提出について

日程第 19 発議第 3 号 米の需給改善及び価格の安定に向けた対策を求める意見書(案)の提出について

日程第 20 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 21 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 22 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

追加日程第 1 発議第 4 号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書(案)の提出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 101 号議案 令和 2 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 町長提出第 102 号議案 令和 2 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 町長提出第 103 号議案 令和 2 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 町長提出第 104 号議案 令和 2 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 町長提出第 105 号議案 令和 2 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 町長提出第 106 号議案 令和 2 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 町長提出第 107 号議案 令和 2 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 町長提出第 108 号議案 令和 2 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 町長提出第 109 号議案 令和 2 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 町長提出第 110 号議案 令和 2 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 町長提出第 111 号議案 令和 2 年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 町長提出第 112 号議案 令和 3 年度日原診療所移転増築工事請負変更契約の締結について

日程第 14 町長提出第 113 号議案 日原診療所レントゲン設備の取得に係る物品売買契約の変更について

日程第 15 町長提出第 114 号議案 令和 3 年度津和野町一般会計補正予算(第 5 号)

日程第 16 請願第 2 号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願について

日程第 17 請願第 3 号 災害時における避難場所として役場本庁舎 3 階の使用を求める請願について

日程第 18 発委第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)の提出について

日程第 19 発議第 3 号 米の需給改善及び価格の安定に向けた対策を求める意見書(案)の提出について

日程第 20 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 21 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 22 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

追加日程第 1 発議第 4 号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書(案)の提出について

出席議員(11名)

1 番 草田 吉丸君

3 番 川田 剛君

4 番 道信 俊昭君

5 番 板垣 敬司君

6 番 丁 泰仁君

7 番 御手洗 剛君

8 番 三浦 英治君

9 番 寺戸 昌子君

10 番 後山 幸次君

11 番 岡田 克也君

12 番 沖田 守君

欠席議員(1名)

2 番 米澤 宏文君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
教育長	……………	世良 清美君	総務財政課長	……………	岩本 要二君
税務住民課長	……………				山本 慎吾君
つわの暮らし推進課長	……………				宮内 秀和君
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	清水 浩志君
農林課長	……………	益井 仁志君	商工観光課長	……………	堀 重樹君
環境生活課長	……………	野田 裕一君	建設課長	……………	安村 義夫君
教育次長	……………	齋藤 道夫君			

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続いてのお出かけ、ありがとうございます。

誠に、声がなかなか元にもどりませんで恐縮ではありますが、聞きづらい点もあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

ただいまより令和3年第8回定例会5日目の会議を始めたいと思います。

2番、米澤宥文君より欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、御手洗剛君、8番、三浦英治君を指名します。

日程第2. 議案第101号

日程第3. 議案第102号

日程第4. 議案第103号

日程第5. 議案第104号

日程第6. 議案第105号

日程第7. 議案第106号

日程第8. 議案第107号

日程第9. 議案第108号

日程第10. 議案第109号

日程第11. 議案第110号

日程第12. 議案第111号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第101号令和2年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第12、議案第111号令和2年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上11案件につきましては、決算審査特別委員長の報告を求めます。11番、岡田克也君。

○決算審査特別委員会委員長（岡田 克也君） それでは、令和3年第8回9月定例会において本委員会に付託されました令和2年度津和野町一般会計、特別会計及び公営企業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第101号令和2年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成多数にて認定。

議案第102号令和2年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成にて認定。

議案第103号令和2年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成にて認定。

議案第104号令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成多数にて認定。

議案第105号令和2年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成にて認定。

議案第106号令和2年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成にて認定。

議案第107号令和2年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成にて認定。

議案第108号令和2年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成にて認定。

議案第109号令和2年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成にて認定。

議案第110号令和2年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成にて認定。

議案第111号令和2年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成にて認定。

審査年月日。令和3年9月3日、10日、13日、14日、16日の5日間であります。

審査の結果及び概要、意見について。

議案第101号令和2年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度の歳入総額は106億8,722万9,790円、歳出総額は104億8,276万3,263円で、差引収支は2億446万6,527円（うち、繰越明許費繰越額9,163万3,000円、事故繰越し繰越額3,571万9,192円）で、実質収支額は7,711万4,335円の黒字決算である。

令和2年度基金残高は、一般会計基金27億9,415万1,108円（前年度比1億7,785万710円の減）である。一方、地方債残高は総額136億3,111万6,000円、前年度比7億8,327万3,000円増）であり、町民1人当たりの負担額に換算すると194万4,000円である。

実質公債費比率は9.7%で、前年度より0.1ポイント改善しており、これまで実施されてきた繰上償還の努力の現れであると評価するものである。

經常収支比率は前年度比2.8%減少しているが、令和2年度の人件費比率は24%（昨年度比1.3%増）である。嘱託職員が会計年度任用職員に移行して、物件費から人件費に移行した影響が大であるが、県内町村と比較しても人件費率費が高く、効率的な人員配置などに努められたい。

今後、ケーブルテレビ施設F T T H化事業や役場庁舎に係る大型の起債の償還があり、実質公債費率の上昇が懸念される。

それに備え、引き続き計画的な繰上げ償還の実施、有利な財源の活用、経常的経費の抑制等に努められたい。

新型コロナウイルス感染症拡大による要因もあれば、繰越事業が非常に多い。繰越事業により年度内に事業が完結しなければ、事業の償還に対する交付税の交付が遅れ、財源不足が生じる恐れもあり、また、余分な利子を払うことにもなるため、事業繰越しは極力控えるべきである。

町民税については、滞納額236万6,000円（前年度比51万3,000円増）である。

増加の要因は、新型コロナウイルス感染症拡大による特例猶予によるものである。個人町県民税の収納率は99%で、昨年に引き続き島根県内において第1位であり、県との併任制度等の連携やオンライン研修会での知識研鑽など、税務住民課の業務精励の成果と高く評価されるものである。

固定資産税の滞納額は、5,683万6,000円（前年度比3,084万7,000円増）であるが、これも同じく特例猶予によるものであり、固定資産税における不納欠損総額は160万円（前年度比1万9,000円増）で、そのうち130万9,000円（37件）が処分の停止、29万1,000円（48件）が徴収不納によるものである。

差押え執行状況は31件で、換金状況は149万5,000円である。税の公平性の観点、厳しい財政状況から今後も納税相談などを綿密に行いながら、徴収努力を継続されたい。

使用料などでは、住宅・借上げ賃貸住宅使用料の滞納額511万3,000円（前年度比37万5,000円減）、負担金では、一時保育利用料の滞納額10万4,000円（前年比同額）である。関係各課が情報共有し、世帯の状況を見ながら、実情に合った滞納徴収を行われたい。

自主財源に乏しい当町にとっては、公平性の観点からも滞納徴収に努め、自主財源の確保に努められたい。

ふるさと納税は2,849件の6,458万7,000円（前年度比2,335万2,000円増）である。ふるさと津和野基金の令和2年度末残高は、7,673万7,000円で、令和2年度中に3,892万4,000円の繰出しを行っている。今後の返礼品については農商工振興にもつなげるため、選択肢の拡充やインターネットサイトの活用による効果を期待する。

ふるさと納税を財源として実施したガバメントクラウドファンディングで、子ども宅食事業に対して808万8,000円、高校魅力化に対して602万3,000円が集まったことから、返礼品の充実のみならず、社会的貢献を目的とした事業の展開を考えるべきである。

自主財源の乏しい当町にとって、ふるさと納税収入は貴重な財源であり、社会的貢献や町内製品の販路拡大や宣伝に寄与するものであるから、関係者と連携し、今後さらに研究を重ねて増額に努められたい。

職員の時間外勤務は7,885時間で、平成31年度より1,314時間減少している。200時間以上の者は、昨年度12人であったものが6人に減少している。長時間労働は心身に多大な影響を与えるため、引き続き適切な人員配置を図りつつ、組織内連携や事務の効率化を図り、就労環境の更なる改善を期待したい。

不用額について、3月補正予算で減額補正の処理が行われていない予算もあったが、翌年度繰越しや出納閉鎖まで支出が確定しないものが概ねであった。事業の進捗状況と予算執行状況の掌握と管理を徹底されたい。

以上、意見を付し、本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第102号令和2年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度の歳入総額は11億118万9,562円、歳出総額は10億7,648万8,879円で、差引収支は2,470万683円の黒字決算である。

国民健康保険税の滞納額は748万6,000円で、昨年度より279万5,000円減であり、滞納額が大幅に減少しており、健康福祉課の徴収努力が伺える。税の公平性の観点から引き続き滞納徴収に努めるべきである。

特定健康診査の受診率は48.3%（前年度比2.6%減）であり、コロナ禍の影響で昨年度よりは減少したが、AIの活用により、平成30年度以前よりは大幅に受診率が

向上している。疾病は初期での発見が重要であり、引き続き特定健康診査の受診率の向上を図られたい。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第103号令和2年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度の歳入総額は13億6,768万4,876円、歳出総額は13億4,086万5,816円で、差引収支は2,681万9,060円の黒字決算である。

介護保険税の滞納は140万8,000円で、昨年より65万8,000円減である。不納欠損処理は75万4,000である。公平性の観点から、引き続き滞納徴収に努めるべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第104号令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度の歳入総額は3億1,602万4,463円、歳出総額は3億1,518万9,419円で、差引収支は83万5,044円の黒字決算である。

以上、本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第105号令和2年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度の歳入総額は3億2,322万7,777円、歳出総額は3億1,511万1,228円で、差引収支は811万6,549円の黒字決算である。繰越明許費繰越額が635万9,000円で、実質収支額は175万7,549円となっている。

下水道料金の未納額が23万8,000円で、昨年度より20万円の減となっている。引き続き滞納徴収に努められたい。

令和2年度末現在の接続率は、津和野処理区57.3%、日原処理区87.8%である。

下水道整備は大きな財政負担が生じるため、加入率を上げる努力が必要である。下水道未整備地域や下水道整備予定でありながら整備がなされなかった区域においては、合併処理浄化槽の整備の検討を図られたい。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第106号令和2年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度の歳入総額は466万3,353円、歳出総額は457万3,720円で、差引収支は8万9,633円の黒字決算である。

以上、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第107号令和2年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度の歳入総額は1,359万7,150円、歳出総額は1,359万7,150円の同額である。

以上、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第108号令和2年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度の歳入総額は5,732万6,089円、歳出総額は5,103万1,600円で、差引収支は629万4,489円の黒字決算である。

新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えもある中で、令和2年度の外来患者数は7,031人で前年度比218人増であり、一日平均患者数も29.4人（計画は28人）に増加している。所長の須山医師をはじめ、非常勤医師による診療体制の充実の成果であると思われる。

令和3年度内にはレントゲン装置や検査機器などが配備されることから、日原地区や周辺地域の患者受入れを積極的に行い、地域住民の付託に応え、一層の経営安定を図るべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第109号令和2年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度の歳入総額は2億9,398万6,490円、歳出総額2億7,496万7,929円で、差引収支は1,901万8,561円の黒字決算である。一般会計より239万9,000円を繰入金として繰り入れている。

益田赤十字病院との連携強化により、入所者数、入所者療養収入ともに大幅に増えている。介護職員の確保が難しい状況下で、介護職員の確保、育成対策を早急に講じ、運営並びに経営の一層の改善を期待するものである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第110号令和2年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度の収益的事業収入総額は8億9,587万766円、収益的事業支出総額は8億8,549万9,063円で、当年度純利益は975万3,013円の黒字決算である。

資本的収入総額は2,483万8,717円、資本的支出総額は4,287万5,434円で、差引き1,803万6,717円の資金不足が生じたので、過年度分損益勘定留保資金から補填している。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、入院・外来患者数は前年を下回ったが、益田赤十字病院との連携強化などにより入院収入の診療単価が上がっており、前年度と比較して入院収入は増えている。今後、地域医療を守り継続するためには、看護師等の医療従事者の確保が重要であり、処遇改善が必要であると考えられる。益田赤十字病院や日原診療所などと綿密に連携しながら入院収入等を増やし、また、共同購入などで支出を抑制して財源確保を図るべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第111号令和2年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度の収益的事業収入総額は3億6,027万945円、収益的事業支出総額は3億2,374万9,975円で、当年度純利益は2,096万3,606円の黒字決算である。

資本的収入総額は1億9,472万5,000円、資本的支出総額は3億937万6,516円で、差引き1億1,465万1,516円の資金不足が生じたので、繰越利益剰余金などから補填している。

安全で安心な飲料水の安定的な供給のために、「津和野町新水道ビジョン」に沿って計画的に管路の修繕を取り組まれない。

一日も早い未給水地区の解消を目指し、町民が等しく水道供給を受益できるよう努められない。

安定した飲料水供給のために、施設や管路の維持修繕は必要不可欠である。給水人口が減少し、財源確保が難しい中、水道料金の改定について今後検討する必要があるが、新型コロナウイルス感染症拡大状況下で、水道料金改定の際は、受益者から十分に理解が得られるよう、「津和野町新水道ビジョン」の概要の周知に努められない。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

令和3年9月22日、津和野町議会議長、沖田守様、決算審査特別委員会委員長、岡田克也。

以上です。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより委員長に対する質疑に入りますが、まず、質疑は一般会計、特別会計、公営企業会計に分けて行いたいと思います。

それでは、まず一般会計に対する質疑がありましたらお願いします。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、特別会計について、一括して質疑をお願いします。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、公営企業会計について、一括して質疑をお願いします。ありませんか。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。

以上で、決算審査特別委員長に対する質疑を終結します。委員長、御苦勞でありました。

続きまして、討論、採決に入ります。

議案第101号令和2年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 委員長報告に反対の立場で討論させていただきます。

住民協働推進事業費についてです。まちづくり組織交付金は、自治組織が独立して運営してきた部分にまで入り込み、組織を弱体化する可能性があります。自治組織の将来を見据えての地域活性化につなげられるとは思えません。延命的対策ではなく、抜本的な対策を行うべきです。町内には10戸以下で組織する自治組織もあります。組織維持のための課題と、何が必要なのかを調査し、行政と自治組織が協働して課題解決する必要があります。

地域提案型助成事業は、地域全体で抱える課題を地域全体で助け合って解決していくことが目的です。先進的取組を、未来づくり協働会議を通して、他の地域に波及させていく仕組みづくりが必要です。現状の未来づくり協働会議は、報告の場から、津和野町の未来を創造していく場に変えていくべきです。

以上の立場から、令和2年度津和野町一般会計決算に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第101号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（9名）

草田 吉丸君

道信 俊昭君

丁 泰仁君

三浦 英治君

岡田 克也君

反対（1名）

川田 剛君

板垣 敬司君

御手洗 剛君

後山 幸次君

寺戸 昌子君

○議長（沖田 守君） 続いて、議案第102号令和2年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第102号を採決します。本決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（10名）

草田 吉丸君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 続いて、議案第103号令和2年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第103号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（10名）

草田 吉丸君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 続いて、議案第104号令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 委員長報告に反対の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける悪法です。後期高齢者医療制度そのものに反対をしています。

以上の立場から、令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第104号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（9名）

草田 吉丸君 川田 剛君

道信 俊昭君 板垣 敬司君

丁 泰仁君 御手洗 剛君

三浦 英治君 後山 幸次君

岡田 克也君

反対（1名）

寺戸 昌子君

○議長（沖田 守君） 続いて、議案第105号令和2年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第105号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（10名）

草田 吉丸君 川田 剛君

道信 俊昭君 板垣 敬司君

丁 泰仁君 御手洗 剛君

三浦 英治君 寺戸 昌子君

後山 幸次君 岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 続いて、議案第106号令和2年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第106号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（10名）

草田 吉丸君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 続いて、議案第107号令和2年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第107号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（10名）

草田 吉丸君	川田 剛君
道信 俊昭君	板垣 敬司君
丁 泰仁君	御手洗 剛君
三浦 英治君	寺戸 昌子君
後山 幸次君	岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 続いて、議案第108号令和2年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第108号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（10名）

草田 吉丸君	川田 剛君
道信 俊昭君	板垣 敬司君
丁 泰仁君	御手洗 剛君
三浦 英治君	寺戸 昌子君
後山 幸次君	岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 続いて、議案第109号令和2年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第109号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（9名）

草田 吉丸君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

棄権（1名）

御手洗 剛君

○議長（沖田 守君） 続いて、議案第110号令和2年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第110号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（10名）

草田 吉丸君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 続いて、議案第111号令和2年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第111号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（10名）

草田 吉丸君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第13. 議案第112号

日程第14. 議案第113号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第112号令和3年度日原診療所移転増築工事請負変更契約の締結について及び日程第14、議案第113号日原診療所レントゲン設備の取得に係る物品売買契約の変更についての2案件については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 今定例会に追加で提案いたします案件は、契約案件2件、一般会計補正予算案件1件の合計3案件でございます。重要な案件でございますので、慎重審議を賜り可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第112号でございますが、令和3年度日原診療所移転増築工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第113号でございますが、日原診療所レントゲン設備の取得に係る物品売買契約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） それでは、議案第112号について御説明いたします。

令和3年度日原診療所移転増築工事請負変更契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、令和3年度日原診療所移転増築工事でございます。

契約の方法でございますが、随意契約でございます。

契約の工期でございますが、変更前完成工期、令和3年11月30日を変更後完成工期、令和4年1月31日に変更するものでございます。

契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町瀧元58番地の1、氏名、株式会社日成建設、代表取締役坂崎和義でございます。

裏面に、資料といたしまして、変更仮契約書の写しを添付しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に、参考資料を御覧ください。

変更の概要でございます。変更の理由といたしまして、移転増築工事現場において、地下埋設物が確認され、撤去を行う必要が生じたことから、再度の地盤調査を行い、地盤改良の追加及び調査のため掘削した部分の表層改良等の追加工程が発生したことに

より、予定工期に2か月程度の遅れが生じたため、完成期日を令和4年1月31日に変更するものでございます。

なお、本変更仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく本契約となるものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第113号について御説明いたします。

日原診療所レントゲン設備の取得に係る物品売買契約の変更について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、日原診療所レントゲン設備の売買契約でございます。

契約の方法でございますが、随意契約でございます。

納入期限でございますが、変更前納入期限令和3年11月30日を、変更後納入期限、令和4年2月15日に変更するものでございます。

契約の相手方は、住所、島根県出雲市大津朝倉3-7、朝倉テナント1階。氏名、コニカミノルタジャパン株式会社、ヘルスケアカンパニー山陰営業所長、新村和弘でございます。

裏面に資料といたしまして、変更仮契約書の写しを添付しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に、参考資料を御覧ください。

変更の概要でございます。変更の理由といたしましては、レントゲン設備を納入する日原診療所の移転増築工事において不測の事態により完成が遅れることから、納入期限を移転増築工事の完成期日変更に合わせて、約2か月程度延長されるもので、完成期日を、令和4年2月15日に変更するものでございます。

なお、本物品売買の変更仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく本契約となるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

議案第112号令和3年度日原診療所移転増築工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 質問させていただきます。参考資料の変更理由のところなんですけれども、「地下埋設物が確認さえ撤去を行う必要が生じた」ということで、2か月程度の遅れがしながら、工期の変更は理由として分かります。

ただ、この予算については伴わず、2か月間の撤去費用についてはどこが見るのかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） このたびの撤去費用につきましては、既に補正予算のほうで550万円ほど提案をさせていただいております。

また、この撤去費用につきましては、町のほうで負担するというかたちとなっております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） この埋設物っていうのは、町が埋めたものなのかというところと、それを町が見る必要があるのかというのが。その辺は、もう買った時点で、津和野町が取得している時点で、そこはもう津和野町の埋設物という考え方でよろしいんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） この埋設物につきましては、御存じのとおり、日原診療所の移転増築工事の現場におきましては、石西社の製紙工場がございました。

その製紙工場につきましては、合併前の平成17年3月に解体したその土地になっております。解体工事につきましては、石西社が発注者となり、地元業者が元請業者となって、解体が実施されております。

その当時の日原町でございませうけれども、その当時の担当の課長さんにお聞きしましたら、直接的には解体工事については日原町としては関与していないというところをお聞きしております。

そうした中で、発注者と元請業者との間の契約の中で、解体工事について上屋部分だけの解体工事なのか、もしくはその地下埋設物を含めた解体工事なのかというところが、現在のところ分かっておりません。

そうした中で、地下埋設物が今回残っていたというところで、もし、その契約の中で上屋だけの解体工事であったというところであれば、その部分については、存置という形で、残っていてもしょうがないというものとして考えられております。

今回、実際のところ、津和野町がその土地を購入、まだその当時は日原町かもしれませうけれども、土地を購入して、今回、増築工事を行った場合に物が出てきたというところでございませうので、もうその部分については町として埋設物について撤去しないといけないということであると考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） さっきの答弁でちょっと聞こえなかったんですが、この廃棄物の量、レンガ等のコンクリートの量、この数量がどのぐらい出たもんか、これをどうせ撤去されますと、そういう処分をしないとるはずですが。それで、変更は認めておられんようでございます。工期だけの変更になっておりますが。金額変更はどういうふうに考えておられるのか。あるのか、ないのか、そのことを御答弁いただきたい。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 大変申し訳ございません。がれき等のものにつきましての数量的なものにつきましては、まだ業者のほうから正式な数字が出ておりませんので、数字については把握をまだしておりません。

それと、今回、予算につきましては、精算の段階で金額について変更させていただこうと思っておりますので、恐らく予定につきましては、12月議会のところで提案をさせていただく予定になっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第112号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第112号令和3年度日原診療所移転増築工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

草田 吉丸君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 議案第113号日原診療所レントゲン設備の取得に係る物品売買契約の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第113号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第113号日原診療所レントゲン設備の取得に係る物品売買契約の変更については原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

草田 吉丸君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第15．議案第114号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第114号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第114号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を95億263万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第114号を御説明いたします。

まず、4ページをお開きください。

第2表地方債補正の変更でございます。総額で3,940万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたしますので、12ページをお開きください。

農林水産業費では、林業振興費の工事請負費として原木チップヤードの水対策工事等の出来高対応分に伴い、1,830万7,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、災害復旧費では、現年農地農業用施設災害復旧費の工事請負費として、7月の豪雨災害に伴い、幾久井出頭首工応急仮工事165万円を増額をしております。

現年林道災害復旧費の工事請負費として、8月豪雨災害に伴い、林道耕田内美線ほか2路線5か所の応急対策工事900万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、現年公共土木施設災害復旧費の工事請負費として、8月豪雨災害に伴い、町道野中線ほか6路線1河川の9か所の応急対策工事1,420万円を計上をしております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、10ページにお戻りください。

地方交付税では、普通交付税380万円を計上しております。

町債では、農林業債の過疎対策事業債として、原木チップヤードの水対策工事等の出来高対応分に伴い、自然エネルギー利用施設1,830万。

災害復旧債の農林水産業施設災害復旧債として、7月の豪雨災害による幾久井出頭首工応急仮工事及び8月豪雨災害に伴う林道耕田内美線ほか2路線5か所の応急対策工事に伴い、農林水産業施設災害復旧事業690万円を増額をしております。

公共土木施設災害復旧債として、町道野中線ほか6路線1河川の9か所の応急対策工事に伴い、公共土木施設災害復旧事業1,420万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第114号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第114号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

草田 吉丸君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） それでは、ここで10時10分まで休憩といたします。

午前10時00分休憩

午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第16．請願第2号

○議長（沖田 守君） 日程第16、請願第2号新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、本請願について紹介議員より説明の必要があれば、これを許可いたします。寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 本請願の趣旨説明をさせていただきます。

まず、請願者である農民運動連合会の説明をさせていただきます。

農民運動連合会を通称農民連と呼ぶんですが、農民連は農業と農家の経営を守る目的で農家が自主的につくった団体です。47都道府県に連合会があります。島根県もその一つです。

思想、信条、政党支持の自由の下で、みんなで力を合わせて農業を続けていくための様々な取組を進めています。農業と農家の経営を守る目的で1981年1月に結成されました。農民連は食品分析センターを持っています。残留農薬や重金属、細菌の検査、遺伝子組替作物の分析が会員価格でできます。会員の生産した農産物の安全性のチェック、それを消費者にアピールするとともに輸入農産物の残留農薬を告発して政府を動かしています。テレビでも度々紹介されています。2001年12月に輸入冷凍野菜の残留農薬問題の結果報告がきっかけで、厚労省の検査も始まりました。

では、この請願の内容について、説明させていただきます。

政府はかねてより米の需要に応じた生産を行うため、経営所得安定対策等の交付金を行い、飼料用米や麦、大豆への転換などを図ってきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大による自粛要請、さらに緊急事態宣言の再発令により米需要減少に歯止めがかからず、2019年産米の過大な流通在庫が生まれました。2020年産米市場価格は大暴落し、米価下落は底なしの状態になっています。

政府は36万トンの上乗せ減反を打ち出しましたが、今年の前年産米の60万トンにも及ぶと試算される中、36万トンの減産が実行されたとしても効果の消失が心配されます。

このままでは感染拡大によるさらなる消費減少と相まって、2021年産米の大暴落はもとより、来年の6月末在庫が250万トン規模となり、3年連続の米価暴落を引き起こします。多くの米農家が米作りから撤退することにつながりかねません。

大規模経営でも同様です。コロナ禍の米需要減少による過剰在庫分は、国が責任をもって市場隔離すべきであり、その責任を生産者、流通業者に押しつけることは許されません。政府の責任による特別な隔離対策が絶対に必要です。緊急的な対策を可能な限り迅速に行わなければなりません。

島根県には東の魚沼コシヒカリ、西の仁多米と言われる全国ブランドの仁多米があります。しかし、仁多米の生産農家の御夫婦は「余りにもひどい、もう米を作るのは私たちが終わりにしないといけない」と苦しい胸のうちを話されています。

コロナ禍の中、各地で取り組まれているフードバンクには、食料などを求めて多くの方が参加しています。かつてない危機的な事態の中で苦しむ国民と農家への支援のために従来の政策的枠組みにとらわれない対策が緊急に求められます。よって、政府に次の事項の実現を求めます。

1、コロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして市場から隔離し、需給環境を改善するとともに米価下落に歯止めをかけること。

2、コロナ禍などによる生活困窮者、学生などへの食料支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援すること。

以上の趣旨により、津和野町議会において国関係機関に対し、新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書を提出していただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 紹介議員から趣旨説明等ございました。

これより質疑に入りたいと思います。ありますか。三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） まず、3点ほどお伺いします。

趣旨説明の中盤辺りで来年の6月末、在庫が250万トン規模となりとありますけども、農林水産省の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針というのがホームページに出ております。

それによりますと、来年6月末の在庫量は210トン（発言する者あり）210万トンと報告されております。この差はこの250万トンの根拠というのを教えていただきたいなと思います。

それと、請願事項のコロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫、これを政府が買い取るなどしてというふうに請願事項が書かれておりますけども、コロナで生まれた市場に対する在庫とそうでない在庫の線引きができるのかどうかというのが、ちょっと不思議でならないので、その1点と、あと2項目めにあります生活困窮者、学生などへの食料支援制度を欧米並みに創設しという、欧米並みにはどのようなことがなされているのかお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 紹介議員説明できますか。寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 最初の御質問の6月末の在庫が250万トンというのは、これは全国農業協同組合、JAの中央会が発表している在庫です。政府よりやはり現場に近いので数値が多くなったのじゃないかなと思います。

それから、コロナ禍での在庫ということは、線引きはやはりできないと思います。在庫全般を減してもらわないと、コロナ禍での在庫だけを減すのでは米価下落は防げないと思います。

それから、欧米並みの創設ということなんですが、今、松江などでも大学生を対象にお米をただで持って帰ってもらったりという、何でしたっけ、何かこう皆さん大変な人は来てくださいちゅうことで、民生連の方がされている何たら何たら。すみません。事業の名前が分からないんですけど、本当に困窮している学生や生活をしておられる方にお米を渡したりするのに、政府からの援助がないということです。もう自前で本当にお米を作っておられる農家さんがそういう良いことをやっとなんだな、うちの米を使ってくれとか言って持って来られたり、お野菜を持って来られたりとか、賞味期限が近いからこれはもう売れないからここに持ってきて、まだ大丈夫じゃけえ食べてもらおうとか、そういう物が集まっているそうです。やはりそういうところを政府が責任をもってしっかり対策をしていくべき。今、せつかく余っているお米があるんだから、政府が買い上

げてくれて、お米をそういう方に手元に届くようにという政策を取っていただきたいなと思います。

学生は米を食べないだろうとか言う人もおられるんですが、実は学生も米が食べたいけど、高いからその場しのぎでカップラーメン食べたりとかいうことを、その市場に來られた方は言うておられるそうです。やはり日本人は米だということ saying おられるそうです。

以上です。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 一つだけ、食糧支援制度で民生連の人たちが支援しているという、民生連というのをちょっと簡単に言われたんで、ちょっと説明していただきます。

○議長（沖田 守君） 答えられますか。分からなければ、分からないとおっしゃって結構ですよ。寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） すみません。よくは分かりません。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。質問はありますか。紹介議員に対する質疑はありますか。草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） すみません。ちょっと数量のことでもう一度お聞きしますが、今、請願のほうでは今年の10月末には古米在庫が60トンということに及ぶと試算をされているということでありまして、民間の在庫量は3年6月末で219万トンというようなことで、私はちょっと確認しておるんですけども、ちょっとこの差が大きいんで何かこの数量は何か根拠がちょっと違うのかなと思います。もし分かればお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） すみません。よく分かりません。

○議長（沖田 守君） 請願者になかなか中身まで質問されて、なかなか返答もお困りのようでありますので、ここで質疑は終結をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。いいですか。まだありますか。え、あります。はい、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 請願者に御質問をしたいというふうに思っておりますが、紹介議員であります。要は米の在庫が多くなって、それによって販売価格が大幅に下落したということでありまして。

私もいろいろ状況を見る中で、コロナという観点もあるかもしれない、それは上乗せで今年度なり昨年度起きたものでありまして、根本的にはやはりここ最近、持続的に在庫量が増えてきているという現状があるわけでありまして。

それで大きな原因として、生産調整があるのではなかろうか、国の生産調整の取組がなくなってきているという状況が起因して、生産者団体なり産地がやはり需給バランスを取れない状況にあるとそのように考えるものであります。

生産調整についてであります。この国が関与する生産調整につきましては、昭和44年から始まりました。最初の頃は稲作の作付中止、休耕を中心とした取組でありましたが、その後、稲からほかの作物への作付転換、転作であります。水田を活用した転作作物の作付ということが中心になってまいりました。そして、平成16年度から生産調整の面積配分から生産数量目標配分となったわけでありまして、数量を配分、指示するというふうな格好であります。

それから、その後平成30年度からは行政による生産目標配分が廃止され、産地自ら需要に応じた生産に取り組みというふうな形になりました。これが令和2年産からはこのこともなくなりまして、今後は地域の生産者や集荷業者、団体が中心となって需要に応じた生産が行えるように行政、生産者団体、現場が一体となって取り組むようにというふうなことで決定をされたところであります。

この需給改善というものは、やはりそれぞれの産地が取り組む再生協議会を中心とした取組になっておりまして、地域協議会が国の需給見通しや米の生産、出荷などの情報提供を受けた後に生産計画が示されております。

そうした中で主体的には生産者なり地域が幾ら作り、それを販売していくかというふうな格好の取り決めをしているものであります。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。あなたの趣旨はよく分かりましたが。

○議員（7番 御手洗 剛君） はい、終わります。

○議長（沖田 守君） 請願者の請願に対する質問がありますかということですから、あなたの意見は簡潔に。

○議員（7番 御手洗 剛君） はい。在庫が過剰在庫を政府は買い取るだけで事が済むか、この米作に伴うものは今後も続くわけでありまして、これをどのようにお考えであるか、御質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） この農民連はもう政府のその減反に対する対策とか補償金がどんどん減っていくところとか、いろんな面で政府に対して要求をされていて、今でもいろんなことを要求をされています。

それから、ミニマムアクセス米、外国からお米を買う、日本で米が余っているのにも限らず外国からお米を買うというその枠をどうしても政府が崩さない。そういうところに対しては声を上げていっているんですが、それを、今、このコロナ危機でそれも含めた請願を出すと、なかなかやっていただけない。もう明日にでもしていただきたい。お米農家の方は大変な思いをされているということで、明日にでも、明日は無理ですけど、請願を出すことによって少しでも早く、今、困っているそのときだけでも、コロナ禍で大変なところだけでも何とかしてほしいという思いでこの請願を出されています。

それで、ミニマムアクセス米というのは、本当に要らないよということをいつもこの農民連の方は言われるんですけど、そこを含めちゃ皆さんの同意を得られないだろう、

津和野町議会の方に採択してもらわなければならないだろうということで、そこは入れないよということでこういう請願になっています。

とにかく、今、このコロナで大変、もう商業の方もいろんな方が大変なんですけど、農業も大変で、それを訴えていかないと私たちの生活ができなくなる。そして、子ども達が農業を継ごうとしていたけど、こんな状態じゃあもう継げないよという声が出てきているということで、今回、請願を出されたそうです。

この請願を出すタイミングはもっと早かったほうがよかったと、今、それを反省はしておられますが、とにかくこのコロナを何とか乗り越えたい。そういう意味の請願で出されたそうです。私も、本当、ミニマムアクセス米もやめてほしいし、減反するならきちっと減反というか、米をやめるならきちっと保証をつけてそういう政策を国がして農家を守っていく、農家を成長させていく、農業で御飯が食べられていく日本にしてほしいという思いを持っておりますが、とにかく、今、このコロナ、これで御飯を食べる人が減っている。米を食べたいけどお金がないということで、外食産業のほうも自粛をさせられてお米を消費することができない。そういうことで、とにかく今のコロナに対する対策のお願いであって、それ以外のこともまたコロナが落ち着けばやっていってもらわなくてはということで、この請願になっています。

○議長（沖田 守君） ほかに質問がありますか。川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 紹介議員に御質問いたします。

今のお気持ちというのは重々分かりますし、大変な思いをされている農家さんもいらっしゃるだろうとは思いますが、一方で、米だけを作っている方は大変なんだろうなとも思うんですが、農家さんというのは果たして米だけを作っているのかというところもありますし、あと大規模なところでお米が大打撃を受けているのは分かるんですけども、一方で大規模にされている方というのは、やはり農事組合法人ですとかいろいろ連携を取りながら、様々な策を打っているのではないかと思います。

そこで、今、コロナにおける米を買い取るという、1点に絞っての請願だということなんですけど、そうしますとあらゆる業者に対しても仕入れの問題だとかいろいろところで課題があると思います。このたびは米に絞ってのことだと思ってしまうんですけども、こうした場合コロナに限ってこの農家だけの支援ということになりますと、他業種に対しても同様に施策を展開していかなければならず、そうしたときに先ほど同僚議員の質問からもありましたように、じゃあコロナの影響はどこで線引きをするのかということは大変難しくなってくるのではないかと思います。

津和野町においても、商業と同様に農林業に対してもコロナ禍による業績悪化の緩和のための補助金が出されております。各自治体において、そうした取組がなされている中で、この米の抜本的な対策は置いておくとするならば、これは作ったもの勝ちになってしまうと、そこでまたコロナ禍における農家の中での格差の拡大につながっていくのではないかと思います。このコロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫を政府が買い

取るということで生まれるその格差の拡大、これが生まれるのではないかという懸念について、紹介議員はどのように感じておられるのかを御質問いたします。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ちょっと川田議員の質問が余りにも難しいので、簡単に言うと、その米農家だけが元気になっていいのかということだと思んですが、まず主食である米農家さんが元気になることによって、それに続きいろいろな農家さんが元気になっていくというふうに私は考えております。

主食をきちんと、やはり国が管理していかないと、食べ物がきちんと入らないということは、人間の体をつくっていけないということなので、とにかくまずは米をという考えです。

○議長（沖田 守君） まだ質問ありますか。ないようではありますが、質疑を終結してもいいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 反対の立場で討論をします。

請願の趣旨や請願事項について、特に否定する理由は見当たりません。しかし、私も農業経営の一人として今日まで零細ながらも取り組んできました。そして、農家であり地方議会に席を置かせていただいております。

今回の請願について、内容等についてこれまで国が取り組んできた米政策について一言も触れることなく、新型コロナ禍だけを取り上げた緊急避難的しかも具体性も乏しく、今の時期に出せばいいというようなものではないと思っております。本件のような零細な規模、しかも山間地に位置する条件下での水田農業は、生産性を伴わない国土の保全、集落の維持といった視点が強く求められます。

昭和40年代から長く続いた国の減反政策が平成30年から大幅に見直され、生産者、集荷業者、団体、JA等が中心となって、需要に応じた生産体制に移行しました。このことは作ることも売ることも自己責任ですよということです。従って、関東や東北のような平地を多く抱える穀倉地帯には、土地の集積、機械の大型化によって生産コストの大幅な引き下げが可能となります。これによって米の需給バランスは崩れ、米の価格に影響が及ぶこととなります。

津和野町議会としては、単にコロナ禍を前面に出した意見書より、中山間地における国の政策の矛盾や転作等における交付金の増額等、言及した意見書の提出が適切であると判断して、このたびの出された請願には反対といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） このたびの請願に賛成の立場で討論をいたします。

昨日、米農家の人とお話をしておりましたら、今年、米価がかなり下がっておるということで、共済制度の中で9割補填をしていただけるということですが、また今年下がったら下がった分からまた9割、来年の価格が下がったら下がった分のまた9割ということで、だんだんとやはり厳しい状況が続いてくるということでもあります。

その中で特に生活困窮者や学生などの食料支援制度ということで、津和野町もガバメントクラウドファンディングで文京区の貧困家庭に津和野町産のお米を送るという事業に対して、大変たくさんの方々がこの事業に対して賛同して多くの寄付をされている。そういうようなことからしても、やはりコロナ禍で困窮している方々に米を送り、また米の価格の安定ということを求めるその意見書を今回見ましたけれども、私はその中で否定する要因というものは見つかりませんでしたので、今回、賛成の立場として討論いたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 反対の立場で討論させていただきます。

紹介者の思いは重々分かります。ただ、分かりますけども、この意見書は、今回、内閣総理大臣、農林水産大臣宛に出されるものと思われまじいんですけども、私が把握しているホームページから出す210万トンという部分とこの数字の落差、これが全国中央会で示された数字だというふうに質問のときに答えられましたけども、これもまだ確認していないので私も何とも言えませんが、ただこの文面でじゃあその思いがどうこうじゃなくて、この文面が国のほうに上がっていくわけですよ。じゃあ、これを見たときにどう感じるかと、逆にもっと揉むべきじゃないかなみたいな気もします。

よって、ちょっと数字的なこと、また言葉自体が曖昧なような感じがします。意見書の在りようについては、今回、この提案が出されたことであれこれ凄く悩みましたけども、今回は反対の立場で進めていきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。賛成者ですよ。草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 私は今回の請願に一応賛成の立場で討論いたしたいと思いますが、コロナ禍でやっぱりいろんな影響が出ているのは確かだというふうに思います。米政策全体に対しての意見も当然組み込んでいく必要もあろうかと思えますけども、やはり、今、本当に緊急的に困っている人、困っている状態というものをやっぱり政府に上げていくという部分では、私は今回この請願については、賛成をしたいというふうに思います。

また、後で意見書も出しておりますけども、やっぱりその意見書も含めてこういった声を政府に伝えていくということが大事ではないかという思いで、私はこの請願に賛成をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） やはり先ほども申し上げましたように、需給バランスを取るところを全国的に均一に等しくやるべきでありまして、なかなか全国見通したときに島根県はまさに指示に従った対応を100%している県であります。そういったところが、やはり全国的にはアンバランスを示しておる産地もあるわけであります。

特に、米の地産地においてその傾向が見られます。そういったことの改善が図られない限り、この需要と供給のバランスが今後も取れていかないということが根本にあるということについて、この請願についてはコロナ禍で云々だけでは政府のほうへ意見書を上げるということは反対したいと思っています。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 反対の立場で討論いたします。

先ほど質疑でも申し上げましたように、私もこのコロナ禍だけでという考え方でいきますとどうなのかなど。抜本的な米に対する対策をしていかなければ、米価の暴落というのは止まらないのではないかと考えておりますし、また他の業種、他の農業をはじめとした米以外の作物にしても、ほかのコロナで困っている方々、そういった方々に対しても幅広く対応していかなければいけないと思います。

当然、この請願者の気持ちも分かりますし、紹介議員のおっしゃられた意味も十分伝わってまいります。ただ、このコロナ禍での米に対することだけではなく、抜本的な対策とそれ以外のものに関しても我々は議論していくべきだと思いますので、津和野町議会としてこの請願を意見書として提出することには反対の立場とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより請願第2号を採決いたします。本請願を採択することに、賛成の方は1のボタンを反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、請願第2号新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願については採択と決定をいたしました。

賛成（6名）

草田 吉丸君

道信 俊昭君

丁 泰仁君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（4名）

川田 剛君

板垣 敬司君

御手洗 剛君

三浦 英治君

日程第17. 請願第3号

○議長（沖田 守君） 日程第17、請願第3号災害時における避難場所として役場本庁舎3階の使用を求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。この請願は会議規則第39条の規定により、総務経済常任委員会に付託して閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、請願第3号は総務産業常任委員会に付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第18. 発委第3号

○議長（沖田 守君） 日程第18、発委第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

これより、本案件について総務経済常任委員会委員長より趣旨説明を求めます。1番、草田吉丸君。

○総務経済常任委員会委員長（草田 吉丸君） それでは、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）について説明をさせていただきます。

上記議案について、津和野町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出をするものであります。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）でございます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各地方に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いているこの中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足から避けられない厳しい状況に直面をしている。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより地方創生雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増数が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記として。

1つとして、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税、または地方贈与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月22日、津和野町議会議長沖田守様、提出者、総務経済常任委員会委員長草田吉丸。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

それでは、これから委員長に対して質疑に入りますが、ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

委員長御苦勞でありました。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより発委第3号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、発委第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

よって、各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をさせていただきます。

賛成（10名）

草田 吉丸君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第19．発議第3号

○議長（沖田 守君） 日程第19、発議第3号米の需給改善及び価格の安定に向けた対策を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

これより、本案件について提出議員より趣旨説明を求めます。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それでは、意見書（案）について説明をさせていただきます。

米の需給改善及び価格の安定に向けた対策を求める意見書（案）。全国的な人口の減少や高齢化などに伴い、毎年8万トンの需要減少トレンドから近年10万トンの減少に拡大する中、コロナ禍により業務用需要を中心に主食用米の消費量が減少をしております。

こうした中で、令和3年産米の需給均衡に必要とされる過去最大規模の6.7万ヘクタールの作付転換が達成される見込みとなっているが、コロナ禍の影響により需要量が減少したことから、令和3年6月末の民間在庫量は219万トン、令和4年6月末民間在庫量が210万トン見込まれ、適正水準の180から200万トンを3年連続上回る状況となっている。

こうした販売環境を踏まえ、設定している全国生産地の令和3年産米の概算金は60キロ当たり2,000円から3,000円程度下落しており、JAしまねの買取価格もコシヒカリで2,000円引き下げられ、7月からの豪雨や台風9号など度重なる気象災害も相まって、次年度に向けた営農継続意欲が減退してきている。

島根県の主食用米の生産量は8.6万トン、全国シェアは1.2%に過ぎず、県産米の価格は全国の需給動向の影響を大きく受けることから、下記のとおり国が責任をもって米の需給と価格の安定に向けた対策を講じるよう強く要請する。

1つ、米生産の主産地（東北、北関東等）に対して、米政策の基本である需要に応じた生産が徹底されるよう、改めて国の働きかけを強化すること。

2つ、コロナ禍の影響に伴う需要量の減少は、生産者、関係団体等による需給環境の改善に向けた取組だけでは限界があることから、在庫の解消に向けて備蓄米の買入れ数量を増やすなど抜本的な対策を講じること。

3つ、令和4年産に向けては、水田活用の直接支払交付金をはじめとした作付転換を実現するための予算を十分確保するとともに、需要に応じた生産に真面目に取り組む生産者が再生産可能な所得が確保できるような対策を講じること。

4、米の需要回復拡大に向けて、輸出の拡大や子ども食堂等への提供などの需要拡大対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出したいと思います。

以上で、趣旨説明を終わりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 提出先を申し上げます。

○議員（7番 御手洗 剛君） はい。

提出先は、国。

○議長（沖田 守君） いやいや、この請願の。

○議員（7番 御手洗 剛君） 失礼しました。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長。

○議長（沖田 守君） いや、ちょっと隣、教えてあげてよ。

○議員（7番 御手洗 剛君） 失礼しました。

令和3年9月22日、津和野町議会議長沖田守様、提出者、御手洗剛。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

以上で、説明が終わりました。

これから質疑に入ります。ありませんか。ないですか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） このたびの意見書の中で、4番の特に米の需要回復拡大に向けて輸出の拡大や子ども食堂等への提供など、需要拡大対策を強化するということでもあります。

現在、日本の米というのは非常に高く評価されており、すしやまた日本酒などそういう物にも使われてくることでもあります。海外においても米の需要は拡大しており、輸出の拡大政策を取ることは米の生産に対して価格の安定をもたらすことだと思いますし、

また貧困対策として子ども食堂へ提供されることなど、需要拡大対策を強化することによって米価の安定にも寄与し、そして生産農家の所得向上にもつながると思いますので、その点で今回の意見書に賛成の立場で討論をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、発議第3号を採決します。本案件を原案のとおり決することに、賛成の方は1のボタンを反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、発議第3号米の需給改善及び価格の安定に向けた対策を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

したがって、各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をさせていただきます。

賛成（10名）

草田 吉丸君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第20．総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第20、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。委員長。

○総務経済常任委員会委員長（草田 吉丸君） それでは、総務経済常任委員会所管事務調査報告をいたします。

令和3年第3回3月定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

調査事件であります。

入札及び請負契約に関する事項について。

調査目的。

現状を調査し、議会活動に資するため。

調査方法。

机上調査及び現地調査。

調査の経過であります。第1回を3年5月19日に行っています。午前9時から本庁舎委員会室において、総務経済常任委員会6名、農林課課長補佐山下泰三、主任主事桑原正勝。

これの内容については、原木・チップヤード建設工事について説明を受けたところであります。

その日に午後9時30分より原木・チップヤード建設工事現場を調査しております。参加者は、先ほどの机上調査と現地の日成建設建築工務主任の山沢芳久氏であります。原木・チップヤード建設工事の現場の状況を調査いたしました。そしてまた発注者、設計監理者、請負業者、三者連絡協議の経過についてそこでお聞きをしております。

それから、当日10時30分より本庁舎の委員会室におきまして、総務経済常任委員会6名、総務財政課長岩本要二、課長補佐岸田道治。入札及び請負契約に関する事項について、机上調査をしております。

第2回目、令和3年8月6日、場所が本庁舎第5会議室であります。総務経済常任委員会6名、副町長島田賢司、総務財政課長岩本要二、課長補佐岸田道治、農林課長益井仁志、課長補佐山下泰三、主任主事桑原正勝。

調査内容は、机上調査であります。

第3回であります。令和3年9月8日、本庁舎委員会室、出席者は総務経済常任委員会6名であります。

調査内容は、調査の取りまとめであります。

調査概要であります。まず津和野町入札及び請負契約に関する実態ということで、まず町内事業者の実態ということで表にしております。

この表によりますと、土木一式事業者が13社であります。ランク付けがありまして、これは県の格付けを採用しております。Aランク4社、Bランク7社、Cランク2社ということになっております。1社ほど、松江の業者の方が津和野支店を出しておられると、そういう業者が入っているということでもあります。

一番右の特定建設業の資格者ということで、丸印をしておりますが、その業者の方がそういう資格を持っているということでもあります。これは特定建設業資格というのは、元請業者に必要なものであります。必要となるケースは、発注者から直接受注した工事について、4,000万円以上の工事を下請けに出す場合、こういった資格がないとできないということになっております。

それから、建築一式事業者でございますが6社であります。

Aランク1社、Bランク3社、Cランク2社となっております。この建築の工事につきましては、必要なケースが発注者から直接受注した工事について、6,000万以上の工事についてはやっぱりこの資格が必要ということになっております。

それから、次の3ページであります、建設コンサルタント事業者6社であります。これは町内の2社営業所を津和野町に出しておられるということで、2社が載っております。津和野町業者は4社であります。

それから、土木関係の建設コンサルタント事業者であります、これが4社です。津和野町内の業者は1社ですが、営業所を出しておる業者が3社おられるということになります。

それから、競争参加者の設定方法ということでございますが、3つの方式があります。

まず、一般競争入札であります、資格要件を満たす者のうち、競争の参加申込みを行ったもので競争を行わせる。2つ目が指名競争入札方式であります。発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる。それから随意契約方式ですが、競争の方法によらないで発注者が任意に特定した者を選定して、その者と契約をする。そういった3つの方式があります。

それから、次から少し要綱なりを主なところをちょっと抜粋しております。

まず、津和野町建設工事等一般競争入札の実施要項であります、まず定義として第2条、この要綱において一般競争入札とは競争参加資格の条件を付して入札参加者を募り、入札後に競争入札資格確認審査を行い落札者を決定する方法により行う入札をいう。これ対象建設工事等であります、第3条で一般競争入札を実施する建設工事は請負対象設計金額が4,000万円以上とし、測量、建設コンサルタント業務等は請負対象金額が1,000万円以上とするということになります。

次に、津和野町建設工事入札参加者選定要綱であります。

まず、基本方針の中で、第2条、入札参加者の選定に当たっては、次の各号に掲げる項目を基本方針とする。選定に当たっては、津和野町建設工事請負契約競争入札参加有資格者名簿に登載された者のうちから選定するものとする。この場合においては中小建設業の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資するため、地元業者で施工可能な工事にあつては、極力地元業者に受注機会の確保を図るよう考慮するものということになります。

(2)としては、手持ち工事の状況、工事の性質、工事業績、経営内容及び労働福祉の状況等を勘案し、公共工事の施工者として適格者のうちから選定すること。

(3)格付け等級については、島根県の格付けに準ずるものとするということになります。

次に、選定基準であります。第3条であります、土木一式工事及び建築工事一式の入札参加者は別表に掲げる請負対象設計金額の区分に対応した当該等級欄に掲げる格付け等級を有する者のうちから、指名基準数欄に掲げる数以上を選定するものとする。

2として、格付けを行わない工事種別の入札参加者が総合点数を基準とし、過去の実情及び施工能力等を考慮して3人以上を選定すること。

入札参加者の指名審査会ではありますが、第9条で入札参加者決定に必要な審査を行うため、入札参加者指名審査会（以下「審査会」をいう）を置き、次の者をもって組織する。ただし、教育委員会部局の入札の場合は担当課長を教育長より教育次長に読み替えるものとする。

それは、町長、副町長、参事、総務財政課長、農林課長、環境生活課長、建設課長及び工事の担当課長。

それから測量設計、調査設計等の取扱いであります。第11条、測量調査設計業務（以下「業務」という）の入札参加者は津和野町測量建設コンサルタント業務等に係る指名競争入札参加資格審査要綱第2条の規定により、入札参加の資格があると認定した者のうちから選定するものとする。

前項の場合の指名基準は、3人とする。

選定に当たっては、不誠実な行為の有無、経営状況、当該業務実施についての技術的適正、業務実施の状況等の事項を考慮して行うものとするということになっております。

それから、別表でございますが、土木一式工事は表のとおりでございます。

建築一式工事についても、そのような表のとおりであります。

1億円以上については、原則として格付け等級AかB、それにプラス特定建設業資格を有する者。これを、今、津和野町では一応取決めをしているということであります。

次に、（5）であります。下請けの実態であります。下請け実態について、2例説明を受けた元請けが主張とする工種に対応できる業者が町内にある場合は、下請け取引が行われているが、町内の業者も限られており、工事の規模にもよるが、大部分は町外業者が下請けに入っている実態である。

（6）低入札価格調査制度ではありますが、低入札価格調査制度とは、あらかじめ基準となる価格（低入札調査基準価格）を定め、低入札調査基準価格を下回る価格での入札に対し、契約内容に適合した履行が確保されるか否かを調査（低入札価格調査）し、適正な履行がなされると認めるときは落札をする制度であります。

調査対象者は、低入札調査基準価格を下回る入札価格にて入札した者のうち、失格基準価格以上の入札価格の者を対象としております。

（7）であります。原木・チップヤード建設工事ではありますが、今回の調査で実際に工事が行われている事業について、机上及び現地の調査を実施することで、より具体的な調査ができるとの判断で一例として原木・チップヤード建設工事を取り上げました。

事業の経過はそこに書いてあるように、設計監理業務、そして、工事請負業務、そのような形で経過をしております。

工期については、当初3年3月31日でありましたが、令和3年11月30日に変更をされております。

この工事の当初の入札においては、応札者がいなかったため不調となり、再度入札をしております。その参加者は3社でありました。

発注後において、機械の設置基準高の変更が行われております。現地調査においては施工業者の声も聞いてきましたが、発注者、設計監理者、工事請負業者、3社の打合せ協議が十分機能していないと受け取れる発言もありました。設計図と現地の不一致等もあり、設計監理者と請負業者の信頼関係の欠如が工事の進捗に支障をきたしている現状も確認をされました。

現在の状況は、地下水処理施設の変更設計が行われています。

また発電施設については、令和3年7月13日にフォレストエナジー社より発表があり、令和4年6月稼働に向けて一步を踏み出す考えが示されました。

調査意見であります。

まず、入札関係について。

入札実施要項及び入札参加者等選定要綱に基づき行われている。津和野町の入札状況を見ると、特殊な工事については町外業者の参加実態もあるが、業種によっては少ない町内業者で入札が繰り返されている実態も見受けられる。

①入札参加者選定要綱に知らされているように、「中小建設業の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資するため、地元業者で施工が可能な工事にあつては、極力地元業者に受注機会の確保を図るよう考慮するものとする」を基本としながら、入札資格者選定において資格者が少数になる場合は一般競争入札や指名競争入札において、近隣市町村まで対象を広げるなど対応について検討をされたい。

②低入札価格調査制度の導入については、メリット等を調査し検討されたい。

③造成と建物工事の入札については、現場状況を把握し統一した考え方にに基づき分離発注できるものは分離発注し、できるだけ多くの業者に請負の機会を確保されたい。

④ランク付けにより選定業者数を定めているが、どのランク業者も公平に受注機会が得られるよう配慮した選定に努められたい。

次に、設計・監理であります。

設計・監理とは、設計と監理の2つの言葉から成り立っており、建築士の資格を要する者のみが業とすることができ、設計と監理は一体の関係にある。設計者は工事が開始したと同時に監理者となる。

主な役割として、設計図書のとおり施工が進んでいるかチェック。図書だけでは伝わらない内容の伝達。工事現場との打ち合わせや指示、発注者、設計監理者、工事請負業者それぞれ対等な立場で協議し、スムーズな工事の進行に努めなければならない。

特に設計監理者の役割が、工事現場のまとめ役として重要である。

①として、入札者の選定に当たっては、入札参加者等選定要綱に基づき適切に対応をされたい。

②納入された設計図書のチェックや施工中の現場チェック等のためにも、建築士免許を持った職員の採用に努力をされたい。

設計変更の考えであります。公共工事の設計変更の基本的な考えであります。工事の施工は設計図書に基づいて施工すべきであるが、やむを得ない事情により設計図書と現場等に差異が生じた場合、当該工事との一体性を損ねない範囲において、設計変更を行うこととし、その結果工期や請負代金等に変更が生じた場合は契約変更を行うこととなっている。

国土交通省や島根県の設計変更ガイドライン等を参考にされ、津和野町公共工事請負契約約款に示されている条件変更等に基づき、適切に対応をされたい。

追加予算の確保による大幅な増額変更等については、分離発注が困難な場合を除き、できるだけ別途契約とされたい。

参考としてであります。国土交通省は設計変更の契約範囲について、変更見込額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な者を除き、原則として別途契約とすることとしている。

ただ、例えば当該工事に含めないと期日までに供用開始ができないといった特別な理由がある場合は、30%を超えても設計変更は行えるよう運用しているということでありました。

まとめであります。地方公共団体における発注工事は、その財源が税金によって賄われているものであり、最小の経費で最大の効果を上げることが求められている。

入札案件については、町民の関心も高いものがある。一方、全国を見ると一部地域において官製談合事件も発生している状況である。今後もコンプライアンスを遵守し、透明性、公正性、品質の確保、不正行為の防止等に取り組むと同時に時代に即した入札制度の改革に取り組まれない。

令和3年9月22日、津和野町議会議長沖田守様、総務経済常任委員会委員長草田吉丸。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

委員長、御苦勞でした。

日程第21．文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第21、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。板垣敬司君。

○文教民生常任委員会委員長（板垣 敬司君） 所管事務調査報告書、令和3年第6回6月定例会において、許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

- 1、調査事項。社会教育施設日原第2庁舎及び文化施設の整備、活用計画について。
- 2、調査目的。現状を調査して、議会活動に資するため。
- 3、調査方法。机上調査。
- 4、調査月日。8月26日木曜、午前9時より。
- 5、出席者。文教民生常任委員6名、世良清美教育長、齋藤道夫教育次長。
- 6、調査内容。

「日原第2庁舎」

日原山村開発センター解体による代替施設として、日原第2庁舎の改修が計画されている。

日原第2庁舎の跡地活用を目的として、耐震化と100名程度（600平方メートル）の集会室、調理実習室や研修室、さらにトイレの増設等で改修費用1億7,000万円程度が見込まれる。

耐震化や改修を行った場合でも、建物の対応年数が伸びることにはならず、新築での費用対効果も検討したい。

社会教育施設に対する国の補助金はなく、起債での対応にならざるを得ない。

コンサルの資料に基づき、年度内に改修か新築かの判断を下すスケジュールで進めている。

「桑原史成写真美術館」

観光協会が駅舎に移転することになっている。安野光雅美術館の受付スタッフによるシフト替えと監視カメラ等の設置で当面は対応する。

町民の文化活動等の展示スペースとしては、ロビーの壁や小会議室、2階の事務スペースが提供できる。

「今昔館」

現状維持で運営したい。

- 7、調査意見。

「日原第2庁舎」

改修を前提として新築に向けても財政計画に見合う施設規模とすること。

「桑原史成写真美術館」

津和野駅からの人の流れをつくる工夫をすべきである。

「今昔館」

教育、文化の町を標榜する本町において、三津同盟締結を機会に津和野図書館の移転、増改築を検討されたい。

令和3年9月22日、津和野町議会議長沖田守様、文教民生常任委員会委員長板垣敬司。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） どうも、御苦勞でありました。

ちょっと待ってください。これより、委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了します。

日程第22. 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長（沖田 守君） 日程第22、各委員会からの閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

委員会	目的	事項	期限
総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	商工・観光の現状について	12月定例会まで
文教民生	〃	上下水道事業の現状と課題について	12月定例会まで
議会運営	所掌事務調査	議会の運営に関する事項	12月定例会まで

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

先ほど、請願第2号新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願についてが採択されました。この請願は意見書の提出を求める請願であります。

つきましては、発議第4号新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第1、発議第4号としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程の追加をお願いします。

暫時、11時40分まで休憩といたします。

午前11時35分休憩

.....

午前11時47分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

追加日程第1．発議第4号

○議長（沖田 守君） 追加日程第1、発議第4号新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第4号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これより、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決します。本案件を原案のとおり決することに、賛成の方は1のボタンを反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、発議第4号新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

したがって、各関係機関に津和野町議会の意見書として提出することにいたします。

賛成（6名）

草田 吉丸君

道信 俊昭君

丁 泰仁君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（4名）

川田 剛君

板垣 敬司君

御手洗 剛君

三浦 英治君

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和3年第8回津和野町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦勞でございました。

午前 11 時 50 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員